佐用町地域防災計画

（資　料　編）

～ 住民・地域・行政の協働による防災力強化を目指して ～

令和８年３月修正

佐用町防災会議

《 資料編目次 》

第１編　総　　則 1
　第１章　計画の前提 1
　　第１　計画の趣旨 1
　　第２　災害危険箇所 5
第２編　災害予防・応急対策計画 83
　第１章　基本方針 83
　　第１　迅速な災害応急活動体制の確立 83
　第２章　組織及び配備等 84
　　第１　組織の設置 84
　　第２　職員の配備 130
　　第３　スタッフ管理 136
　第３章　情報の収集及び伝達 143
　　第１　通信機器の確保 143
　　第２　気象予報警報等の基準 143
　　第３　情報の収集、連携、調査等 155
　　第４　情報の整理・分析、報告 194
　　第５　情報の伝達 205
　第４章　水防活動 222
　　第１　水防活動 222
　　第２　資機材等 227
　第５章　住民、自主防災組織、消防団の行動・活動 231
　　第１　住民の行動 231
　　第２　地震発生時の行動 232
　第６章　広域応援体制 233
　　第１　協定締結状況 233
　　第２　協定書 235
　　（協定者乙　兵庫県司法書士会長） 330
　　第３　応援要請等 334
　第７章　被災者の救助救急、各種支援 342
　　第１　災害救助法の適用 342
　　第２　避難対策 356
　　第３　災害時避難行動要支援者支援対策 373
　　第４　孤立集落対策 374
　　第５　救助・救急、医療対策 375
　　第６　帰宅困難者（旅行者、旅客者等）への対策 384
　　第７　飲料水・食料及び物資の供給 386
　　第８　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 413
　第８章　災害情報の提供と相談活動 439
　　第１　災害相談 439
　第９章　ライフラインの応急対策 442
　　第１　ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等） 442

第２　下水道の確保 443
第 10 章　交通・輸送対策 446
第１　交通・輸送対策 446
第 11 章　廃棄物処理対策 453
第１　廃棄物処理対策 453
第２　し尿処理対策 460
第 12 章　教育対策等 463
第１　児童・生徒の教育対策 463
第２　園児の保育対策 477
第 13 章　農林及び公共土木施設等の二次災害防止対策の推進 480
第１　農林及び公共土木対策の推進 480
第 14 章　生活支援対策 485
第１　生活支援 485
第３編　災害復旧計画 526
第 1 章　災害復旧事業の実施 526
第１　国・県への要望 526
第４編　平成 21 年台風第 9 号災害関係 528
第 1 章　要望・条例・様式等 528
第１　国・県への要望 528
第２　災害義援金 538
第３　応急仮設住宅 540
第４　住家の応急修理 549
第５　災害検証委員会 554
第６　災害検証委員会 556

第１編　総　　則

第１章　計画の前提

第１　計画の趣旨

１　佐用町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 146 号
改正　平成 18 年３月 30 日条例第 11 号
改正　平成 23 年３月 30 日条例第 11 号
改正　平成 24 年９月 10 日条例第 36 号
改正　平成 25 年３月 12 日条例第７号
改正　平成 25 年３月 29 日条例第 11 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、佐用町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 佐用町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 町の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
(4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第２項の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめ町長の指名する委員が会長の職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 兵庫県の知事部局の職員のうちから町長が委嘱する者
(2) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
(3) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
(4) 教育長
(5) 西はりま消防組合消防長
(6) 消防団長
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

６　前項の委員の定数は、45 人以内とする。
７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、兵庫県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則　この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附　則（平成 18 年３月 30 日条例第 11 号）
この条例は、平成 18 年４月 1 日から施行する。
附　則（平成 23 年３月 30 日条例第 11 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年９月 10 日条例第 36 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 25 年３月 12 日条例第７号）
この条例は、平成 25 年４月 1 日から施行する。
附　則（平成 25 年３月 29 日条例第 11 号抄）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。

２　防災会議構成委員名簿

■佐用町防災会議委員名簿

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
会　　長	佐用町	町　長	

■条例第 3 条第 5 項①号委員 ～ 兵庫県知事部局の職員（2）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	西播磨県民局総務企画室	室　長	
委　　員	光都土木事務所	所長補佐	

■条例第 3 条第 5 項②号委員 ～ 兵庫県警察の職員（1）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	たつの警察署	署　長	

■条例第 3 条第 5 項③号委員 ～ 町長部局の職員（10）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	佐用町企画防災課	課長	統括部
委　　員	佐用町総務課	課長又は室長	総務対策部
委　　員	佐用町健康福祉課	課長又は室長	医療健康対策部
委　　員	佐用町高年介護課	課長又は室長	医療健康対策部
委　　員	佐用町建設課	課長又は室長	建設農林対策部
委　　員	佐用町農林振興課	課長又は室長	建設農林対策部
委　　員	佐用町上下水道課	課長又は室長	上下水道対策部
委　　員	佐用町教委委員会教育課	課長又は室長	教育対策部
委　　員	佐用町健康福祉課	保健師	保健師代表
委　　員	佐用町保育園	保育士	保育士代表

■条例第 3 条第 5 項④号委員 ～ 教育長（1）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	佐用町教育委員会	教育長	

■条例第 3 条第 5 項⑤号委員 ～ 消防長（1）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	西はりま消防組合	消防長	

■条例第 3 条第 5 項⑥号委員 ～ 消防団長（1）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	佐用町消防団	団　長	

■条例第 3 条第 5 項⑦号委員 ～ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員（2）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	関西電力送配電株式会社姫路本部	姫路配電営業所長	
委　　員	ＮＴＴ西日本株式会社兵庫支店	設備部災害対策室　次長	

■条例第 3 条第 5 項⑧号委員 ～ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（5）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	佐用町自治会連合会	会　長	自主防災組織代表
委　　員	佐用町社会福祉協議会	副会長	
委　　員	佐用町議会	議　長	
委　　員	佐用町民生委員児童委員協議会	副会長	
委　　員	佐用町赤十字奉仕団	委員長	

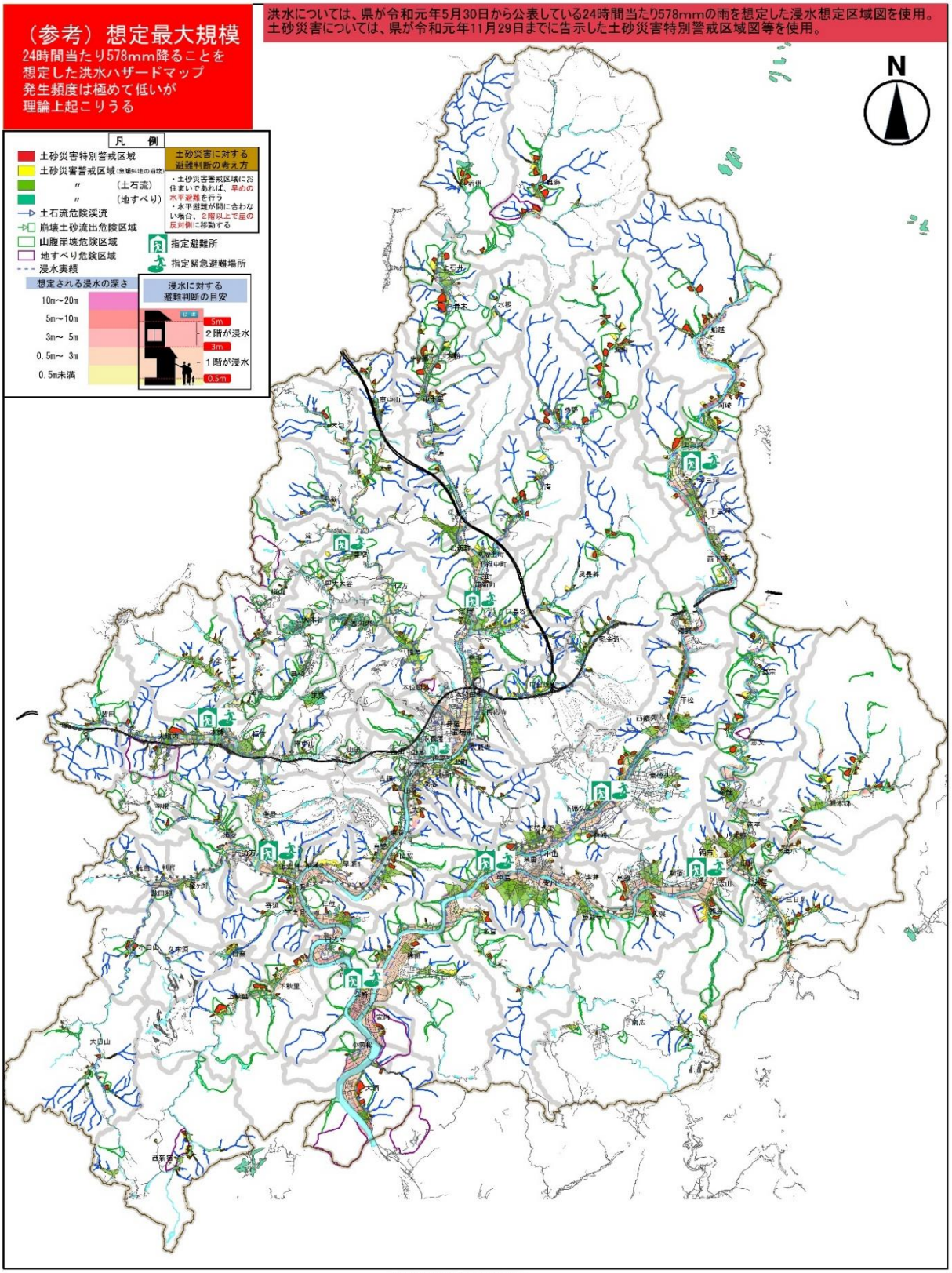
■条例第 3 条第 5 項⑨号委員 ～ 町長が特に必要と認める者（3）

役　　職	機関の名称	職　　名	備　　考
委　　員	佐用町	副町長	会長職務代理
委　　員	国土交通省鳥取河川国道事務所	所　長	
委　　員	陸上自衛隊中部方面特科連隊第 1 大隊	第 2 中隊長	
委　　員	佐用高等学校	家政科長	

１　ハザードマップ（町ホームページに掲載）

■ 町全域（想定最大規模降雨）

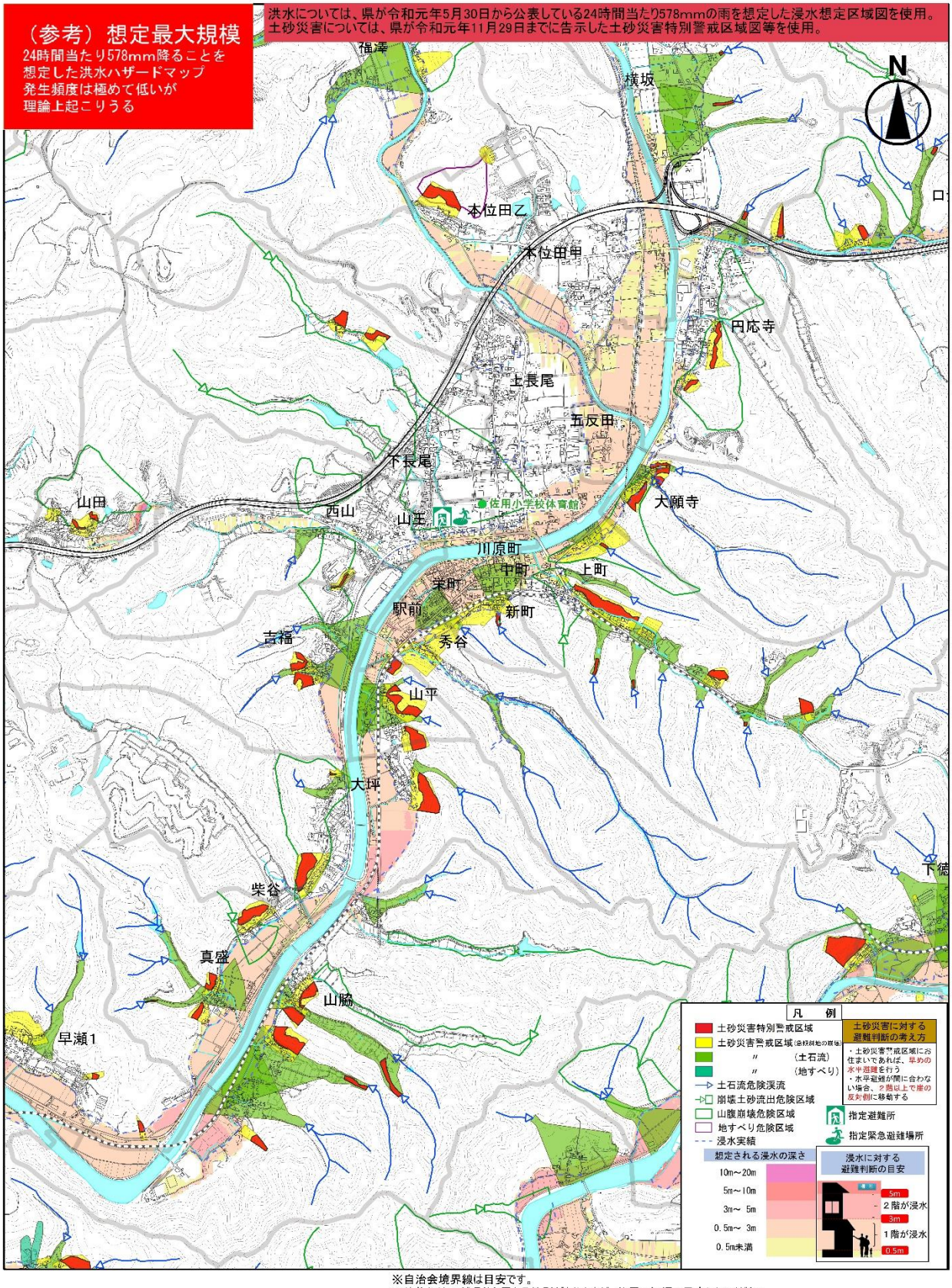
佐用町全域ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 佐用地区（想定最大規模降雨）

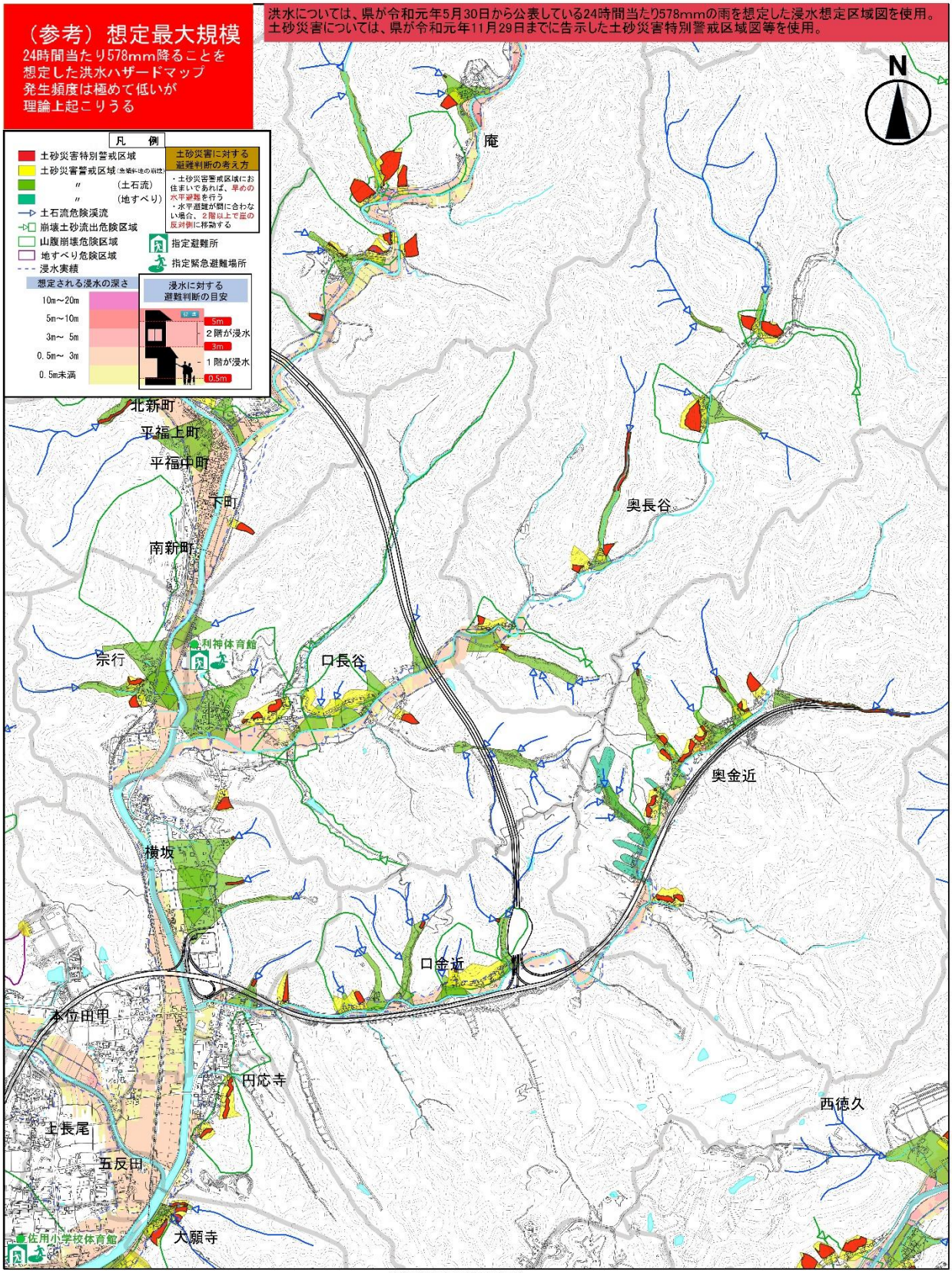
佐用地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 長谷地区（想定最大規模降雨）

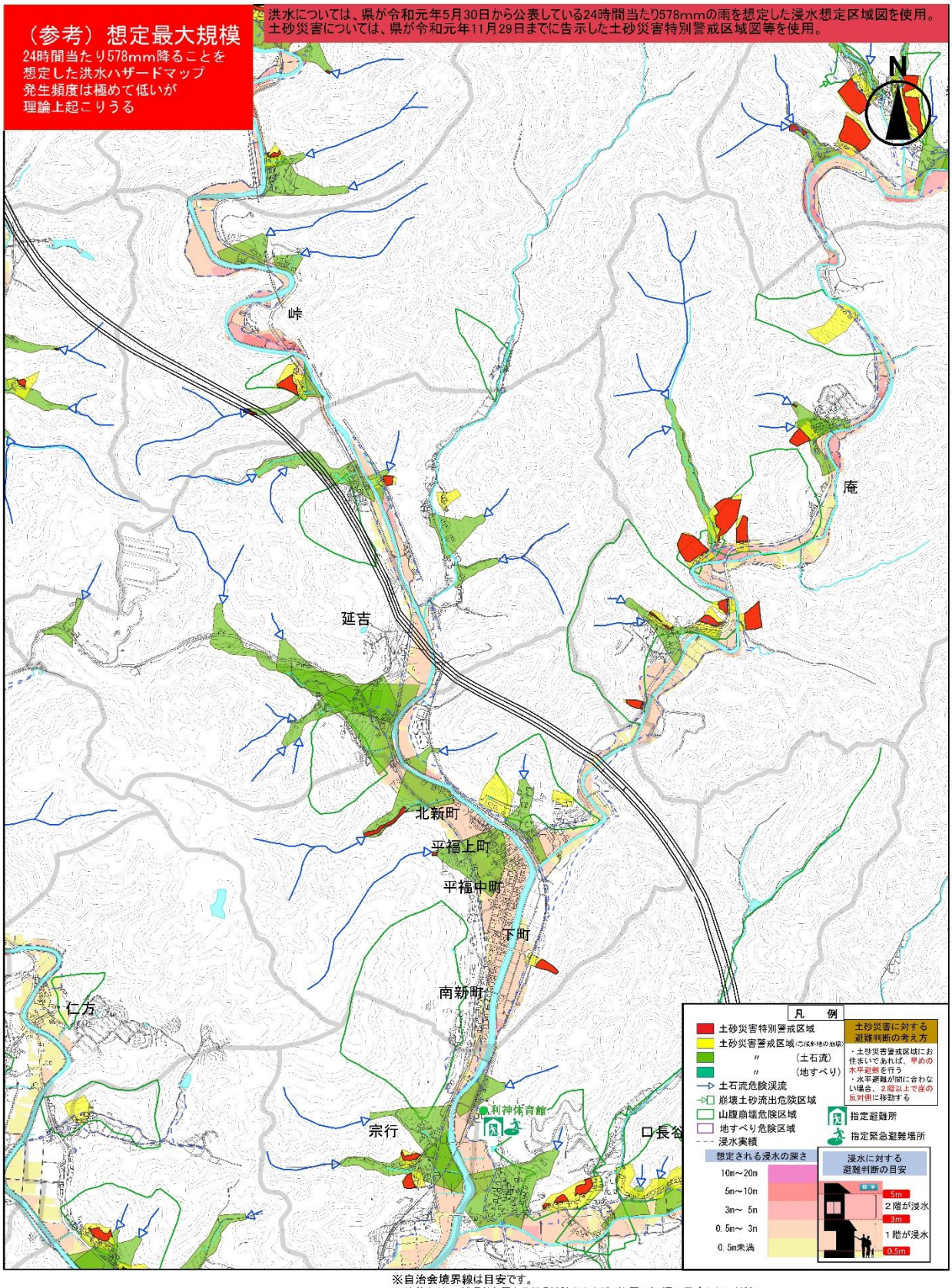
長谷地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 平福地区（想定最大規模降雨）

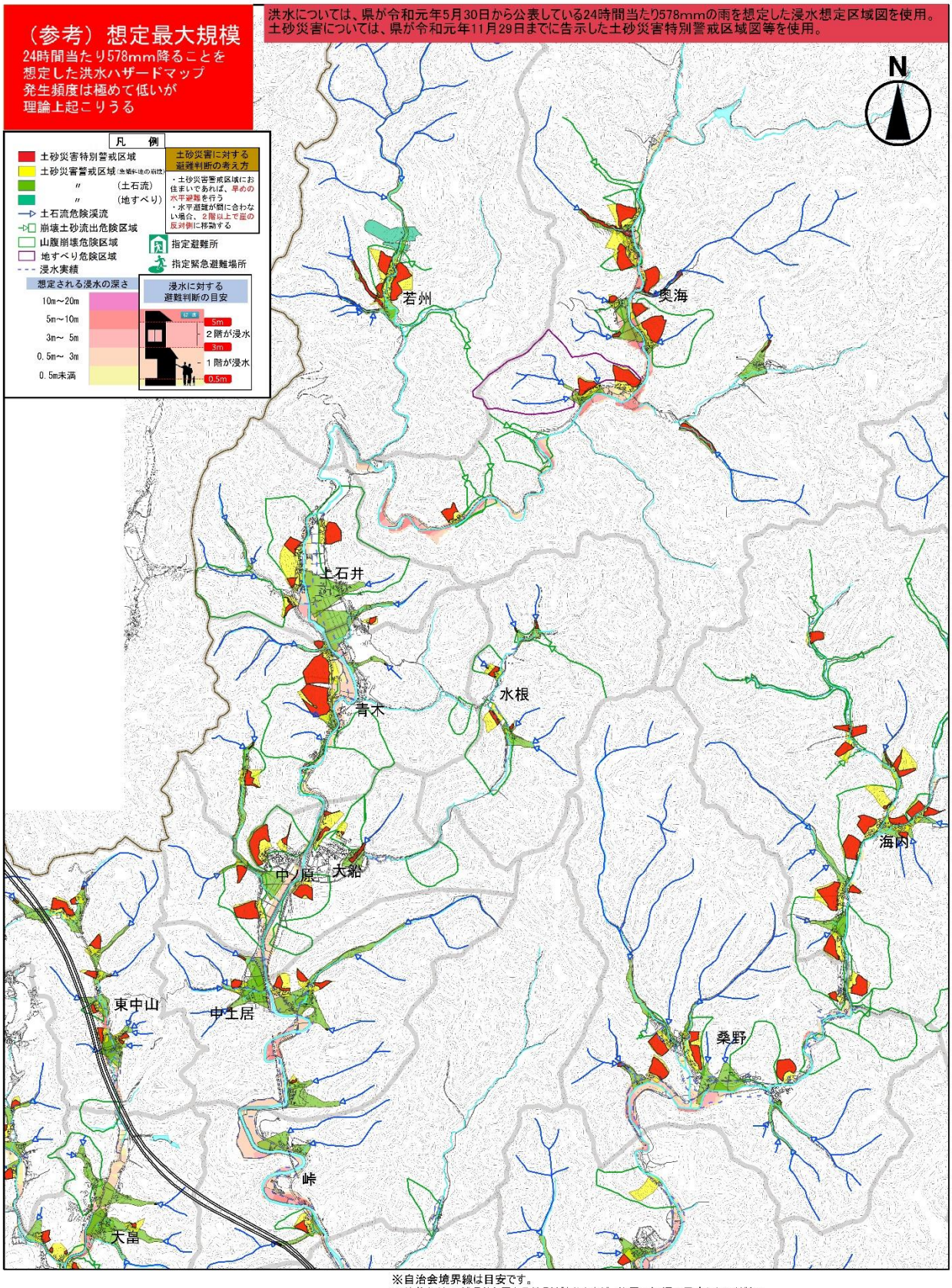
平福地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」に基づいています。

■ 石井地区（想定最大規模降雨）

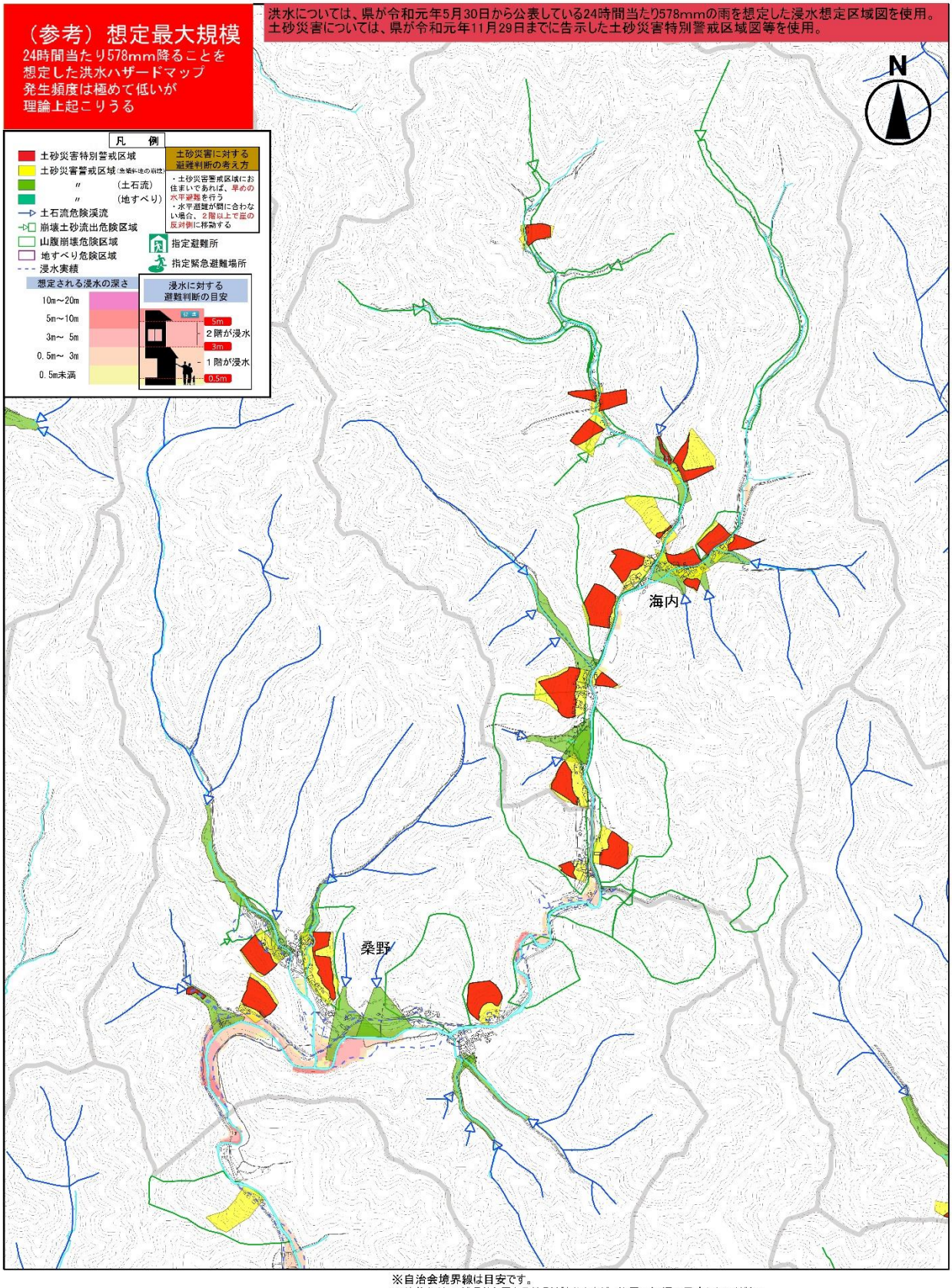
石井地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」に基づいています。

■ 海内地区（想定最大規模降雨）

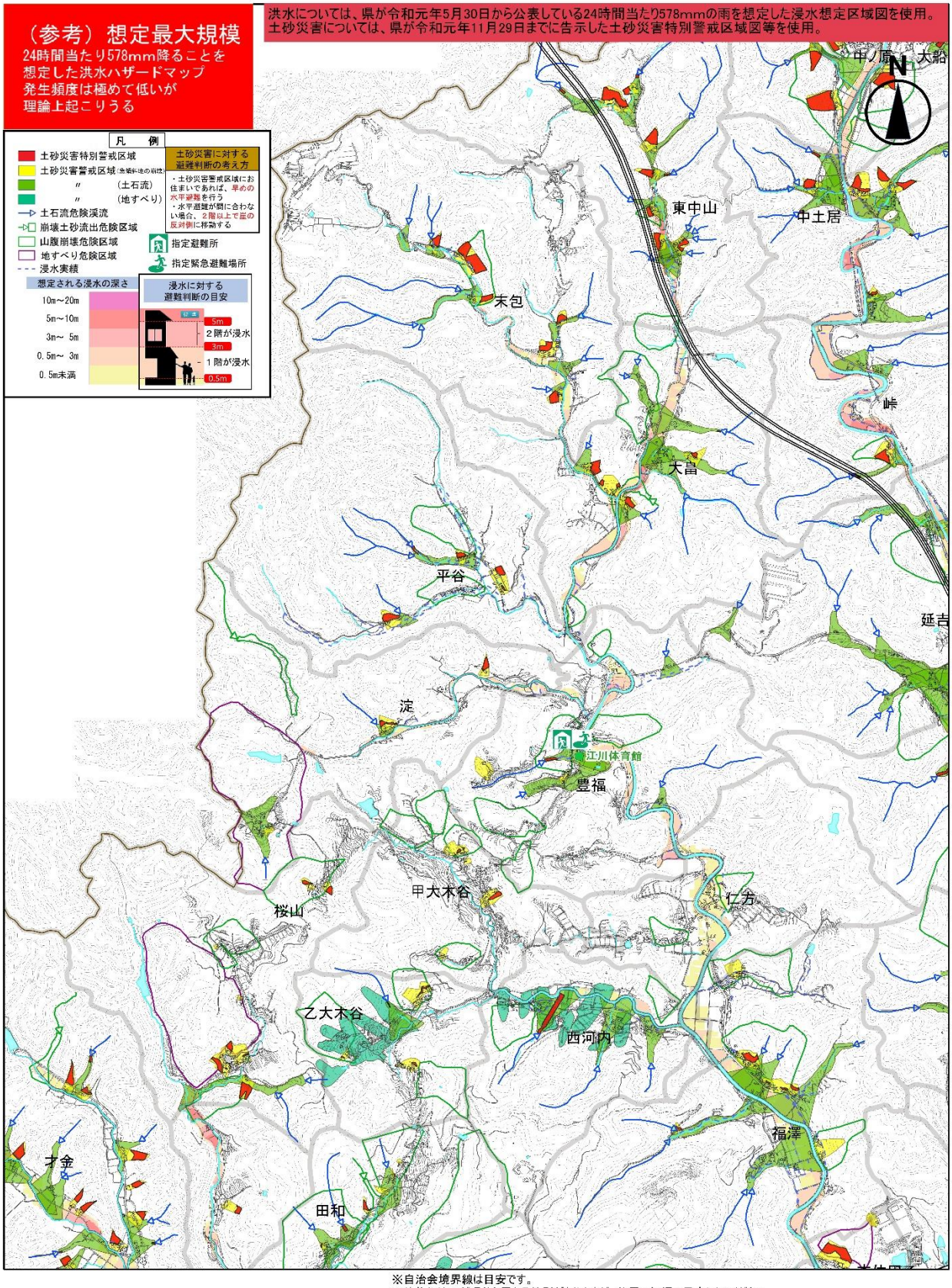
海内地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 江川地区（想定最大規模降雨）

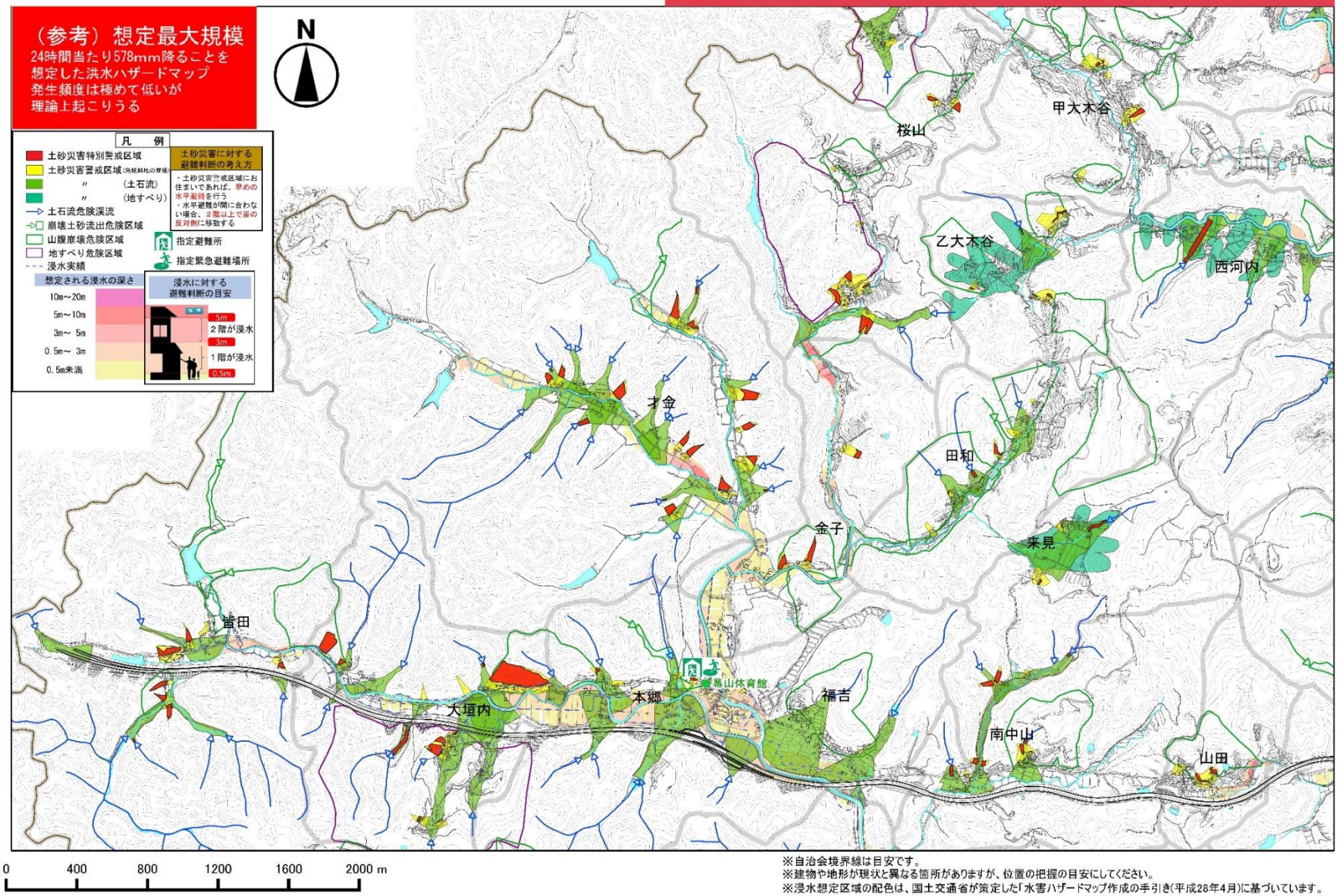
江川地区ハザードマップ



■ 幕山地区（想定最大規模降雨）

幕山地区ハザードマップ

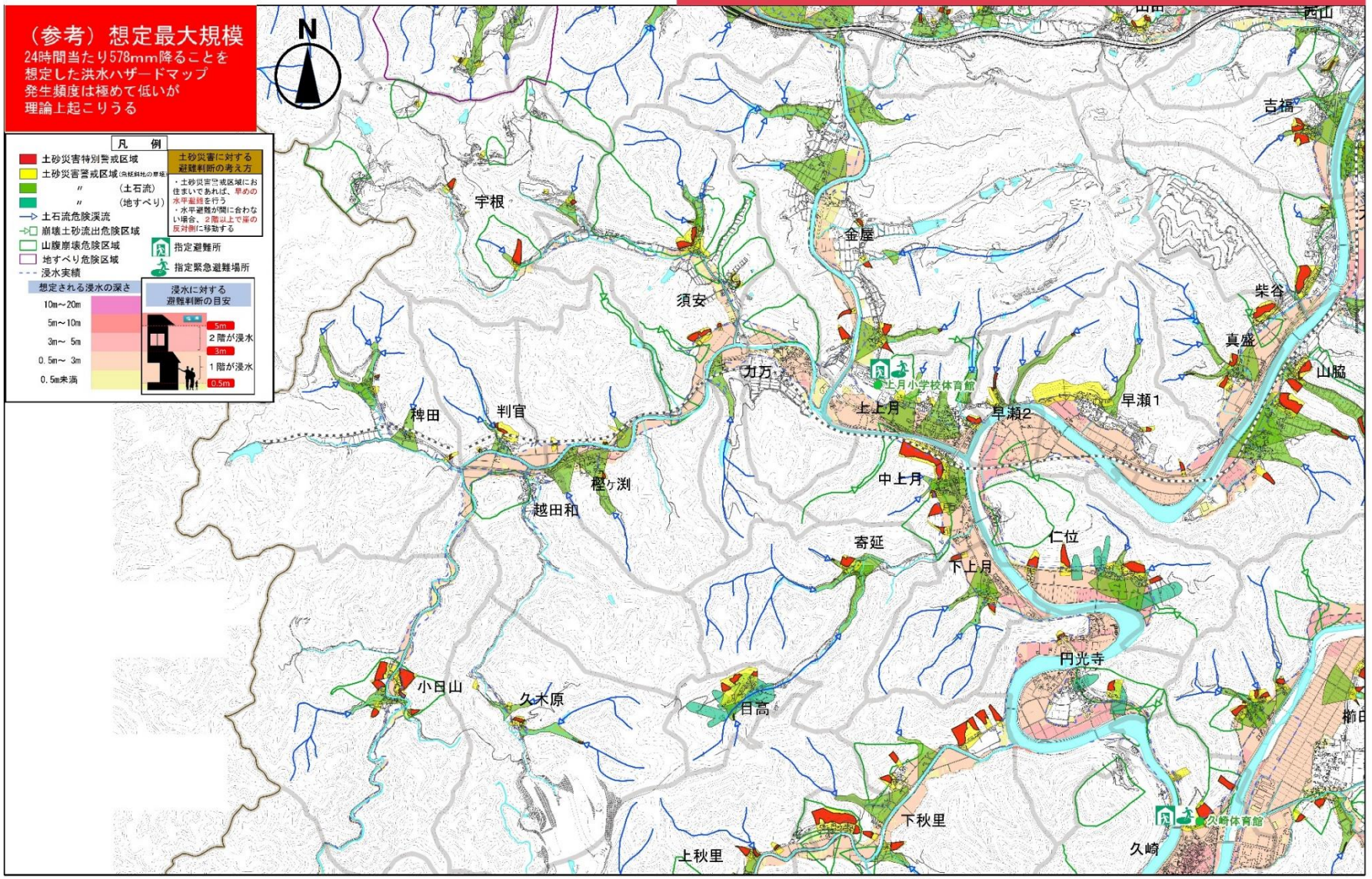
洪水については、県が令和元年5月30日から公表している24時間当たり578mmの雨を想定した浸水想定区域図を使用。
土砂災害については、県が令和元年11月29日までに告示した土砂災害特別警戒区域図等を使用。



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

上月地区ハザードマップ

洪水については、県が令和元年5月30日から公表している24時間当たり578mmの雨を想定した浸水想定区域図を使用。
土砂災害については、県が令和元年11月29日までに告示した土砂災害特別警戒区域図等を使用。

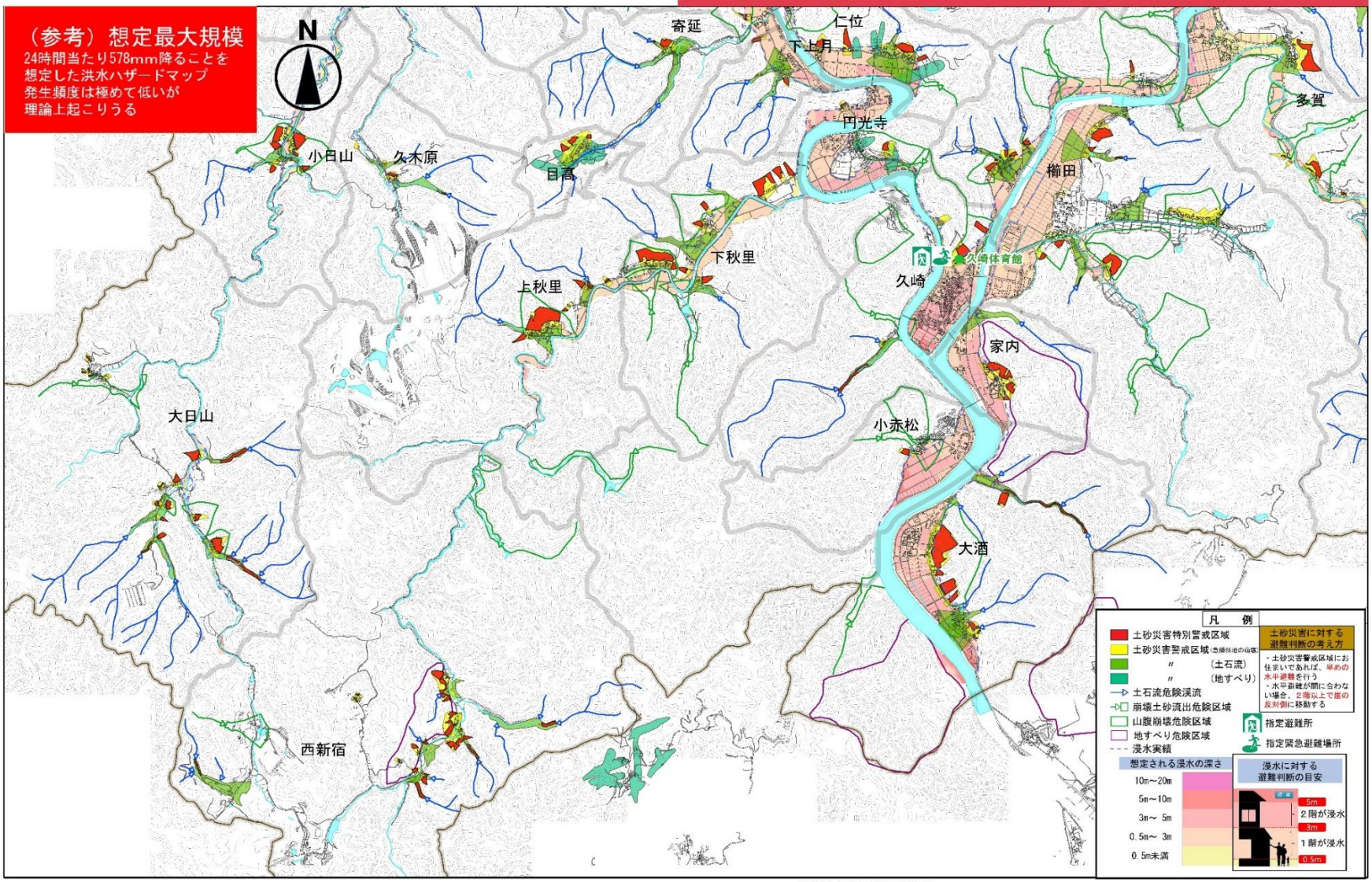


※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」に基づいています。

■ 久崎地区（想定最大規模降雨）

久崎地区ハザードマップ

洪水については、県が令和元年5月30日から公表している24時間当たり578mmの雨を想定した浸水想定区域図を使用。
土砂災害については、県が令和元年11月29日までに告示した土砂災害特別警戒区域図等を使用。

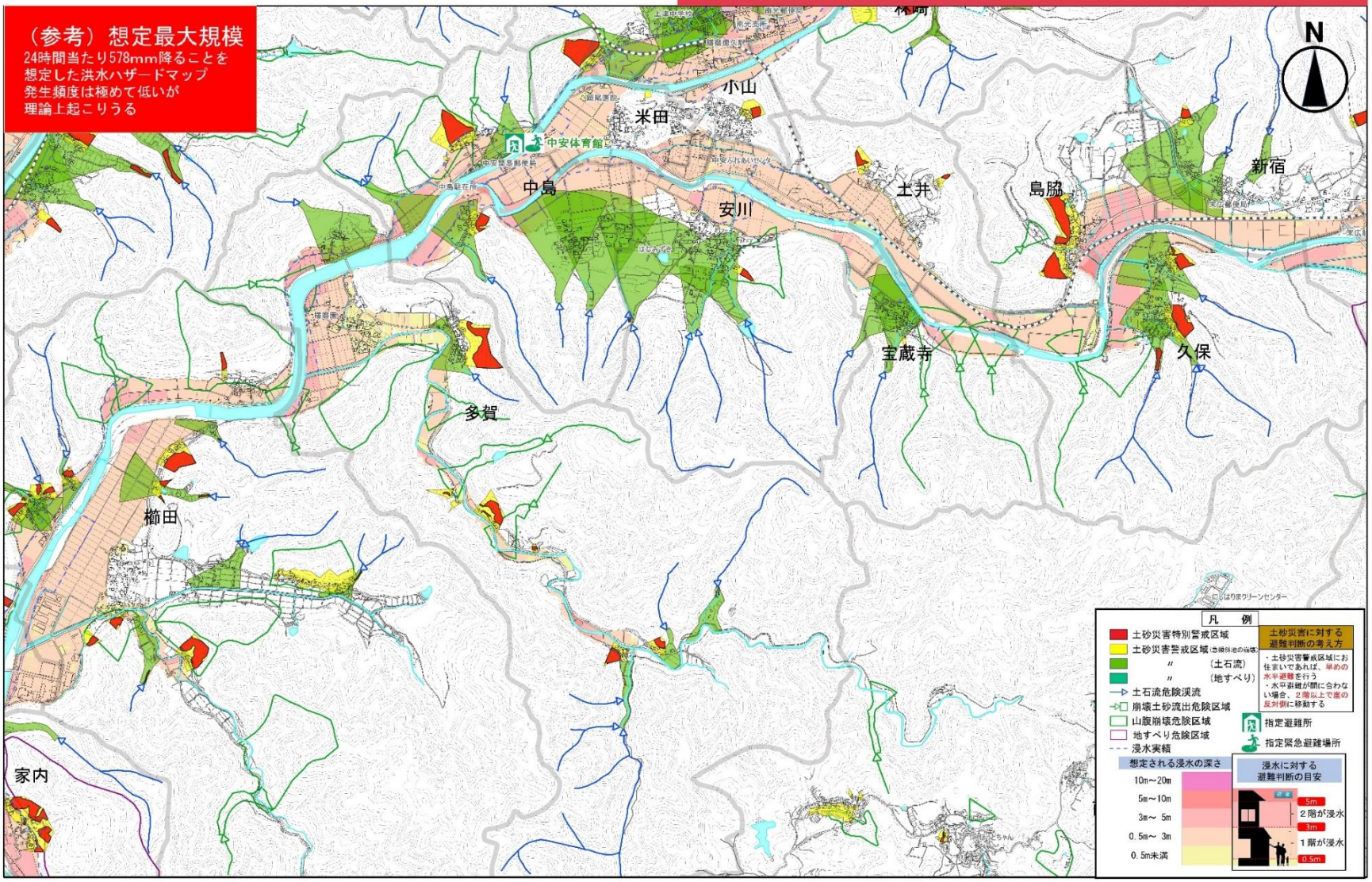


※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 中安地区（想定最大規模降雨）

中安地区ハザードマップ

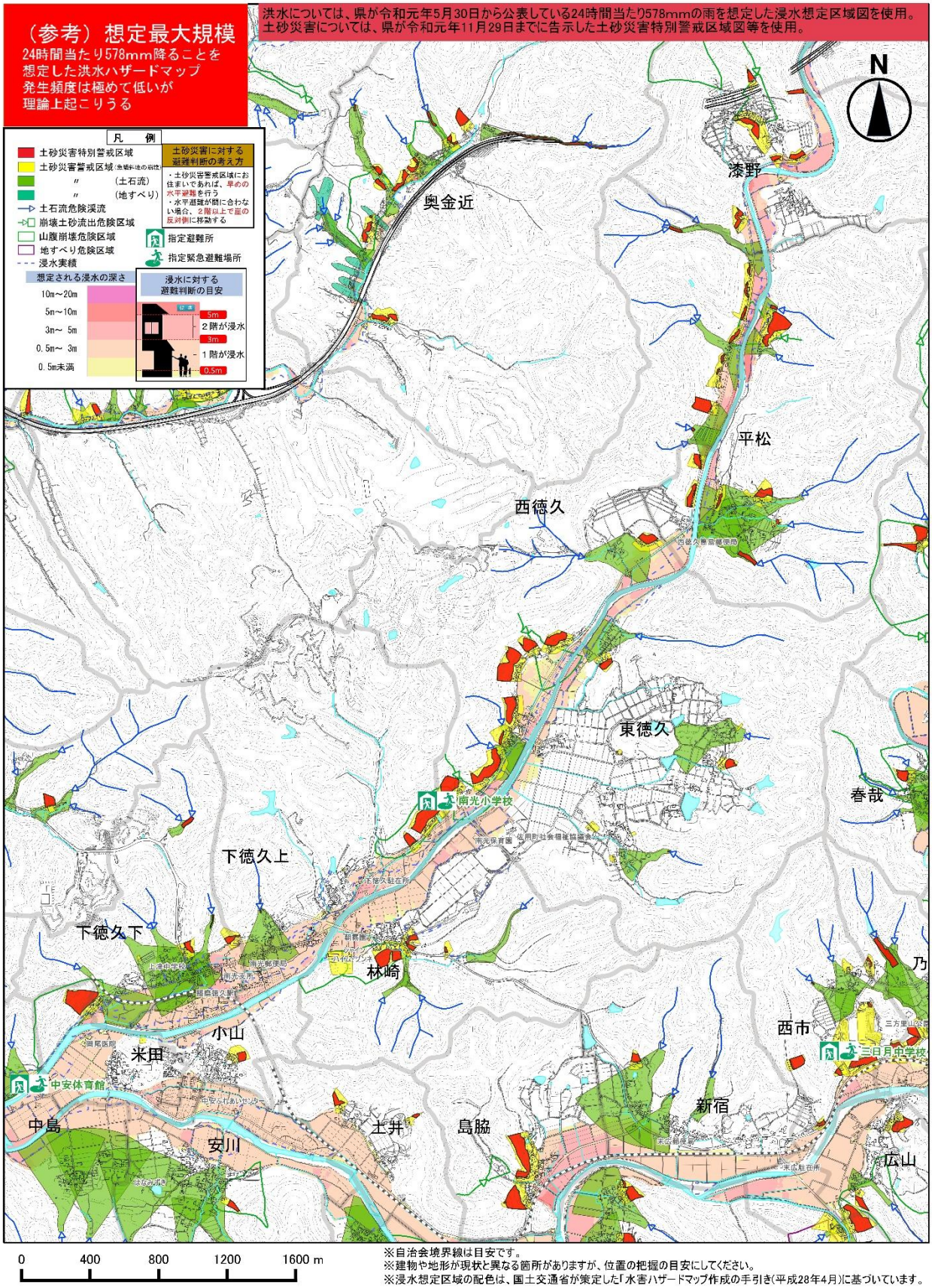
洪水については、県が令和元年5月30日から公表している24時間当たり578mmの雨を想定した浸水想定区域図を使用。
土砂災害については、県が令和元年11月29日までに告示した土砂災害特別警戒区域図等を使用。



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 徳久地区（想定最大規模降雨）

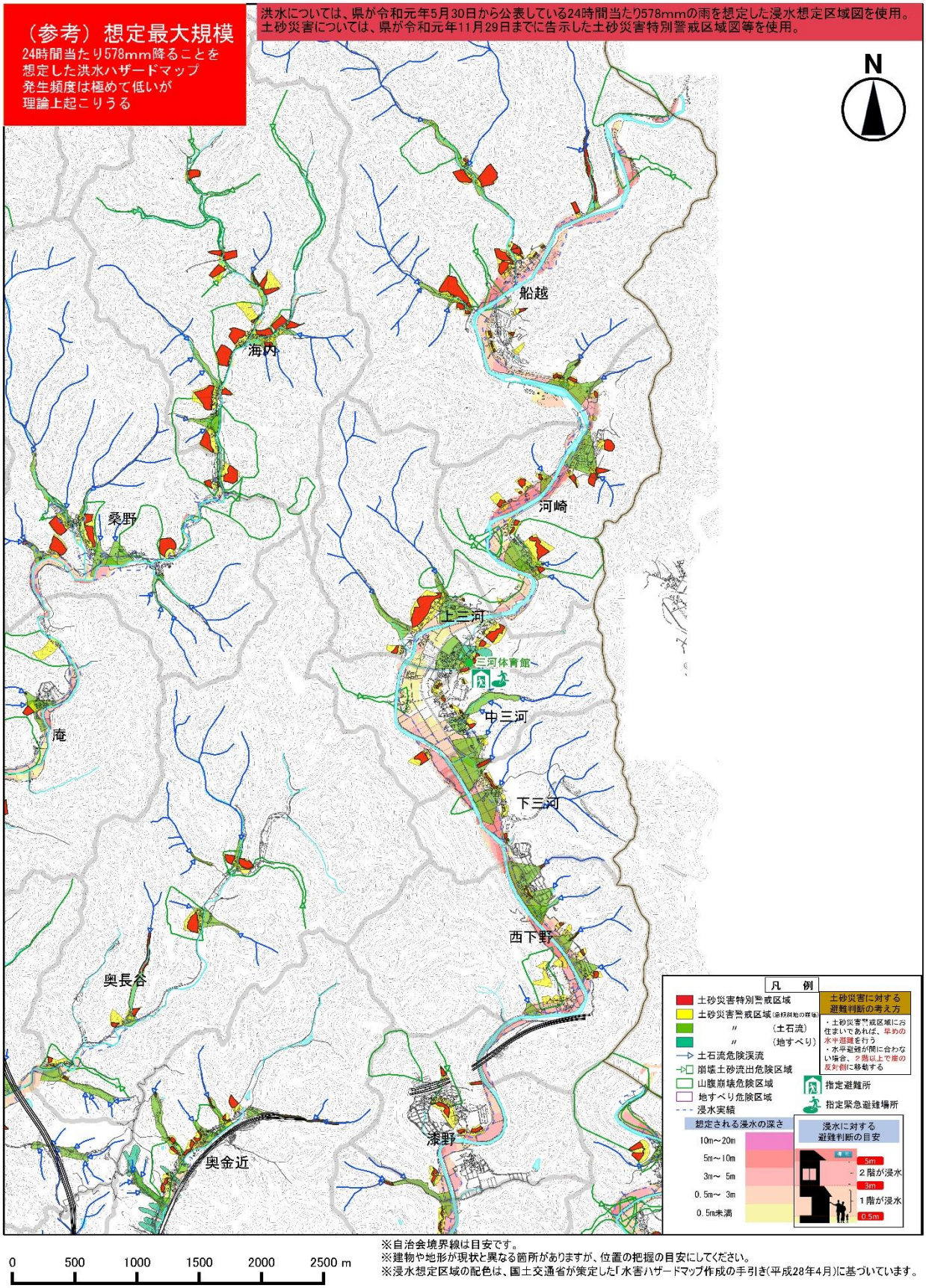
徳久地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 三河地区（想定最大規模降雨）

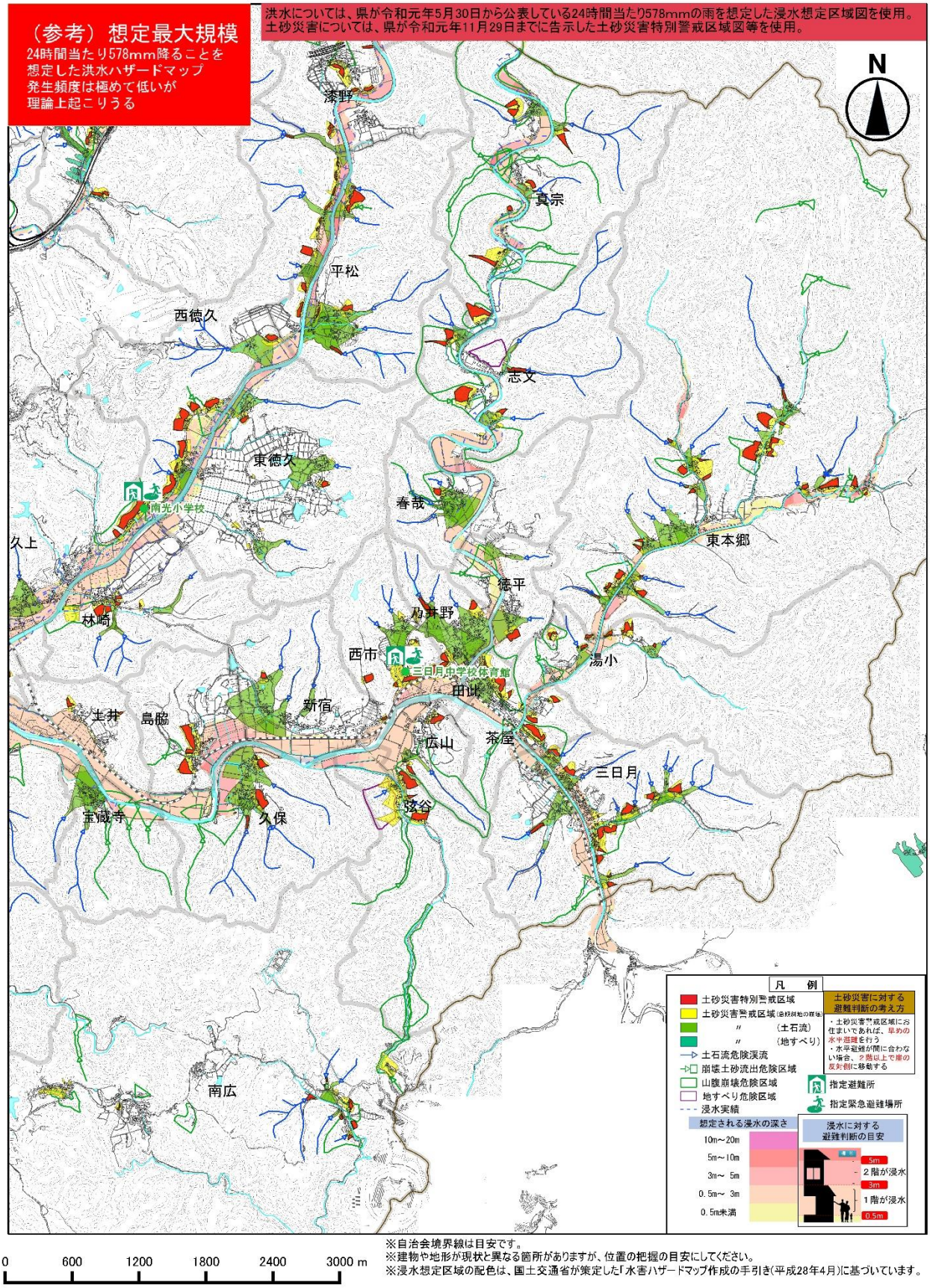
三河地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

■ 三日月地区（想定最大規模降雨）

三日月地区ハザードマップ



※自治会境界線は目安です。
※建物や地形が現状と異なる箇所がありますが、位置の把握の目安にしてください。
※浸水想定区域の配色は、国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に基づいています。

2　重要水防箇所一覧表

（マ 16-別表 1）

重要区分	No	河川名	左右岸	延長（m）	地　　点	危険理由	水防工法	主な監視員等
最も重要	1	志文川	左	400	佐用町乃井野（新橋～大川橋上流 220m）	1-A 堤防断面	積み土のう工法	田 此 カメラ
	2	志文川	右	400	佐用町乃井野（新橋～大川橋上流 220m）	1-A 堤防断面	積み土のう工法	田 此 カメラ
次に重要	3	千種川	左	325	佐用町多賀（大下り川合流点～多賀橋下流）	1-B 堤防高	積み土のう工法	災 害 モニター
	4	千種川	右	325	佐用町多賀（大下り川合流点～多賀橋下流）	1-B 堤防高	積み土のう工法	災 害 モニター
	5	千種川	左	250	佐用町中島～米田（中島橋上流～米田橋下流）	1.2-B 堤防高	積み土のう工法	災 害 モニター
	6	千種川	右	250	佐用町米田（米田橋上流～小山橋下流）	2-B 堤防高	積み土のう工法	災 害 モニター
	7	佐用川	右	470	佐用町平福（宮橋上流～橋梁下流 Gp）	1-B 堤防高	積み土のう工法	平 福 カメラ
	8	大下り川	右	100	佐用町多賀（第 1 橋梁上流 130m～井堰）	1-B 堤防高	積み土のう工法	災 害 モニター
	9	角亀川	左	1,270	佐用町三日月（本郷川合流点～弓の木橋）	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ
	10	角亀川	右	1,270	佐用町三日月（本郷川合流点～弓の木橋）	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ
	11	本郷川	右	150	佐用町三日月（角亀川合流点第 3 橋梁～井堰）	1-B 堤防高	積み土のう工法	三日月 カメラ
	12	本郷川	左	200	佐用町下本郷中村（角亀川合流点より 1.5ｋｍ付近）	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ

※ 危険理由は、別表「背後地の重要度に関する基準」及び別表「河川における重要水防箇所指定基準」による。

※ 主な監視員等は、河川カメラ、災害モニター、消防団、自主防災組織のほか、県（光都土木事務所）、建設農林対策部及び西はりま消防組合佐用消防署とする。なお、河川水位が高い地点は、建設農林対策部及び消防団が中心に監視する。

■ 危険理由

背後地の重要度に関する基準（マ 16-別表 2）

1	市街地又は集落を形成している箇所があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な箇所があること。
4	その他の上記に準じる重要な箇所があること。

河川における重要水防箇所指定基準（マ 16-別表 3）

種　別	重要水防箇所 A　水防上最も重要な箇所、B　次に重要な箇所、C　要注意箇所
堤防高 （流下能力）	A　計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所 B　計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防に あっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	A　現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の 1 未満の箇所 B　現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所
法崩れ すべり	A　法崩れ・すべり法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所 B　法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
漏　水	A　漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所 B　漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
水　衝 洗　掘	A　水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による海岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所 B　水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	A　河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置は必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所 B　橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
工事施工	C　出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧川跡	C　新堤防で築造後 3 年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸　閘	C　陸閘が設置されている箇所

3　土砂災害特別警戒区域一覧表

（マ 16 別表 8）　　（令和 7 年 12 月 22 日現在）

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	奥土居（1）Ⅰ	139010001	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
2	奥土居（2）(1) Ⅰ	139010002	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
3	奥土居（4）Ⅰ	139010003	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
4	下村（1）Ⅰ	139010004	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
5	下村（2）Ⅰ	139010005	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
6	若洲（1）Ⅰ	139010006	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
7	若洲（2）Ⅰ	139010007	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
8	若洲（3）Ⅰ	139010008	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
9	上石井（1）Ⅰ	139010009	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
10	青木Ⅰ	139010010	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
11	羽蔵Ⅰ	139010011	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
12	大船Ⅰ	139010012	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
13	三山Ⅰ	139010013	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
14	下峠Ⅰ	139010014	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
15	海内（1）Ⅰ	139010015	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
16	海内（2）Ⅰ	139010016	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
17	堂ノ西Ⅰ	139010017	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
18	奥土居（2）(2) Ⅰ	139010018	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
19	上石井（2）Ⅰ	139010019	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
20	上土居（1）Ⅰ	139010020	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
21	上土居（2）Ⅰ	139010021	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
22	下庵Ⅰ	139010022	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
23	奥土居（3）Ⅱ	139010023	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
24	上土居（1）Ⅱ	139010024	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
25	上土居（2）Ⅱ	139010025	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
26	奥土居（2）Ⅱ	139010026	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
27	奥海Ⅱ	139010027	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
28	上石井（1）Ⅱ	139010028	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
29	上石井（2）Ⅱ	139010029	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
30	上石井（3）Ⅱ	139010030	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
31	上石井（4）Ⅱ	139010031	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
32	高野Ⅱ	139010032	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
33	大船Ⅱ	139010033	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
34	中ノ原（1）Ⅱ	139010034	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
35	中ノ原（2）Ⅱ	139010035	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
36	中ノ原（3）Ⅱ	139010036	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
37	中ノ原（4）Ⅱ	139010037	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
38	中ノ原（5）Ⅱ	139010038	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
39	羽蔵（1）Ⅱ	139010039	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
40	羽蔵（2）Ⅱ	139010040	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
41	馬場Ⅱ	139010041	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
42	三山（1）Ⅱ	139010042	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
43	三山（2）Ⅱ	139010043	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
44	岡Ⅱ	139010044	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
45	大河内（1）Ⅱ	139010045	佐用郡佐用町延吉	急傾斜地の崩壊
46	衰畑（1）Ⅱ	139010047	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
47	衰畑（2）Ⅱ	139010048	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
48	衰畑（3）Ⅱ	139010049	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
49	衰畑（4）Ⅱ	139010050	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
50	衰畑（5）Ⅱ	139010051	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
51	衰畑（6）Ⅱ	139010052	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
52	上土居（3）Ⅱ	139010053	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
53	上土居（4）Ⅱ	139010054	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
54	上土居（5）Ⅱ	139010055	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
55	上土居（6）Ⅱ	139010056	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
56	上土居（7）Ⅱ	139010057	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
57	井の久保Ⅱ	139010058	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
58	堂の西Ⅱ	139010059	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
59	才尾Ⅱ	139010060	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
60	大和田（2）Ⅱ	139010062	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
61	下庵（1）Ⅱ	139010063	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
62	下庵（2）Ⅱ	139010064	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
63	下庵（3）Ⅱ	139010065	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
64	下庵（4）Ⅱ	139010066	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
65	下庵（5）Ⅱ	139010067	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
66	下庵（6）Ⅱ	139010068	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
67	中山Ⅰ	139010069	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
68	王子Ⅰ	139010070	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
69	平谷（2）Ⅰ	139010072	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
70	亀ケ坂Ⅰ	139010075	佐用郡佐用町淀	急傾斜地の崩壊
71	田坪（1）Ⅰ	139010076	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
72	田坪（2）Ⅰ	139010077	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
73	中村Ⅰ	139010078	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
74	横尾Ⅰ	139010079	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
75	塩谷Ⅰ	139010081	佐用郡佐用町口長谷	急傾斜地の崩壊
76	平福（2）Ⅰ	139010083	佐用郡佐用町平福	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
77	宗行Ⅰ	139010085	佐用郡佐用町宗行	急傾斜地の崩壊
78	奥金近（1）Ⅰ	139010086	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
79	奥金近（2）Ⅰ	139010087	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
80	奥金近（3）Ⅰ	139010088	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
81	口金近（2）Ⅰ	139010090	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
82	清水Ⅰ	139010092	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
83	田野Ⅰ	139010093	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
84	甲大木谷（1）	139010095	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
85	甲大木谷（2）	139010096	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
86	下村Ⅰ	139010097	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
87	塩田Ⅰ	139010098	佐用郡佐用町本位田	急傾斜地の崩壊
88	円応寺（1）Ⅰ	139010100	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
89	円応寺（2）Ⅰ	139010101	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
90	大願寺（1）Ⅰ	139010102	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
91	大願寺（2）Ⅰ	139010103	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
92	大願寺（3）Ⅰ	139010104	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
93	山田Ⅰ	139010105	佐用郡佐用町山田	急傾斜地の崩壊
94	佐用（1）Ⅰ	139010106	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
95	佐用（4）Ⅰ	139010109	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
96	佐用（5）Ⅰ	139010110	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
97	吉福Ⅰ	139010114	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
98	山平Ⅰ	139010115	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
99	福原Ⅰ	139010116	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
100	福原（2）Ⅰ	139010117	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
101	大坪Ⅰ	139010118	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
102	真盛（1）Ⅰ	139010119	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
103	真盛（2）Ⅰ	139010120	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
104	カジ屋（1）Ⅰ	139010121	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
105	カジ屋（2）Ⅰ	139010122	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
106	山脇Ⅰ	139010123	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
107	下山脇Ⅰ	139010124	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
108	谷（1）Ⅱ	139010125	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
109	谷（2）Ⅱ	139010126	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
110	谷（3）Ⅱ	139010127	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
111	本村（1）Ⅱ	139010128	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
112	本村（2）Ⅱ	139010129	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
113	本村（3）Ⅱ	139010130	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
114	中山（1）Ⅱ	139010131	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
115	中山（2）Ⅱ	139010132	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
116	中山（3）Ⅱ	139010133	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
117	中山（4）Ⅱ	139010134	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
118	中山（5）Ⅱ	139010135	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
119	中山（6）Ⅱ	139010136	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
120	王子（1）Ⅱ	139010137	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
121	王子（2）Ⅱ	139010138	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
122	庵Ⅱ	139010139	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
123	平谷Ⅱ	139010140	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
124	淀Ⅱ	139010141	佐用郡佐用町淀	急傾斜地の崩壊
125	深山口（1）Ⅱ	139010143	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
126	深山口（2）Ⅱ	139010144	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
127	横尾Ⅱ	139010145	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
128	中島Ⅱ	139010146	佐用郡佐用町口長谷	急傾斜地の崩壊
129	宗行Ⅱ	139010147	佐用郡佐用町宗行	急傾斜地の崩壊
130	奥金近（1）Ⅱ	139010148	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
131	奥金近（2）Ⅱ	139010149	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
132	奥金近（3）Ⅱ	139010150	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
133	奥金近（4）Ⅱ	139010151	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
134	口金近（2）Ⅱ	139010153	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
135	夏村Ⅱ	139010154	佐用郡佐用町横坂	急傾斜地の崩壊
136	大谷Ⅱ	139010155	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
137	奥村Ⅱ	139010157	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
138	植木谷Ⅱ	139010158	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
139	長尾（1）Ⅱ	139010159	佐用郡佐用町長尾	急傾斜地の崩壊
140	長尾（2）Ⅱ	139010160	佐用郡佐用町長尾	急傾斜地の崩壊
141	佐用（3）Ⅱ	139010162	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
142	秀谷Ⅱ	139010163	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
143	真盛Ⅱ	139010164	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
144	桜山Ⅰ	139020001	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
145	樺坂（1）Ⅱ	139020002	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
146	樺坂（2）Ⅱ	139020003	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
147	桜山（3）Ⅱ	139020006	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
148	才元Ⅰ	139020007	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
149	奥金子Ⅱ	139020008	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
150	下金子Ⅱ	139020009	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
151	舟戸（1）Ⅱ	139020010	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
152	才金（1）Ⅱ	139020011	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
153	才金（2）Ⅱ	139020012	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
154	才元（1）Ⅱ	139020013	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
155	才元（2）Ⅱ	139020014	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
156	才元（3）Ⅱ	139020015	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
157	才元（4）Ⅱ	139020016	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
158	大地（1）Ⅱ	139020017	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
159	大地（2）Ⅱ	139020018	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
160	大地（3）Ⅱ	139020019	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
161	大地（4）Ⅱ	139020020	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
162	大地（5）Ⅱ	139020021	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
163	上田和Ⅰ	139020022	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
164	来見Ⅰ	139020023	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
165	下田和（1）Ⅱ	139020027	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
166	来見（1）Ⅱ	139020029	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
167	来見（3）Ⅱ	139020031	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
168	来見（4）Ⅱ	139020032	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
169	皆田（2）Ⅰ	139020034	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
170	皆田（1）Ⅱ	139020035	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
171	皆田（2）Ⅱ	139020036	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
172	皆田（3）Ⅱ	139020037	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
173	皆田（4）Ⅱ	139020038	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
174	皆田（5）Ⅱ	139020039	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
175	大垣内（1）Ⅰ	139020040	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
176	大垣内（2）Ⅰ	139020041	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
177	大垣内（1）Ⅱ	139020043	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
178	大垣内（2）Ⅱ	139020044	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
179	栃坂（1）Ⅱ	139020046	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
180	本郷Ⅰ	139020048	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
181	本郷（5）Ⅱ	139020052	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
182	中山Ⅰ	139020054	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
183	中山（1）Ⅱ	139020055	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
184	中山（2）Ⅱ	139020056	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
185	中土居Ⅰ	139020058	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
186	下土居Ⅰ	139020059	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
187	中土居Ⅱ	139020060	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
188	下土居（1）Ⅱ	139020061	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
189	下土居（2）Ⅱ	139020062	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
190	下土居（3）Ⅱ	139020063	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
191	下谷Ⅰ	139020064	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
192	下谷（2）Ⅱ	139020066	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
193	下谷（3）Ⅱ	139020067	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
194	和田（1）Ⅱ	139020068	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
195	和田（2）Ⅱ	139020069	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
196	別当Ⅰ	139020070	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
197	別当（3）Ⅱ	139020074	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
198	片倉（3）Ⅱ	139020077	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
199	判官Ⅰ	139020078	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
200	久木原Ⅰ	139020079	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
201	樫ヶ渕（2）Ⅱ	139020081	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
202	樫ヶ渕（3）Ⅱ	139020082	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
203	樫ヶ渕（4）Ⅱ	139020083	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
204	判官（1）Ⅱ	139020084	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
205	判官（2）Ⅱ	139020085	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
206	ヒエ田（3）Ⅱ	139020087	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
207	上上月（3）Ⅰ	139020093	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
208	中上月（1）Ⅰ	139020094	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
209	中上月（2）Ⅰ	139020095	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
210	中上月（3）Ⅰ	139020096	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
211	上月Ⅰ	139020097	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
212	中上月Ⅱ	139020098	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
213	下上月（1）Ⅱ	139020099	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
214	下上月（2）Ⅱ	139020100	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
215	早瀬（2）Ⅰ	139020102	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
216	早瀬（3）Ⅰ	139020103	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
217	早瀬Ⅱ	139020105	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
218	見土路（1）Ⅰ	139020106	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
219	見土路（2）Ⅰ	139020107	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
220	見土路（1）Ⅱ	139020109	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
221	見土路（2）Ⅱ	139020110	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
222	寄延Ⅱ	139020111	佐用郡佐用町寄延	急傾斜地の崩壊
223	目高Ⅰ	139020112	佐用郡佐用町目高	急傾斜地の崩壊
224	小日山Ⅰ	139020113	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
225	小日山（1）Ⅱ	139020114	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
226	小日山（2）Ⅱ	139020115	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
227	小日山（3）Ⅱ	139020116	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
228	小日山（4）Ⅱ	139020117	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
229	平谷（1）Ⅰ	139020118	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
230	平谷（2）Ⅰ	139020119	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
231	平谷（3）Ⅰ	139020120	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
232	井之谷Ⅰ	139020122	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
233	滝谷Ⅰ	139020123	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
234	櫛田（1）Ⅰ	139020124	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
235	櫛田（2）Ⅰ	139020125	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
236	石井Ⅱ	139020126	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
237	櫛田（1）Ⅱ	139020127	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
238	櫛田（2）Ⅱ	139020128	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
239	円光寺Ⅰ	139020129	佐用郡佐用町円光寺	急傾斜地の崩壊
240	平瀬Ⅱ	139020130	佐用郡佐用町円光寺	急傾斜地の崩壊
241	北条Ⅰ	139020131	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
242	下秋里（1）Ⅰ	139020132	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
243	下秋里（2）Ⅰ	139020133	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
244	下秋里（1）Ⅱ	139020134	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
245	下秋里（2）Ⅱ	139020135	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
247	北条Ⅱ	139020137	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
248	坂垣Ⅱ	139020138	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
249	仁安（2）Ⅱ	139020139	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
250	下山（1）Ⅰ	139020140	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
251	下山（2）Ⅰ	139020141	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
252	下山（1）Ⅱ	139020142	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
253	下山（2）Ⅱ	139020143	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
254	大日山Ⅰ	139020144	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
255	向坂（1）Ⅱ	139020145	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
256	向坂（2）Ⅱ	139020146	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
257	大日山（1）Ⅱ	139020148	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
258	大日山（2）Ⅱ	139020149	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
259	大日山（3）Ⅱ	139020150	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
260	大日山（4）Ⅱ	139020151	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
261	大日山（5）Ⅱ	139020152	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
262	大日山（6）Ⅱ	139020153	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
263	大日山（7）Ⅱ	139020154	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
264	大日山（8）Ⅱ	139020155	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
265	久崎（1）Ⅰ	139020156	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
266	久崎（2）Ⅱ	139020159	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
267	家内Ⅰ	139020160	佐用郡佐用町家内	急傾斜地の崩壊
268	小赤松Ⅱ	139020161	佐用郡佐用町小赤松	急傾斜地の崩壊
269	大酒（1）Ⅰ	139020162	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
270	大酒（2）Ⅰ	139020163	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
271	大酒（1）Ⅱ	139020164	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
272	大酒（2）Ⅱ	139020165	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
273	大酒（3）Ⅱ	139020166	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
274	大酒（4）Ⅱ	139020167	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
275	宗田Ⅰ	139020168	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
276	中才Ⅰ	139020169	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
277	中才（1）Ⅱ	139020170	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
278	中才（2）Ⅱ	139020171	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
279	中才（3）Ⅱ	139020172	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
280	中才（4）Ⅱ	139020173	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
281	中才（5）Ⅱ	139020174	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
282	中才（6）Ⅱ	139020175	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
283	中才（7）Ⅱ	139020176	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
284	中才（8）Ⅱ	139020177	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
285	中才（9）Ⅱ	139020178	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
286	奥ケ市（1）Ⅱ	139020179	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
287	奥ケ市（2）Ⅱ	139020180	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
288	門前Ⅰ	139030001	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
289	門前（1）Ⅱ	139030002	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
290	門前（2）Ⅱ	139030003	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
291	善吉Ⅰ	139030004	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
292	船越（1）Ⅰ	139030005	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
293	船越（2）Ⅰ	139030006	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
294	船越（3）Ⅰ	139030007	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
295	船越（1）Ⅱ	139030009	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
296	船越（2）Ⅱ	139030010	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
297	船越（3）Ⅱ	139030011	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
298	船越（4）Ⅱ	139030012	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
299	船越（5）Ⅱ	139030013	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
300	横坂Ⅰ	139030014	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
301	横坂（1）Ⅱ	139030015	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
302	横坂（2）Ⅱ	139030016	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
303	名目津和（1）Ⅱ	139030018	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
304	名目津和（2）Ⅱ	139030019	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
305	溝田Ⅰ	139030020	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
306	溝田（1）Ⅱ	139030021	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
307	溝田（2）Ⅱ	139030022	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
308	久保田（2）Ⅱ	139030024	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
309	久保田（3）Ⅱ	139030025	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
310	久保田（4）Ⅱ	139030026	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
311	久保田（5）Ⅱ	139030027	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
312	城戸（1）Ⅱ	139030028	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
313	城戸（2）Ⅱ	139030029	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
314	城戸（3）Ⅱ	139030030	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
315	金皆（2）Ⅰ	139030032	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
316	金皆Ⅱ	139030033	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
317	真安Ⅰ	139030034	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
318	上三河（1）Ⅰ	139030035	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
319	上三河（2）Ⅰ	139030036	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
320	上三河（3）Ⅰ	139030037	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
321	上三河（4）Ⅰ	139030038	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
322	筋皆Ⅰ	139030039	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
323	中三河（1）Ⅰ	139030040	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
324	中三河（2）Ⅰ	139030041	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
325	中三河（1）Ⅱ	139030042	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
326	中三河（2）Ⅱ	139030043	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
327	中三河（4）Ⅱ	139030045	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
328	下三河Ⅰ	139030046	佐用郡佐用町下三河	急傾斜地の崩壊
329	下三河Ⅱ	139030047	佐用郡佐用町下三河	急傾斜地の崩壊
330	西下野（1）Ⅱ	139030050	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
331	西下野（3）Ⅱ	139030052	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
332	西下野（4）Ⅱ	139030053	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
333	青木Ⅰ	139030054	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
334	漆野（1）Ⅰ	139030055	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
335	漆野（2）Ⅰ	139030056	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
336	漆野（3）Ⅰ	139030057	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
337	漆野（4）Ⅰ	139030058	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
338	漆野（1）Ⅱ	139030059	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
339	漆野（2）Ⅱ	139030060	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
340	平松（1）Ⅰ	139030061	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
341	平松（2）Ⅰ	139030062	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
342	平松（1）Ⅱ	139030063	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
343	平松（2）Ⅱ	139030064	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
344	平松（3）Ⅱ	139030065	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
345	平松（4）Ⅱ	139030066	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
347	光田Ⅰ	139030068	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
348	西徳久（1）Ⅰ	139030069	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
349	西徳久（2）Ⅰ	139030070	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
350	西徳久（3）Ⅰ	139030071	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
351	西徳久（4）Ⅰ	139030072	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
352	西徳久（5）Ⅰ	139030073	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
353	西徳久（6）Ⅰ	139030074	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
354	西徳久（1）Ⅱ	139030075	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
355	西徳久（2）Ⅱ	139030076	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
356	西徳久（3）Ⅱ	139030077	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
357	西徳久（4）Ⅱ	139030078	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
358	東徳久Ⅰ	139030079	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
359	東徳久（3）Ⅱ	139030082	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
360	下宿（2）Ⅰ	139030088	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
361	下徳久Ⅰ	139030089	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
362	下徳久（1）Ⅱ	139030090	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
363	下徳久（3）Ⅱ	139030092	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
364	林崎（1）Ⅰ	139030093	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
366	林崎Ⅱ	139030096	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
367	小山Ⅰ	139030098	佐用郡佐用町小山	急傾斜地の崩壊
368	土井（1）Ⅱ	139030099	佐用郡佐用町土井	急傾斜地の崩壊
369	土井（2）Ⅱ	139030100	佐用郡佐用町土井	急傾斜地の崩壊
370	那手Ⅰ	139030101	佐用郡佐用町中島	急傾斜地の崩壊
371	坂田Ⅰ	139030103	佐用郡佐用町中島	急傾斜地の崩壊
372	安川Ⅱ	139030104	佐用郡佐用町安川	急傾斜地の崩壊
373	宝蔵寺Ⅱ	139030105	佐用郡佐用町宝蔵寺	急傾斜地の崩壊
374	上々Ⅰ	139030106	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
375	奥多賀Ⅰ	139030107	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
376	奥多賀Ⅱ	139030108	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
377	丸尾Ⅰ	139030109	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
378	丸尾（1）Ⅱ	139030110	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
379	丸尾（2）Ⅱ	139030111	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
380	上真宗Ⅰ	139040001	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
381	問村Ⅰ	139040002	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
382	中野Ⅰ	139040003	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
383	上真宗Ⅱ	139040004	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
384	岩崎Ⅱ	139040005	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
385	中野Ⅱ	139040006	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
386	金山Ⅱ	139040007	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
387	添谷（1）Ⅰ	139040008	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
388	添谷（2）Ⅰ	139040009	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
389	添谷（3）Ⅰ	139040010	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
390	添谷Ⅱ	139040011	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
391	大内谷Ⅰ	139040012	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
392	大内谷（1）Ⅱ	139040013	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
393	大内谷（2）Ⅱ	139040014	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
394	大内谷（3）Ⅱ	139040015	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
395	鎌倉Ⅰ	139040016	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
396	鎌倉（1）Ⅱ	139040017	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
397	鎌倉（2）Ⅱ	139040018	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
398	鎌倉（3）Ⅱ	139040019	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
399	及坂Ⅰ	139040020	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
400	志文Ⅰ	139040021	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
401	志文（1）Ⅱ	139040022	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
402	春哉Ⅱ	139040025	佐用郡佐用町春哉	急傾斜地の崩壊
403	湯浅口（1）Ⅰ	139040026	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
404	湯浅口（2）Ⅰ	139040027	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
405	湯浅口（1）Ⅱ	139040028	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
406	湯浅口（2）Ⅱ	139040029	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
407	中村（1）Ⅱ	139040030	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
408	中村（2）Ⅱ	139040031	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
409	中村（3）Ⅱ	139040032	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
410	湯浅（1）Ⅱ	139040033	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
411	湯浅（2）Ⅱ	139040034	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
412	市ノ上（1）Ⅱ	139040035	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
413	市ノ上（2）Ⅱ	139040036	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
414	徳平Ⅰ	139040037	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
415	三方里Ⅰ	139040038	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
416	西ノ脇（1）Ⅱ	139040039	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
417	乃井野（2）Ⅰ	139040042	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
418	乃井野（3）Ⅰ	139040043	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
419	乃井野（4）Ⅰ	139040044	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
420	乃井野（1）Ⅱ	139040045	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
421	乃井野（2）Ⅱ	139040046	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
422	島脇（1）Ⅰ	139040047	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
423	島脇（2）Ⅰ	139040048	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
424	久保（1）Ⅰ	139040049	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
425	久保（2）Ⅰ	139040050	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
426	新宿Ⅱ	139040051	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
427	三日月（1）Ⅰ	139040052	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
428	三日月（2）Ⅰ	139040053	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
429	三日月（1）Ⅱ	139040054	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
430	三日月（2）Ⅱ	139040055	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
431	田此Ⅰ	139040056	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
432	茶屋Ⅰ	139040057	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
433	茶屋Ⅱ	139040058	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
434	西村（1）Ⅰ	139040059	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
435	西村（2）Ⅰ	139040060	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
436	西村（3）Ⅰ	139040061	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
437	西村Ⅱ	139040062	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
438	能谷Ⅰ	139040063	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
439	手布Ⅱ	139040064	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
440	能谷（1）Ⅱ	139040065	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
441	能谷（2）Ⅱ	139040066	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
442	猪ノ谷（1）Ⅱ	139040067	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
443	猪ノ谷（2）Ⅱ	139040068	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
444	広山Ⅰ	139040069	佐用郡佐用町廣山	急傾斜地の崩壊
445	広山Ⅱ	139040070	佐用郡佐用町廣山	急傾斜地の崩壊
446	弦谷（1）Ⅰ	139040071	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
447	弦谷（2）Ⅱ	139040075	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
448	弦谷（3）Ⅱ	139040076	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
449	三原（1）Ⅰ	139040077	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
450	三原（2）Ⅱ	139040080	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
451	三原（3）Ⅱ	139040081	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
452	三原（4）Ⅱ	139040082	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
453	三ツ尾Ⅱ	139040084	佐用郡佐用町大畑	急傾斜地の崩壊
454	乃坂(1)	139040086	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
455	中村(4)	139040087	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
456	仁増川Ⅰ	139040088	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
457	善吉(1)	139030113	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
458	善吉(2)	139030114	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
459	王子（3）Ⅱ	139010166	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
460	平谷（3）Ⅰ	139010167	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
461	竹ノ奥谷Ⅰ	239010001	佐用郡佐用町奥海	土石流
462	曾婦谷Ⅰ	239010002	佐用郡佐用町奥海	土石流
463	溝土居谷Ⅰ	239010003	佐用郡佐用町奥海	土石流
464	赤江谷Ⅰ	239010005	佐用郡佐用町奥海	土石流
465	ノン谷Ⅰ	239010006	佐用郡佐用町奥海	土石流
466	松谷Ⅰ	239010009	佐用郡佐用町若洲	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
467	増谷Ⅰ	239010010	佐用郡佐用町上石井	土石流
468	猪ノ谷Ⅰ	239010015	佐用郡佐用町下石井	土石流
469	松尾Ⅰ	239010017	佐用郡佐用町下石井	土石流
470	日除谷Ⅰ	239010021	佐用郡佐用町下石井	土石流
471	大谷上Ⅰ	239010033	佐用郡佐用町庵	土石流
472	奥ノ谷Ⅱ	239010035	佐用郡佐用町奥海	土石流
473	仏谷Ⅱ	239010038	佐用郡佐用町若洲	土石流
474	稲荷谷Ⅱ	239010039	佐用郡佐用町上石井	土石流
475	中ノ谷Ⅱ	239010041	佐用郡佐用町水根	土石流
476	山ノ神谷Ⅱ	239010042	佐用郡佐用町水根	土石流
477	西家ノ上谷Ⅱ	239010043	佐用郡佐用町水根	土石流
478	高野Ⅱ	239010046	佐用郡佐用町上石井	土石流
479	脇ノ谷Ⅱ	239010048	佐用郡佐用町下石井	土石流
480	小谷Ⅱ	239010055	佐用郡佐用町海内	土石流
481	西峪Ⅱ	239010059	佐用郡佐用町桑野	土石流
482	蜂谷Ⅰ	239010063	佐用郡佐用町東中山	土石流
483	家の奥Ⅰ	239010070	佐用郡佐用町豊福	土石流
484	田尻Ⅰ	239010072	佐用郡佐用町豊福	土石流
485	奥山Ⅰ	239010077	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
486	井谷Ⅰ	239010082	佐用郡佐用町平福	土石流
487	上白髪Ⅰ	239010083	佐用郡佐用町平福	土石流
489	庵の奥上Ⅰ	239010088	佐用郡佐用町口金近	土石流
490	乱土谷Ⅰ	239010090	佐用郡佐用町横坂	土石流
491	猪垣谷Ⅰ	239010091	佐用郡佐用町横坂	土石流
492	猪谷Ⅰ	239010100	佐用郡佐用町佐用	土石流
493	曽谷Ⅰ	239010102	佐用郡佐用町佐用	土石流
494	竹谷Ⅰ	239010103	佐用郡佐用町佐用	土石流
495	妙ヶ谷Ⅰ	239010106	佐用郡佐用町佐用	土石流
496	クラ谷Ⅰ	239010107	佐用郡佐用町佐用	土石流
497	バイ谷Ⅰ	239010118	佐用郡佐用町真盛	土石流
498	大藪谷Ⅰ	239010120	佐用郡佐用町山脇	土石流
499	北谷Ⅰ	239010121	佐用郡佐用町山脇	土石流
500	大谷Ⅱ	239010128	佐用郡佐用町東中山	土石流
501	鳥井谷Ⅱ	239010129	佐用郡佐用町東中山	土石流
502	高田Ⅱ	239010132	佐用郡佐用町下石井	土石流
503	横尾谷Ⅱ	239010133	佐用郡佐用町大畠	土石流
504	奥山Ⅱ	239010149	佐用郡佐用町奥金近	土石流
505	北谷Ⅱ	239010150	佐用郡佐用町奥金近	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
506	小松谷池Ⅱ	239010152	佐用郡佐用町口金近	土石流
507	鵙谷Ⅱ	239010154	佐用郡佐用町口金近	土石流
508	西の土居谷Ⅱ	239010156	佐用郡佐用町横坂	土石流
509	上長通Ⅱ	239010158	佐用郡佐用町西河内	土石流
510	滝谷Ⅱ	239010159	佐用郡佐用町大木谷	土石流
511	蝉ヶ迸Ⅰ	239020003	佐用郡佐用町才金	土石流
512	細谷Ⅰ	239020004	佐用郡佐用町才金	土石流
513	林ヶ迸Ⅰ	239020006	佐用郡佐用町才金	土石流
514	山ノ神①Ⅱ	239020007	佐用郡佐用町才金	土石流
515	上小谷Ⅱ	239020010	佐用郡佐用町才金	土石流
516	田和谷Ⅰ	239020017	佐用郡佐用町福中	土石流
517	佐尾Ⅰ	239020019	佐用郡佐用町福中	土石流
518	ニ田谷Ⅱ	239020021	佐用郡佐用町福中	土石流
519	三塚Ⅰ	239020023	佐用郡佐用町皆田	土石流
520	定金谷Ⅰ	239020029	佐用郡佐用町大垣内	土石流
521	草平谷（2）Ⅱ	239020031	佐用郡佐用町大垣内	土石流
522	池ノ奥Ⅰ	239020043	佐用郡佐用町南中山	土石流
523	中山Ⅰ	239020044	佐用郡佐用町南中山	土石流
524	釜谷Ⅰ	239020046	佐用郡佐用町金屋	土石流
525	下谷②Ⅱ	239020052	佐用郡佐用町須安	土石流
526	コウジノク谷Ⅰ	239020058	佐用郡佐用町西大畠	土石流
527	西沼谷Ⅰ	239020072	佐用郡佐用町早瀬	土石流
528	東沼谷Ⅱ	239020073	佐用郡佐用町早瀬	土石流
529	段下Ⅰ	239020077	佐用郡佐用町寄延	土石流
530	岩ノ中Ⅰ	239020078	佐用郡佐用町寄延	土石流
531	須山谷Ⅰ	239020083	佐用郡佐用町櫛田	土石流
532	井ノ谷Ⅱ	239020085	佐用郡佐用町櫛田	土石流
533	蟻ノ谷Ⅱ	239020086	佐用郡佐用町櫛田	土石流
534	漆ヶ谷Ⅱ	239020087	佐用郡佐用町櫛田	土石流
535	諸谷Ⅱ	239020089	佐用郡佐用町下秋里	土石流
536	下山谷Ⅱ	239020092	佐用郡佐用町上秋里	土石流
537	奥田谷Ⅰ	239020094	佐用郡佐用町大日山	土石流
538	大東谷Ⅱ	239020096	佐用郡佐用町大日山	土石流
539	サル坂Ⅱ	239020097	佐用郡佐用町大日山	土石流
540	虚田谷Ⅰ	239020098	佐用郡佐用町久崎	土石流
541	宮ノ谷Ⅱ	239020105	佐用郡佐用町大酒	土石流
542	下平松谷Ⅰ	239020107	佐用郡佐用町西新宿	土石流
543	白水ヶ谷Ⅱ	239020108	佐用郡佐用町西新宿	土石流
544	上谷①Ⅱ	239020109	佐用郡佐用町西新宿	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
545	赤坂谷Ⅱ	239020111	佐用郡佐用町西新宿	土石流
546	西浦谷Ⅱ	239020113	佐用郡佐用町西新宿	土石流
547	堂谷Ⅰ	239030003	佐用郡佐用町船越	土石流
548	芦谷Ⅱ	239030004	佐用郡佐用町船越	土石流
549	北河崎川Ⅱ	239030007	佐用郡佐用町河崎	土石流
550	溝田川Ⅰ	239030008	佐用郡佐用町河崎	土石流
551	槇野②Ⅱ	239030017	佐用郡佐用町下三河	土石流
553	森谷Ⅱ	239030022	佐用郡佐用町西下野	土石流
554	三谷Ⅱ	239030024	佐用郡佐用町漆野	土石流
555	南谷川Ⅰ	239030027	佐用郡佐用町平松	土石流
556	乙原①Ⅱ	239030028	佐用郡佐用町平松	土石流
557	萩原②Ⅱ	239030031	佐用郡佐用町西徳久	土石流
558	大谷Ⅰ	239030038	佐用郡佐用町東徳久	土石流
559	北山Ⅰ	239030039	佐用郡佐用町下徳久	土石流
560	岡ノ谷川Ⅰ	239030040	佐用郡佐用町下徳久	土石流
561	佐用坂Ⅱ	239030044	佐用郡佐用町下徳久	土石流
562	シリブトⅠ	239030049	佐用郡佐用町中島	土石流
563	岩手谷Ⅱ	239030060	佐用郡佐用町多賀	土石流
564	下谷Ⅱ	239040003	佐用郡佐用町真宗	土石流
565	池ノ内Ⅰ	239040004	佐用郡佐用町上本郷	土石流
566	京路①Ⅱ	239040008	佐用郡佐用町上本郷	土石流
567	天満Ⅱ	239040012	佐用郡佐用町上本郷	土石流
568	押ヶ谷Ⅱ	239040016	佐用郡佐用町志文	土石流
569	吹土Ⅱ	239040025	佐用郡佐用町下本郷	土石流
570	湯浅口川Ⅱ	239040027	佐用郡佐用町下本郷	土石流
571	西ノ脇Ⅰ	239040031	佐用郡佐用町乃井野	土石流
572	御殿ノ奥Ⅱ	239040033	佐用郡佐用町乃井野	土石流
573	前谷Ⅰ	239040036	佐用郡佐用町末廣	土石流
574	寺谷川Ⅰ	239040040	佐用郡佐用町末廣	土石流
575	古池谷Ⅰ	239040045	佐用郡佐用町三日月	土石流
576	池谷Ⅱ	239040050	佐用郡佐用町三日月	土石流
577	宮ノ向Ⅰ	239040055	佐用郡佐用町三ツ尾	土石流
578	シット①Ⅱ	239040056	佐用郡佐用町三原	土石流
579	サコ谷Ⅱ	239040059	佐用郡佐用町三原	土石流
580	吹土(1)	239040060	佐用郡佐用町下本郷	土石流

４　土砂災害警戒区域一覧表

（マ 16 別表 8）　　（令和 7 年 12 月 22 日現在）

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	奥土居（1）Ⅰ	139010001	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
2	奥土居（2）(1) Ⅰ	139010002	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
3	奥土居（4）Ⅰ	139010003	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
4	下村（1）Ⅰ	139010004	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
5	下村（2）Ⅰ	139010005	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
6	若洲（1）Ⅰ	139010006	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
7	若洲（2）Ⅰ	139010007	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
8	若洲（3）Ⅰ	139010008	佐用郡佐用町若洲	急傾斜地の崩壊
9	上石井（1）Ⅰ	139010009	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
10	青木Ⅰ	139010010	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
11	羽蔵Ⅰ	139010011	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
12	大船Ⅰ	139010012	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
13	三山Ⅰ	139010013	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
14	下峠Ⅰ	139010014	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
15	海内（1）Ⅰ	139010015	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
16	海内（2）Ⅰ	139010016	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
17	堂ノ西Ⅰ	139010017	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
18	奥土居（2）(2) Ⅰ	139010018	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
19	上石井（2）Ⅰ	139010019	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
20	上土居（1）Ⅰ	139010020	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
21	上土居（2）Ⅰ	139010021	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
22	下庵Ⅰ	139010022	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
23	奥土居（3）Ⅱ	139010023	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
24	上土居（1）Ⅱ	139010024	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
25	上土居（2）Ⅱ	139010025	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
26	奥土居（2）Ⅱ	139010026	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
27	奥海Ⅱ	139010027	佐用郡佐用町奥海	急傾斜地の崩壊
28	上石井（1）Ⅱ	139010028	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
29	上石井（2）Ⅱ	139010029	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
30	上石井（3）Ⅱ	139010030	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
31	上石井（4）Ⅱ	139010031	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
32	高野Ⅱ	139010032	佐用郡佐用町上石井	急傾斜地の崩壊
33	大船Ⅱ	139010033	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
34	中ノ原（1）Ⅱ	139010034	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
35	中ノ原（2）Ⅱ	139010035	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
36	中ノ原（3）Ⅱ	139010036	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
37	中ノ原（4）Ⅱ	139010037	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
38	中ノ原（5）Ⅱ	139010038	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
39	羽蔵（1）Ⅱ	139010039	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
40	羽蔵（2）Ⅱ	139010040	佐用郡佐用町水根	急傾斜地の崩壊
41	馬場Ⅱ	139010041	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
42	三山（1）Ⅱ	139010042	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
43	三山（2）Ⅱ	139010043	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
44	岡Ⅱ	139010044	佐用郡佐用町下石井	急傾斜地の崩壊
45	大河内（1）Ⅱ	139010045	佐用郡佐用町延吉	急傾斜地の崩壊
46	大河内（2）Ⅱ	139010046	佐用郡佐用町延吉	急傾斜地の崩壊
47	衰畑（1）Ⅱ	139010047	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
48	衰畑（2）Ⅱ	139010048	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
49	衰畑（3）Ⅱ	139010049	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
50	衰畑（4）Ⅱ	139010050	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
51	衰畑（5）Ⅱ	139010051	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
52	衰畑（6）Ⅱ	139010052	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
53	上土居（3）Ⅱ	139010053	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
54	上土居（4）Ⅱ	139010054	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
55	上土居（5）Ⅱ	139010055	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
56	上土居（6）Ⅱ	139010056	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
57	上土居（7）Ⅱ	139010057	佐用郡佐用町海内	急傾斜地の崩壊
58	井の久保Ⅱ	139010058	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
59	堂の西Ⅱ	139010059	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
60	才尾Ⅱ	139010060	佐用郡佐用町桑野	急傾斜地の崩壊
61	大和田（1）Ⅱ	139010061	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
62	大和田（2）Ⅱ	139010062	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
63	下庵（1）Ⅱ	139010063	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
64	下庵（2）Ⅱ	139010064	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
65	下庵（3）Ⅱ	139010065	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
66	下庵（4）Ⅱ	139010066	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
67	下庵（5）Ⅱ	139010067	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
68	下庵（6）Ⅱ	139010068	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
69	中山Ⅰ	139010069	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
70	王子Ⅰ	139010070	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
71	平谷（1）Ⅰ	139010071	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
72	平谷（2）Ⅰ	139010072	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
73	木里Ⅰ	139010073	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
74	江川Ⅰ	139010074	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
75	亀ケ坂Ⅰ	139010075	佐用郡佐用町淀	急傾斜地の崩壊
76	田坪（1）Ⅰ	139010076	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
77	田坪（2）Ⅰ	139010077	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
78	中村Ⅰ	139010078	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
79	横尾Ⅰ	139010079	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
80	坊Ⅰ	139010080	佐用郡佐用町口長谷	急傾斜地の崩壊
81	塩谷Ⅰ	139010081	佐用郡佐用町口長谷	急傾斜地の崩壊
82	平福（1）Ⅰ	139010082	佐用郡佐用町平福	急傾斜地の崩壊
83	平福（2）Ⅰ	139010083	佐用郡佐用町平福	急傾斜地の崩壊
84	平福（3）Ⅰ	139010084	佐用郡佐用町平福	急傾斜地の崩壊
85	宗行Ⅰ	139010085	佐用郡佐用町宗行	急傾斜地の崩壊
86	奥金近（1）Ⅰ	139010086	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
87	奥金近（2）Ⅰ	139010087	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
88	奥金近（3）Ⅰ	139010088	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
89	口金近（1）Ⅰ	139010089	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
90	口金近（2）Ⅰ	139010090	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
91	大塚Ⅰ	139010091	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
92	清水Ⅰ	139010092	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
93	田野Ⅰ	139010093	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
94	大向Ⅰ	139010094	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
95	甲大木谷（1）Ⅰ	139010095	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
96	甲大木谷（2）Ⅰ	139010096	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
97	下村Ⅰ	139010097	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
98	塩田Ⅰ	139010098	佐用郡佐用町本位田	急傾斜地の崩壊
99	本位田Ⅰ	139010099	佐用郡佐用町本位田	急傾斜地の崩壊
100	円応寺（1）Ⅰ	139010100	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
101	円応寺（2）Ⅰ	139010101	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
102	大願寺（1）Ⅰ	139010102	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
103	大願寺（2）Ⅰ	139010103	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
104	大願寺（3）Ⅰ	139010104	佐用郡佐用町円応寺	急傾斜地の崩壊
105	山田Ⅰ	139010105	佐用郡佐用町山田	急傾斜地の崩壊
106	佐用（1）Ⅰ	139010106	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
107	佐用（2）Ⅰ	139010107	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
108	佐用（3）Ⅰ	139010108	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
109	佐用（4）Ⅰ	139010109	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
110	佐用（5）Ⅰ	139010110	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
111	佐用（6）Ⅰ	139010111	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
112	秀谷（1）Ⅰ	139010112	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
113	秀谷（2）Ⅰ	139010113	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
114	吉福Ⅰ	139010114	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
115	山平Ⅰ	139010115	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
116	福原Ⅰ	139010116	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
117	福原（2）Ⅰ	139010117	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
118	大坪Ⅰ	139010118	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
119	真盛（1）Ⅰ	139010119	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
120	真盛（2）Ⅰ	139010120	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
121	カジ屋（1）Ⅰ	139010121	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
122	カジ屋（2）Ⅰ	139010122	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
123	山脇Ⅰ	139010123	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
124	下山脇Ⅰ	139010124	佐用郡佐用町山脇	急傾斜地の崩壊
125	谷（1）Ⅱ	139010125	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
126	谷（2）Ⅱ	139010126	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
127	谷（3）Ⅱ	139010127	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
128	本村（1）Ⅱ	139010128	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
129	本村（2）Ⅱ	139010129	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
130	本村（3）Ⅱ	139010130	佐用郡佐用町末包	急傾斜地の崩壊
131	中山（1）Ⅱ	139010131	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
132	中山（2）Ⅱ	139010132	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
133	中山（3）Ⅱ	139010133	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
134	中山（4）Ⅱ	139010134	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
135	中山（5）Ⅱ	139010135	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
136	中山（6）Ⅱ	139010136	佐用郡佐用町東中山	急傾斜地の崩壊
137	王子（1）Ⅱ	139010137	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
138	王子（2）Ⅱ	139010138	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
139	庵Ⅱ	139010139	佐用郡佐用町庵	急傾斜地の崩壊
140	平谷Ⅱ	139010140	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
141	淀Ⅱ	139010141	佐用郡佐用町淀	急傾斜地の崩壊
142	住中Ⅱ	139010142	佐用郡佐用町淀	急傾斜地の崩壊
143	深山口（1）Ⅱ	139010143	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
144	深山口（2）Ⅱ	139010144	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
145	横尾Ⅱ	139010145	佐用郡佐用町奥長谷	急傾斜地の崩壊
146	中島Ⅱ	139010146	佐用郡佐用町口長谷	急傾斜地の崩壊
147	宗行Ⅱ	139010147	佐用郡佐用町宗行	急傾斜地の崩壊
148	奥金近（1）Ⅱ	139010148	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
149	奥金近（2）Ⅱ	139010149	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
150	奥金近（3）Ⅱ	139010150	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
151	奥金近（4）Ⅱ	139010151	佐用郡佐用町奥金近	急傾斜地の崩壊
152	口金近（1）Ⅱ	139010152	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
153	口金近（2）Ⅱ	139010153	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
154	夏村Ⅱ	139010154	佐用郡佐用町横坂	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
155	大谷Ⅱ	139010155	佐用郡佐用町福澤	急傾斜地の崩壊
156	下村Ⅱ	139010156	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
157	奥村Ⅱ	139010157	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
158	植木谷Ⅱ	139010158	佐用郡佐用町大木谷	急傾斜地の崩壊
159	長尾（1）Ⅱ	139010159	佐用郡佐用町長尾	急傾斜地の崩壊
160	長尾（2）Ⅱ	139010160	佐用郡佐用町長尾	急傾斜地の崩壊
161	佐用Ⅱ	139010161	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
162	佐用（3）Ⅱ	139010162	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
163	秀谷Ⅱ	139010163	佐用郡佐用町佐用	急傾斜地の崩壊
164	真盛Ⅱ	139010164	佐用郡佐用町真盛	急傾斜地の崩壊
165	口金近（2）Ⅰ-2	139010165	佐用郡佐用町口金近	急傾斜地の崩壊
166	王子（3）Ⅱ	139010166	佐用郡佐用町大畠	急傾斜地の崩壊
167	平谷（3）Ⅰ	139010167	佐用郡佐用町豊福	急傾斜地の崩壊
168	桜山Ⅰ	139020001	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
169	横坂（1）Ⅱ	139020002	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
170	横坂（2）Ⅱ	139020003	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
171	桜山（1）Ⅰ	139020004	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
172	桜山（2）Ⅰ	139020005	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
173	桜山（3）Ⅰ	139020006	佐用郡佐用町桜山	急傾斜地の崩壊
174	才元Ⅰ	139020007	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
175	奥金子Ⅱ	139020008	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
176	下金子Ⅱ	139020009	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
177	舟戸（1）Ⅱ	139020010	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
178	才金（1）Ⅱ	139020011	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
179	才金（2）Ⅱ	139020012	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
180	才元（1）Ⅱ	139020013	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
181	才元（2）Ⅱ	139020014	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
182	才元（3）Ⅱ	139020015	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
183	才元（4）Ⅱ	139020016	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
184	大地（1）Ⅱ	139020017	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
185	大地（2）Ⅱ	139020018	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
186	大地（3）Ⅱ	139020019	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
187	大地（4）Ⅱ	139020020	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
188	大地（5）Ⅱ	139020021	佐用郡佐用町才金	急傾斜地の崩壊
189	上田和Ⅰ	139020022	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
190	来見Ⅰ	139020023	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
191	上田和（1）	139020024	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
192	上田和（2）	139020025	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
193	上田和（3）	139020026	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
194	下田和（1）Ⅱ	139020027	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
195	下田和（3）Ⅱ	139020028	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
196	来見（1）Ⅱ	139020029	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
197	来見（2）Ⅱ	139020030	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
198	来見（3）Ⅱ	139020031	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
199	来見（4）Ⅱ	139020032	佐用郡佐用町福中	急傾斜地の崩壊
200	皆田（1）Ⅰ	139020033	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
201	皆田（2）Ⅰ	139020034	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
202	皆田（1）Ⅱ	139020035	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
203	皆田（2）Ⅱ	139020036	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
204	皆田（3）Ⅱ	139020037	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
205	皆田（4）Ⅱ	139020038	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
206	皆田（5）Ⅱ	139020039	佐用郡佐用町皆田	急傾斜地の崩壊
207	大垣内（1）Ⅰ	139020040	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
208	大垣内（2）Ⅰ	139020041	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
209	大垣内（3）Ⅰ	139020042	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
210	大垣内（1）Ⅱ	139020043	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
211	大垣内（2）Ⅱ	139020044	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
212	大垣内（3）Ⅱ	139020045	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
213	栃坂（1）Ⅱ	139020046	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
214	栃坂（2）Ⅱ	139020047	佐用郡佐用町大垣内	急傾斜地の崩壊
215	本郷Ⅰ	139020048	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
216	本郷（1）Ⅱ	139020049	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
217	本郷（2）Ⅱ	139020050	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
218	本郷（4）Ⅱ	139020051	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
219	本郷（5）Ⅱ	139020052	佐用郡佐用町本郷	急傾斜地の崩壊
220	福吉Ⅱ	139020053	佐用郡佐用町福吉	急傾斜地の崩壊
221	中山Ⅰ	139020054	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
222	中山（1）Ⅱ	139020055	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
223	中山（2）Ⅱ	139020056	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
224	中山（3）Ⅱ	139020057	佐用郡佐用町南中山	急傾斜地の崩壊
225	中土居Ⅰ	139020058	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
226	下土居Ⅰ	139020059	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
227	中土居Ⅱ	139020060	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
228	下土居（1）Ⅱ	139020061	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
229	下土居（2）Ⅱ	139020062	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
230	下土居（3）Ⅱ	139020063	佐用郡佐用町金屋	急傾斜地の崩壊
231	下谷Ⅰ	139020064	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
232	下谷（1）Ⅱ	139020065	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
233	下谷（2）Ⅱ	139020066	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
234	下谷（3）Ⅱ	139020067	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
235	和田（1）Ⅱ	139020068	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
236	和田（2）Ⅱ	139020069	佐用郡佐用町須安	急傾斜地の崩壊
237	別当Ⅰ	139020070	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
238	坊Ⅱ	139020071	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
239	別当（1）Ⅱ	139020072	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
240	別当（2）Ⅱ	139020073	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
241	別当（3）Ⅱ	139020074	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
242	片倉（1）Ⅱ	139020075	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
243	片倉（2）Ⅱ	139020076	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
244	片倉（3）Ⅱ	139020077	佐用郡佐用町宇根	急傾斜地の崩壊
245	判官Ⅰ	139020078	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
246	久木原Ⅰ	139020079	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
247	樫ヶ渕（1）Ⅱ	139020080	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
248	樫ヶ渕（2）Ⅱ	139020081	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
249	樫ヶ渕（3）Ⅱ	139020082	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
250	樫ヶ渕（4）Ⅱ	139020083	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
251	判官（1）Ⅱ	139020084	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
252	判官（2）Ⅱ	139020085	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
253	ヒエ田（1）Ⅱ	139020086	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
254	ヒエ田（3）Ⅱ	139020087	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
255	ヒエ田（4）Ⅱ	139020088	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
256	久木原（1）Ⅱ	139020089	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
257	久木原（2）Ⅱ	139020090	佐用郡佐用町西大畠	急傾斜地の崩壊
258	上上月（1）Ⅰ	139020091	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
259	上上月（2）Ⅰ	139020092	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
260	上上月（3）Ⅰ	139020093	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
261	中上月（1）Ⅰ	139020094	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
262	中上月（2）Ⅰ	139020095	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
263	中上月（3）Ⅰ	139020096	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
264	上月Ⅰ	139020097	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
265	中上月Ⅱ	139020098	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
266	下上月（1）Ⅱ	139020099	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
267	下上月（2）Ⅱ	139020100	佐用郡佐用町上月	急傾斜地の崩壊
268	早瀬（1）Ⅰ	139020101	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
269	早瀬（2）Ⅰ	139020102	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
270	早瀬（3）Ⅰ	139020103	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
271	早瀬（4）Ⅰ	139020104	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
272	早瀬Ⅱ	139020105	佐用郡佐用町早瀬	急傾斜地の崩壊
273	見土路（1）Ⅰ	139020106	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
274	見土路（2）Ⅰ	139020107	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
275	見土路（3）Ⅰ	139020108	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
276	見土路（1）Ⅱ	139020109	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
277	見土路（2）Ⅱ	139020110	佐用郡佐用町仁位	急傾斜地の崩壊
278	寄延Ⅱ	139020111	佐用郡佐用町寄延	急傾斜地の崩壊
279	目高Ⅰ	139020112	佐用郡佐用町目高	急傾斜地の崩壊
280	小日山Ⅰ	139020113	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
281	小日山（1）Ⅱ	139020114	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
282	小日山（2）Ⅱ	139020115	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
283	小日山（3）Ⅱ	139020116	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
284	小日山（4）Ⅱ	139020117	佐用郡佐用町小日山	急傾斜地の崩壊
285	平谷（1）Ⅰ	139020118	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
286	平谷（2）Ⅰ	139020119	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
287	平谷（3）Ⅰ	139020120	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
288	須山Ⅰ	139020121	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
289	井之谷Ⅰ	139020122	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
290	滝谷Ⅰ	139020123	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
291	櫛田（1）Ⅰ	139020124	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
292	櫛田（2）Ⅰ	139020125	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
293	石井Ⅱ	139020126	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
294	櫛田（1）Ⅱ	139020127	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
295	櫛田（2）Ⅱ	139020128	佐用郡佐用町櫛田	急傾斜地の崩壊
296	円光寺Ⅰ	139020129	佐用郡佐用町円光寺	急傾斜地の崩壊
297	平瀬Ⅱ	139020130	佐用郡佐用町円光寺	急傾斜地の崩壊
298	北条Ⅰ	139020131	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
299	下秋里（1）Ⅰ	139020132	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
300	下秋里（2）Ⅰ	139020133	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
301	下秋里（1）Ⅱ	139020134	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
302	下秋里（2）Ⅱ	139020135	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
303	下秋里（3）Ⅱ	139020136	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
304	北条Ⅱ	139020137	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
305	板垣Ⅱ	139020138	佐用郡佐用町下秋里	急傾斜地の崩壊
306	仁安（2）Ⅱ	139020139	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
307	下山（1）Ⅰ	139020140	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
308	下山（2）Ⅰ	139020141	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
309	下山（1）Ⅱ	139020142	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊
310	下山（2）Ⅱ	139020143	佐用郡佐用町上秋里	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
311	大日山Ⅰ	139020144	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
312	向坂（1）Ⅱ	139020145	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
313	向坂（2）Ⅱ	139020146	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
314	向坂（3）Ⅱ	139020147	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
315	大日山（1）Ⅱ	139020148	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
316	大日山（2）Ⅱ	139020149	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
317	大日山（3）Ⅱ	139020150	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
318	大日山（4）Ⅱ	139020151	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
319	大日山（5）Ⅱ	139020152	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
320	大日山（6）Ⅱ	139020153	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
321	大日山（7）Ⅱ	139020154	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
322	大日山（8）Ⅱ	139020155	佐用郡佐用町大日山	急傾斜地の崩壊
323	久崎（1）Ⅰ	139020156	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
324	久崎（2）Ⅰ	139020157	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
325	久崎（1）Ⅱ	139020158	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
326	久崎（2）Ⅱ	139020159	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
327	家内Ⅰ	139020160	佐用郡佐用町家内	急傾斜地の崩壊
328	小赤松Ⅱ	139020161	佐用郡佐用町小赤松	急傾斜地の崩壊
329	大酒（1）Ⅰ	139020162	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
330	大酒（2）Ⅰ	139020163	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
331	大酒（1）Ⅱ	139020164	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
332	大酒（2）Ⅱ	139020165	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
333	大酒（3）Ⅱ	139020166	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
334	大酒（4）Ⅱ	139020167	佐用郡佐用町大酒	急傾斜地の崩壊
335	宗田Ⅰ	139020168	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
336	中才Ⅰ	139020169	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
337	中才（1）Ⅱ	139020170	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
338	中才（2）Ⅱ	139020171	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
339	中才（3）Ⅱ	139020172	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
340	中才（4）Ⅱ	139020173	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
341	中才（5）Ⅱ	139020174	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
342	中才（6）Ⅱ	139020175	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
343	中才（7）Ⅱ	139020176	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
344	中才（8）Ⅱ	139020177	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
345	中才（9）Ⅱ	139020178	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
346	奥ヶ市（1）Ⅱ	139020179	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
347	奥ヶ市（2）Ⅱ	139020180	佐用郡佐用町西新宿	急傾斜地の崩壊
348	久崎（1）Ⅰ-2	139020181	佐用郡佐用町久崎	急傾斜地の崩壊
349	門前Ⅰ	139030001	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
350	門前（1）Ⅱ	139030002	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
351	門前（2）Ⅱ	139030003	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
352	善吉Ⅰ	139030004	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
353	船越（1）Ⅰ	139030005	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
354	船越（2）Ⅰ	139030006	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
355	船越（3）Ⅰ	139030007	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
356	船越（4）Ⅰ	139030008	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
357	船越（1）Ⅱ	139030009	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
358	船越（2）Ⅱ	139030010	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
359	船越（3）Ⅱ	139030011	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
360	船越（4）Ⅱ	139030012	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
361	船越（5）Ⅱ	139030013	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
362	横坂Ⅰ	139030014	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
363	横坂（1）Ⅱ	139030015	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
364	横坂（2）Ⅱ	139030016	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
365	横坂（3）Ⅱ	139030017	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
366	多目津和（1）Ⅱ	139030018	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
367	多目津和（2）Ⅱ	139030019	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
368	溝田Ⅰ	139030020	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
369	溝田（1）Ⅱ	139030021	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
370	溝田（2）Ⅱ	139030022	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
371	久保田（1）Ⅱ	139030023	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
372	久保田（2）Ⅱ	139030024	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
373	久保田（3）Ⅱ	139030025	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
374	久保田（4）Ⅱ	139030026	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
375	久保田（5）Ⅱ	139030027	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
376	城戸（1）Ⅱ	139030028	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
377	城戸（2）Ⅱ	139030029	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
378	城戸（3）Ⅱ	139030030	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
379	金皆（1）Ⅰ	139030031	佐用郡佐用町河崎	急傾斜地の崩壊
380	金皆（2）Ⅰ	139030032	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
381	金皆Ⅱ	139030033	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
382	真安Ⅰ	139030034	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
383	上三河（1）Ⅰ	139030035	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
384	上三河（2）Ⅰ	139030036	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
385	上三河（3）Ⅰ	139030037	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
386	上三河（4）Ⅰ	139030038	佐用郡佐用町上三河	急傾斜地の崩壊
387	筋皆Ⅰ	139030039	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
388	中三河（1）Ⅰ	139030040	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
389	中三河（2）Ⅰ	139030041	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
390	中三河（1）Ⅱ	139030042	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
391	中三河（2）Ⅱ	139030043	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
392	中三河（3）Ⅱ	139030044	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
393	中三河（4）Ⅱ	139030045	佐用郡佐用町中三河	急傾斜地の崩壊
394	下三河Ⅰ	139030046	佐用郡佐用町下三河	急傾斜地の崩壊
395	下三河Ⅱ	139030047	佐用郡佐用町下三河	急傾斜地の崩壊
396	西下野（1）Ⅰ	139030048	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
397	西下野（2）Ⅰ	139030049	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
398	西下野（1）Ⅱ	139030050	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
399	西下野（2）Ⅱ	139030051	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
400	西下野（3）Ⅱ	139030052	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
401	西下野（4）Ⅱ	139030053	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
402	青木Ⅰ	139030054	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
403	漆野（1）Ⅰ	139030055	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
404	漆野（2）Ⅰ	139030056	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
405	漆野（3）Ⅰ	139030057	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
406	漆野（4）Ⅰ	139030058	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
407	漆野（1）Ⅱ	139030059	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
408	漆野（2）Ⅱ	139030060	佐用郡佐用町漆野	急傾斜地の崩壊
409	平松（1）Ⅰ	139030061	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
410	平松（2）Ⅰ	139030062	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
411	平松（1）Ⅱ	139030063	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
412	平松（2）Ⅱ	139030064	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
413	平松（3）Ⅱ	139030065	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
414	平松（4）Ⅱ	139030066	佐用郡佐用町平松	急傾斜地の崩壊
415	横畑Ⅰ	139030067	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
416	光田Ⅰ	139030068	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
417	西徳久（1）Ⅰ	139030069	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
418	西徳久（2）Ⅰ	139030070	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
419	西徳久（3）Ⅰ	139030071	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
420	西徳久（4）Ⅰ	139030072	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
421	西徳久（5）Ⅰ	139030073	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
422	西徳久（6）Ⅰ	139030074	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
423	西徳久（1）Ⅱ	139030075	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
424	西徳久（2）Ⅱ	139030076	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
425	西徳久（3）Ⅱ	139030077	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
426	西徳久（4）Ⅱ	139030078	佐用郡佐用町西徳久	急傾斜地の崩壊
427	東徳久Ⅰ	139030079	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
428	東徳久（1）Ⅱ	139030080	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
429	東徳久（2）Ⅱ	139030081	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
430	東徳久（3）Ⅱ	139030082	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
431	東徳久（4）Ⅱ	139030083	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
432	東徳久（6）Ⅱ	139030085	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
433	東徳久（7）Ⅱ	139030086	佐用郡佐用町東徳久	急傾斜地の崩壊
434	下宿（1）Ⅰ	139030087	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
435	下宿（2）Ⅰ	139030088	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
436	下徳久Ⅰ	139030089	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
437	下徳久（1）Ⅱ	139030090	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
438	下徳久（2）Ⅱ	139030091	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
439	下徳久（3）Ⅱ	139030092	佐用郡佐用町下徳久	急傾斜地の崩壊
440	林崎（1）Ⅰ	139030093	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
441	林崎（2）Ⅰ	139030094	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
442	林崎（3）Ⅰ	139030095	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
443	林崎Ⅱ	139030096	佐用郡佐用町林崎	急傾斜地の崩壊
444	米田Ⅰ	139030097	佐用郡佐用町米田	急傾斜地の崩壊
445	小山Ⅰ	139030098	佐用郡佐用町小山	急傾斜地の崩壊
446	土井（1）Ⅱ	139030099	佐用郡佐用町土井	急傾斜地の崩壊
447	土井（2）Ⅱ	139030100	佐用郡佐用町土井	急傾斜地の崩壊
448	那手Ⅰ	139030101	佐用郡佐用町中島	急傾斜地の崩壊
449	那手Ⅱ	139030102	佐用郡佐用町中島	急傾斜地の崩壊
450	坂田Ⅰ	139030103	佐用郡佐用町中島	急傾斜地の崩壊
451	安川Ⅱ	139030104	佐用郡佐用町安川	急傾斜地の崩壊
452	宝蔵寺Ⅱ	139030105	佐用郡佐用町宝蔵寺	急傾斜地の崩壊
453	上々Ⅰ	139030106	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
454	奥多賀Ⅰ	139030107	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
455	奥多賀Ⅱ	139030108	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
456	丸尾Ⅰ	139030109	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
457	丸尾（1）Ⅱ	139030110	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
458	丸尾（2）Ⅱ	139030111	佐用郡佐用町多賀	急傾斜地の崩壊
459	西下野（3）Ⅰ	139030112	佐用郡佐用町西下野	急傾斜地の崩壊
460	善吉(1)	139030113	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
461	善吉(2)	139030114	佐用郡佐用町船越	急傾斜地の崩壊
462	上真宗Ⅰ	139040001	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
463	問村Ⅰ	139040002	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
464	中野Ⅰ	139040003	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
465	上真宗Ⅱ	139040004	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
466	岩崎Ⅱ	139040005	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
467	中野Ⅱ	139040006	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
468	金山Ⅱ	139040007	佐用郡佐用町真宗	急傾斜地の崩壊
469	添谷（1）Ⅰ	139040008	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
470	添谷（2）Ⅰ	139040009	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
471	添谷（3）Ⅰ	139040010	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
472	添谷Ⅱ	139040011	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
473	大内谷Ⅰ	139040012	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
474	大内谷（1）Ⅱ	139040013	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
475	大内谷（2）Ⅱ	139040014	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
476	大内谷（3）Ⅱ	139040015	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
477	鎌倉Ⅰ	139040016	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
478	鎌倉（1）Ⅱ	139040017	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
479	鎌倉（2）Ⅱ	139040018	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
480	鎌倉（3）Ⅱ	139040019	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
481	乃坂Ⅰ	139040020	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
482	志文Ⅰ	139040021	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
483	志文（1）Ⅱ	139040022	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
484	志文（2）Ⅱ	139040023	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
485	志文（3）Ⅱ	139040024	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
486	春哉Ⅱ	139040025	佐用郡佐用町春哉	急傾斜地の崩壊
487	湯浅口（1）Ⅰ	139040026	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
488	湯浅口（2）Ⅰ	139040027	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
489	湯浅口（1）Ⅱ	139040028	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
490	湯浅口（2）Ⅱ	139040029	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
491	中村（1)Ⅱ	139040030	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
492	中村（2)Ⅱ	139040031	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
493	中村（3)Ⅱ	139040032	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
494	湯浅（1）Ⅱ	139040033	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
495	湯浅（2）Ⅱ	139040034	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
496	市ノ上（1）Ⅱ	139040035	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
497	市ノ上（2）Ⅱ	139040036	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
498	徳平Ⅰ	139040037	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
499	三方里Ⅰ	139040038	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
500	西ノ脇（1）Ⅱ	139040039	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
501	西ノ脇（2）Ⅱ	139040040	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
502	乃井野（1）Ⅰ	139040041	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
503	乃井野（2）Ⅰ	139040042	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
504	乃井野（3）Ⅰ	139040043	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
505	乃井野（4）Ⅰ	139040044	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
506	乃井野（1）Ⅱ	139040045	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
507	乃井野（2）Ⅱ	139040046	佐用郡佐用町乃井野	急傾斜地の崩壊
508	島脇（1）Ⅰ	139040047	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
509	島脇（2）Ⅰ	139040048	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
510	久保（1）Ⅰ	139040049	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
511	久保（2）Ⅰ	139040050	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
512	新宿Ⅱ	139040051	佐用郡佐用町末廣	急傾斜地の崩壊
513	三日月（1）Ⅰ	139040052	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
514	三日月（2）Ⅰ	139040053	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
515	三日月（1）Ⅱ	139040054	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
516	三日月（2）Ⅱ	139040055	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
517	田此Ⅰ	139040056	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
518	茶屋Ⅰ	139040057	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
519	茶屋Ⅱ	139040058	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
520	西村（1）Ⅰ	139040059	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
521	西村（2）Ⅰ	139040060	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
522	西村（3）Ⅰ	139040061	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
523	西村Ⅱ	139040062	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
524	能谷Ⅰ	139040063	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
525	手布Ⅱ	139040064	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
526	能谷（1）Ⅱ	139040065	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
527	能谷（2）Ⅱ	139040066	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
528	猪ノ谷（1）Ⅱ	139040067	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
529	猪ノ谷（2）Ⅱ	139040068	佐用郡佐用町三日月	急傾斜地の崩壊
530	広山Ⅰ	139040069	佐用郡佐用町廣山	急傾斜地の崩壊
531	広山Ⅱ	139040070	佐用郡佐用町廣山	急傾斜地の崩壊
532	弦谷（1）Ⅰ	139040071	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
533	弦谷（2）Ⅰ	139040072	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
534	弦谷（3）Ⅰ	139040073	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
535	弦谷（1）Ⅱ	139040074	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
536	弦谷（2）Ⅱ	139040075	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
537	弦谷（3）Ⅱ	139040076	佐用郡佐用町弦谷	急傾斜地の崩壊
538	三原（1）Ⅰ	139040077	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
539	三原（2）Ⅰ	139040078	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
540	三原（1）Ⅱ	139040079	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
541	三原（2）Ⅱ	139040080	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
542	三原（3）Ⅱ	139040081	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
543	三原（4）Ⅱ	139040082	佐用郡佐用町三原	急傾斜地の崩壊
544	西大畑Ⅱ	139040083	佐用郡佐用町大畑	急傾斜地の崩壊

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
545	三ツ尾Ⅱ	139040084	佐用郡佐用町大畑	急傾斜地の崩壊
546	鎌倉 I-2	139040085	佐用郡佐用町上本郷	急傾斜地の崩壊
547	乃坂(1)	139040086	佐用郡佐用町志文	急傾斜地の崩壊
548	中村(4)	139040087	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
549	仁増川Ⅰ	139040088	佐用郡佐用町下本郷	急傾斜地の崩壊
550	竹ノ奥谷Ⅰ	239010001	佐用郡佐用町奥海	土石流
551	曾婦谷Ⅰ	239010002	佐用郡佐用町奥海	土石流
552	溝土居谷Ⅰ	239010003	佐用郡佐用町奥海	土石流
553	安本谷Ⅰ	239010004	佐用郡佐用町奥海	土石流
554	赤江谷Ⅰ	239010005	佐用郡佐用町奥海	土石流
555	ノン谷Ⅰ	239010006	佐用郡佐用町奥海	土石流
556	堂ノ奥谷Ⅰ	239010007	佐用郡佐用町奥海	土石流
557	若洲川Ⅰ	239010008	佐用郡佐用町若洲	土石流
558	松谷Ⅰ	239010009	佐用郡佐用町若洲	土石流
559	増谷Ⅰ	239010010	佐用郡佐用町上石井	土石流
560	寺谷Ⅰ	239010011	佐用郡佐用町上石井	土石流
561	谷ノ奥Ⅰ	239010012	佐用郡佐用町上石井	土石流
562	才ノ谷Ⅰ	239010013	佐用郡佐用町上石井	土石流
563	上ノ谷Ⅰ	239010014	佐用郡佐用町上石井	土石流
564	猪ノ谷Ⅰ	239010015	佐用郡佐用町下石井	土石流
565	西山Ⅰ	239010016	佐用郡佐用町下石井	土石流
566	松尾Ⅰ	239010017	佐用郡佐用町下石井	土石流
567	三山Ⅰ	239010018	佐用郡佐用町下石井	土石流
568	岡の空Ⅰ	239010019	佐用郡佐用町下石井	土石流
569	南谷Ⅰ	239010020	佐用郡佐用町下石井	土石流
570	日除谷Ⅰ	239010021	佐用郡佐用町下石井	土石流
571	山ノ上Ⅰ	239010022	佐用郡佐用町延吉	土石流
572	猪ノ子Ⅰ	239010023	佐用郡佐用町延吉	土石流
573	上ノ山川Ⅰ	239010024	佐用郡佐用町海内	土石流
574	金谷川Ⅰ	239010025	佐用郡佐用町海内	土石流
575	梶谷坂Ⅰ	239010026	佐用郡佐用町海内	土石流
576	サイガタⅠ	239010027	佐用郡佐用町桑野	土石流
577	岩屋谷Ⅰ	239010028	佐用郡佐用町桑野	土石流
578	片山南平谷Ⅰ	239010029	佐用郡佐用町桑野	土石流
579	堂峪Ⅰ	239010030	佐用郡佐用町桑野	土石流
580	指谷Ⅰ	239010031	佐用郡佐用町桑野	土石流
581	滝谷川Ⅰ	239010032	佐用郡佐用町桑野	土石流
582	大谷上Ⅰ	239010033	佐用郡佐用町庵	土石流
583	奥林谷Ⅰ	239010034	佐用郡佐用町庵	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
584	奥ノ谷Ⅱ	239010035	佐用郡佐用町奥海	土石流
585	鬼ヶ谷1Ⅱ	239010036	佐用郡佐用町奥海	土石流
586	鬼ヶ谷2Ⅱ	239010037	佐用郡佐用町奥海	土石流
587	仏谷Ⅱ	239010038	佐用郡佐用町若洲	土石流
588	稲荷谷Ⅱ	239010039	佐用郡佐用町上石井	土石流
589	浜ノ上Ⅱ	239010040	佐用郡佐用町上石井	土石流
590	中ノ谷Ⅱ	239010041	佐用郡佐用町水根	土石流
591	山ノ神谷Ⅱ	239010042	佐用郡佐用町水根	土石流
592	西家ノ上谷Ⅱ	239010043	佐用郡佐用町水根	土石流
593	小坂井谷Ⅱ	239010044	佐用郡佐用町水根	土石流
594	坂井谷Ⅱ	239010045	佐用郡佐用町水根	土石流
595	高野Ⅱ	239010046	佐用郡佐用町上石井	土石流
596	柴山Ⅱ	239010047	佐用郡佐用町下石井	土石流
597	脇ノ谷Ⅱ	239010048	佐用郡佐用町下石井	土石流
598	小谷Ⅱ	239010049	佐用郡佐用町下石井	土石流
599	東谷Ⅱ	239010050	佐用郡佐用町下石井	土石流
600	不戸Ⅱ	239010051	佐用郡佐用町延吉	土石流
601	二坪Ⅱ	239010052	佐用郡佐用町延吉	土石流
602	鳩峯Ⅱ	239010053	佐用郡佐用町延吉	土石流
603	山中Ⅱ	239010054	佐用郡佐用町延吉	土石流
604	小谷Ⅱ	239010055	佐用郡佐用町海内	土石流
605	岡ノ奥Ⅱ	239010056	佐用郡佐用町海内	土石流
606	ギョウドウⅡ	239010057	佐用郡佐用町海内	土石流
607	二重谷Ⅱ	239010058	佐用郡佐用町海内	土石流
608	西峪Ⅱ	239010059	佐用郡佐用町桑野	土石流
609	大谷2Ⅱ	239010060	佐用郡佐用町庵	土石流
610	砥谷Ⅱ	239010061	佐用郡佐用町庵	土石流
611	小林Ⅰ	239010062	佐用郡佐用町末包	土石流
612	蜂谷Ⅰ	239010063	佐用郡佐用町東中山	土石流
613	石井谷Ⅰ	239010064	佐用郡佐用町東中山	土石流
614	家ノ奥谷Ⅰ	239010065	佐用郡佐用町東中山	土石流
615	荒神谷Ⅰ	239010066	佐用郡佐用町東中山	土石流
616	毛伍谷Ⅰ	239010067	佐用郡佐用町大畠	土石流
617	奥山川Ⅰ	239010068	佐用郡佐用町大畠	土石流
618	奥の山Ⅰ	239010069	佐用郡佐用町大畠	土石流
619	家の奥Ⅰ	239010070	佐用郡佐用町豊福	土石流
620	見正庵Ⅰ	239010071	佐用郡佐用町豊福	土石流
621	田尻Ⅰ	239010072	佐用郡佐用町豊福	土石流
622	天田Ⅰ	239010073	佐用郡佐用町淀	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
623	猪子谷Ⅰ	239010074	佐用郡佐用町淀	土石流
624	岩谷川Ⅰ	239010075	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
625	小谷口Ⅰ	239010076	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
626	奥山Ⅰ	239010077	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
627	申山谷Ⅰ	239010078	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
628	土の坂谷Ⅰ	239010079	佐用郡佐用町口長谷	土石流
629	殿谷上Ⅰ	239010080	佐用郡佐用町口長谷	土石流
630	光明寺山Ⅰ	239010081	佐用郡佐用町平福	土石流
631	井谷Ⅰ	239010082	佐用郡佐用町平福	土石流
632	上白髪Ⅰ	239010083	佐用郡佐用町平福	土石流
633	安井谷Ⅰ	239010084	佐用郡佐用町宗行	土石流
634	峠谷Ⅰ	239010085	佐用郡佐用町宗行	土石流
635	森谷Ⅰ	239010086	佐用郡佐用町奥金近	土石流
636	堂ノ奥Ⅰ	239010087	佐用郡佐用町奥金近	土石流
637	庵ノ奥上Ⅰ	239010088	佐用郡佐用町口金近	土石流
638	樫原Ⅰ	239010089	佐用郡佐用町口金近	土石流
639	乱土谷Ⅰ	239010090	佐用郡佐用町横坂	土石流
640	猪垣谷Ⅰ	239010091	佐用郡佐用町横坂	土石流
641	高山谷Ⅰ	239010092	佐用郡佐用町横坂	土石流
642	清水前谷上Ⅰ	239010093	佐用郡佐用町福澤	土石流
643	清水前谷下Ⅰ	239010094	佐用郡佐用町福澤	土石流
644	佐古山田Ⅰ	239010095	佐用郡佐用町福澤	土石流
645	本村谷Ⅰ	239010096	佐用郡佐用町福澤	土石流
646	尾鼻Ⅰ	239010097	佐用郡佐用町西河内	土石流
647	井谷川Ⅰ	239010098	佐用郡佐用町西河内	土石流
648	笹谷Ⅰ	239010099	佐用郡佐用町円応寺	土石流
649	猪谷Ⅰ	239010100	佐用郡佐用町佐用	土石流
650	権現谷Ⅰ	239010101	佐用郡佐用町佐用	土石流
651	曽谷Ⅰ	239010102	佐用郡佐用町佐用	土石流
652	竹谷Ⅰ	239010103	佐用郡佐用町佐用	土石流
653	溝ヶ谷Ⅰ	239010104	佐用郡佐用町佐用	土石流
654	大山谷川Ⅰ	239010105	佐用郡佐用町佐用	土石流
655	妙ヶ谷Ⅰ	239010106	佐用郡佐用町佐用	土石流
656	クラ谷Ⅰ	239010107	佐用郡佐用町佐用	土石流
657	神谷Ⅰ	239010108	佐用郡佐用町佐用	土石流
658	ゴマン坂谷Ⅰ	239010109	佐用郡佐用町佐用	土石流
659	本谷Ⅰ	239010110	佐用郡佐用町佐用	土石流
660	奥成川Ⅰ	239010111	佐用郡佐用町佐用	土石流
661	下吉福川Ⅰ	239010112	佐用郡佐用町佐用	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
662	北ノ口谷Ⅰ	239010113	佐用郡佐用町佐用	土石流
663	大上Ⅰ	239010114	佐用郡佐用町佐用	土石流
664	諸谷Ⅰ	239010115	佐用郡佐用町佐用	土石流
665	奥ノ谷Ⅰ	239010116	佐用郡佐用町佐用	土石流
666	奥山谷Ⅰ	239010117	佐用郡佐用町真盛	土石流
667	バイ谷Ⅰ	239010118	佐用郡佐用町真盛	土石流
668	本谷Ⅰ	239010119	佐用郡佐用町山脇	土石流
669	大藪谷Ⅰ	239010120	佐用郡佐用町山脇	土石流
670	北谷Ⅰ	239010121	佐用郡佐用町山脇	土石流
671	水木谷Ⅰ	239010122	佐用郡佐用町山脇	土石流
672	長迫Ⅱ	239010123	佐用郡佐用町末包	土石流
673	深山Ⅱ	239010124	佐用郡佐用町末包	土石流
674	中須賀Ⅱ	239010125	佐用郡佐用町末包	土石流
675	伊垣谷Ⅱ	239010126	佐用郡佐用町末包	土石流
676	竹ノ内Ⅱ	239010127	佐用郡佐用町末包	土石流
677	大谷Ⅱ	239010128	佐用郡佐用町東中山	土石流
678	鳥井谷Ⅱ	239010129	佐用郡佐用町東中山	土石流
679	入道垣内Ⅱ	239010130	佐用郡佐用町東中山	土石流
680	古寺Ⅱ	239010131	佐用郡佐用町東中山	土石流
681	高田Ⅱ	239010132	佐用郡佐用町下石井	土石流
682	横尾谷Ⅱ	239010133	佐用郡佐用町大畠	土石流
683	細田Ⅱ	239010134	佐用郡佐用町大畠	土石流
684	保木の谷Ⅱ	239010135	佐用郡佐用町大畠	土石流
685	小谷Ⅱ	239010136	佐用郡佐用町延吉	土石流
686	鋳物師谷Ⅱ	239010137	佐用郡佐用町延吉	土石流
687	布ノ谷Ⅱ	239010138	佐用郡佐用町豊福	土石流
688	新田Ⅱ	239010139	佐用郡佐用町豊福	土石流
689	白ノ谷Ⅱ	239010140	佐用郡佐用町豊福	土石流
690	オオカミ谷Ⅱ	239010141	佐用郡佐用町豊福	土石流
691	迩ノ谷Ⅱ	239010142	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
692	ホシヶ谷Ⅱ	239010143	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
693	志ノ谷Ⅱ	239010144	佐用郡佐用町奥長谷	土石流
694	殿谷②Ⅱ	239010145	佐用郡佐用町口長谷	土石流
695	寺谷Ⅱ	239010146	佐用郡佐用町口長谷	土石流
696	夏村谷①Ⅱ	239010147	佐用郡佐用町口長谷	土石流
697	夏村谷②Ⅱ	239010148	佐用郡佐用町口長谷	土石流
698	奥山Ⅱ	239010149	佐用郡佐用町奥金近	土石流
699	北谷Ⅱ	239010150	佐用郡佐用町奥金近	土石流
700	山田Ⅱ	239010151	佐用郡佐用町奥金近	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
701	小松谷池Ⅱ	239010152	佐用郡佐用町口金近	土石流
702	庵の奥②Ⅱ	239010153	佐用郡佐用町口金近	土石流
703	鵙谷Ⅱ	239010154	佐用郡佐用町口金近	土石流
704	荒神谷Ⅱ	239010155	佐用郡佐用町口金近	土石流
705	西の土居谷Ⅱ	239010156	佐用郡佐用町横坂	土石流
706	大谷Ⅱ	239010157	佐用郡佐用町福澤	土石流
707	上長通Ⅱ	239010158	佐用郡佐用町西河内	土石流
708	滝谷Ⅱ	239010159	佐用郡佐用町大木谷	土石流
709	大田ノ原Ⅱ	239010160	佐用郡佐用町佐用	土石流
710	長谷ヶ谷Ⅱ	239010161	佐用郡佐用町佐用	土石流
711	二ノ堂線Ⅱ	239020001	佐用郡佐用町桜山	土石流
712	下山ノ神谷Ⅰ	239020002	佐用郡佐用町才金	土石流
713	蝉ヶ迫Ⅰ	239020003	佐用郡佐用町才金	土石流
714	細谷Ⅰ	239020004	佐用郡佐用町才金	土石流
715	小山Ⅰ	239020005	佐用郡佐用町才金	土石流
716	林ヶ迫Ⅰ	239020006	佐用郡佐用町才金	土石流
717	山ノ神①Ⅱ	239020007	佐用郡佐用町才金	土石流
718	中城Ⅱ	239020008	佐用郡佐用町才金	土石流
719	大城谷Ⅱ	239020009	佐用郡佐用町才金	土石流
720	上小谷Ⅱ	239020010	佐用郡佐用町才金	土石流
721	原ホテⅡ	239020011	佐用郡佐用町才金	土石流
722	庵迫Ⅱ	239020012	佐用郡佐用町才金	土石流
723	大地山ノ神Ⅱ	239020013	佐用郡佐用町才金	土石流
724	中村①Ⅱ	239020014	佐用郡佐用町才金	土石流
725	中村②Ⅱ	239020015	佐用郡佐用町才金	土石流
726	宮ノ谷Ⅱ	239020016	佐用郡佐用町才金	土石流
727	田和谷Ⅰ	239020017	佐用郡佐用町福中	土石流
728	片房Ⅰ	239020018	佐用郡佐用町福中	土石流
729	佐尾Ⅰ	239020019	佐用郡佐用町福中	土石流
730	片房③Ⅱ	239020020	佐用郡佐用町福中	土石流
731	二田谷Ⅱ	239020021	佐用郡佐用町福中	土石流
732	西ノ口Ⅱ	239020022	佐用郡佐用町福中	土石流
733	三塚Ⅰ	239020023	佐用郡佐用町皆田	土石流
734	大平Ⅰ	239020024	佐用郡佐用町皆田	土石流
735	山ノ神Ⅰ	239020025	佐用郡佐用町皆田	土石流
736	杉坂Ⅱ	239020026	佐用郡佐用町皆田	土石流
737	バガ谷Ⅱ	239020027	佐用郡佐用町皆田	土石流
738	小石谷Ⅰ	239020028	佐用郡佐用町大垣内	土石流
739	定金谷Ⅰ	239020029	佐用郡佐用町大垣内	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
740	草平谷（1）Ⅱ	239020030	佐用郡佐用町大垣内	土石流
741	草平谷（2）Ⅱ	239020031	佐用郡佐用町大垣内	土石流
742	岩津口谷Ⅱ	239020032	佐用郡佐用町大垣内	土石流
743	大垣内谷Ⅱ	239020033	佐用郡佐用町大垣内	土石流
744	荒木田谷Ⅱ	239020034	佐用郡佐用町大垣内	土石流
745	宮地谷Ⅱ	239020035	佐用郡佐用町大垣内	土石流
746	寺谷奥Ⅰ	239020036	佐用郡佐用町本郷	土石流
747	寺ノ裏Ⅰ	239020037	佐用郡佐用町本郷	土石流
748	梶屋ノ奥Ⅰ	239020038	佐用郡佐用町本郷	土石流
749	家谷Ⅰ	239020039	佐用郡佐用町本郷	土石流
750	下山谷Ⅱ	239020040	佐用郡佐用町本郷	土石流
751	クボドイⅠ	239020041	佐用郡佐用町福吉	土石流
752	才ノ谷Ⅰ	239020042	佐用郡佐用町福吉	土石流
753	池ノ奥Ⅰ	239020043	佐用郡佐用町南中山	土石流
754	中山Ⅰ	239020044	佐用郡佐用町南中山	土石流
755	六谷Ⅰ	239020045	佐用郡佐用町金屋	土石流
756	釜谷Ⅰ	239020046	佐用郡佐用町金屋	土石流
757	カラケ谷Ⅱ	239020047	佐用郡佐用町金屋	土石流
758	湯谷Ⅱ	239020048	佐用郡佐用町金屋	土石流
759	森谷Ⅱ	239020049	佐用郡佐用町金屋	土石流
760	金谷Ⅰ	239020050	佐用郡佐用町須安	土石流
761	下谷川Ⅰ	239020051	佐用郡佐用町須安	土石流
762	下谷②Ⅱ	239020052	佐用郡佐用町須安	土石流
763	百丈谷Ⅱ	239020053	佐用郡佐用町宇根	土石流
764	高畑谷Ⅱ	239020054	佐用郡佐用町宇根	土石流
765	稗田川Ⅰ	239020055	佐用郡佐用町西大畠	土石流
766	椀ヶ内谷Ⅰ	239020056	佐用郡佐用町西大畠	土石流
767	西ノ奥川Ⅰ	239020057	佐用郡佐用町西大畠	土石流
768	コウジノク谷Ⅰ	239020058	佐用郡佐用町西大畠	土石流
769	聖谷川Ⅰ	239020059	佐用郡佐用町西大畠	土石流
770	学堂川Ⅰ	239020060	佐用郡佐用町西大畠	土石流
771	王子ヶ谷Ⅱ	239020061	佐用郡佐用町西大畠	土石流
772	宮谷Ⅱ	239020062	佐用郡佐用町西大畠	土石流
773	堂ノ奥谷Ⅱ	239020063	佐用郡佐用町西大畠	土石流
774	宮ノ下谷Ⅰ	239020064	佐用郡佐用町上月	土石流
775	家のまわり谷Ⅰ	239020065	佐用郡佐用町上月	土石流
776	芦谷Ⅰ	239020066	佐用郡佐用町上月	土石流
777	小谷谷Ⅰ	239020067	佐用郡佐用町上月	土石流
778	小谷川Ⅰ	239020068	佐用郡佐用町上月	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
779	荒神谷川Ⅰ	239020069	佐用郡佐用町上月	土石流
780	鎌谷川Ⅰ	239020070	佐用郡佐用町上月	土石流
781	宮ノ谷Ⅰ	239020071	佐用郡佐用町早瀬	土石流
782	西沼谷Ⅰ	239020072	佐用郡佐用町早瀬	土石流
783	東沼谷Ⅱ	239020073	佐用郡佐用町早瀬	土石流
784	戸谷ノ奥谷Ⅰ	239020074	佐用郡佐用町仁位	土石流
785	大酒谷川Ⅰ	239020075	佐用郡佐用町仁位	土石流
786	寄延川Ⅰ	239020076	佐用郡佐用町寄延	土石流
787	段下Ⅰ	239020077	佐用郡佐用町寄延	土石流
788	岩ノ中Ⅰ	239020078	佐用郡佐用町寄延	土石流
789	池田川Ⅰ	239020079	佐用郡佐用町小日山	土石流
790	新道谷Ⅰ	239020080	佐用郡佐用町櫛田	土石流
791	一の谷川Ⅰ	239020081	佐用郡佐用町櫛田	土石流
792	平谷川Ⅰ	239020082	佐用郡佐用町櫛田	土石流
793	須山谷Ⅰ	239020083	佐用郡佐用町櫛田	土石流
794	横谷Ⅰ	239020084	佐用郡佐用町櫛田	土石流
795	井ノ谷Ⅱ	239020085	佐用郡佐用町櫛田	土石流
796	蟻ノ谷Ⅱ	239020086	佐用郡佐用町櫛田	土石流
797	漆ヶ谷Ⅱ	239020087	佐用郡佐用町櫛田	土石流
798	猪塚谷Ⅰ	239020088	佐用郡佐用町下秋里	土石流
799	諸谷Ⅱ	239020089	佐用郡佐用町下秋里	土石流
800	今谷Ⅱ	239020090	佐用郡佐用町下秋里	土石流
801	上秋里川Ⅰ	239020091	佐用郡佐用町上秋里	土石流
802	下山谷Ⅱ	239020092	佐用郡佐用町上秋里	土石流
803	小畑Ⅰ	239020093	佐用郡佐用町大日山	土石流
804	奥田谷Ⅰ	239020094	佐用郡佐用町大日山	土石流
805	駒菅川Ⅰ	239020095	佐用郡佐用町大日山	土石流
806	大東谷Ⅱ	239020096	佐用郡佐用町大日山	土石流
807	サル坂Ⅱ	239020097	佐用郡佐用町大日山	土石流
808	虚田谷Ⅰ	239020098	佐用郡佐用町久崎	土石流
809	虚田谷②Ⅱ	239020099	佐用郡佐用町久崎	土石流
810	土山谷Ⅰ	239020100	佐用郡佐用町家内	土石流
811	長尾川Ⅰ	239020101	佐用郡佐用町大酒	土石流
812	宮ノ谷川Ⅰ	239020102	佐用郡佐用町大酒	土石流
813	湯ノ脇谷Ⅰ	239020103	佐用郡佐用町大酒	土石流
814	宮ノ谷北Ⅱ	239020104	佐用郡佐用町大酒	土石流
815	宮ノ谷Ⅱ	239020105	佐用郡佐用町大酒	土石流
816	さいの谷Ⅱ	239020106	佐用郡佐用町大酒	土石流
817	下平松谷Ⅰ	239020107	佐用郡佐用町西新宿	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
818	白水ヶ谷Ⅱ	239020108	佐用郡佐用町西新宿	土石流
819	上谷①Ⅱ	239020109	佐用郡佐用町西新宿	土石流
820	上谷②Ⅱ	239020110	佐用郡佐用町西新宿	土石流
821	赤坂谷Ⅱ	239020111	佐用郡佐用町西新宿	土石流
822	宗田谷Ⅱ	239020112	佐用郡佐用町西新宿	土石流
823	西浦谷Ⅱ	239020113	佐用郡佐用町西新宿	土石流
824	池ノ谷Ⅰ	239030001	佐用郡佐用町船越	土石流
825	善吉川Ⅰ	239030002	佐用郡佐用町船越	土石流
826	堂谷Ⅰ	239030003	佐用郡佐用町船越	土石流
827	芦谷Ⅱ	239030004	佐用郡佐用町船越	土石流
828	一ノ谷Ⅱ	239030005	佐用郡佐用町船越	土石流
829	コウラノ奥Ⅱ	239030006	佐用郡佐用町船越	土石流
830	北河崎川Ⅰ	239030007	佐用郡佐用町河崎	土石流
831	溝田川Ⅰ	239030008	佐用郡佐用町河崎	土石流
832	城戸Ⅱ	239030009	佐用郡佐用町河崎	土石流
833	ニタンザワ②Ⅱ	239030010	佐用郡佐用町河崎	土石流
834	山ノ神川谷Ⅰ	239030011	佐用郡佐用町上三河	土石流
835	寺坂川谷Ⅰ	239030012	佐用郡佐用町上三河	土石流
836	八ヶ谷川Ⅰ	239030013	佐用郡佐用町上三河	土石流
837	谷山川Ⅰ	239030014	佐用郡佐用町中三河	土石流
838	マキノⅠ	239030015	佐用郡佐用町中三河	土石流
839	広国川Ⅰ	239030016	佐用郡佐用町下三河	土石流
840	槇野②Ⅱ	239030017	佐用郡佐用町下三河	土石流
841	青木Ⅰ	239030018	佐用郡佐用町西下野	土石流
842	南ノ段Ⅰ	239030019	佐用郡佐用町西下野	土石流
843	向イ川Ⅰ	239030020	佐用郡佐用町西下野	土石流
844	末森谷Ⅱ	239030021	佐用郡佐用町西下野	土石流
845	森谷Ⅱ	239030022	佐用郡佐用町西下野	土石流
846	下田Ⅱ	239030023	佐用郡佐用町西下野	土石流
847	三谷Ⅱ	239030024	佐用郡佐用町漆野	土石流
848	北谷川Ⅰ	239030025	佐用郡佐用町平松	土石流
849	中ノ谷川Ⅰ	239030026	佐用郡佐用町平松	土石流
850	南谷川Ⅰ	239030027	佐用郡佐用町平松	土石流
851	乙原①Ⅱ	239030028	佐用郡佐用町平松	土石流
852	乙原②Ⅱ	239030029	佐用郡佐用町平松	土石流
853	萩原①Ⅱ	239030030	佐用郡佐用町西徳久	土石流
854	萩原②Ⅱ	239030031	佐用郡佐用町西徳久	土石流
855	萩原③Ⅱ	239030032	佐用郡佐用町西徳久	土石流
856	日替谷Ⅰ	239030033	佐用郡佐用町西徳久	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
857	光田北川Ⅰ	239030034	佐用郡佐用町西徳久	土石流
858	光田南川Ⅰ	239030035	佐用郡佐用町西徳久	土石流
859	田倉谷Ⅰ	239030036	佐用郡佐用町東徳久	土石流
860	鎌屋Ⅰ	239030037	佐用郡佐用町東徳久	土石流
861	大谷Ⅰ	239030038	佐用郡佐用町東徳久	土石流
862	北山Ⅰ	239030039	佐用郡佐用町下徳久	土石流
863	岡ノ谷川Ⅰ	239030040	佐用郡佐用町下徳久	土石流
864	下宿川Ⅰ	239030041	佐用郡佐用町下徳久	土石流
865	高山川Ⅰ	239030042	佐用郡佐用町下徳久	土石流
866	高山南川Ⅰ	239030043	佐用郡佐用町下徳久	土石流
867	佐用坂Ⅱ	239030044	佐用郡佐用町下徳久	土石流
868	奥ノ谷①Ⅰ	239030045	佐用郡佐用町林崎	土石流
869	奥ノ谷②Ⅰ	239030046	佐用郡佐用町林崎	土石流
870	大名倉Ⅱ	239030047	佐用郡佐用町林崎	土石流
871	上那手川Ⅰ	239030048	佐用郡佐用町中島	土石流
872	シリブトⅠ	239030049	佐用郡佐用町中島	土石流
873	山川下川Ⅰ	239030050	佐用郡佐用町中島	土石流
874	西久保川Ⅰ	239030051	佐用郡佐用町中島	土石流
875	坂田谷川Ⅰ	239030052	佐用郡佐用町中島	土石流
876	カラ坂Ⅱ	239030053	佐用郡佐用町中島	土石流
877	エミ谷Ⅰ	239030054	佐用郡佐用町安川	土石流
878	宮ノ谷川Ⅰ	239030055	佐用郡佐用町安川	土石流
879	家ノ奥川Ⅰ	239030056	佐用郡佐用町宝蔵寺	土石流
880	戸谷Ⅰ	239030057	佐用郡佐用町宝蔵寺	土石流
881	菰田川Ⅰ	239030058	佐用郡佐用町多賀	土石流
882	上々Ⅰ	239030059	佐用郡佐用町多賀	土石流
883	岩手谷Ⅱ	239030060	佐用郡佐用町多賀	土石流
884	的場Ⅱ	239030061	佐用郡佐用町多賀	土石流
885	西の谷Ⅱ	239030062	佐用郡佐用町多賀	土石流
886	猪ノ谷Ⅰ	239040001	佐用郡佐用町真宗	土石流
887	大谷Ⅱ	239040002	佐用郡佐用町真宗	土石流
888	下谷Ⅱ	239040003	佐用郡佐用町真宗	土石流
889	池ノ内Ⅰ	239040004	佐用郡佐用町上本郷	土石流
890	妙谷Ⅰ	239040005	佐用郡佐用町上本郷	土石流
891	鞍駆川Ⅰ	239040006	佐用郡佐用町上本郷	土石流
892	上山川Ⅰ	239040007	佐用郡佐用町上本郷	土石流
893	京路①Ⅱ	239040008	佐用郡佐用町上本郷	土石流
894	京路②Ⅱ	239040009	佐用郡佐用町上本郷	土石流
895	妙見Ⅱ	239040010	佐用郡佐用町上本郷	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
896	亀尻Ⅱ	239040011	佐用郡佐用町上本郷	土石流
897	天満Ⅱ	239040012	佐用郡佐用町上本郷	土石流
898	尾木谷川Ⅰ	239040013	佐用郡佐用町志文	土石流
899	野坂谷Ⅱ	239040014	佐用郡佐用町志文	土石流
900	本谷Ⅱ	239040015	佐用郡佐用町志文	土石流
901	押ヶ谷Ⅱ	239040016	佐用郡佐用町志文	土石流
902	ツボサコⅠ	239040017	佐用郡佐用町春哉	土石流
903	春哉川Ⅰ	239040018	佐用郡佐用町春哉	土石流
904	ゴンビサコⅠ	239040019	佐用郡佐用町春哉	土石流
905	仁増川Ⅰ	239040020	佐用郡佐用町下本郷	土石流
906	谷奥Ⅰ	239040021	佐用郡佐用町下本郷	土石流
907	奥山川Ⅰ	239040022	佐用郡佐用町下本郷	土石流
908	奥渓川Ⅰ	239040023	佐用郡佐用町下本郷	土石流
909	寺谷Ⅱ	239040024	佐用郡佐用町下本郷	土石流
910	吹土Ⅱ	239040025	佐用郡佐用町下本郷	土石流
911	湯浅ノ二Ⅱ	239040026	佐用郡佐用町下本郷	土石流
912	湯浅口川Ⅱ	239040027	佐用郡佐用町下本郷	土石流
913	明星Ⅰ	239040028	佐用郡佐用町乃井野	土石流
914	上ノ山谷Ⅰ	239040029	佐用郡佐用町乃井野	土石流
915	四ヶ谷Ⅰ	239040030	佐用郡佐用町乃井野	土石流
916	西ノ脇Ⅰ	239040031	佐用郡佐用町乃井野	土石流
917	井垣谷Ⅱ	239040032	佐用郡佐用町乃井野	土石流
918	御殿ノ奥Ⅱ	239040033	佐用郡佐用町乃井野	土石流
919	田和ノ谷Ⅱ	239040034	佐用郡佐用町乃井野	土石流
920	杉ノ奥川Ⅰ	239040035	佐用郡佐用町末廣	土石流
921	前谷Ⅰ	239040036	佐用郡佐用町末廣	土石流
922	平谷Ⅰ	239040037	佐用郡佐用町末廣	土石流
923	尾崎ノ奥川Ⅰ	239040038	佐用郡佐用町末廣	土石流
924	小滝川Ⅰ	239040039	佐用郡佐用町末廣	土石流
925	寺谷川Ⅰ	239040040	佐用郡佐用町末廣	土石流
926	田此川Ⅰ	239040041	佐用郡佐用町三日月	土石流
927	金保谷Ⅰ	239040042	佐用郡佐用町三日月	土石流
928	黒谷Ⅰ	239040043	佐用郡佐用町三日月	土石流
929	西村川Ⅰ	239040044	佐用郡佐用町三日月	土石流
930	古池谷Ⅰ	239040045	佐用郡佐用町三日月	土石流
931	台乗谷Ⅰ	239040046	佐用郡佐用町三日月	土石流
932	三本松川Ⅰ	239040047	佐用郡佐用町三日月	土石流
933	猪ノ谷Ⅱ	239040048	佐用郡佐用町三日月	土石流
934	見附谷Ⅱ	239040049	佐用郡佐用町三日月	土石流

Ｎｏ	名　　称	箇所番号	指定の地域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
935	池谷Ⅱ	239040050	佐用郡佐用町三日月	土石流
936	敷谷Ⅱ	239040051	佐用郡佐用町三日月	土石流
937	奥谷Ⅰ	239040052	佐用郡佐用町廣山	土石流
938	小谷Ⅰ	239040053	佐用郡佐用町弦谷	土石流
939	谷口Ⅱ	239040054	佐用郡佐用町弦谷	土石流
940	宮ノ向Ⅰ	239040055	佐用郡佐用町三ツ尾	土石流
941	シット①Ⅱ	239040056	佐用郡佐用町三原	土石流
942	シット②Ⅱ	239040057	佐用郡佐用町三原	土石流
943	西ノ谷Ⅱ	239040058	佐用郡佐用町三原	土石流
944	サコ谷Ⅱ	239040059	佐用郡佐用町三原	土石流
945	吹土(1)	239040060	佐用郡佐用町下本郷	土石流
946	奥金近	339010001	佐用郡佐用町奥金近	地滑り
947	若洲	339010002	佐用郡佐用町若洲	地滑り
948	西河内	339010003	佐用郡佐用町西河内	地滑り
949	奥村	339010004	佐用郡佐用町大木谷	地滑り
950	来見	339020001	佐用郡佐用町福中	地滑り
951	仁位	339020002	佐用郡佐用町仁位	地滑り
952	円光寺	339020003	佐用郡佐用町円光寺	地滑り
953	目高	339020004	佐用郡佐用町目高	地滑り
954	上三河梅市山	339030001	佐用郡佐用町上三河	地滑り

５　山地災害危険地区箇所一覧表

（山腹崩壊危険地区）

（マ 16 別表 9）　　（令和 7 年 3 月 31 日現在）

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-001	福原	佐用町	佐用	福原	1.0
501-002	上ノ山１(佐用町)	佐用町	山田	上ノ山	2.0
501-003	奥成	佐用町	佐用	奥成	1.0
501-004	山ノ神	佐用町	乙大木谷	山ノ神	4.0
501-005	鑓飛	佐用町	西河内	鑓飛	2.0
501-006	矢ノ平	佐用町	乙大木谷	矢ノ平	4.0
501-007	瀬戸	佐用町	甲大木谷	瀬戸	2.0
501-008	仁方	佐用町	仁方	仁方	1.0
501-009	井垣坂	佐用町	甲大木谷	井垣坂	1.0
501-010	松ヶ元	佐用町	甲大木谷	松ヶ元	1.0
501-011	中尾	佐用町	甲大木谷	中尾	1.0
501-012	宮坂	佐用町	甲大木谷	宮坂	1.0
501-013	小猪伏日面	佐用町	豊福	小猪伏日面	2.0
501-014	北川前田	佐用町	豊福	北川前田	2.0
501-015	梶迨	佐用町	豊福	梶迨	2.0
501-016	深山口	佐用町	豊福	深山口	6.0
501-017	日裏	佐用町	末包	日裏	4.0
501-018	浦ノ元	佐用町	大畠	浦ノ元	2.0
501-019	四十田	佐用町	大畠	四十田	1.0
501-020	小平谷	佐用町	豊福	小平谷	1.0
501-021	樫山	佐用町	豊福	樫山	3.0
501-022	垣内	佐用町	仁方	垣内	1.0
501-023	大塚日向	佐用町	福沢	大塚日向	6.0
501-024	清水	佐用町	福沢	清水	7.0
501-025	竹ノ内	佐用町	福沢	竹ノ内	3.0
501-026	櫟山	佐用町	延吉	櫟山	4.0
501-027	大段	佐用町	下石井	大段	2.0
501-028	大林	佐用町	下石井	大林	8.0
501-029	上ノ山２(佐用町)	佐用町	下石井	上ノ山	7.0
501-030	シボ谷	佐用町	上石井	シボ谷	20.0
501-031	ハリドコ	佐用町	上石井	ハリドコ	9.0
501-032	ダイジョウゴウ	佐用町	若州	ダイジョウゴウ	2.0
501-033	笹コウ	佐用町	奥海	笹コウ	9.0
501-034	大久保	佐用町	上石井	大久保	6.0
501-035	左の迨	佐用町	上石井	左の迨	15.0
501-036	タニ	佐用町	水根	タニ	4.0

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-037	山本ノ下	佐用町	平福	山本ノ下	7.0
501-038	細畠	佐用町	庵	細畠	9.0
501-039	南光寺	佐用町	桑野	南光寺	1.0
501-040	東大迫	佐用町	桑野	東大迫	4.0
501-041	二重谷	佐用町	桑野	二重谷	13.0
501-042	上西山	佐用町	海内	上西山	9.0
501-043	ヒエ谷	佐用町	海内	ヒエ谷	11.0
501-044	吉ヶ谷	佐用町	桑野	吉ヶ谷	5.0
501-045	中尾	佐用町	口長谷	中尾	5.0
501-046	赤岩	佐用町	口長谷	赤岩	3.0
501-047	穴ノ尾	佐用町	奥長谷	穴ノ尾	2.0
501-048	前田	佐用町	奥長谷	前田	2.0
501-049	岩谷	佐用町	奥長谷	岩谷	1.0
501-050	細谷	佐用町	口金近	細谷	3.0
501-051	西の谷	佐用町	口金近	西の谷	2.0
501-052	小松谷	佐用町	口金近	小松谷	1.0
501-053	尾崎	佐用町	奥金近	尾崎	1.0
501-054	笹谷	佐用町	円応寺	笹谷	1.0
501-055	表山	佐用町	円応寺	表谷	1.0
501-056	ジャノオ	佐用町	佐用	ジャノオ	1.0
501-057	岡ノ向	佐用町	海内	岡ノ向	1.0
501-058	高野	佐用町	上石井	高野	2.0
501-059	奥成Ⅰ	佐用町	佐用	奥成	1.0
501-060	下も西山	佐用町	平福	下も西山	17.0
501-061	コヲゲノヲク	佐用町	桑野	コヲゲノオク	1.0
501-062	溝奥	佐用町	奥海	溝奥	2.0
501-063	細田	佐用町	大畠	細田	1.0
501-064	吉永	佐用町	東中山	吉永	1.0
501-065	中村木戸口	佐用町	乙大木谷	中村木戸口	6.0
501-066	庵ノ本	佐用町	奥海	庵ノ本	4.0
501-067	大道ノ上	佐用町	水根	大道ノ上	10.0
501-068	上ノ山３(佐用町)	佐用町	水根	上ノ山	7.0
501-069	桑木迫	佐用町	上石井	桑木迫	13.0
501-070	下サラエ	佐用町	下石井	下サラエ	4.0
501-071	黒山下タ	佐用町	桑野	黒山下タ	2.0
501-072	釜ノ向	佐用町	桑野	釜ノ向	4.0
501-073	サコ田	佐用町	海内	サコ田	1.0
501-074	荒堀	佐用町	奥海	荒堀	4.0
501-075	ミゾウチ	佐用町	小赤松	ミゾウチ	1.0

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-076	北畑Ⅰ	佐用町	上秋里	北畑	2.0
501-077	仁安	佐用町	下秋里	仁安	2.0
501-078	北篠	佐用町	下秋里	北篠	1.0
501-079	真野	佐用町	上月	真野	1.0
501-080	越田和	佐用町	西大畠	越田和	1.0
501-081	東谷	佐用町	大日山	東谷	1.0
501-082	池田	佐用町	小日山	池田	1.0
501-083	別当	佐用町	宇根	別当	1.0
501-084	百丈	佐用町	宇根	百丈	2.0
501-085	坊	佐用町	宇根	坊	1.0
501-086	庄ノ上	佐用町	宇根	庄ノ上	1.0
501-087	姿前	佐用町	宇根	姿前	2.0
501-088	尾崎	佐用町	須安	尾崎	3.0
501-089	宮ノ本	佐用町	須安	宮ノ本	1.0
501-090	池ノ本	佐用町	須安	池ノ本	1.0
501-091	向河原	佐用町	力万	向河原	1.0
501-092	茶屋ノ前	佐用町	皆田	茶屋ノ前	9.0
501-093	宮地	佐用町	大垣内	宮地	5.0
501-094	矢原	佐用町	才金	矢原	4.0
501-095	西ノ奥	佐用町	桜山	西ノ奥	2.0
501-096	奥迨	佐用町	桜山	奥迨	4.0
501-097	向山	佐用町	桜山	向山	3.0
501-098	山川	佐用町	福中	山川	14.0
501-099	北平	佐用町	福中	北平	5.0
501-100	堂砂	佐用町	福吉	堂砂	1.0
501-101	南	佐用町	福中	南	6.0
501-102	中土居尾	佐用町	南中山	中土居尾	6.0
501-103	横原	佐用町	上月	横原	1.0
501-104	大西	佐用町	仁位	大西	1.0
501-105	松山	佐用町	円光寺	松山	1.0
501-106	飯ノ山	佐用町	久崎	飯ノ山	11.0
501-107	石ヶ戸	佐用町	久崎	石ヶ戸	5.0
501-108	平谷	佐用町	櫛田	平谷	1.0
501-109	石井Ⅱ	佐用町	櫛田	石井	2.0
501-110	石井Ⅰ	佐用町	櫛田	石井	4.0
501-111	須山	佐用町	櫛田	須山	4.0
501-112	奥山	佐用町	櫛田	奥山	4.0
501-113	滝谷Ⅱ	佐用町	櫛田	滝谷	2.0
501-114	滝谷	佐用町	櫛田	滝谷	12.0

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-115	治賀尾Ⅰ	佐用町	大酒	治賀尾	3.0
501-116	小瀬之内	佐用町	櫛田	小瀬之内	2.0
501-117	山王	佐用町	本郷	山王	1.0
501-118	船戸	佐用町	皆田	船戸	1.0
501-119	中ノ坂	佐用町	才金	中ノ坂	2.0
501-120	三角畑	佐用町	上秋里	三角畑	1.0
501-121	御堂ノ本	佐用町	大日山	御堂ノ本	1.0
501-122	瓦坂	佐用町	中島	瓦坂	4.0
501-123	西林	佐用町	中島	西林	4.0
501-124	上那手	佐用町	中島	上那手	6.0
501-125	西山口	佐用町	漆野	西山口	9.0
501-126	山ノ神	佐用町	上三河	山ノ神	7.0
501-127	岡	佐用町	船越	岡	2.0
501-128	名目良	佐用町	船越	名目良	12.0
501-129	京ノ花	佐用町	河崎	京ノ花	18.0
501-130	上宿向	佐用町	下徳久	上宿向	1.0
501-131	小谷	佐用町	安川	小谷	1.0
501-132	小瀬	佐用町	多賀	小瀬	1.0
501-133	鋳物小市屋	佐用町	下徳久	鋳物小市屋	1.0
501-134	奥ノ谷Ⅰ	佐用町	林崎	奥ノ谷	2.0
501-135	段	佐用町	西下野	段	4.0
501-136	船越山	佐用町	船越	船越山	8.0
501-137	南	佐用町	春哉	南	1.0
501-138	岩崎	佐用町	真宗	岩崎	2.0
501-139	中野	佐用町	真宗	中野	17.0
501-140	黒山	佐用町	真宗	黒山	27.0
501-141	間林	佐用町	真宗	間林	4.0
501-142	尾木	佐用町	志文	尾木	4.0
501-143	田此	佐用町	三日月	田此	2.0
501-144	湯浅口	佐用町	下本郷	湯浅口	1.0
501-145	ナカムラヒナタ	佐用町	下本郷	ナカムラヒナタ	1.0
501-146	茶屋	佐用町	三日月	茶屋	1.0
501-147	石ヶ谷	佐用町	廣山	石ヶ谷	6.0
501-148	谷口	佐用町	弦谷	谷口	4.0
501-149	上長田	佐用町	末廣	上長田	3.0
501-150	惣田	佐用町	西大畠	惣田	1.0
501-151	折野	佐用町	三ツ尾	折野	1.0
501-152	乃坂	佐用町	志文	乃坂	12.0
501-153	上町	佐用町	三日月	上町	1.0

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-154	西ノ谷	佐用町	三原	西ノ谷	2.0
501-155	渦輪	佐用町	三原	渦輪	1.0
501-156	亀尻	佐用町	上本郷	亀尻	2.0
501-157	中野向ヒ	佐用町	真宗	中野向ヒ	6.0
501-158	イノノ	佐用町	真宗	イノノ	10.0
501-159	大谷	佐用町	弦谷	大谷	2.0
501-160	森本	佐用町	上本郷	森本	3.0
501-161	大谷	佐用町	弦谷	大谷	4.0
501-162	国森	佐用町	上三河	国森	2.0
501-163	向イ	佐用町	下三河	向イ	2.0
501-164	羽蔵屺	佐用町	上石井	羽蔵屺	3.0
501-165	大シシ	佐用町	下石井	大シシ	4.0
501-166	森谷	佐用町	奥金近	森谷	1.0
501-167	奥	佐用町	大日山	奥	1.0
501-168	戸谷	佐用町	庵	戸谷	8.0
501-169	戸谷	佐用町	庵	戸谷	1.0
501-170	寺田ほか	佐用町	上石井	寺田ほか	18.0
501-175	大ドウ	佐用町	下石井	大ドウ	4.0
501-178	上ノ山４(佐用町)	佐用町	延吉	上ノ山	7.0
501-179	横畑	佐用町	西河内	横畑	1.0
501-180	西大船	佐用町	下石井	西大船	4.0
501-181	竈	佐用町	久崎	竈	6.0
501-182	船谷高岩	佐用町	奥海	船谷高岩	2.0
501-183	岡田	佐用町	小日山	岡田	1.0
501-184	奥大河内	佐用町	下石井	奥大河内	3.0
501-185	空山	佐用町	大畑	空山	1.0
501-186	西大畠	佐用町	西大畠	カド	1.0
501-187	海内	佐用町	海内	ホソ峪	1.0
501-188	末広	佐用町	末廣	後谷	1.0
501-189	下徳久１	佐用町	下徳久	高山	2.0
501-190	上三河１	佐用町	上三河	真安	1.0
501-191	上本郷	佐用町	上本郷	小淵	3.0
501-192	上三河２	佐用町	上三河	梅市	1.0
501-193	多賀	佐用町	多賀	上々	3.0
501-194	下徳久２	佐用町	下徳久	九郎右ヱ門殿	1.0
501-195	仁位	佐用町	仁位	下ノ谷	1.0
501-196	上三河３	佐用町	上三河	国森	4.0
501-197	西徳久	佐用町	西徳久	萩原	4.0
501-198	桑峪	佐用町	海内	桑峪	2.0

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-199	冥加ノ峪	佐用町	奥海	冥加ノ峪	4.0
501-200	瀧谷	佐用町	上石井	瀧谷	2.0
501-201	一ノ迨	佐用町	上石井	一ノ迨	6.0
501-202	竹ノ内	佐用町	末包	竹ノ内	2.0
501-203	谷	佐用町	中三河	谷	1.0
合計	197 地区				758.0

（崩壊土砂流出危険地区）

（令和８年１月５日現在）

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-001	奥山	佐用町	真盛	奥山	0.17
501-002	堂谷	佐用町	真盛	堂谷	0.03
501-003	下吉福	佐用町	佐用	下吉福	0.09
501-004	ヒョウガヒラ	佐用町	長尾	ヒョウガヒラ	1.00
501-005	唐戸岩	佐用町	長尾	唐戸岩	1.11
501-006	本村	佐用町	福沢	本村	0.31
501-007	井谷(1)	佐用町	西河内	井谷	0.75
501-008	笹尾	佐用町	淀	笹尾	0.90
501-009	嶽ノ元	佐用町	淀	嶽ノ元	0.13
501-010	家の奥	佐用町	豊福	家の奥	0.29
501-011	上畑	佐用町	大畠	上畑	0.35
501-012	保木ノ下	佐用町	大畠	保木ノ下	0.06
501-013	土井ノ内	佐用町	宗行	土井ノ内	0.16
501-014	井谷(2)	佐用町	宗行	井谷	0.56
501-015	クルミ坂	佐用町	下石井	クルミ坂	0.71
501-016	杉村の上	佐用町	若州	杉村の上	0.41
501-017	竹ノ奥	佐用町	奥海	竹ノ奥	3.30
501-018	隅ノ内	佐用町	奥海	隅ノ内	0.22
501-019	赤江	佐用町	奥海	赤江	0.40
501-020	朝日山	佐用町	上石井	朝日山	0.30
501-021	東大船	佐用町	大船	東大船	0.40
501-022	小板井	佐用町	水根	小板井	0.11
501-023	イモ畑	佐用町	下石井	イモ畑	0.41
501-024	中ノ谷奥	佐用町	桑野	中ノ谷奥	2.77
501-025	高畑下	佐用町	桑野	高畑下	0.76
501-026	江部谷	佐用町	桑野	江部谷	4.56
501-027	女郎逕	佐用町	海内	女郎逕	0.98
501-028	坂様	佐用町	海内	坂様	1.01
501-029	西谷川	佐用町	海内	西谷川	0.28
501-030	殿畑	佐用町	海内	殿畑	0.41
501-031	カナ峪	佐用町	海内	カナ峪	0.58
501-032	ナガタニ	佐用町	海内	ナガタニ	0.66
501-033	カミノヤマ	佐用町	海内	カミノヤマ	0.14
501-034	行度口	佐用町	海内	行度口	0.11
501-035	駄津	佐用町	桑野	駄津	0.17
501-036	ｺｴﾝﾄﾞｳｸﾞﾁ	佐用町	桑野	ｺｴﾝﾄﾞｳｸﾞﾁ	0.85
501-037	塩谷山	佐用町	口長谷	塩谷山	1.90

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-038	家河内	佐用町	奥長谷	家河内	0.53
501-039	羽城	佐用町	奥長谷	羽城	0.23
501-040	前田(2)	佐用町	奥長谷	前田	0.26
501-041	石井谷	佐用町	口長谷	石井谷	0.96
501-042	分立七田	佐用町	横坂	分立七田	0.07
501-043	北谷(1)	佐用町	奥金近	北谷	0.44
501-044	大願寺	佐用町	佐用	大願寺	0.78
501-045	秀谷	佐用町	佐用	秀谷	1.22
501-046	大坪	佐用町	佐用	大坪	0.45
501-047	本谷	佐用町	山脇	本谷	0.86
501-048	河原坂	佐用町	山脇	河原坂	1.13
501-049	大藪	佐用町	山脇	大藪	0.87
501-050	北谷(2)	佐用町	山脇	北谷	0.44
501-051	水木谷	佐用町	山脇	水木谷	0.34
501-052	本谷	佐用町	山脇	本谷	0.40
501-053	清水	佐用町	奥海	清水	0.09
501-054	大迫	佐用町	奥海	大迫	0.06
501-055	釜所	佐用町	奥海	釜所	0.06
501-056	庵ノ上	佐用町	若州	庵ノ上	0.06
501-057	ホウキ	佐用町	奥長谷	ホウキ	0.55
501-058	奥成	佐用町	佐用	奥成	0.65
501-059	新町(1)	佐用町	佐用	新町	0.14
501-060	新町(2)	佐用町	佐用	新町	0.11
501-061	上ノ山	佐用町	佐用	上ノ山	0.08
501-062	井谷	佐用町	平福	井谷	0.66
501-063	下も白髪	佐用町	平福	下も白髪	0.90
501-064	寺谷	佐用町	上石井	寺谷	0.18
501-065	梶迨	佐用町	豊福	梶迨	0.11
501-066	桧谷	佐用町	水根	桧谷	0.71
501-067	荒神谷	佐用町	海内	荒神谷	0.16
501-068	ウスガ谷	佐用町	小赤松	ウスガ谷	0.34
501-069	ヒエバタ	佐用町	小赤松	ヒエバタ	0.17
501-070	鳥ノ向	佐用町	久崎	鳥ノ向	0.32
501-071	長ノ谷	佐用町	下秋里	長ノ谷	0.97
501-072	樫尾	佐用町	下秋里	樫尾	0.06
501-073	シガ谷	佐用町	上秋里	シガ谷	0.06
501-074	三角畑	佐用町	上秋里	三角畑	0.41
501-075	北畑(2)	佐用町	上秋里	北畑	0.46
501-076	上殿	佐用町	上秋里	上殿	0.21

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-077	荒神谷	佐用町	上月	荒神谷	0.26
501-078	大成	佐用町	目高	大成	1.19
501-079	ホキ谷(2)	佐用町	上月	ホキ谷	0.41
501-080	ホキ谷(1)	佐用町	上月	ホキ谷	0.36
501-081	山王	佐用町	本郷	山王	0.19
501-082	コマスゲ	佐用町	大日山	コマスゲ	1.09
501-083	前ノ下	佐用町	大日山	前ノ下	0.06
501-084	岡	佐用町	小日山	岡	0.34
501-085	王子谷	佐用町	西大畠	王子谷	0.28
501-086	滝ノ上	佐用町	西大畠	滝ノ上	0.96
501-087	菖蒲谷	佐用町	須安	菖蒲谷	0.14
501-088	前	佐用町	須安	前	0.34
501-089	赤明寺	佐用町	須安	赤明寺	0.44
501-090	奥ノ町	佐用町	大垣内	奥ノ町	0.09
501-091	大ナル	佐用町	皆田	大ナル	0.88
501-092	塩ノ口	佐用町	皆田	塩ノ口	1.27
501-093	岩津口	佐用町	大垣内	岩津口	0.65
501-094	定金	佐用町	大垣内	定金	0.22
501-095	松葉ヶ坂	佐用町	本郷	松葉ヶ坂	0.20
501-096	家谷	佐用町	本郷	家谷	0.20
501-097	庵造	佐用町	才金	庵造	0.06
501-098	物狂	佐用町	才金	物狂	0.16
501-099	山ノ神	佐用町	才金	山ノ神	0.21
501-100	片房	佐用町	福中	片房	0.06
501-101	尾僧田	佐用町	福中	尾僧田	0.20
501-102	宮ノ谷(1)	佐用町	早瀬	宮ノ谷	0.86
501-103	西谷	佐用町	仁位	西谷	0.37
501-104	舟地	佐用町	仁位	舟地	0.13
501-105	丸山	佐用町	仁位	丸山	0.14
501-106	飯ノ山(2)	佐用町	櫛田	飯ノ山	0.09
501-107	石井(2)	佐用町	櫛田	石井	0.13
501-108	井の谷	佐用町	櫛田	井の谷	0.17
501-109	ミヤヤマ	佐用町	櫛田	ミヤヤマ	0.32
501-110	滝谷	佐用町	櫛田	滝谷	0.46
501-111	塩ノ谷	佐用町	家内	塩ノ谷	1.26
501-112	宮ノ谷(2)	佐用町	小赤松	宮ノ谷	1.27
501-113	治賀尾(2)	佐用町	大酒	治賀尾	0.15
501-114	長尾	佐用町	大酒	長尾	0.42
501-115	松山	佐用町	円光寺	松山	0.06

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-116	家ノ廻リ	佐用町	上月	家廻り	0.14
501-117	芦谷	佐用町	上月	芦谷	0.08
501-118	奥田	佐用町	皆田	奥田	0.58
501-119	大陰	佐用町	西新宿	大蔭	0.11
501-120	菰田	佐用町	多賀	菰田	0.09
501-121	矢ノ奥	佐用町	中島	矢ノ奥	0.18
501-122	高山	佐用町	下徳久	高山	0.18
501-123	下宿	佐用町	下徳久	下宿	0.14
501-124	北山	佐用町	下徳久	北山	0.17
501-125	光田	佐用町	西徳久	光田	0.09
501-126	横畑	佐用町	西徳久	横畑	0.19
501-127	森光	佐用町	西徳久	森光	0.16
501-128	段畠	佐用町	漆野	段畠	0.09
501-129	鍛冶屋	佐用町	中三河	鍛冶屋	0.23
501-130	船越山(1)	佐用町	船越	船越山	0.06
501-131	船越山(2)	佐用町	船越	前	0.37
501-132	船越山(3)	佐用町	船越	船越山	4.15
501-133	名目津和	佐用町	船越	名目津和	0.09
501-134	平栗	佐用町	船越	平栗	0.31
501-135	下畑	佐用町	河崎	下畑	0.54
501-136	下モ畑	佐用町	上三河	下モ畑	0.09
501-137	アオキ	佐用町	西下野	アオキ	0.38
501-138	上野山	佐用町	西下野	上野山	0.27
501-139	乙原	佐用町	平松	乙原	0.09
501-140	中谷	佐用町	平松	中谷	0.84
501-141	南谷	佐用町	平松	南谷	0.10
501-142	小谷(2)	佐用町	宝蔵寺	小谷	0.09
501-143	滝谷	佐用町	宝蔵寺	滝谷	0.53
501-144	使谷	佐用町	宝蔵寺	使谷	0.30
501-145	家ノ奥	佐用町	宝蔵寺	家ノ奥	0.89
501-146	戸谷(1)	佐用町	宝蔵寺	戸谷	0.19
501-147	戸谷(2)	佐用町	安川	戸谷	0.25
501-148	尻太	佐用町	安川	尻太	0.29
501-149	卯の畑	佐用町	中島	卯の畑	0.34
501-150	大畑	佐用町	中島	大畑	0.19
501-151	上々	佐用町	多賀	上々	0.09
501-152	馬場(1)	佐用町	多賀	馬場	0.06
501-153	馬場(2)	佐用町	多賀	馬場	0.55
501-154	田中堂	佐用町	多賀	田中堂	0.46

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-155	西ノ谷甲	佐用町	多賀	西ノ谷甲	0.23
501-156	小瀬	佐用町	多賀	小瀬	0.09
501-157	西徳久横畑	佐用町	西徳久	横畑	0.31
501-158	西ノ谷甲	佐用町	多賀	西ノ谷甲	0.12
501-159	奥ノ谷	佐用町	林崎	奥ノ谷	0.09
501-160	乙原(1)	佐用町	平松	乙原	0.60
501-161	乙原(2)	佐用町	平松	乙原	0.06
501-162	井ノ原	佐用町	河崎	井ノ原	0.20
501-163	城戸	佐用町	河崎	城戸	5.70
501-164	後谷	佐用町	末廣	後谷	0.32
501-165	平谷	佐用町	末廣	平谷	0.20
501-166	杉ノ奥	佐用町	末廣	杉ノ奥	0.40
501-167	西ノ脇上山	佐用町	乃井野	西ノ脇上山	0.14
501-168	清水	佐用町	乃井野	清水	0.20
501-169	花乃木	佐用町	乃井野	花乃木	0.09
501-170	南	佐用町	春哉	南	0.24
501-171	熊渕	佐用町	志文	熊渕	0.09
501-172	長実(1)	佐用町	真宗	長実	0.30
501-173	長実(2)	佐用町	真宗	長実	0.14
501-174	大谷	佐用町	真宗	大谷	0.46
501-175	問村	佐用町	真宗	問村	0.24
501-176	中野向	佐用町	真宗	中野向	0.14
501-177	上ノ山(1)	佐用町	乃井野	上ノ山	0.09
501-178	下小原	佐用町	下本郷	下小原	0.12
501-179	人増	佐用町	上本郷	人増	0.14
501-180	亀尻	佐用町	上本郷	亀尻	0.52
501-181	名古手	佐用町	上本郷	名古手	0.06
501-182	中畑(2)	佐用町	上本郷	中畑	0.06
501-183	中畑(1)	佐用町	上本郷	中畑	0.06
501-184	戸坪	佐用町	上本郷	戸坪	0.08
501-185	焼尾	佐用町	上本郷	焼尾	0.40
501-186	仲村上	佐用町	下本郷	仲村上	0.21
501-187	大乗(1)	佐用町	三日月	大乗	0.18
501-188	大乗(2)	佐用町	三日月	大乗	0.54
501-189	猪ノ谷	佐用町	三日月	猪ノ谷	0.78
501-190	笹尾	佐用町	三日月	笹尾	0.32
501-191	鎌谷	佐用町	三日月	鎌谷	0.45
501-192	藤尾	佐用町	三原	藤尾	0.33
501-193	上ノ山(2)	佐用町	末廣	上ノ山	0.60

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-194	樋ノ内	佐用町	末廣	樋ノ内	2.70
501-195	上長田	佐用町	末廣	上長田	0.35
501-196	西久保	佐用町	大畑	西久保	0.09
501-197	乃坂	佐用町	志文	乃坂	0.06
501-198	柳ヶ谷	佐用町	末廣	柳ヶ谷	0.37
501-199	西ノ谷	佐用町	三原	西ノ谷	0.20
501-200	堂中	佐用町	真宗	堂中	0.17
501-201	前田	佐用町	上本郷	前田	0.16
501-202	丸尾	佐用町	多賀	丸尾	0.71
501-203	瀧谷	佐用町	弦谷	瀧谷	1.25
501-204	名目良	佐用町	船越	名目良	0.09
501-205	片倉	佐用町	宇根	片倉	0.06
501-206	高山	佐用町	横坂	高山	0.06
501-207	シロト	佐用町	河崎	シロト	0.07
501-208	森居	佐用町	桑野	森居	0.03
501-209	日裏	佐用町	末包	日裏	0.09
501-210	段	佐用町	寄延	段	0.03
501-211	風呂ノ裾	佐用町	豊福	風呂ノ裾	0.38
501-212	白ノ谷	佐用町	豊福	白ノ谷	0.03
501-213	堂迫	佐用町	桑野	堂迫	0.11
501-214	大垣内	佐用町	大垣内	大垣内	0.15
501-215	蔭の平	佐用町	下石井	蔭の平	0.28
501-216	後谷	佐用町	上石井	後谷	0.63
501-217	寺谷	佐用町	本郷	寺谷	0.14
501-218	向	佐用町	西下野	向	0.10
501-219	口長谷	佐用町	口長谷	中野	0.33
501-220	船越山(4)	佐用町	船越	岡	0.56
501-221	大畠５	佐用町	大畠	四十田	0.35
501-222	久崎４	佐用町	久崎	嘘谷	0.06
501-223	桑野３	佐用町	桑野	ナメガ迫	0.09
501-224	船越３	佐用町	船越	豆腐ヶ市	0.54
501-225	今谷	佐用町	下秋里	今谷	0.14
501-226	大畠６	佐用町	大畠	細田	0.37
501-227	奥海３	佐用町	奥海	高下谷	0.66
501-228	庵１	佐用町	庵	戸谷	0.27
501-229	庵２	佐用町	庵	戸谷	0.55
501-230	本位田乙	佐用町	本位田乙	向山	0.40
501-231	櫛田１	佐用町	櫛田	須山	1.45
501-232	久崎１	佐用町	久崎	飯之山	0.28

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-233	小赤松	佐用町	小赤松	長畑ケ	1.08
501-234	奥金近１	佐用町	奥金近	末谷奥	0.38
501-235	奥金近２	佐用町	奥金近	末谷奥	0.25
501-236	末包１	佐用町	末包	八幡原	1.17
501-237	西新宿１	佐用町	西新宿	岡	0.84
501-238	西新宿２	佐用町	西新宿	岡	0.54
501-239	若洲１	佐用町	若洲	狸尾	0.11
501-240	三日月	佐用町	三日月	見付	0.80
501-241	志文１	佐用町	志文	末谷	1.58
501-242	上本郷２	佐用町	上本郷	上山	0.35
501-243	中三河１	佐用町	中三河	マキノ	1.43
501-244	安川１	佐用町	安川	宮ノ谷	0.30
501-245	東徳久１	佐用町	東徳久	獄ケ	1.53
501-248	乃井野１	佐用町	乃井野	オソ谷	0.24
501-249	下本郷１	佐用町	下本郷	折場	1.03
501-251	下徳久１	佐用町	下徳久	佐用坂	0.35
501-252	奥金近３	佐用町	奥金近	白石	0.41
501-253	船越１	佐用町	船越	船越山	0.24
501-255	船越２	佐用町	船越	長林	1.76
501-257	上秋里	佐用町	上秋里	尻木	0.32
501-259	金屋２	佐用町	金屋	京谷	0.41
501-260	桜山	佐用町	桜山	二ノ堂	0.23
501-261	西新宿３	佐用町	西新宿	向畑	1.11
501-262	上月	佐用町	上月	竹ノ空	0.51
501-263	目高１	佐用町	目高	嶮シ	0.86
501-264	本郷８	佐用町	本郷	梶屋ノ奥宇根	0.37
501-265	皆田１	佐用町	皆田	大ナル	0.21
501-266	皆田２	佐用町	皆田	大ナル	0.70
501-267	大日山１	佐用町	大日山	大谷	1.16
501-268	櫛田２	佐用町	櫛田	奥村	0.11
501-269	下徳久２	佐用町	下徳久	市尾	2.83
501-270	西河内１	佐用町	西河内	下前田	1.13
501-271	豊福	佐用町	豊福	白谷	0.21
501-273	末包２	佐用町	末包	八幡原	1.92
501-274	口長谷２	佐用町	口長谷	寺谷	0.24
501-275	奥海２	佐用町	奥海	西河内	0.48
501-278	大畠１	佐用町	大畠	上エ畑ケ	1.35
501-279	東中山１	佐用町	東中山	石井谷	0.72
501-283	奥長谷２	佐用町	奥長谷	岩谷	0.57

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-284	延吉１	佐用町	延吉	猪ノ子	0.35
501-285	延吉２	佐用町	延吉	猪ノ子	0.20
501-286	大畠２	佐用町	大畠	上エ畑ケ	1.61
501-287	若洲２	佐用町	若洲	大木ケナル	4.72
501-288	若洲３	佐用町	若洲	大木ケナル	1.00
501-289	海内１	佐用町	海内	シロユヅキ	1.49
501-290	弦谷	佐用町	弦谷	広畑ケ	1.12
501-291	三ツ尾	佐用町	三ツ尾	枇杷ノ谷	0.61
501-292	下本郷２	佐用町	下本郷	奥溪	0.36
501-293	乃井野２	佐用町	乃井野	扶餌ヶ谷	0.13
501-295	上本郷３	佐用町	上本郷	小淵	0.15
501-297	乃井野３	佐用町	乃井野	西脇上ノ山	0.46
501-298	志文２	佐用町	志文	末谷	2.19
501-299	真宗	佐用町	真宗	問村	0.53
501-300	上本郷４	佐用町	上本郷	深山	0.21
501-301	上本郷５	佐用町	上本郷	六郎木	2.01
501-302	乃井野４	佐用町	乃井野	花ノ木	0.10
501-303	東徳久２	佐用町	東徳久	樅谷	0.19
501-304	春哉	佐用町	春哉	向田	0.24
501-305	多賀１	佐用町	多賀	奥畑	1.78
501-307	西徳久	佐用町	西徳久	高下大平	0.37
501-310	船越山(5)	佐用町	船越	船越山	4.77
501-311	多賀２	佐用町	多賀	菰田	0.28
501-312	安川２	佐用町	安川	エミ谷	0.88
501-313	米田	佐用町	米田	山川	0.24
501-314	東徳久３	佐用町	東徳久	阿賀屋	0.27
501-315	東徳久４	佐用町	東徳久	鎌谷	0.33
501-316	東徳久５	佐用町	東徳久	田倉	0.94
501-317	西下野	佐用町	西下野	青木	0.30
501-318	中三河２	佐用町	中三河	マキノ	0.18
501-319	中三河３	佐用町	中三河	マキノ	1.06
501-320	桑野１	佐用町	桑野	大谷	2.75
501-321	河崎５	佐用町	河崎	久保田	0.20
501-322	大酒	佐用町	大酒	宮ノ谷蔭口	0.45
501-323	久崎２	佐用町	久崎	嘘谷	0.45
501-324	西新宿４	佐用町	西新宿	上カ	0.28
501-325	西新宿５	佐用町	西新宿	上カ	0.72
501-327	福吉１	佐用町	福吉	上ノ田	0.45
501-328	皆田３	佐用町	皆田	南	0.45

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-332	才金１	佐用町	才金	四才谷	0.82
501-333	熊井	佐用町	才金	熊井	0.70
501-334	西大畠１	佐用町	西大畠	社田	0.68
501-335	大日山２	佐用町	大日山	谷	0.47
501-336	櫛田３	佐用町	櫛田	小瀬之内	0.24
501-337	久崎３	佐用町	久崎	嘘谷	1.46
501-338	目高２	佐用町	目高	大成	0.19
501-339	仁位	佐用町	仁位	下ノ谷	0.90
501-340	下秋里	佐用町	下秋里	今谷	0.26
501-342	金屋３	佐用町	金屋	五反畑ケ	0.21
501-343	南中山	佐用町	南中山	下土居	0.52
501-344	福吉２	佐用町	福吉	東	0.43
501-346	宇根	佐用町	宇根	東谷	0.25
501-347	皆田４	佐用町	皆田	上ノ山ノ下	0.25
501-349	才金３	佐用町	才金	下モ山ノ神	0.52
501-351	須安	佐用町	須安	片倉谷	0.37
501-352	西大畠２	佐用町	西大畠	大倉	1.61
501-353	西大畠３	佐用町	西大畠	学堂	0.25
501-354	大日山３	佐用町	大日山	大谷	3.12
501-355	佐用１	佐用町	佐用	秀谷	0.55
501-356	福沢１	佐用町	福沢	スリコバチ	2.46
501-357	乙大木谷	佐用町	乙大木谷	山ノ神	1.02
501-358	大畠３	佐用町	大畠	上エ畑ケ	0.30
501-359	末包３	佐用町	末包	日裏	0.20
501-360	末包４	佐用町	末包	中須賀	0.43
501-361	東中山２	佐用町	東中山	空山田	0.27
501-362	東中山３	佐用町	東中山	小迨ノ影	0.36
501-363	東中山４	佐用町	東中山	石井谷	0.67
501-364	水根	佐用町	水根	エノキサコ	0.52
501-365	若洲４	佐用町	若洲	佛谷	0.12
501-366	円応寺	佐用町	円応寺	鍋谷西平	0.26
501-367	海内２	佐用町	海内	ホソ峪	0.18
501-368	桑野２	佐用町	桑野	屺	0.47
501-369	福沢２	佐用町	福沢	田野	0.24
501-370	奥金近４	佐用町	奥金近	北谷	0.18
501-375	奥長谷３	佐用町	奥長谷	迨ヶ谷	0.13
501-376	庵３	佐用町	庵	高尾	0.41
501-377	海内３	佐用町	海内	夏切東	0.84
501-378	平福	佐用町	平福	鋳物師谷	0.22

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-379	延吉３	佐用町	延吉	木落	0.15
501-380	大畠４	佐用町	大畠	上エ畑ケ	0.77
501-381	延吉４	佐用町	延吉	二坪	0.39
501-382	延吉５	佐用町	延吉	二坪	0.40
501-383	下石井１	佐用町	下石井	堂ノ脇	0.34
501-384	東中山５	佐用町	東中山	石井谷	1.06
501-385	上石井１	佐用町	上石井	大谷口	0.26
501-386	上石井２	佐用町	上石井	一後迨	0.38
501-387	下石井２	佐用町	下石井	ウツイ谷口	0.32
501-388	上石井３	佐用町	上石井	井笹	0.17
501-389	上石井４	佐用町	上石井	溝ノ上	0.24
501-391	若洲５	佐用町	若洲	佛谷	0.73
501-392	佐用２	佐用町	佐用	山平	0.22
501-394	佐用３	佐用町	佐用	秀谷	0.30
501-395	西河内２	佐用町	西河内	尾鼻	0.32
501-396	東中山６	佐用町	東中山	石井谷	0.66
501-397	横坂	佐用町	横坂	西ノ土居	0.13
501-399	庵４	佐用町	庵	高尾	3.04
501-400	延吉６	佐用町	延吉	上ノ山	0.20
501-401	延吉７	佐用町	延吉	木落	0.49
501-402	延吉８	佐用町	延吉	木落	0.66
501-403	下石井３	佐用町	下石井	堂ノ脇	0.26
501-404	下石井４	佐用町	下石井	左リガ畑	1.37
501-406	上石井５	佐用町	上石井	ハリドコ	0.15
501-407	上石井６	佐用町	上石井	増谷トコロ峪	0.24
501-408	若洲６	佐用町	若洲	大木ケナル	0.51
501-409	庵５	佐用町	庵	和正谷	0.93
501-410	櫛田４	佐用町	櫛田	小瀬之内	0.17
501-411	真盛字奥山	佐用町	真盛	奥山	0.45
501-412	名倉	佐用町	林崎	名倉	1.06
501-413	西新宿６	佐用町	西新宿	ハゼオ	0.09
501-414	炭焼谷	佐用町	三原	炭焼谷	0.90
501-415	中三河４	佐用町	中三河	マキノ	2.30
501-416	向２	佐用町	西下野	向	1.13
501-417	原ホテ	佐用町	才金	原ホテ	2.46
501-418	東沼谷	佐用町	早瀬	東沼谷	0.68
501-419	稗田川	佐用町	西大畠	間坂	0.85
501-420	半田	佐用町	大畠	半田	0.23
501-421	堂屋敷	佐用町	東中山	堂屋敷	0.45

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-422	松尾	佐用町	下石井	松尾	0.25
501-423	戸谷	佐用町	庵	戸谷	1.23
501-424	釜谷	佐用町	金屋	釜谷	0.47
501-425	見正庵	佐用町	豊福	見正庵	0.60
501-426	家ノ奥	佐用町	東中山	家ノ奥	0.17
501-427	林ケ迯	佐用町	才金	林ケ迯	0.45
501-428	片房	佐用町	福中	片房	0.41
501-429	高下大平	佐用町	西徳久	高下大平	0.23
501-430	坂田谷	佐用町	中島	坂田谷	1.91
501-431	岡ノ上	佐用町	下徳久	岡ノ上	0.40
501-432	横名	佐用町	福中	横名	0.70
501-433	桜山２	佐用町	桜山	二ノ堂	0.22
501-434	邸ノ成	佐用町	西新宿	邸ノ成	0.12
501-435	長尾	佐用町	大酒	長尾	0.29
501-436	横原	佐用町	上月	横原	0.24
501-437	古土居	佐用町	金屋	古土居	0.26
501-438	細谷	佐用町	才金	細谷	0.30
501-439	下山ノ神	佐用町	才金	下山ノ神	0.54
501-440	荒神谷	佐用町	西大畠	荒神谷	0.96
501-441	椀ケ内	佐用町	西大畠	椀ヶ内	0.27
501-442	西沼谷	佐用町	早瀬	西沼谷	0.60
501-443	矢ノ平	佐用町	乙大木谷	矢ノ平	0.22
501-444	奥長谷４	佐用町	奥長谷	志メノ谷	0.09
501-445	鵙谷	佐用町	口金近	鵙谷	0.10
501-446	白石	佐用町	奥金近	白石	0.25
501-447	上エノ山	佐用町	庵	上エノ山	0.30
501-448	菅原	佐用町	延吉	菅原	0.37
501-449	木里日面	佐用町	豊福	木里日面	0.97
501-450	荒神谷	佐用町	東中山	荒神谷	0.15
501-451	猪垣谷	佐用町	横坂	猪垣谷	0.23
501-452	上エノ山２	佐用町	庵	上エノ山	0.27
501-453	京路①	佐用町	上本郷	京路	0.82
501-454	湯浅口	佐用町	下本郷	湯浅口	0.47
501-455	小松谷	佐用町	口金近	小松谷	0.45
501-456	サコウリ	佐用町	上石井	サコウリ	0.32
501-457	梶屋ノ奥	佐用町	本郷	梶屋ノ奥	0.27
501-458	佛谷	佐用町	若州	佛谷	0.12
501-459	知戸	佐用町	三原	知戸	0.47
501-460	黒谷	佐用町	三日月	黒谷	0.23

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-461	谷	佐用町	中三河	谷	0.17
501-462	スケガサコ	佐用町	西新宿	スケガサコ	0.17
501-463	カラケ谷	佐用町	金屋	カラケ谷	0.41
501-464	伊垣谷	佐用町	末包	伊垣谷	0.30
501-465	山平	佐用町	佐用	山平	0.22
501-466	南西山	佐用町	佐用	南西山	0.18
501-467	申山１	佐用町	口長谷	申山１	0.28
501-468	松ノ段	佐用町	佐用	松ノ段	0.11
501-469	小谷	佐用町	上本郷	小谷	0.41
501-470	能谷	佐用町	三日月	能谷	0.35
501-471	下田	佐用町	西下野	下田	0.38
501-472	マキノ	佐用町	中三河	マキノ	0.56
501-473	湯谷	佐用町	金屋	湯谷	0.58
501-474	中村２	佐用町	才金	中村	0.60
501-475	中村１	佐用町	才金	中村	0.60
501-476	上小谷	佐用町	才金	上小谷	0.37
計	443 箇所				239.15

（地すべり危険地区）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

箇所番号	地区名	市町村名（区入り）	大字	字	危険地区面積（ha）
501-001	久保田	佐用町	淀	久保田	46.00
501-002	牛岩	佐用町	本位田	牛岩	5.00
501-003	鬼ヶ谷	佐用町	奥海	鬼ヶ谷	33.00
501-004	小谷	佐用町	大酒	小谷	92.00
501-005	ヨコミチ	佐用町	西新宿	ヨコミチ	22.00
501-006	大平	佐用町	大垣内	大平	81.00
501-007	大谷	佐用町	桜山	大谷	39.00
501-008	荒神山	佐用町	家内	荒神山	56.00
501-009	木谷	佐用町	真宗	木谷	5.00
501-010	向山	佐用町	弦谷	向山	8.00
合計	10 箇所				387.00

6　法指定区域一覧表

（マ 16 別表 11）

（地すべり防止区域指定箇所）国土交通省所管

令和 7 年 2 月 1 日現在

地域名	箇所数	箇所名	指定面積（ｈａ）	指定年月日
佐用地域	1	若州	10.00	昭和 40 年 10 月 4 日
南光地域	1	上三河梅市山	5.20	昭和 40 年 9 月 7 日
計	2		15.20	

（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）

令和 7 年 2 月 1 日現在

関係事務所	区域名	所在地			面積	指定年月日	告示番号
		郡市名	区町名	大字名	(ha)	※()書きは改正前	※()書きは改正前
光都	大願寺	佐用郡	佐用町	佐用	1.56	（平 9 年 2 月 7 日） （平 27 年 5 月 26 日） 令 1 年 5 月 7 日	（県告第 194 号） （県告第 466 号） 県告第 5 号
	大願寺(2)	佐用郡	佐用町	佐用	0.62	令４年９月 26 日	県告第 1132 号
	大願寺(3)	佐用郡	佐用町	佐用	0.61	令６年８月 27 日	県告第 814 号
	秀谷(1)	佐用郡	佐用町	佐用	0.75	平 10 年９月 29 日	県告第 1396 号
	秀谷(2)	佐用郡	佐用町	佐用	0.56	平 10 年９月 29 日	県告第 1396 号
	口長谷	佐用郡	佐用町	佐用	3.58	平 18 年３月 24 日	県告第 349 号
	佐用新町(1)	佐用郡	佐用町	佐用	0.45	平 27 年４月 10 日	県告第 341 号
	佐用新町(2)	佐用郡	佐用町	佐用	0.55	平 27 年６月 30 日	県告第 566 号
	目高	佐用郡	佐用町	目高	2.30	昭 53 年２月 21 日	県告第 368 号
	久崎	佐用郡	佐用町	久崎	0.60	平 10 年９月 29 日	県告第 1396 号
	早瀬	佐用郡	佐用町	早瀬	2.72	平 15 年３月 28 日	県告第 440 号
	西大畑	佐用郡	佐用町	大畑	1.69	平 13 年３月 21 日	県告第 422 号
	上町	佐用郡	佐用町	三日月	1.17	平 13 年 11 月 20 日	県告第 1405 号
	須山	佐用郡	佐用町	櫛田	1.67	平 25 年２月 22 日	県告第 254 号
	鎌倉	佐用郡	佐用町	上本郷	1.24	平 14 年 11 月 19 日	県告第 1409 号
	三ツ尾	佐用郡	佐用町	三ツ尾	0.26	平 19 年 10 月 26 日	県告第 1111 号
	大向	佐用郡	佐用町	福沢	0.79	平 23 年４月 22 日	県告第 496 号
	弦谷(1)	佐用郡	佐用町	弦谷	0.09	平 24 年３月 13 日	県告第 305 号
	弦谷(2)	佐用郡	佐用町	弦谷	0.75	平 24 年３月 13 日	県告第 305 号

関係事務所	区域名	所在地			面積	指定年月日	告示番号
		郡市名	区町名	大字名	(ha)	※()書きは改正前	※()書きは改正前
	弦谷(3)	佐用郡	佐用町	弦谷	0.40	平24年3月13日	県告第 305 号
	林崎(3)	佐用郡	佐用町	林崎	0.64	平24年2月25日	県告第 154 号
	平福(1)	佐用郡	佐用町	平福	0.56	平26年6月24日	県告第 590 号
	口金近	佐用郡	佐用町	口金近	1.44	平26年9月5日	県告第 792 号
	口金近(2)	佐用郡	佐用町	口金近	0.55	平30年10月23日	県告第 914 号
	西下野(1)	佐用郡	佐用町	西下野	0.86	平27年6月2日	県告第 488 号
	西下野(2)	佐用郡	佐用町	西下野	0.22	平26年9月5日	県告第 793 号
	西下野(3)	佐用郡	佐用町	西下野	0.91	平27年12月25日	県告第1075号
	下秋里	佐用郡	佐用町	下秋里	0.90	令2年7月17日	県告第782号
	下秋里(2)	佐用郡	佐用町	下秋里	2.15	令2年10月9日	県告第1043号
	横畑	佐用郡	佐用町	西徳久	1.96	令3年3月30日	県告第394号
	真盛	佐用郡	佐用町	真盛	0.91	令3年4月23日	県告第 498 号
	真盛(2)	佐用郡	佐用町	真盛	0.19	令3年4月23日	県告第 498 号
	林崎(2)	佐用郡	佐用町	林崎	0.33	令3年8月20日	県告第 895 号
	奥金近	佐用郡	佐用町	奥金近	0.57	令5年10月20日	県告第1072号
	奥金近(2)	佐用郡	佐用町	奥金近	0.48	令5年10月20日	県告第1072号
	奥金近(3)	佐用郡	佐用町	奥金近	1.32	令6年3月5日	県告第163号
	下庵	佐用郡	佐用町	庵	0.91	令6年11月19日	県告第1030号
	宗行	佐用郡	佐用町	宗行	0.82	令6年12月20日	県告第1120号
小計	38か所				38.08		

7　警戒危険宅地一覧表

（マ16別表12）　　令和7年6月1日現在

No	所在地(地番非公開)	所有者	予想される被害の内容	危険度
1	佐用町林崎		山腹落石による家屋損害	C
2	佐用町佐用		造成法面崩壊	C

危険度

Ａ：人命、住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。

Ｂ：宅地、非住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。

Ｃ：警戒が必要なもの。

8　危険物施設数等一覧表　　令和7年12月1日現在

■ 高圧ガス設置事業所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
事業所数	4	7	1	2	14

■ ＬＰＧ設置事業所数（500ｋｇ超）

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
事業所数	19	10	21	6	56

■ 火薬貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
事業所数	0	0	0	1	1

■ 屋内貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	11	5	0	0	16

■ 屋外タンク貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	3	0	1	1	5

■ 地下タンク貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	8	4	2	2	16

■ 簡易タンク貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	1	0	0	0	1

■ 移動タンク貯蔵所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	6	1	0	2	9

■ 屋外貯蔵所数　…　令和3年度に廃止

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	0	0	0	0	0

■ 給油取扱所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	8	4	0	3	15

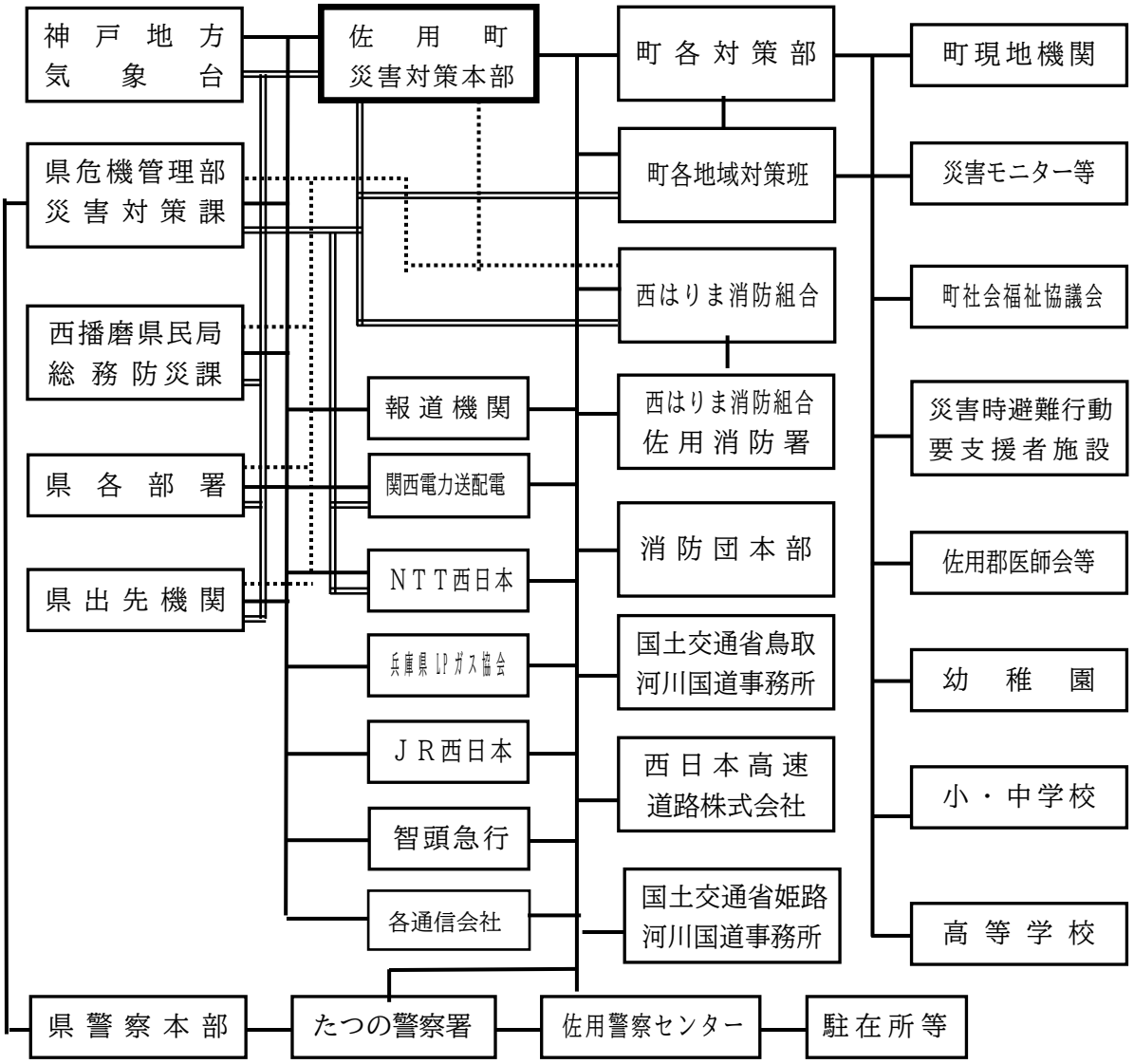
■ 一般取扱所数

地　区	佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	計
設置許可施設数	4	1	0	2	7

第２編　災害予防・応急対策計画

第１　迅速な災害応急活動体制の確立

（マ 31）



―― 有線（電話・ＦＡＸ）

┈┈ 兵庫衛星通信ネットワーク

═══ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村　など

※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。

第１　組織の設置

１　災害対策本部条例

佐用町災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 147 号

改正：平成 19 年 3 月 20 日条例第 1 号
改正：平成 24 年 9 月 10 日条例第 37 号

（趣　旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、佐用町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組　織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委　任）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附　則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 1 号）
この条例は、平成 19 年４月 1 日から施行する。（後略）
附　則（平成 24 年９月 10 日条例第 37 号）
この条例は、公布の日から施行する。

2　コアメンバー会議協議事項

会議開催日時　　年　　月　　日　　時　　分　（マ１-別表 1）

■ 会議参加者　□町長 □副 町 長 □教育長 □消防署長 □企画防災課長 □総務課長

その他参集（　　）

企画防災課職員（　　）

◎報告事項

■ 河川の水位

時　間	氾濫注意水位	避難判断水位	現　在	1時間後	2時間後	3時間後
千種川上三河	3.10m	※3.70m				
千種川久崎	3.60m	4.60m				
佐用川佐用	2.80m	3.00m				
佐用川円光寺	3.00m	※3.70m				
志文川三日月	1.60m	1.80m				
志文川米田	※1.80m					

※ 千種川上三河、佐用川円光寺、志文川米田については、氾濫注意水位・避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

■ 雨量状況

地　域	1時間雨量	累加雨量
三　河		
佐　用		
上石井		
円光寺		

■ 今後の降雨予測　（神戸地方気象台）　1時間降雨予測（　　ミリ）

■ 大雨警報（土砂災害）発表状況　□発表中（　　時　　分）□未発表（【警戒レベル３】高齢者等避難発令の判断をする）

■ 土砂災害警戒情報発表状況　□発表中（　　時　　分）□未発表（【警戒レベル４】避難指示発令の判断をする）

■ 特別警報発表状況　発表中　大雨・大雪・暴風・暴風雪

県外発表：　都道府県　地方等（詳細：　　）

県内発表：（有・無）　（詳細：　　）

◎協議事項

■ 災害体制及び職員配備　□警戒体制(1号配備) □災害警戒本部(2号配備) □災害対策本部(3-1号配備・3-2号配備)

■ 本部設置　□災害警戒本部設置（　　時　　分）

□災害対策本部設置（　　時　　分）

■ 避難所開設　□佐用地域（　　）□上月地域（　　）

□南光地域（　　）□三日月地域（　　）

■ 【警戒レベル３】高齢者等避難　□佐用地域　□上月地域　□南光地域　□三日月地域　□全　町

■ 【警戒レベル４】避難指示　□佐用地域　□上月地域　□南光地域　□三日月地域　□全　町

■ 【警戒レベル５】緊急安全確保　□佐用地域　□上月地域　□南光地域　□三日月地域　□全　町

■ 県・他市町への応援要請　□要請する

■ 自衛隊派遣要請　□要請する

■ その他

3　災害警戒本部・災害対策本部組織図

（マ 1-別図 1）



※は、コアメンバー

迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合にコアメンバーが判断を行う。

◆は、本部長の権限委任順位を記載

警戒・対策本部と各地域対策班が連絡がつかない場合、各地域対策班長に権限を委任する。

4　災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員

（マ 2-別紙 1）

対策部	役　　職	災害体制時の役職	備　　考
	町　長	本部長	最終決定
	副町長	副本部長	
	教育長	副本部長	
消防組合	西はりま消防組合 佐用消防署長	西はりま消防組合 佐用消防署長	報告
消防団	消防団長	消防団長	報告
統括部	企画防災課長	統括部長	本部会議進行
	情報政策課長兼広報室長	統括部広報班長	情報伝達報告
	防災対策室長	本部班長	基準・体制等報告
	まちづくり企画室長	情報分析班長	情報分析報告
総務対策部	総務課長	総務対策部長	報告
	議会事務局長	総務情報班長	助言
	会計課長	財政班長	助言
	税務課長	調査班長	助言
教育対策部	教育委員会教育課長	教育対策部長	報告
地域対策部	教育委員会生涯学習課長	地域対策部長	報告
生活対策部	住民課長	生活対策部長	報告
	商工観光課長	商工対策班長	助言
医療健康対策部	健康福祉課長	医療健康対策部長	報告
	高年介護課長	医療健康班長	助言
建設農林対策部	建設課長	建設農林対策部長	報告
	農林振興課長	建設農林対策部班長	助言
上下水道対策部	上下水道課長	上下水道対策部長	報告
統括部	防災対策室	本部班員	警報、河川水位・予測、雨雲レーダ等の報告、会議録、基準等の確認

※ 定時の会議は構成員全員を原則とする。

※ 緊急の会議は、各地域対策部など、速やかに招集することができない対策部の招集をしない場合があります。決定事項を総務対策部総務情報班から報告します。

※ 本部会議の決定事項は、総務対策部総務情報班及び各対策部長から全対策部配備職員に報告し、全職員が情報を共有し防災対応を行います。

まちづくり企画室職員

電話対応、情報の整理・分析及び報告、被害状況等の取りまとめ、災害応急対応の取りまとめ、情報共有（防災情報【様式 1】及び気象情報【様式 2】を総務対策部総務情報班に報告）　など

※ 河川状況、各対策部の情報等から各地域の危険が分析できた場合、統括部班長及び部長に報告

消防団担当

消防団調整（団長、副団長、本部団員、各分団との調整）　など（消防団主任）

フェニックス、安全安心メール、エリアメール入力・配信　など（消防団本部団員）

5　災害警戒本部の協議・決定事項（応急期・復旧期は除く）

（マ 2 災害警戒本部の協議・決定事項）

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 現在の気象状況 ■ 今後の気象状況 ■ 現在の雨量及び河川水位 ■ 今後の雨量及び河川水位予測 ■ 人的被害、施設の状況 ■ 災害モニター、自治会、住民からの情報 ■ パトロールによる道路状況 ■ 連絡会による道路状況　など	□災害体制及び職員動員 □【警戒レベル３】高齢者等避難の発令 □住民、報道機関への情報提供 ・防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメール、公共コモンズ、町ホームページ、佐用チャンネル □消防団の出動要請 □防災資機材の準備 □災害警戒本部の廃止 □災害対策本部の設置　など	統　括　部
	□自治会などへの情報伝達（佐用地域） □公共交通機関への情報伝達 □ライフライン機関への情報伝達 □公用車の移動　など	総務対策部
	□災害警戒箇所の警戒巡視 □排水対策準備 □応急対応準備　など	建設農林対策部
	□災害警戒箇所の警戒巡視　など	消防組合
	□消防団員の招集 □災害警戒箇所の警戒巡視 □各地域の応急対応準備　など	消防団本部
	□指定避難所の開設準備 □指定避難所の開設 □児童・生徒の安全確保　など	教育対策部
	□自治会への情報伝達（各地域） □防災資機材の準備 □指定避難所開設等の応援　など	地域対策部 各地域対策班
	□各観光施設への情報伝達 □現地機関への情報伝達 □町営住宅の応急対応準備 □笹ヶ丘荘、南光自然観察村、西はりま天文台公園などの安全確保　など	生活対策部
	□園児の安全確保 □佐用朝霧園、子育て支援センターなどの安全確保 □災害時避難行動要支援者への支援 ・聴覚障がい者への情報伝達 ・社会福祉施設等への情報伝達 ・介護保険施設等への情報伝達　など □医療機関への情報伝達 □指定避難所避難者の体調管理　など	医療健康対策部
	□排水対策準備 □各施設等の予防対応　など	上下水道対策部
	□所管施設の警戒巡視及び予防措置 □軽微な被害への応急対応準備　など	全 対 策 部

6　災害対策本部の協議・決定事項（応急期・復旧期は除く）

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 現在の気象状況 ■ 今後の気象状況 ■ 現在の雨量及び河川水位 ■ 今後の雨量及び河川水位予測 ■ 人的被害、施設の状況 ■ 災害モニター、自治会、住民からの情報 ■ パトロールによる道路状況 ■ 連絡会による道路状況	□本部会議の運営 □避難指示等の発令及び解除 □住民等への情報提供 ・防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメール、公共コモンズ、町ホームページ、佐用チャンネル □報道機関への放送要請 □消防団の出動要請 □防災資機材の調達 □県への災害報告 □災害警戒区域の設定 □災害対策本部の廃止　など	統　括　部
■ 災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事など） ■ 安否確認 ■ ライフラインの状況 ■ 公共交通機関の状況 ■ 救急医療活動状況 ■ 人命救助・救出活動状況 ■ 消防団活動状況	□自治会などへの情報伝達（佐用地域） □公共交通機関への情報伝達 □ライフライン機関への情報伝達 □公用車の移動 □スタッフ管理 □行方不明者への対応 □役場退職者等の応援要請 □県・他市町への応援要請 □自衛隊への派遣要請　など	総務対策部
■ 各小中学校の状況 ■ 指定避難所の状況 ■ 一時避難所の状況 ■ 社会福祉施設等の状況 ■ 現地機関等の状況　など	□災害警戒箇所の巡回活動 □排水対策 □応急対応 ・通行止め等の応急対応 ・通行止めによる迂回路の設定 ・迂回路への誘導に関する消防団への依頼 ・応援事業者等の連絡調整 ・応急工事　など □道路情報伝達対応連絡会のよる道路（町道、県道、中国自動車道、播磨自動車道、鳥取自動車道）状況の把握 □連絡会の連携による自動車移動者への情報伝達　など	建設農林対策部
	□災害警戒箇所の巡回活動 □救急医療活動 □人命救助・救出活動 □消防応援要請 □臨時ヘリポートの開設　など	消防組合

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 現在の気象状況 ■ 今後の気象状況 ■ 現在の雨量及び河川水位 ■ 今後の雨量及び河川水位予測 ■ 人的被害、施設の状況 ■ 災害モニター、自治会、住民からの情報 ■ パトロールによる道路状況 ■ 連絡会による道路状況 ■ 災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事など） ■ 安否確認 ■ ライフラインの状況 ■ 公共交通機関の状況 ■ 救急医療活動状況 ■ 人命救助・救出活動状況 ■ 消防団活動状況 ■ 各小中学校の状況 ■ 指定避難所の状況 ■ 一時避難所の状況 ■ 社会福祉施設等の状況 ■ 現地機関等の状況　など	□消防団員の招集 □災害警戒箇所の巡回活動 □水防活動 ・土のうの手配、土のう積み、ビニールシート張り　など □広報活動 □避難誘導 □救出救助活動　など	消防団本部
	□指定避難所の開設及び閉鎖 □指定避難所派遣要員の応援要請 □指定避難所避難者の体調管理 □児童・生徒の安全確保 □炊き出し　など	教育対策部
	□自治会への情報伝達（各地域） □行方不明者への対応 □消防団との調整 □防災資機材の調達 □指定避難所の応援 □防災行政無線の運営　など	地域対策部 各地域対策班
	□各観光施設への情報伝達 □現地機関への情報伝達 □町営住宅の応急対応 □笹ヶ丘荘、南光自然観察村、西はりま天文台などの安全確保 □遺体の安置　など	生活対策部
	□園児の安全確保 □佐用朝霧園、子育て支援センターなどの安全確保 □災害時要支援者への支援 ・聴覚障がい者への情報伝達 ・社会福祉施設等への情報伝達 ・介護保険施設等への情報伝達　など □医療機関等への情報伝達 □指定避難所避難者の体調管理 □救急医療活動　など	医療健康対策部
	□排水対策 □水道応援要請 □各施設等の応急対応　など	上下水道対策部
	□所管施設の警戒巡視及び応急対応 □軽微な被害への応急対応 □県・他市町への応援要請 □自衛隊への派遣要請　など	全 対 策 部

7　災害発生時の災害対策本部及び災害復興本部の協議・決定事項（応急期・復旧期）

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 人的被害の状況 ■ 行方不明者の状況 ■ 人命救助・救出活動状況 ■ 避難者の状況 ■ 健康対策 ・健康相談 ・栄養相談　など ■ 感染症対策 ■ 住家被害の状況 ■ 罹災証明書発行の状況 ■ 道路被害の状況 ■ ライフラインの被害状況 ・電気、電話、上水道、ガス ■ 公共交通の被害状況 ・ＪＲ西日本、智頭急行、株式会社ウイング神姫、コミバス、さよさよサービス ■ 公共施設の被害状況 ■ その他被害状況 ・農地、農産物、山林　など ■ 各対策部の活動状況 ■ 自治会の活動状況 ■ 消防団の活動状況 ■ 災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事など） ■ 医療・助産活動状況 ■ 各小中学校の状況 ■ 各保育園の状況 ■ 社会福祉施設等の状況 ■ 現地機関等の状況 ■ 生活救済等 ・災害ボランティアセンター ・食糧、物資の供給 ・義援金の状況 ・町営住宅災害対策 ・ごみ処理 ・仮設トイレ　など ■ 県、他市町の応援 ■ 自衛隊の派遣　など	□本部会議の運営 □災害警戒区域の解除 □住民等への情報提供 ・防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメール、公共コモンズ、町ホームページ、佐用チャンネル □報道機関への情報伝達 ・プレススルームの設置 ・定時報告　など □消防団の活動要請 □県への災害報告 □災害対策本部の廃止 □災害復興本部の設置 □災害救助法の適用申請 □被災者生活再建支援金 □フェニックス共済 □一時転居者支援 □住宅災害復興融資利子補給 □高齢者住宅再建支援 □災害復興計画 □災害対応の検証 □記録誌の作成	統　括　部
	□人的被害の調査 □行方不明者対応 □自治会との情報連携（佐用地域） □各対策部の活動報告 □自治会の活動報告 □一時避難所の状況 □公共交通機関との情報連携 □ライフライン機関との情報連携 □車両の撤去、確保 □スタッフ管理・役場退職者等の応援要請 □県・他市町の動員計画及び後方支援 □自衛隊の動員計画及び後方支援 □情報機器の確保 □災害相談 □国、県に対する要望 □町議会への報告 □国、地方公共団体等からの視察対応 □災害対策の予算及び財政計画 □災害応急工事の契約 □義援金の募集、配分及び広報活動 □家屋被害調査 □罹災届出証明書発行 □高速道路免除申請証明書の発行	総務対策部

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 人的被害の状況	□租税等減免　など	総務対策部
■ 行方不明者の状況 ■ 人命救助・救出活動状況 ■ 避難者の状況 ■ 健康対策 ・健康相談 ・栄養相談　など ■ 感染症対策 ■ 住家被害の状況 ■ 罹災証明書発行の状況 ■ 道路被害の状況 ■ ライフラインの被害状況 ・電気、電話、上水道、下水道、ガス ■ 公共交通の被害状況 ・ＪＲ西日本、智頭急行、株式会社ウイング神姫、コミバス、さよさよサービス ■ 公共施設の被害状況 ■ その他被害状況 ・農地、農産物、山林　など ■ 各対策部の活動状況 ■ 自治会の活動状況 ■ 消防団の活動状況 ■ 災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事など） ■ 医療・助産活動状況 ■ 各小中学校の状況 ■ 各保育園の状況 ■ 社会福祉施設等の状況 ■ 現地機関等の状況 ■ 生活救済等 ・災害ボランティアセンター ・食糧、物資の供給 ・義援金の状況 ・町営住宅災害対策 ・ごみ処理 ・仮設トイレ　など ■ 県、他市町の応援 ■ 自衛隊の派遣　など	□交通の確保対策 ・応急復旧工事、迂回路の設定　など □道路情報伝達対応連絡会のよる道路（町道、県道、中国自動車道、播磨自動車道、鳥取自動車道）状況の把握 □作物、家畜の伝染病予防 □被害農林業者等に対する資金の融資 □農業共済金の支払い □自治会、農会等との連絡対応 □公共土木施設及び農地農業用施設等の災害調査及び査定の実施　など	建設農林対策部
	□救急医療活動 □人命救助・救出活動 □消防応援の動員計画及び後方支援 □臨時ヘリポートの開設　など	消防組合
	□消防団の活動計画 □救出救助活動 □行方不明者の捜索　など	消防団本部
	□指定避難所の開設及び閉鎖 □指定避難所の運営 □指定避難所避難者の体調管理 □小中学校施設の応急工事 □児童・生徒の応急教育 □学用品の給与 □児童、生徒のこころのケア相談 □被災児童生徒の生活救済対策　など	教育対策部
	□自治会との情報連携（各地域） □行方不明者対応 □一時避難所の状況 □消防団との調整 □指定避難所の応援 □食糧、飲料水、生活物資の配給の応援 □住民票、戸籍謄（抄）本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制　など	地域対策部 各地域対策班
	□各観光施設との情報連携 □現地機関との情報連携 □町営住宅の災害対策 □笹ヶ丘荘、南光自然観察村、西はりま天文台などの閉鎖 □食糧の供給 □物資の供給 □遺体の火葬等 ・遺体の安置、遺体の埋火葬 □仮設トイレの確保	生活対策部

報告事項	協議、決定事項	対応対策部
■ 人的被害の状況 ■ 行方不明者の状況 ■ 人命救助・救出活動状況 ■ 避難者の状況 ■ 健康対策 ・健康相談 ・栄養相談　など ■ 感染症対策	□ごみの緊急収集 □廃棄物処理 □し尿の緊急汲取り □応急仮設住宅 □住宅の応急修理 □風呂の無料開放 □一時宿泊所の確保 □被災者の保険料免除　など	生活対策部
■ 住家被害の状況 ■ 罹災証明書発行の状況 ■ 道路被害の状況 ■ ライフラインの被害状況 ・電気、電話、上水道、ガス ■ 公共交通の被害状況 ・ＪＲ西日本､智頭急行、株式会社ウイング神姫、コミバス、さよさよサービス ■ 公共施設の被害状況 ■ その他被害状況 ・農地、農産物、山林　など ■ 各対策部の活動状況 ■ 自治会の活動状況 ■ 消防団の活動状況	□園児の応急保育 □佐用朝霧園、子育て支援センターなどの閉鎖 □災害時要援護者への支援 ・福祉避難所の開設　など □災害ＶＣの設置 □介護保険施設等との情報連携 □医療機関等との情報連携 □指定避難所避難者の体調管理 □災害医療支援の受け入れ及び調整 □医療、助産活動 □健康対策 ・健康相談、栄養相談、健康指導 ・職員の健康管理　など □感染症対策 □食品衛生対策 □精神医療 □被災者の保険料免除 □死亡弔慰金、見舞金、援護資金　など	医療健康対策部
■ 災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事など） ■ 医療・助産活動状況 ■ 各小中学校の状況 ■ 各保育園の状況 ■ 社会福祉施設等の状況 ■ 現地機関等の状況	□給水対策 ・断水エリアの特定 ・応急給水計画の作成、実施 ・飲料水の確保及び供給 ・水質検査及び安全宣言 □水道応援員の動員計画及び後方支援 □各施設等の応急工事 □し尿処理　など	上下水道対策部
■ 生活救済等 ・災害ボランティアセンター ・食糧、物資の供給 ・義援金の状況 ・町営住宅災害対策 ・ごみ処理 ・仮設トイレ　など ■ 県、他市町の応援 ■ 自衛隊の派遣　など	□所管施設の警戒巡視及び応急対応 □軽微な被害への応急対応 □県・他市町への応援要請 □自衛隊への派遣要請　など	全 対 策 部

8　災害対策本部の事務分掌

（マ１別表 3）

■ 統括部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
統括部 ・部　長 企画防災課長 （本部班）	●	●	●	1　統括部及び統括部本部班総括	企画防災課
	●			2　災害対策体制及び職員配備の決定に関すること	
	●			3　職員の配備に関すること	
	●	●	●	4　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	5　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			6　消防団の出動要請に関すること	
	●			7　災害（警戒）対策本部の設置及び廃止に関すること	
	●			8　県､気象台及び警察等の防災関係機関との連絡調整に関すること	
	●	●	●	9　本部会議の運営に関すること 本部会議の決定事項の指示・連絡調整に関すること	
	●			10　防災資機材の調達に関すること	
	●	●		11　警戒区域の設定に関すること	
	●	●	●	12　県等への災害報告に関すること	
		●	●	13　災害相談に関すること	
		●	●	14　災害救助法の適用申請事務に関すること	
			●	15　災害対応の検証に関すること	
統括部 （情報分析班）	●	●	●	1　統括部情報分析班総括	企画防災課
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			4　気象予報･警報、地震情報及び河川情報等の収集に関すること	
	●			5　情報の整理・分析及び報告に関すること	
	●			6　被害状況等の整理に関すること	
	●			7　災害応急対策の整理に関すること	
	●	●	●	8　情報共有に関すること	
		●	●	9　災害相談に関すること	
		●	●	10　応急・復旧対策の実施状況等の整理に関すること	
			●	11　被災者生活再建支援金に関すること	
			●	12　フェニックス共済に関すること	
			●	13　一時転居者支援に関すること	
			●	14　住宅災害復興融資利子補給に関すること	
			●	15　高齢者住宅再建支援に関すること	
			●	16　被災者生活復興資金貸付制度に関すること	
			●	17　災害復興計画に関することに関すること	
統括部 （広報班）	●	●	●	1　統括部広報班総括	企画防災課
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			4　気象予報・警報及び河川情報等の伝達に関すること	
	●			5　避難指示等の伝達に関すること	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
統括部	●	●	●	6　防災行政無線に関すること	情報政策課
（広報班）	●			7　エリアメールの活用に関すること	
	●			8　さよう安全安心ネットの活用に関すること	
	●	●	●	9　佐用チャンネルの活用に関すること	
	●	●	●	10　町ホームページの活用に関すること	
	●	●	●	11　報道機関への災害情報等の発信に関すること	
	●	●	●	12　報道機関との連絡調整、情報交換、放送要請に関すること	
	●	●	●	13　防災関係機関等の広報内容の把握に関すること	
	●	●	●	14　職員への防災情報の周知に関すること	
	●	●	●	15　災害の撮影記録に関すること	
	●	●	●	16　災害相談に関すること	
		●	●	17　生活情報等の災害広報に関すること	
		●	●	18　記録誌の作成に関すること	

■ 総務対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
総務対策部				報告・要請等は統括部情報分析班に行う	総務課
・部　長	●	●	●	1　総務対策部及び総務対策部総務情報班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
総　務　課　長	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
（総務情報班）	●			4　情報収集に関すること ・災害モニター、佐用地域自治会、住民　など	
	●	●	●	5　人の安否確認、捜索、報告に関すること	
	●	●	●	6　被害状況、応急・復旧等の情報収集及び報告に関すること	
	●	●	●	7　自治会等との連絡調整に関すること	
	●	●	●	8　派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	9　県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	10　自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	11　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・職員の参集状況 ・被害状況、応急・復旧対策 ・避難所等の避難者 ・自治会の活動状況報告　など	
		●	●	12　高速道路免除申請証明書の発行に関すること	
	●	●	●	13　災害相談に関すること	全
		●	●	14　警察等との連携による警備に関すること	課
※ 災害時、14～16 は議会事務局		●	●	15　国、県に対する要望事項、被害関係資料等の整理及び報告に関すること	総務課
		●	●	16　町議会への報告、連絡調整並びに提出資料の整理に関すること	議会事務局
		●	●	17　国、地方公共団体等からの視察対応に関すること	総務課

対　策　部	時期区分			事　　務　　分　　掌	平時の担当課
	初動	応急	復旧		
	●	●	●	18　その他の庶務に関すること	
総務対策部				報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う	総務課
（財政班）	●	●	●	1　総務対策部財政班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			4　車両の移動に関すること	
	●	●	●	5　情報機器の確保に関すること	
	●	●	●	6　被害状況、応急・復旧対策等の情報収集及び報告に関すること	
	●	●	●	7　情報共有に関すること	
				・ライフライン関係、・公共交通機関　など	
		●	●	8　車両の撤去・確保に関すること	
				・ライフライン関係、・公共交通機関　など	
		●	●	9　災害対策の予算及び財政計画に関すること	
		●	●	10　国、県等の補助金に関すること	
			●	11　災害応急工事の契約等に関すること	
		●	●	12　義援金の募集・配分及び広報活動に関すること	会計課
		●	●	13　義援金配分委員会に関すること	
			●	14　兵庫県義援金の取り扱いに関すること	
			●	15　兵庫県援護金の取り扱いに関すること	
			●	16　災害相談に関すること	全 課
総務対策部				報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う	税務課
（調査班）	●	●	●	1　総務対策部調査報班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			4　情報収集に関すること	
				・災害モニター、佐用地域自治会、住民など	
	●			5　人の安否確認、捜索、報告に関すること	
	●	●	●	6　被害状況、応急・復旧等の情報収集及び報告に関すること	
	●	●	●	7　自治会等との連絡調整に関すること	
		●	●	8　家屋の被害調査及び報告に関すること	
		●	●	9　被災家屋調査及び土地等の損害評価調査に関すること	
		●	●	10　罹災証明書発行及び被災者台帳の作成に関すること	
		●	●	11　罹災届出証明書発行及び被災者台帳の作成に関すること	
				12　被災者への租税等減免に関すること	
		●	●	13　災害相談に関すること	
			●		

■ 生活対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
生活対策部				報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う	住民課
・部　長	●	●	●	1　生活対策部及び生活対策部生活情報班総括	
住民課長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
（生活情報班）	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・文化情報センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村、町営住宅、天文台公園、 ・観光施設、商工業関係機関及び団体　など	
	●	●	●	5　生活対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　生活対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　生活対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・職員の参集状況 ・被害状況、応急・復旧対策 ・総務対策部総務班、各班及び現地機関等との連絡調整　など	
			●	9　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	10　被災者の保険料免除等に関すること	
			●	11　災害相談に関すること	
生活対策部				報告・要請等は、生活対策部生活情報班に行う	生涯学習課
（物資班）	●	●	●	1　生活対策部物資班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●			4　災害情報の整理に関すること ・職員の参集状況 ・被害状況、応急・復旧対策 ・総務対策部総務班、各班及び現地機関等との連絡調整　など	
	●	●	●	5　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・文化情報センター　など	
	●	●	●	6　情報共有に関すること ・生活対策部生活情報班等との連絡調整	
		●	●	7　食料及び物資の供給に関すること	
		●	●	8　支援物資募集及び広報活動に関すること	
		●	●	9　生活救済対策及び報告に関すること	
			●	10　災害相談に関すること	
生活対策部				報告・要請等は、生活対策部生活情報班に行う	商工観光課
（商工対策班）	●	●	●	1　生活対策部商工対策班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
生活対策部 （商工対策班）	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・笹ヶ丘荘、南光自然観察村、町営住宅　など	商工観光課
	●	●	●	5　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・生活対策部生活情報班、笹ヶ丘荘、南光自然観察村、天文台公園等との連絡調整 ・観光施設　など	
	●	●		6　観光施設宿泊客等への情報伝達に関すること ・笹ヶ丘荘、南光自然観察村、天文台公園 ・観光施設　など	
	●	●	●	7　町営住宅災害対策に関すること	
		●	●	8　応急仮設住宅に関すること	
		●	●	9　住宅の応急修理に関すること	
		●	●	10　風呂の無料開放に関すること	
		●	●	11　一時宿泊所の確保に関すること	
			●	12　生活救済対策に関すること ・事業所見舞金、経営円滑化貸付　など	
		●	●	13　災害相談に関すること	
生活対策部 （衛生班）				報告・要請等は、生活対策部生活情報班に行う	住民課 クリーンセンター
	●	●	●	1　生活対策部衛生班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・クリーンセンター　など	
	●	●	●	5　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・生活対策部生活情報班等との連絡調整	
		●	●	6　遺体の火葬等に関すること ・遺体の安置、埋火葬　など	
		●	●	7　仮設トイレの確保、輸送に関すること	
		●	●	8　し尿の緊急汲取りに関すること	
		●	●	9　廃棄物処理対策に関すること	
		●	●	10　防疫対策に関すること	
			●	11　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	12　災害相談に関すること	

■ 教育対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
教育対策部				報告・要請等は、総務対策部総務情報班に行う	教育委員会
・部　長	●	●	●	1　教育対策部及び教育対策部教育情報班総括	
教育次長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
（教育情報班）	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・児童、生徒 ・小中学校、教育施設、文化財　など	
	●	●	●	5　教育対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　教育対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　教育対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・総務対策部総務情報班、各小中学校等との連絡調整 ・県教育委員会及び県立高校等との連絡調整	
			●	9　学用品の給与に関すること	
		●	●	10　児童、生徒の応急教育に関すること	
		●	●	11　児童、生徒のこころのケア相談に関すること	
			●	12　被災児童生徒の生活救済対策に関すること	
		●	●	13　災害相談に関すること	
教育対策部				報告・要請等は、教育対策部教育情報班に行う	教育委員会
（避難所支援班）	●	●	●	1　教育対策部及び教育対策部教育情報班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・避難所　など	
	●	●	●	5　避難所の開設・運営に関すること	
	●	●	●	6　避難所避難者の確認と報告に関すること	
	●	●	●	7　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・総務対策部総務情報班等との連絡調整	
		●	●	8　文化財の災害に関する調査及び復旧対策に関すること	
			●	9　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	10　災害相談に関すること	
教育対策部				報告・要請等は、教育対策部教育情報班に行う	給食センター
（給食班）	●	●	●	1　教育対策部及び教育対策部教育情報班総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること（給食センター）	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
教育対策部 （給食班）	●	●	●	5　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・生活対策部生活情報班等との連絡調整	給食センター
	●			6　食料の供給に関すること ・炊きだし、輸送　など	
			●	7　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	8　災害相談に関すること	

■ 医療健康対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
医療健康対策部				報告・要請等は、総務対策部総務情報班に行う	健康・高年
・部　長	●	●	●	1　医療健康情報班及び医療健康対策部総括	
健康福祉課長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
（医療健康情報班）	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
・班　長				・保育園、子育て支援センター、障がい者施等	
健康福祉課長				・佐用朝霧園、介護サービス事業者等	
	●	●	●	5　福祉避難所の運営に関すること（設置は統括部）	
	●	●	●	6　社会福祉施設等との連絡調整に関すること	
				・保育園、子育て支援センター、障がい者施設等	
（医療健康班）				・佐用朝霧園、介護サービス事業者等	
・班　長	●	●	●	7　医療健康対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
高年介護課長					
	●	●	●	8　医療健康対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	9　医療健康対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	10　災害情報の整理及び情報共有に関すること	
				・総務対策部総務情報班及び医療健康班等との連絡調整	
	●	●	●	11　聴覚障がい者等への情報伝達及び支援に関すること	
	●	●	●	12　社会福祉協議会との連絡調整に関すること	
				・災害ボランティアセンターの設置	
	●	●	●	13　災害時避難行動要支援者の支援に関すること	
			●	14　生活救済対策及び報告に関すること	
				・死亡弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、災害援護資金、生活福祉資金等の融資、災害援護資金貸付金　など	
		●	●	15　介護保険サービスの確保に関すること	
			●	16　介護保険料の減免に関すること	
			●	17　災害相談に関すること	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
医療健康対策部				報告・要請等は、医療健康対策部医療健康情報班に行う	健康福祉課
・部　長	●	●	●	1　医療健康班総括	子育て福祉室
健康福祉課長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	健康増進室
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●	●	●	5　医療機関等との連絡調整に関すること	
	●	●	●	6　医療健康対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	7　医療健康対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　医療健康対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	9　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・医療健康情報班等との連絡調整	
	●	●	●	10　避難者の体調管理に関すること	
	●			11　救急医療活動に関すること	
	●	●	●	12　医療・助産活動に関すること	
		●	●	13　災害医療支援の受入及び調整に関すること	
			●	14　精神医療に関すること ・こころのケア相談	
		●	●	15　健康対策に関すること ・巡回健康相談、訪問指導、巡回栄養相談、巡回歯科健康相談、職員の健康管理　など	
		●	●	16　食品衛生対策に関すること	
		●	●	17　感染症対策に関すること	
			●	18　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	19　災害相談に関すること	

■ 建設・農林対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
建設農林対策部				報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う	建設課
・部　長	●	●	●	1　建設農林対策部総括	農林振興課
建設課長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
（建設農林情報班）	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
（建設農林対策班）	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
	●			5　巡回活動に関すること	
	●			6　災害応急対策に関すること ・通行止め等の応急対応 ・応援事業者等の連絡調整　など	
	●			7　排水対策に関すること（雨水ポンプ場の操作）	
	●	●	●	8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・統括部等との連絡調整 ・関係団体　など	
建設農林対策部 （建設農林情報班） （建設農林対策班）	●	●	●	9　建設農林対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	建設課 農林振興課
	●	●	●	10　建設農林対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	11　建設農林対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	12　交通の確保対策に関すること ・応急工事 ・通行止めによる迂回路の設定 ・迂回路への誘導に関する消防団への依頼　など	
		●	●	13　応急危険度判定開始	
	●	●	●	14　緊急応援事業者等の建築資機材の調達･配分及び報告に関すること	
		●	●	15　作物、家畜の伝染病予防・防疫、写真記録及び報告に関すること	
			●	16　被害農林業者等に対する資金の融資及び農業共済金支払いに関すること	
		●	●	17　建設農林対策にかかる自治会､農会等との連絡対応に関すること	
		●	●	18　災害の調査及び査定の実施に関すること	
			●	19　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	20　災害相談に関すること	

■ 上下水道対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
上下水道対策部				報告・要請等は総務対策部総務班に行う	上下水道課
・部　長	●	●	●	1　上下水道対策部総括	
上下水道課長	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
（上下水道情報班）	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
（管理運営班）	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること（中央監視システム、住民　など）	
（事業推進班）	●			5　災害応急対策に関すること	

対策部	時期区分			事務分掌	平時の担当課
	初動	応急	復旧		
	●			6　排水対策に関すること（雨水ポンプ場の操作）	
	●	●	●	7　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・総務対策部、水道関係事業者との連絡調整　など	
	●	●	●	8　「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく他市町への応援・支援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	9　上下水道対策部の業務における派遣･応援･支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	10　上下水道対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
（上下水道情報班） （管理運営班） （事業推進班）		●	●	11　給水対策に関すること ・断水エリアの特定 ・応急給水計画の作成、実施 ・飲料水の確保及び供給 ・水質検査及び安全に関すること	上下水道課
		●	●	12　住民からの連絡対応、自治会等との連絡対応に関すること	
		●	●	13　上下水道施設等の応急・復旧対策に関すること	
		●	●	14　下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること	
			●	15　生活救済対策及び報告に関すること	
		●	●	16　災害相談に関すること	

■ 地域対策部

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
地域対策部				報告・要請等は地域対策班で取りまとめ、総務対策部総務班に行う	各支所
・部　長	●	●	●	1　地域対策部総括	
（生涯学習課長）	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
・各地域対策班長	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
各支所長	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること ・住民からの連絡対応 ・自治会等との連絡調整 ・人的被害の情報収集及び報告 ・避難者の報告　など	
	●	●	●	5　地域対策部の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　地域対策部の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　地域対策部の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・総務対策部総務情報班等との連絡調整	
	●			9　防災資機材の手配と調達及び庁舎管理に関すること	
	●	●	●	10　避難所開設等の応援に関すること	
	●			11　情報伝達に関すること ・防災行政無線の管理運用、地域住民への広報　など	
		●	●	12　食料、飲料水、生活物資の配給の応援に関すること	
		●	●	13　医薬品、衛生材料の配給の応援に関すること	
			●	14　住民票、戸籍謄（抄）本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制に関すること	
		●	●	15　生活救済対策及び報告に関すること	
			●	16　災害相談に関すること	

■ 生活対策部現地機関

対策部	時期区分 初動	時期区分 応急	時期区分 復旧	事務分掌	平時の担当課
西はりま天文台公園				報告・要請等は、生活対策部商工対策班に行う	天文台公園
	●	●	●	1　西はりま天文台公園総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●	●	●	5　西はりま天文台公園の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　西はりま天文台公園の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　西はりま天文台公園の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・生活対策部商工対策班等との連絡調整	
	●			9　入園者、宿泊者の安全確保に関すること	
	●			10　入園者、宿泊者の避難及び報告に関すること	
	●			11　入園者、宿泊者への災害状況等の伝達に関すること	
	●			12　園内、道路の安全確認及び侵入車両対策に関すること	
		●	●	13　予約者対応に関すること	
笹ヶ丘荘 南光自然観察村等				報告・要請等は、生活対策部商工対策班に行う	（商工観光課） 笹ヶ丘荘等
	●	●	●	1　笹ヶ丘荘総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●			5　笹ヶ丘荘･南光自然観察村宿泊客等の安全確保に関すること	
	●	●		6　笹ヶ丘荘･南光自然観察村宿泊客等の避難及び報告に関すること	
	●	●	●	7　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・生活対策部商工対策班等との連絡調整	
		●	●	8　避難者の一時受け入れに関すること	

■ 医療健康対策部現地機関

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
保育園				報告・要請等は、健康医療対策部医療健康情報班に行う	（健康福祉課）
	●	●	●	1　保育園総括	保育園等
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●	●	●	5　保育園の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　保育園の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
保育園					（健康福祉課）
	●	●	●	7　保育園の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	保育園等
	●			8　園児の安全確保に関すること	
	●			9　園児の避難及び報告に関すること	
	●	●	●	10　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・健康医療対策部医療健康情報班等との連絡調整	
		●	●	11　園児の応急保育に関すること	
		●	●	12　被災園児の応急対応に関すること	
		●	●	13　災害相談に関すること	
朝霧園				報告・要請等は、健康医療対策部医療健康情報班に行う	（高年介護課）
	●	●	●	1　朝霧園総括	朝霧園
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●	●	●	5　朝霧園の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　朝霧園の業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　朝霧園の業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●			8　朝霧園入所者の安全確保に関すること	
	●	●		9　災害応急対策及び報告に関すること ・代替施設等の確保	
	●	●	●	10　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・健康医療対策部医療健康情報班等との連絡調整	
		●	●	11　災害時避難行動要支援者の受け入れに関すること	

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
子育て支援センター				報告・要請等は、健康医療対策部医療健康情報班に行う	（健康福祉課）子育て支援センター
	●	●	●	1　子育て支援センター総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●	●	●	5　子育て支援センター業務における派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること	
	●	●	●	6　子育て支援センターの業務における県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	7　子育て支援センターの業務における自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること	
	●	●	●	8　安全確保に関すること	
	●			9　避難及び報告に関すること	
	●	●	●	10　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・健康医療対策部医療健康情報班等との連絡調整	

■ 教育対策部現地機関

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
小中学校				報告・要請等は、教育対策部教育情報班に行う	（教育委員会）各小中学校
	●	●	●	1　小中学校総括	
	●	●	●	2　職員の参集及び活動に関すること	
	●	●	●	3　スタッフ管理に関すること（職員の健康管理含む）	
	●	●	●	4　被害状況、応急・復旧対策等の収集及び報告に関すること	
	●			5　児童、生徒の安全確保に関すること	
	●			6　児童、生徒の避難及び報告に関すること	
	●			7　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・教育対策部応急教育班等との連絡調整	
		●	●	8　児童、生徒の応急教育に関すること	
		●	●	9　被災児童、生徒の応急対応に関すること	
		●	●	10　精神医療に関すること ・児童、生徒のこころのケア相談	

■ 消防団本部、消防団

対策部	時期区分 初動	応急	復旧	事務分掌	平時の担当課
消防団本部				報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う	消防団本部
・	●	●	●	1　消防団本部総括	企画防災課
消防団長	●			2　消防団の出動・解散命令、連絡調整及び出動・解散報告に関すること	
	●			3　警戒活動に関すること	
	●			4　水防活動に関すること	
	●			5　避難誘導に関すること	
	●	●		6　救出救助活動に関すること	
	●	●		7　被害状況等の収集及び報告に関すること	
	●	●		8　災害情報の整理及び情報共有に関すること ・統括部等との連絡調整	
	●	●		9　広報活動に関すること	
	●	●		10　消防団活動状況の報告に関すること	

※ 教育対策部給食班の事務分掌中、「炊きだし、輸送　など」の配備時期は初動期となっているが、物資等の調達及び輸送等を行うのは、河川水位が下がってからの対応であること。また、災害の規模や避難者数などにより異なるため、初動期の配備は自宅待機とする。
※ 西はりま消防組合佐用消防署及び小中学校の業務及び職員配備は、町配備計画には含まない。
※ 西はりま天文台の業務は、県立大職員と一体的に行うが、町配備計画に県職員は含まない。
※ 保育園の事務分掌中、「園児の安全確保に関すること」の職員配備は、休日、祝日及び園児が帰宅後等は含まない。
※ 子育て支援センターの事務分掌中、「安全確保に関すること」、「避難及び報告に関すること」の職員配備は、休日、祝日及び業務終了後等は含まない。
※ 消防団本部及び消防団の職員配備は、本部団員及び消防団分団員の一部である。
※ 上記の事務分掌は、初動・応急・復旧の各対策部の業務を示したものであるが、大規模な被害が発生した場合、災害発生から 72 時間は全対策部一丸となり被害状況の把握に努めるとともに、人命救助、安否確認等を最優先に応急対策を実施する。

9　非常時優先業務の業務継続目標　（マ１別表 4）

統括部（企画防災課、情報政策課広報室）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・災害対策本部体制の設置 ・職員の配備の決定及び配備 ・統括部職員の参集状況及び安否確認 ・県等への災害報告 ・県及び警察等の防災関係機関との連絡調整 ・本部会議の開催、運営 ・警戒区域の設定 ・消防団の出動要請 ・防災資機材の調達 ・気象予報、警報、地震情報及び河川情報等の収集 ・情報の整理、分析及び報告 ・情報共有 ・住民、報道機関等への広報 ① 防災行政無線 ② エリアメール ③ 町ホームページ　など ・災害の撮影記録	・災害対策本部業務	■ 24時間以内（計 11 名） ■ 24 時間後（計 18 名）	■ 1時間以内 3 名 ■ 3時間以内 7 名 ■ 12時間以内 11 名 ■ 24時間後 11 名 ■ 3 日後 13 名 ■ 1ヶ月後 17 名
24時間以内	・統括部職員のスタッフ管理 ・被害状況、災害応急対策の整理			
3 日以内	・災害救助法の適用申請業務 ・災害相談	・公共交通対策		
1週間以内	・各種支援の広報	・災害復興本部 ・防犯対策（防犯灯等）		
1か月以内	・被災者生活再建支援金 ・フェニックス共済 ・一時転居者支援 ・住宅災害復興融資利子補給 ・被災者生活復興資金貸付制度 ・高齢者住宅再建支援	・過疎計画 ・辺地計画 ・西播磨市町長会 ・兵庫岡山隣接市町村協議会 ・交通安全対策 ・交通災害共済		
応急・復旧後	・災害復興計画検討委員会	・総合企画 ・委員会、審議会 ・まちづくりの推進 ・復興計画の総合的推進 ・災害対応に係る検証 ・地域交流及び国際交流 ・まちづくり事業の総合調整 ・町並み保存事業 ・地域防災計画及びマニュアル ・水防計画		

※ 課・室名（配備人員）は、24 年度職員配備計画の配備人員（24 時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第６節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

総務対策部（総務課、情報政策課〔広報室除く〕、会計課、議会事務局、税務課）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・職員の参集状況及び安否確認 ・庁舎等の施設の安全確認 ・情報機器の確保 ・被害情報の収集 ① 災害モニター ② 佐用地域自治会 ③ 住民　など ・情報共有、連絡調整 ① 全対策部 ② ライフライン ③ 公共交通機関　など ・情報の整理（全体） ・動員計画 ・県及び他市町への応援要請 ・自衛隊への派遣要請 ・連絡員等の受け入れ ・車両の移動 ・車両の確保及び管理	・秘書及び渉外 ・公印の保管	■ 24時間以内 （計13名） ■ 24時間後 （計22名）	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名 ■ 24時間後 13名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名
24時間以内	・スタッフ管理 ・災害支援協力者制度による災害対策人員の確保 ・代替通信機器の確保 ・被害調査 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・義援物資の募集、受け入れ ・安否確認 ・行方不明者の捜索 ・車両の撤去 ・燃料の確保 ・障害物の除去 ・義援金の受け入れ ・高速道路免除申請証明書発行 ・警察等との連携による警備（防犯対策含む） ・その他の庶務	・電子情報 ・個人情報保護及び情報セキュリティ ・選挙管理委員会 ・災害義援金口座の開設		
3日以内	・職員のスタッフ管理（健康管理含む） ・議会への報告 ・家屋被害調査開始 ・義援金の広報 ・各種支援業務窓口の設置 ・被害認定調査計画の策定	・文書の収受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可 ・各種税証明 ・軽自動車の登録等 ・現金の収納及び保管		

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3日以内		・歳計外現金の出納 ・支出負担行為の確認 ・支出命令書の審査 ・小切手の振出 ・口座振替払等支払 ・ＦＤ処理等		
1週間以内	・国、県への要望 ・国等からの視察対応 ・住家被害認定調査開始	・職員の人事、給与 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・陳情及び要望 ・地方交付税等交付金		
1週間以内	・罹災証明書の発行開始	・起債、一時借入金 ・所得税の確定申告 ・町県民税の申告 ・償却資産の申告 ・日報の確認、日計作成 ・口座振替等収入 ・国庫金等公金の収入 ・収入伝票及び調定伝票の整理 ・支出伝票の整理 ・文書の収受、発送、保管 ・議員の公務災害 ・議事日程及び諸報告		
1か月以内	・義援金配分委員会 ・義援金第一次配分 ・被災者への租税減免	・議会提案 ・広報及び広聴 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示 ・町県民税の課税 ・法人町民税の課税 ・入湯税の課税 ・固定資産の評価 ・固定資産税の課税 ・軽自動車税の課税 ・たばこ税の課税 ・税、使用料等の時効の管理 ・町税の徴収 ・有価証券の出納及び保管 ・給与関係の審査及び支払 ・議会に属する予算及び経理事務 ・議案、請願、陳情、決議意見書等 ・議会の本会議		

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
1か月以内		・議員全員協議会、議会運運営委員会 ・議案の審議に必要な資料の調製 ・兵庫県義援金 ・兵庫県援護金		
応急・復旧後		・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審査会、審議会等 ・各種統計 ・地域交流事業等の記録 ・指定金融機関との調整等 ・公金管理委員会 ・決算書作成 ・議会関係諸規程の制定及び改廃 ・儀式、接待及び交際 ・議員共済会 ・会議録その他会議記録の調製、保管 ・委員会及び公聴会 ・議会の広報 ・町政に関する調査並びに検査及び情報の収集並びに整理		

※ 課・室名（配備人員）は、24 年度職員配備計画の配備人員（24 時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第 6 節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

生活対策部（住民課、クリーンセンター、商工観光課、生涯学習課）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・生活対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・現地機関等との連絡調整 ・旅行者等の安全確保及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請		■ 24時間以内 （計17名）	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名
24時間以内	・生活対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・食料、飲料水、物資等の確保及び供給 ・緊急輸送 ・避難所以外の避難者支援 ・遺体安置所の設置 ・遺体の収容、処理 ・感染症対策（防疫） ・仮設トイレの設置 ・ごみ処理対策 ・し尿処理対策 ・町営住宅災害対策	・埋火葬の許可	■ 24時間後 （計28名）	■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名
3日以内	・支援物資募集及び広報活動 ・ペット対策 ・入浴対策 ・物資等の配送 ・食料等の公平な配分 ・住宅相談窓口の設置 （住宅応急修理等）	・戸籍、住民登録等 ・印鑑の登録 ・身分証明その他証明 ・上下水道の申請受付 ・消費者行政 ・町営住宅入居等事務 ・町営住宅等の維持管理		
1週間以内	・ガレキ対策 ・風呂の無料開放 ・一時宿泊所の確保 ・住宅の応急修理	・国民健康保険、国民年金、福祉年金等の相談等 ・福祉医療費助成		
1か月以内	・応急仮設住宅入居 ・住宅のあっせん ・被災者の保険料免除	・後期高齢者医療 ・公害対策 ・自然保護、環境衛生 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・商工業制度金融 ・労働政策、雇用対策 ・町営住宅使用料の徴収 ・文化情報センター、図書館の管理及び運営		
応急・復旧後		・軍人恩給、扶助料及び年金 ・犯歴名簿		

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
応急・復旧後		・人口動態 ・畜犬登録及び狂犬病予防注射 ・地球の温暖化対策 ・商工業の振興・復興 ・商工業振興団体 ・大規模小売店法関連 ・委員会、審議会等・特産物の振興 ・地名、施設案内表示等 ・観光協会 ・定住促進 ・宅地造成の企画立案 ・空地及び空家対策事業 ・農村工業導入事業及び工場誘致 ・町営住宅の建築 ・町営住宅再生マスタープラン ・生涯学習の総合企画及び推進 ・まちづくり推進会議 ・人権啓発事業 ・社会教育関係団体の育成指導 ・青少年育成 ・芸術文化の振興、関係団体の育成 ・生涯学習事業の運営 ・高齢者大学、障害者教室の開設運営 ・パソコン講座等ＩＴ関連事業 ・自治会の生涯学習活動 ・芸術文化事業の実施 ・郷土文化の継承及び保存 ・スポーツ振興事業の推進 ・社会体育の推進及び事業実施 ・レクリェーション活動の振興 ・社会体育施設の管理及び運営 ・スポーツクラブ21ひょうご		

※ 課・室名（配備人員）は、職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

教育対策部（教育委員会）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・教育対策部職員の参集状況及び安否確認 ・児童、生徒の安全確保 ・児童、生徒の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・避難施設等の安全確認 ・避難所の開設 ・避難者の受け入れ ・避難所避難者の確認と報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・ 教職員の参集、安否確認 ・児童、生徒の安否確認	■ 24時間以内（計17名） ■ 24時間後（計28名）	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名 ■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名
24時間以内	・教育対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・避難所の運営 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
3日以内	・心のケア ・文化財の災害に関する調査及び復旧対策 ・災害相談	・通学路の安全性の確保 ・学校施設管理 ・ 学校給食施設の管理運営		
1週間以内	・応急教育	・職員の人事、給与等 ・就学事務、就学援助費の補助 ・ 教科書採択の事務、給与 ・文化財の調査、保存等 ・学童保育 ・学校給食事務 ・学校教育事業 ・適応指導教室 ・ 学級編成、教職員の配当 ・公務災害		
1か月以内	・学用品の給与 ・被災児童生徒の生活救済対策	・予算及び決算 ・青少年育成センター		
応急・復旧後		・学校教育施設の整備 ・教育委員会規則等の制定、改廃並びに告示及び公示 ・指定文化財の指定及び解除 ・古文書の調査、整理及び保存 ・研究及び研修		

		・学校教育統計 ・教職員の免許事務		

※ 課・室名（配備人員）は、24 年度職員配備計画の配備人員（24 時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第 6 節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

医療健康対策部（健康福祉課、高年介護課、佐用町保健センター、歯科保健センター）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・医療健康対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・老人の養護 ・社会福祉施設等、現地機関等との連絡調整 ・聴覚障がい者等への情報伝達及び支援 ・社会福祉協議会との連絡調整 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請 ・救急医療活動 ・避難所等での医療対策 ・医療、助産活動 ・介護保険施設、医療機関等との連絡調整 ・災害情報の整理及び情報共有		■ 24 時間以内（計 14 名） ■ 24 時間後（計 23 名）	■ 1 時間以内 3 名 ■ 3 時間以内 9 名 ■ 12 時間以内 14 名 ■ 24 時間後 14 名 ■ 3 日後 17 名 ■ 1 ヶ月後 21 名
24時間以内	・医療健康対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・避難者の体調管理 ・救護所の設置 ・感染症対策（保健衛生活動など） ・災害医療支援の受入及び調整 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・災害ボランティア活動の派遣要請 ・災害時避難行動要支援者支援 ・福祉避難所の設置	・感染症の予防及び防疫		
3日以内	・精神科救護所の設置 ・メンタル、ヘルスケア ・食中毒の防止 ・巡回健康相談 ・訪問指導 ・災害相談 ・災害ボランティア職員の受け入れ及び後方支援 ・地域包括支援センターの運営 ・ニーズの把握	・介護保険サービス ・健康相談、健康教育及び訪問指導 ・家族介護支援 ・生活保護 ・浮浪者、行旅死病人 ・老人保護措置 ・高齢者の移送施策 ・在宅福祉サービス		

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
1週間以内	・災害弔慰金等支給 ・心のケア相談 ・巡回栄養相談 ・災害弔慰金等支給 ・巡回歯科健康相談	・障害者福祉 ・知的障害者福祉 ・社会福祉施設との連携 ・福祉医療費助成 ・介護認定及び受給者管理 ・障害者福祉 ・知的障害者福祉 ・要支援者の訪問調査及び実態把握 ・介護保険認定審査会 ・入所判定委員会 ・精神病対策		
1か月以内		・介護保険料の賦課徴収		
1週間以内		・障害者福祉 ・知的障害者福祉 ・社会福祉施設との連携 ・社会福祉協議会事業との連携 ・介護認定及び受給者管理 ・要支援者の訪問調査及び実態把握 ・介護保険認定審査会 ・入所判定委員会 ・精神病対策 ・社会福祉施設との連携		
1か月以内	・死亡弔慰金 ・災害障害見舞金 ・災害見舞金 ・災害援護資金 ・生活福祉資金等の融資 ・災害援護資金貸付金 ・被災者の保険料免除	・児童、児童扶養、特別児童扶養手当 ・予防接種及び検診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生活習慣病対策 ・地域福祉センターの管理運営 ・老人介護の相談及び助言 ・栄養指導及び訪問指導		
応急・復旧後		・委員会、審査会、協議会等 ・高年クラブ ・敬老事業及び長寿祝金 ・少子化対策 ・介護保険運営協議会 ・高齢者等の住宅改造 ・地域支援事業		

※ 課・室名（配備人員）は、職員配備計画の配備人員（24 時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、町業務継続計画の第 6 節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

建設・農林対策部（建設課、農林振興課）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・建設、農林対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・ポンプ操作 ・通行規制 ・巡回活動 ・応援事業者等の連絡調整 ・排水対策 ・交通の確保対策 （応急工事、通行止め、迂回路） ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請		■ 24時間以内 （計17名） ■ 24時間後 （計28名）	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名 ■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名
24時間以内	・建設農林対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応急対策の実施（二次被害予防、道路等の応急対策など） ・道路等の応急復旧 ・緊急輸送道路の指定及び確保 ・建築資機材の調達・配分 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
3日以内	・道路等の応急復旧 ・作物、家畜の伝染病予防、防疫 ・応急危険度判定開始 ・災害相談	・有害鳥獣の捕獲 ・病虫害の防除 ・家畜伝染病対策		
1週間以内	・建設農林対策にかかる自治会、農会等との連絡対応	・農産及び畜産公害 ・農業共済事業申請書受付等		
1か月以内	・農林業及び商工業対策 ・被害農林業者等に対する資金の融資 ・農業共済金支払い ・災害の調査及び査定の実施	・農業金融制度 ・農地等の災害復旧・復興 ・治山治水 ・農作物、建物及び農機具共済 ・治水		
応急・復旧後		・道路、橋梁、河川その他土木 ・道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 ・土地利用計画 ・河川復興事業 ・国県道の建設事業の推進 ・土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 ・建築基準法の施行		

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
応急・復旧後		・公有土地及び水面 ・都市計画 ・開発行為の調整 ・国土調査法の施行 ・法定外公共物 ・委員会等 ・公共用地の取得 ・屋外広告物 ・公共事業に伴う補償及び登記 ・河川復興事業の推進 ・河川復興事業に係る公共用地の取得 ・農業、畜産及び水産業の振興 ・農地、棚田の保全及び管理 ・都市と農村の交流事業 ・農会長会、委員会、協議会等 ・農業者年金 ・農業生産基盤整備 ・土地改良区、土地改良事業 ・農道整備事業 ・かんがい用水路及びため池整備事業 ・林道及び作業道事業 ・森林計画 ・林地崩壊防止事業 ・財産区及び集落有財産 ・地籍調査事業の計画、推進、実施		

※ 課・室名（配備人員）は、24 年度職員配備計画の配備人員（24 時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第 6 節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

上下水道対策部（上下水道課）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・上下水道対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・水道関係事業者との連絡調整 ・断水エリアの特定 ・排水対策 ・災害情報の整理及び情報共有 ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づく他市町への応援・支援要請		■ 24時間以内（計8名）	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 8名
24時間以内	・上下水道対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・施設等の被害状況の把握 ・住民からの連絡対応、自治会等との連絡対応 ・給水対策 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後（計13名）	■ 24時間後 8名 ■ 3日後 10名 ■ 1ヶ月後 12名
3日以内	・上下水道施設等の応急・復旧対策 ・下水道施設等を活用したし尿処理協力 ・災害相談	・水道用水供給施設の維持管理 ・上下水道施設等の維持管理 ・消火栓の管理		
1週間以内		・水道資源及び水質の保全 ・生活排水施設の水質の保全 ・上下水道の使用の許認可		
1か月以内		・上下水道料金の徴収及び滞納整理等 ・上下水道会計 ・各事業実施に伴う上下水道管等の移設		
応急・復旧後		・上下水道事業の記録の整理保管等 ・上下水道事業の広報普及活動 ・上下水道審議会 ・上下水道の配管図及び諸台長の整備及び管理並びに財産の管理 ・上下水道の事業計画、事業推進 ・上水道及び下水道の施設整備計画 ・生活排水処理施設の整備 ・雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 ・上下水道の設備に係る河川の占用		

※ 課・室名（配備人員）は、24年度職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」

地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

地域対策部（上月支所、南光支所、三日月支所、三河出張所）

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・地域対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ① 住民からの連絡対応 ② 自治会等との連絡調整 ③ 人的被害の情報収集及び報告 ④ 避難者の報告　など ・災害情報の整理及び情報共有 ・情報伝達 ① 防災行政無線の管理運用 ② 地域住民への広報 ・防災資機材の調達 ・県及び他市町への応援要請	・消防団との連絡調整 ・被害状況の調査等	■ 24時間以内 （計18名） 地域対策班 （3名） ① 上月地域対策部 （5名） ② 南光地域対策部 （5名） ③ 三日月地域対策部 （5名） ■ 24時間後 （計36名） 地域対策班 （4名） ① 上月地域対策部 （11名） ② 南光地域対策部 （11名） ③ 三日月地域対策部 （10名）	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 13名 ■ 12時間以内 21名 ■ 24時間後 22名 ■ 3日後 26名 ■ 1ヶ月後 33名
24時間以内	・地域対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・避難所開設等の応援	・埋火葬の許可		
3日以内	・食料、飲料水、生活物資の配給の応援 ・医薬品、衛生材料の配給の応援 ・住民票、戸籍謄（抄）本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制 ・災害相談	・戸籍、住民登録、印鑑の登録及び証明 ・身分証明その他証明 ・行路病死人 ・各種相談業務 ・税務証明、相談 ・上下水道の申請、受付		
1週間以内		・所管施設の維持管理 ・国保、年金、福祉医療、後期高齢、障害者福祉、介護保険窓口業務 ・児童福祉事務		
1か月以内		・交通安全対策 ・交通災害共済事務		
応急・復旧後		・地域活動の推進及び支援 ・自治振興組織及び各種団体との連携及び事業推進 ・地域交流事業の推進 ・交流施設の事業推進 ・社会教育関係団体の育成事業の推進 ・文化振興事業の推進 ・スポーツ振興事業の推進 ・生涯学習事業の推進		

※ 課・室名（配備人員）は、24年度職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」

地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

生活対策部現地機関

① 西はりま天文台公園

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・西はりま天文台公園職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・入園者、宿泊者の安全確保 ・入園者、宿泊者の避難及び報告 ・入園者、宿泊者への災害状況等の伝達 ・園内、道路の安全確認及び侵入車両対策 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・西はりま天文台の管理運営	■ 24時間以内（計2名） ■ 24時間後（計2名） 他スタッフ名	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 2名 ■ 1ヶ月後 2名
24時間以内	・西はりま天文台公園職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・予約者対応 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
1か月以内		・公印及び職印の管守 ・公園の会計事務 ・宿泊業務 ・施設利用者の受付事務等		
応急・復旧後		・公園施設の管理及び運営 ・施設利用に係る営業活動 ・自然学校事業の企画立案、運営 ・自然学校事業の広報及び宣伝 ・野外活動センターの管理 ・天文関係施設の管理運営		

② 笹ヶ丘荘

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・笹ヶ丘荘職員の参集状況及び安否確認 ・笹ヶ丘荘宿泊客等の安全確保 ・笹ヶ丘荘宿泊客等の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・笹ヶ丘荘の管理運営	■ 24時間以内（計2名）	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 2名

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
24時間以内	・笹ヶ丘荘員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援	・笹ヶ丘ドームの管理運営	■ 24時間後 （計2名） 他スタッフ ２４名	■ 24時間後 2名 ■ 3日後 2名
1週間以内	・避難者の一時受け入れ			1ヶ月後 2名
応急・復旧後		・都市農村交流事業等の実施		

③ 南光自然観察村

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・南光自然観察村職員の参集状況及び安否確認 ・南光自然観察村宿泊客等の安全確保 ・南光自然観察村宿泊客等の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・南光自然観察村の管理運営	■ 24時間以内 （計1名） ■ 24時間後 （計1名）	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名 ■ 24時間後 1名
24時間以内	・南光自然観察村職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		他スタッフ ８名	■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名
1週間以内	・避難者の一時受け入れ			
応急・復旧後		・都市農村交流事業等の実施		

※ 課・室名（配備人員）は、職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

医療健康対策部現地機関

① 保育園等

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・園児の安全確保 ・園児の避難及び報告 ・保育園職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・園児の安否確認	■ 24時間以内 （計24名）	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名
24時間以内	・保育園職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 （計40名） 他スタッフ名	■ 24時間後 24名 ■ 3日後 28名 ■ 1ヶ月後 36名
3日以内	・災害相談	・保育園の維持管理		
1週間以内	・応急保育	・乳幼児の保育 ・各保育園間の連携		
1か月以内		・保育園の事務		

② 朝霧園

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・朝霧園職員の参集状況及び安否確認 ・朝霧園入所者の安全確保 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・老人の養護	■ 24時間以内 （計5名）	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 3名 ■ 12時間以内 5名
24時間以内	・朝霧園職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・災害応急対策及び報告 ・災害時避難行動要支援者の受け入れ ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援	・養護老人ホームの維持管理	■ 24時間後 （計8名） 他スタッフ名	■ 24時間後 5名 ■ 3日後 6名 ■ 1ヶ月後 8名
3日以内	・災害相談	・老人ホームの事務		
1週間以内		・社会福祉施設との連携 ・社会福祉協議会事業との連携		

③ 子育て支援センター

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・子育て支援センター職員の参集状況及び安否確認 ・安全確保 ・避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・子育て支援センターの管理運営	■ 24時間以内 （計2名）	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名
24時間以内	・子育て支援センター職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 （計3名）	■ 24時間後 2名 ■ 3日後 3名
3日以内	・災害相談			■ 1ヶ月後 3名
1か月以内		・子育て支援 ・健康相談、健康教育及び訪問指導 ・児童、母子の訪問審査等		
応急・復旧後		・放課後児童対策 ・次世代育成支援 ・青少年問題協議会 ・児童文化及び幼児教育事業		

※ 課・室名（配備人員）は、職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

教育対策部現地機関

① 給食センター

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・給食センター職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・給食センターの管理運営	■ 24時間以内 （計5名）	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 3名 ■ 12時間以内 5名
24時間以内	・給食センター職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・炊き出し、輸送 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援	・各小中学校との連絡調整	■ 24時間後 （計8名） 他スタッフ 6名	■ 24時間後 5名 ■ 3日後 6名 ■ 1ヶ月後 8名
3日以内				
1週間以内		・学校給食の調理及び配送業務 ・学校給食の事務		
1か月以内				
応急・復旧後		・学校給食運営委員会		

消防団本部、消防団

業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名（配備人員）	参集想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・消防団本部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・消火、避難誘導 ・警戒活動 ・水防活動 ・救出救助活動 ・広報活動		■ 24時間以内 （計3名） ■ 24時間後 （計5名）	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名
24時間以内	・消防団の出動・解散命令連絡調整及び出動・解散報告 ・消防団活動状況の報告			■ 3日後 4名 ■ 1ヶ月後 5名
3日以内				
1週間以内				
1か月以内				
応急・復旧後				

※ 課・室名（配備人員）は、24年度職員配備計画の配備人員（24時間後は臨時職員含む）

※ 参集予定人員は、第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

10　地域対策部設置に係るチェック表

上月地域対策部設置に係るチェック表

（マ3様式1-上月）

内　　容	チェック
ＡＬＳＯＫ　にセキュリティセット解除の連絡 神戸ガードセンター（神戸市中央区磯辺通4-1-44　☎0120-86-7799）	□
留守番電話の解除　　※２Ｆ放送室内の自動応答装置を解除	□
職員参集報告を地域対策部に連絡　☎82-3336（82－0664・2521・2549）	□
一般電話、ＦＡＸの通信状態の確認	□
専用電話（消防）の通信状態の確認	□
フェニックス防災システムの通信状態の確認	□
防災無線システム（移動系、固定系）の動作確認	□
ラジオ、テレビの動作確認	□
非常用電源の確保（発電機、コードリール、燃料）	□
非常用自家発電機（庁舎屋上）の確認（燃料の確保）	□
職員参集記録簿の準備	□
各記録用紙の準備	□
ホワイトボードの設置（記録用）	□
テレビ、パソコン等による警報、気象情報、水位情報等の確認	□
防災行政無線（移動系）のモニター準備	□
管内図、危険箇所等を示した管内図、ハザードマップ、土砂災害警戒区域図の掲示	□
関係機関の連絡先表の準備	□
自治会長の連絡先の確認	□
土木事業者連絡先（携帯、夜間連絡先）の確認 ※ 経費については運搬料込みの価格、支払いは本部で一括	□
土のう用砕石（0－30mm又は粉末ダスト　4ｔ＜約3立米＞）備蓄状況の確認	□
作業用備蓄品（土のう袋、スコップ、杭等）の確認	□
防災資材（食料・物資など）の備蓄状況の確認	□
運搬用ダンプ、重機及び運転員の確保状況確認	□
ヘルメット、懐中電灯、長靴、カッパ等の準備	□
庁舎周辺の街灯タイマーを解除し常時点灯させる。 ※支所1F配電盤内スイッチを「自動」から「入」に切り替え	□
予約放送をリセットまたは一時停止させる。（本庁、広報室対応）	□

その他　□ 避難者、行方不明者情報
□ 消防団の出動状況
□ 災害発生状況
□ 道路情報（農林建設対策部で確認したもの）
□ 備蓄品の状況（土のう袋、砕石、スコップ、杭等）
□ 警察、消防署からの情報（安否情報他）
□ ライフライン（上水、下水、電気、ガス等）

南光地域対策部設置に係るチェック表（マ３様式1-南光）

内　　容	チェック
セコムにセキュリティシステムセット解除の連絡 セコム株式会社山崎事務所　☎0790-62-7791【客コード　535649】	□
留守番電話の解除	□
地域対策部に職員参集報告　☎82-3336（82－0664・2521・2549）	□
一般電話、ＦＡＸの通信状態の確認	□
専用電話（消防）の通信状態の確認	□
フェニックス防災システムの通信状態の確認	□
防災行政無線（固定系・移動系）の動作確認	□
ラジオ、テレビの動作確認	□
非常用電源の確保（発電機、コードリール、燃料）	□
庁舎用自家発電機（文化センター東側）の確認（燃料の確保）	□
職員参集記録簿の準備	□
各記録用紙の準備	□
ホワイトボードの設置（記録用）	□
テレビ、パソコン等による気象情報入手	□
防災行政無線（移動系）のモニター準備	□
管内図、危険箇所等を示した管内図、ハザードマップ、土砂災害警戒区域図の掲示	□
関係機関の連絡先表の準備	□
自治会長の連絡先の確認	□
土木事業者連絡先（携帯、夜間連絡先）の確認 ※ 経費については運搬料込みの価格、支払いは本部で一括	□
土のう用砕石（0－30㎜又は粉末ダスト　４ｔ＜約３立米＞）備蓄状況の確認	□
作業用備蓄品（土のう袋、スコップ、杭等）の確認	□
防災資材（食料・物資など）の備蓄状況の確認	□
運搬用ダンプ、重機及び運転員の確保状況確認	□
ヘルメット、懐中電灯、長靴、カッパ等の準備	□
庁舎周辺の街灯タイマーを解除し常時点灯 ※ 支所１Ｆ配電盤内スイッチを「自動」から「入」に切り替え	□
予約放送のリセットまたは一時停止	□
警報、気象情報、水位情報の確認	□

その他　□ 避難者、行方不明者情報
□ 消防団の出動状況
□ 災害発生状況
□ 道路情報（農林建設対策部で確認したもの）
□ 備蓄品の状況（土のう袋、砕石、スコップ、杭等）
□ 警察、消防署からの情報（安否情報他）
□ ライフライン（上水、下水、電気、ガス等）

三日月地域対策部設置に係るチェック表（マ３様式1-三日月）

内　　容	チェック
セコムにセット解除のＴＥＬをする。 兵庫本部　山崎事務所　☎0790-62-7791【客コード　535649】	□
留守番電話の解除をする。※２Ｆ放送室内機器設定解除	□
職員参集報告の連絡を地域対策部に入れる。☎82-3336（82－0664・2521・2549）	□
一般電話、ＦＡＸの通信状態の確認	□
専用電話の通信状態の確認	□
フェニックス防災システムの通信状態の確認	□
防災無線システム（移動系、固定系）の動作確認	□
ラジオ、テレビの動作確認	□
非常用電源の確保（発電機、コードリール、燃料）	□
庁舎用自家発の作動確認	□
職員参集記録簿の準備	□
各記録用紙の準備	□
ホワイトボードの設置（記録用）	□
災害専用ホットライン電話、ＦＡＸの作動確認。	□
テレビ、パソコン等による警報、気象情報、水位情報等の確認。	□
防災行政無線（移動系）のモニター準備。	□
管内図、危険箇所等を示した管内図、ハザードマップ、土砂災害警戒区域図を掲示	□
関係機関の連絡先表の準備	□
自治会長の連絡先の確認	□
土木事業者連絡先（携帯、夜間連絡先）の確認 ※ 経費については運搬料込みの価格、支払いは本部で一括	□
砕石の備蓄状況（0－30㎜、25－50㎜、粉末ダスト・・・4ｔ＜約3立米＞）の確認	□
運搬用ダンプ、重機及び運転員の確保状況確認	□
ヘルメット、懐中電灯、長靴、カッパ等の準備	□
周辺の街路灯のタイマーを解除し常時点灯させる。 支所1F配電盤内スイッチ自動→入・・・復帰：入→切→自動	□
予約放送をリセットまたは一時停止させる。	□

その他　□ 避難者、行方不明者情報
□ 消防団の出動状況
□ 災害発生状況
□ 道路情報（農林建設対策部で確認したもの）
□ 備蓄品の状況（土のう袋、砕石、スコップ、杭等）
□ 警察、消防署からの情報（安否情報他）
□ ライフライン（上水、下水、電気、ガス等）

第２　職員の配備

１　非常参集記録表

（マ４様式１）

○参集時に各自が記入する。

■対策部名　＿＿＿＿＿＿＿＿　対策部　（□上月　□南光　□三日月　地域対策班）

■場　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿

■報告日時　＿＿＿年　＿＿月　＿＿日　＿＿時現在＿＿

No	氏　　名	参　集　時　間	自宅等の状況
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	

■応援職員要請人数　＿＿＿人	■活動内容（　　）

2　非参集記録表

（マ４様式 2）

■対策部名　＿＿＿＿＿＿＿＿　対策部　（□上月　□南光　□三日月　地域対策班）

■場　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿

■報告日時　　年　　月　　日　　時現在

No	氏　　名	連絡時間	参集予定時間	非参集理由	連絡先
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		
		月　日　時　分	月　日　時　分		

3　非常参集途上の被災状況記録表

（マ 4 様式 3）

○参集時に各自が記入し、各対策部長に提出する。

■報告者氏名 ＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿対策部

（□上月　□南光　□三日月　対策班）

■参集報告

○参集日時　　年　月　日　時　分

■被災状況（参集時に把握した情報）

・自宅付近の状況
・道路の状況
・建物被害の状況
・火災の発生状況
・その他気づいたこと

※いつ、どこで、誰が、どうした等を簡潔明瞭に記載すること

（被災状況位置図）

4　参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表

（全対策部共通）（マ 4 様式 4-1）

（　号配備）　　年　月　日　時　分

対策部		配備人員（時間内・時間外）	現在の参集人員	参集予定時間	参集予定人員	応援要請人員	備考
統括部		・					
総務対策部		・					
生活対策部		・					
医療健康対策部		・					
教育対策部（給食ｾﾝﾀｰ含む）		・					
建設農林対策部		・					
消防団本部		・					
上下水道対策部		・					
地域対策部	地域対策班	・					
	上月対策班	・					
	南光対策班	・					
	三日月対策班	・					
西はりま天文台公園		・					
佐用保育園		・					
利神保育園		・					
上月保育園		・					
南光保育園		・					
三日月保育園		・					
朝霧園		・					
笹ヶ丘荘		・					
子育て支援センター		・					
南光自然観察村		・					
合計		・					

※ 参集予定時間・参集予定人員は、今後の参集予定時間及び人員を分かる範囲で記入する。

※ 県等への応援要請が必要な場合は、【県及び他市町への応援要請、自衛隊への派遣要請表】に必要な人員、応援先、内容等を記載してください。

■ 地域の状況（浸水等があればその状況や場所など記入してください）

5　災害初動時の公用車の一時的な移動

（マ 6）

町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報 2 号又は 3 号が発表され、1 時間後の水位予測等から避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測され、かつ避難判断水位到達予測後も降雨が予測されるとき、必要な車両以外は浸水想定区域・土石流区域以外などの危険の少ない場所に移動する。

場　　所	移　動　場　所
本　　庁　　舎	生きがいづくりセンター
第　二　庁　舎	生きがいづくりセンター
消　防　組　合	消防組合内の高い場所
上　月　支　所	上月小学校
三　日　月　支　所	移動なし
南　光　支　所	移動なし（上津中学校が土石流警戒区域のため適地なし）
三　河　出　張　所	移動なし（土石流区域のため適地なし）
町　民　プ　ー　ル	移動なし
子育て支援センター	移動なし
西はりま天文台	移動なし
クリーンセンター	移動なし
朝　　霧　　園	移動なし
上　月　体　育　館	上月小学校
笹　ヶ　丘　荘	移動なし
給食センター	移動なし

災害対応に必要な車両で、パトロール、広報車、緊急車両（消防積載車など）の駐車場所は、施設の敷地内で浸水の危険が低い場所に移動する。

場　　所	移　動　場　所
本　　庁　　舎	文化情報センター駐車場（浸水実績あり適地なし）
第　二　庁　舎	文化情報センター駐車場（浸水実績あり適地なし）
上　月　支　所	移動なし（浸水実績あり・土石流区域のため適地なし）
三　日　月　支　所	移動なし
南　光　支　所	移動なし（浸水想定区域のため適地なし）
三　河　出　張　所	移動なし（土石流警戒区域のため適地なし）
町　民　プ　ー　ル	移動なし
子育て支援センター	移動なし
西はりま天文台	移動なし
クリーンセンター	移動なし
朝　　霧　　園	移動なし
上　月　体　育　館	移動なし（浸水実績あり適地なし）
笹　ヶ　丘　荘	移動なし
給食センター	移動なし

6　活動状況報告書（全対策部共通）

（マ４様式6）

○毎日の活動状況を、各対策部長に提出すること。

活　動　日　時	対　策　部	氏　　名	担当任務	活動場所	活　動　内　容
年　　月　　日 時　～　　時					
年　　月　　日 時　～　　時					
年　　月　　日 時　～　　時					
年　　月　　日 時　～　　時					
年　　月　　日 時　～　　時					

今後の活動内容	現在の人員	職員を交代で休息させるため必要な応援人員

※ 県等への応援要請が必要な場合は、【県及び他市町への応援要請、自衛隊への派遣要請表】に必要な人員、応援先、内容等を記載してください。

第３　スタッフ管理

１　佐用町災害支援協力者制度実施要綱

平成 23 年 12 月 27 日
要綱第 40 号

（目的）
第１条　本制度は、佐用町内で大規模な災害等が発生した際に、佐用町（佐用町災害対策本部）が実施する災害対策活動を迅速かつ効率的に行うため、豊富な経験、知識及び技術を持って退職された町職退職者及び元消防団員、県職退職者など危機管理に精通した方々（以下「町職退職者等」という。）の自発的な支援協力を得ることを目的とする。

（登録）
第２条　佐用町は、次の各号の条件を満たし、支援協力に賛同する者を佐用町災害支援協力者（以下「協力者」という。）に登録する。
(1) 町内在住で、登録時において原則満 65 歳以下の町職退職者等（消防職退職者を含む。）
(2) 自治会役員又は災害ボランティアとして登録されていない者
２　登録を希望する者は、佐用町災害支援協力者登録申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、佐用町に申し込むものとする。
３　佐用町は、協力者として登録を認めた者に対し、佐用町災害支援協力者証（様式第２号）を交付する。
４　登録内容に変更があったときは、当該協力者は速やかに佐用町災害支援協力者登録変更届（様式第３号）を提出するものとする。
５　登録の有効期限は、協力者証の交付日から３年を経過した日の属する年度の末日までとする。
６　有効期限経過後においても第１項の要件を満たす協力者に対しては、有効期限日の１か月前までに登録の更新に係る意思確認を行い、更新の意思がある協力者は、佐用町災害支援協力者更新同意届（様式第４号）を提出し、佐用町は協力者として再登録するものとする。
７　協力者が登録の取り消しを希望するときは、佐用町災害支援協力者登録辞退届（様式第５号）に協力者証を添えて提出するものとする。

（参集条件）
第３条　協力者は、町内で震度６以上の地震又は大規模災害等が発生したときは、自己が居住する地域における災害復旧活動等を優先した後、あらかじめ指定された場所に参集する。
２　協力者は、前項に規定する場合以外に、佐用町から要請があった場合は、その指定する場所に参集する。

（活動内容）
第４条　協力者は、災害時等において、次の各号の活動を行う。
(1) 情報収集
　ア　自宅周辺の被害状況の把握
　イ　参集途上の道路、建物等の被害状況及び危険箇所の把握
(2) 災害対策本部の後方支援
　ア　庁舎、資機材の管理
　イ　避難者の応急手当及び広域避難所への誘導
(3) 災害活動の支援
　ア　他自治体からの派遣職員の誘導、地理案内等の活動支援
　イ　活動中の消防団員等への食糧、飲料水等の供給

（4）その他、佐用町が要請した活動
２　協力者は、佐用町の指示の下に活動する。

（物品の貸与）
第５条　佐用町は、協力者に対し、作業服、帽子等を貸与する。
２　支援活動に従事する協力者は、貸与される作業服及び帽子を着用する。

（報酬等）
第６条　支援協力活動、訓練及び研修に係る報酬の支給及び費用の弁償は行わない。
２　災害時等の参集に係る費用は、協力者の負担とする。

（保険の加入）
第７条　佐用町は、協力者の活動時の事故等に備え、協力者を被保険者とするボランティア活動保険に加入するものとする。
２　前項に規定するボランティア活動保険の保険料は、佐用町の負担とする。

（その他）
第８条　本制度に係る事務局は、総務課総務人事室とする。

附　則
この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

佐用町災害支援協力者登録申込書

年　　月　　日

佐　用　町　　様

氏　名

佐用町災害支援協力者への登録を希望するので、佐用町災害支援協力者制度実施要綱第２条２項の規定に基づき申し込みします。

番号	項　目		記　入　欄
1	ふりがな 氏　　名		
2	性　　別		男　・　女
3	生年月日		年　　月　　日生　（満　　歳）
4	血 液 型		型
5	住　　所		〒　　－
6	衣服等のサイズ		・衣服　上：S・M・L・LL 下：ｳｴｽﾄ　　cm ・靴のサイズ：　　cm
7	連絡先	電話番号（自宅）	
		電話番号（携帯）	
		ＦＡＸ番号	
		Ｅ－mail	
8	現在の職業		
9	そ の 他		

様式第２号（第２条関係）

佐用町災害支援協力者証

（表面）

第　　号
佐用町災害支援協力者証

氏　名　　血液型　　型

生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、佐用町災害支援協力者であることを証明する。

有効期限　自：　　年　月　日　至：　　年　月　日
交 付 日　　年　月　日

兵庫県佐用郡佐用町　印

（裏面）

緊　急　連　絡　先	
電話番号（役場代表）	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	
緊 急 時 参 集 場 所	

注意事項

1　本証は、公印、日付の無いものは無効とする
2　本証の記載内容に変更を生じたときは、速やかに変更届を提出すること
3　本証は、他人に譲渡し、または貸与してはならない
4　本証を紛失したときは、速やかに上記連絡先まで報告すること
5　本証は、協力者でなくなったときは速やかに返納すること

様式第３号（第２条関係）

佐用町災害支援協力者登録変更届

年　　月　　日

佐　用　町　　様

登録番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

佐用町災害支援協力者登録の内容に変更がありますので、佐用町災害支援協力者制度実施要綱第２条第４項の規定に基づき届出します。

変更内容項目	住所　・　電話番号　・　その他（　　）
変 更 前	
変 更 後	

様式第４号（第２条関係）

佐用町災害支援協力者更新同意届

年　　月　　日

佐　用　町　　様

登録番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

佐用町災害支援協力者の登録更新に同意しますので、佐用町災害支援協力者制度実施要綱第２条第６項の規定に基づき届出します。

（登録内容に変更が生じた場合は、下記に記入してください。）

変更内容項目	住所　・　電話番号　・　その他（　　）
変 更 前	
変 更 後	

様式第５号（第２条関係）

佐用町災害支援協力者登録辞退届

年　　月　　日

佐　用　町　　様

登録番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

佐用町災害支援協力者の登録を辞退しますので、佐用町災害支援協力者制度実施要綱第２条第７項の規定に基づき届出します。

（差し支えなければ辞退の理由をお書きください。）

辞　退　の　理　由

第１　通信機器の確保

１　災害時優先電話一覧表　（マ９別表 1）

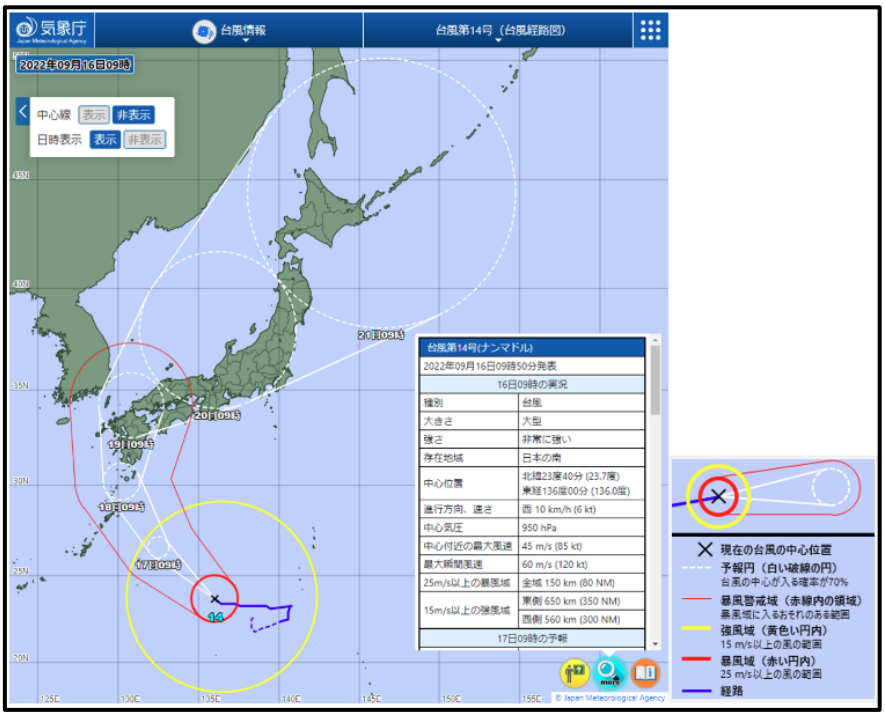
電話番号 1	電話番号 2	設置場所 （請求肩書き）	設置場所住所	電話種類	契約者
[redacted]		佐用町役場 防災情報システム	佐用 2611－1	D64・事務用	兵庫県
		上月支所 防災情報システム総務	上月 787－2	D64・事務用	兵庫県
		上月支所 防災情報システム強震計	上月 787－2	単独・事務	兵庫県
		上月支所 防災情報システム ５Ｆ通信機械室	上月 787－2	単独・事務	兵庫県
		南光支所 防災情報システム	下徳久 1004－1	D64・事務用	兵庫県
		三日月支所 防災情報システム	三日月 1110－1	D64・事務用	兵庫県
		防災室　H22.9.8　新設	佐用 2611－1	独立回線	佐用町
82－2521		佐用町役場	佐用 2611－1	単独・事務	佐用町
82－0664		佐用町役場	佐用 2611－1	D64・事務用	佐用町
86－0333	86－0334	上月支所	上月 787－2	単独・事務	佐用町
77－0001		三河出張所	上三河 158－1	単独・事務	佐用町
79－2077		三日月支所	三日月 1110－1	単独・事務	佐用町
82－3873	82－3874	西はりま消防組合佐用消防署	円応寺 233－1	単独・事務	佐用町
88－1108		水道事業所	久崎 517	単独・事務	佐用町
79－2238		水道事業所	廣山 38－12	D64・事務用	佐用町
82－2825		佐用小学校	佐用 287	D64・事務用	佐用町
83－2100		利神体育館	口長谷 808	単独・事務	佐用町
84－0002		江川体育館	豊福 287－1	D64・事務用	佐用町
82－3806		佐用中学校	本位田 104	単独・事務	佐用町
86－0029		上月小学校	上月 861	D64・事務用	佐用町
88－0016		久崎体育館	久崎 50	D64・事務用	佐用町
87－0002		幕山体育館	本郷 586－1	D64・事務用	佐用町
86－0027		上月中学校	上月 901	D64・事務用	佐用町
78－0038		南光小学校	西徳久 1123	D64・事務用	佐用町
78－0030		中安体育館	米田 107	単独・事務	佐用町
77－0004		三河体育館	上三河 72	単独・事務	佐用町
78－0018		上津中学校	下徳久 1375	D64・事務用	佐用町
79－2021		三日月小学校	乃井野 1548	単独・事務	佐用町
79－2013		三日月中学校	乃井野 1700	単独・事務	佐用町

第２　気象予報警報等の基準

1　気象等の用語（出典：気象庁資料「気象庁が天気予報等で用いる予報用語」）

■ 台風に関する用語

（マ 10 別表 1）

<table>
<tr><th>用　　語</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>台　　風</td><td>北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ 17m/ｓ（34 ノット、風力 8）以上のもの</td></tr>
<tr><td>予　報　円</td><td>台風や暴風域を伴う低気圧の中心が予報時刻に到達すると予想される範囲を円で表したもの。台風や低気圧の中心が予報円に入る確率はおよそ 70%である</td></tr>
<tr><td>暴　風　域</td><td>台風の周辺で、平均風速が 25m/ｓ以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域。通常、その範囲を円で示す</td></tr>
<tr><td>暴風警戒域</td><td>台風の中心が予報円内に進んだときに、暴風域に入るおそれのある領域</td></tr>
<tr><td>台風の大きさ</td><td>
<table>
<tr><th>大　き　さ</th><th>風速 15m/ｓ以上の半径</th></tr>
<tr><td>（表現しない）</td><td>500ｋｍ未満</td></tr>
<tr><td>大型：（大きい）</td><td>500ｋｍ以上 800ｋｍ未満</td></tr>
<tr><td>超大型：（非常に大きい）</td><td>800ｋｍ以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>台風の強さ</td><td>
<table>
<tr><th>強　　さ</th><th>最　大　風　速</th></tr>
<tr><td>（表現しない）</td><td>33m/s(64 ノット)未満</td></tr>
<tr><td>強い</td><td>33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満</td></tr>
<tr><td>非常に強い</td><td>44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満</td></tr>
<tr><td>猛烈な</td><td>54m/s(105 ノット)以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>台風の進路予報表示の例</td><td> 
</td></tr>
</table>

■ 風に関する用語　気象庁ホームページより

風の強さと吹き方(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 19 年 4 月一部改正)、(平成 25 年 3 月一部改正)、(平成 29 年 9 月一部改正)

風の強さ（予報用語）	平均風速（m/s）	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速（m/s）
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km						40
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35以上 40未満	～140km			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。		外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	60

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」 を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

■ 雨に関する用語　気象庁ホームページより

雨の強さと降り方

（平成12年8月作成）、（平成14年1月一部改正）、（平成29年3月一部改正）、（平成29年9月一部改正）

<table>
<tr><th>1時間雨量
(mm)</th><th>予報用語</th><th>人の受けるイメージ</th><th>人への影響</th><th>屋内
(木造住宅を想定)</th><th>屋外の様子</th><th>車に乗っていて</th></tr>
<tr><td>10以上～
20未満</td><td>やや強い雨</td><td>ザーザーと降る</td><td>地面からの跳ね返りで足元がぬれる</td><td>雨の音で話し声が良く聞き取れない</td><td rowspan="2">地面一面に水たまりができる</td><td></td></tr>
<tr><td>20以上～
30未満</td><td>強い雨</td><td>どしゃ降り</td><td rowspan="2">傘をさしていてもぬれる</td><td rowspan="3">寝ている人の半数くらいが雨に気がつく</td><td>ワイパーを速くしても見づらい</td></tr>
<tr><td>30以上～
50未満</td><td>激しい雨</td><td>バケツをひっくり返したように降る</td><td>道路が川のようになる</td><td>高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）</td></tr>
<tr><td>50以上～
80未満</td><td>非常に
激しい雨</td><td>滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）</td><td rowspan="2">傘は全く役に立たなくなる</td><td rowspan="2">水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる</td><td rowspan="2">車の運転は危険</td></tr>
<tr><td>80以上～</td><td>猛烈な雨</td><td>息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる</td></tr>
</table>

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

用　　語	内　　容
水　　系	ある河川の本川、支川、派川、およびこれに連なる湖沼を合わせたもの
本川（幹川）	流水量、長さ、流域の広さなどから、その水系のなかで一番大きい川
支　　川	本川と合流する川。本川へ合流する川を一次支川、一次支川へ合流する川を二次支川ということがある
派　　川	本川から分かれて流れ出る川
流　　域	ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域 洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す
流域平均雨量	河川の流域ごとに面積平均した実況及び予想の雨量 河川の洪水と関係がある
右岸、左岸	河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という
計画高水位	堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位
水防団待機水位 通報水位	水防団が待機する水位 住民に行動を求めるレベルではない
氾濫注意水位 警戒水位	出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する
避難判断水位 特別警戒水位	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位
氾濫危険水位	基準地点の受け持つ予報区域において、氾濫の恐れが生じる水位 本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位
流　　量	川のある断面を単位時間に流れる水の量
出　　水	大雨や融雪などにより川の水量が増大すること
溢　　水	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること
冠　　水	田畑や作物などが水をかぶること
決壊、破堤	堤防が切れること
氾　　濫 外水氾濫	河川の水がいっぱいになってあふれ出ること
内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水すること
地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
山　崩　れ	山地の斜面の土砂や岩石が急激に移動する現象で、大雨や融雪が原因となる場合が多い
がけ崩れ	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
土　石　流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

■特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

2　震度階級関連（気象庁震度階級関連解説表）

（マ 10 別表 2）

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	―	壁などにひび割れ･亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ･亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり､建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。傾くものや､倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※1 木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ･亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し､まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じ	落石やがけ崩れが発生することがある。

5 強	ることがある。	
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3　特別警報（出典：気象庁資料「特別警報について」）

特別警報とは、気象業務法に基づいて警報の基準をはるかに超える豪雨など予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合において、神戸地方気象台が最大限の警戒を促すため発表するものをいう。

○特別警報発表基準

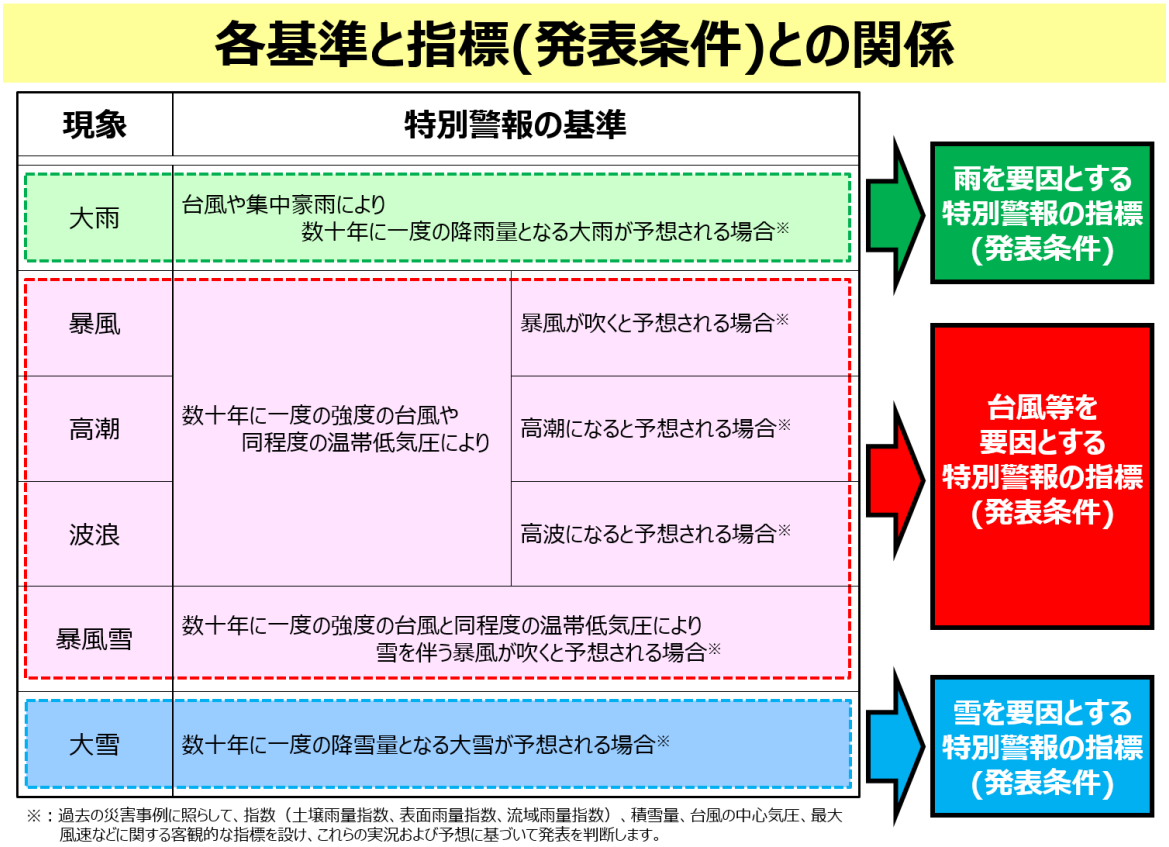
<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

※ 特別警報発表の種類は、他に高潮・波浪・津波・火山・地震（地震動）がある。

※ 津波・火山・地震の特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。
ただし佐用町では、高潮・波浪の特別警報については、災害の恐れがないため除外する。

（出典：気象庁資料「特別警報について」）

○各特別警報の基準と指標の関係



※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

第３　情報の収集、連携、調査等

１　関係機関の連絡先一覧表

■ 佐用町主要公共施設連絡先一覧表

（マ 16 別表 3<2>）

No	連絡機関	担当課	電話番号	ＦＡＸ	備　考
1	佐用町役場	企画防災課	0790-82-0664	0790-82-0492	衛星回線 717－501－276
2	本庁第一庁舎	教育委員会	0790-82-2424	0790-82-0120	
3	本庁第二庁舎	建設課	0790-82-2019	0790-82-0147	
4	本庁第二庁舎	農林振興課	0790-82-0667	0790-82-0017	
5	佐用町保健センター	健康福祉課	0790-82-0661		
6	さよう文化情報センター	生涯学習課	0790-82-3336	0790-82-0313	
7	子育て支援センター	健康福祉課	0790-82-0341	0790-82-0342	
8	佐用クリーンセンター	住民課	0790-82-0293		
9	西はりま天文台	天文台公園	0790-82-0598		
10	スピカホール	生涯学習課	0790-82-0595		
11	町民プール	生涯学習課	0790-82-0123		
12	佐用町地域福祉センター	社会福祉協議会	0790-83-2946	0790-83-2920	
13	佐用町上月支所	地域振興室	0790-86-1211	0790-86-0793	
14	本庁第二庁舎	上下水道課	0790-82-0481	0790-82-0482	
15	上月地域交流センター（支所）	上月支所	0790-86-1153		
16	上月体育館	生涯学習課	0790-86-0441	0790-86-0442	
17	笹ヶ丘荘	商工観光課	0790-88-0149		
18	ふれあいの里上月	農林振興課	0790-86-8005		
19	久崎老人福祉センター	上月支所	0790-86-1153		
20	佐用町南光支所	地域振興室	0790-78-0123	0790-78-1225	
21	南光文化センター	南光支所	0790-78-0102		
22	給食センター	教育委員会	0790-78-8100		
23	三河出張所	南光支所	0790-77-0001		
24	南光地域福祉センター	社会福祉協議会	0790-78-1212	0790-78-1700	
25	南光自然観察村	商工観光課	0790-77-0160		
26	佐用町三日月支所	地域振興室	0790-79-2001	0790-79-3633	
27	三日月地域交流センター（支所）	三日月支所	0790-79-2001		
28	ふれあいの里三日月	三日月支所	0790-79-2001		

■ 県・自衛隊・地方公共団体・指定地方行政機関連絡先一覧表

（マ 2）

連絡機関			電話番号（ＦＡＸ）	備　考
兵庫県	危機管理部災害対策課	県災害対策課(防災・危機管理班)平時（時間内）	TEL(078)362－9988 FAX(078)362－9911～9912	衛星回線 717-151-3140（時間内） 717-151-5361（時間外） FAX：7-151-6380
		県災害対策課(防災・危機管理班)平時（時間外）	TEL(078)362－9900 FAX(078)362－9911～9912	
		県災害対策本部事務局（災害対策本部設置時）	TEL(078)362－9900～9902 FAX(078)362－9911～9912	衛星回線 717-151-5361
	西播磨県民局総務企画室総務防災課		TEL(0791)58－2112 FAX(0791)58－2328	衛星回線 717-15187-189-1124
	西播磨県民局光都土木事務所		TEL(0791)58－2229 FAX(0791)58－2321	衛星回線 717-15187-189-521
	西播磨県民局龍野健康福祉事務所		TEL(0791)63－5149 FAX(0791)63－9234	
	西播磨県民局光都農林振興事務所		TEL(0791)58－2363 FAX(0791)58－2330	
	播磨西教育事務所 姫路総合庁舎５階　播磨西教育事務所		TEL079-281-9581 FAX079-223-7003	
	たつの警察署警備課		TEL(0791)63－0110 FAX(0791)63－9250	
陸上自衛隊中部方面特科連隊 ・時間内 ・時間外			TEL(079)222－4001 内線 238・650　FAX 239 TEL(079)222－4001 内線 302　FAX 398	衛星回線 717-984-31～33 （当直司令）
航空自衛隊第３師団 ・時間内 ・時間外			TEL(072)781－0021 内線 735　FAX 233 TEL(072)781－0021 内線 301・309　FAX 301	衛星回線 717-985-32 又は 33 （当直司令）
西はりま消防組合佐用消防署			TEL(0790)82－3872 FAX(0790)82－0119	
西はりま消防組合・昼間（警防課）			TEL(0791)76-7121 FAX(0791)72-6119	
・夜間（情報指令室）			TEL(0791)76-7300 FAX(0791)72-7119	
姫路市消防局（広域消防応援） ・昼間（警防課） ・夜間（情報指令課）			TEL(079)223－9532 TEL(079)223－9581	衛星回線 717-201-42
緊急消防援助隊 ・平日、昼間（兵庫県災害対策局消防保安課） ・休日、夜間（兵庫県災害対策センター）			TEL(078)362－9831 TEL(078)362－9900	衛星電話 717-151-3411
神戸市消防局警防部司令課 （消防防災ヘリ航空機動隊関係） （消防防災ヘリの運航要請などは県本部へ）			TEL(078)331－0986 FAX(078)331－0987	衛星電話 717-151-3431
宍粟市市長公室危機管理課			TEL(0790)63－3119 FAX(0790)63－3064	衛星回線 717-521-52
上郡町住民課			TEL(0791)52－1115 FAX(0791)52－6490	衛星回線 717-481-51
たつの市危機管理監危機管理課			TEL(0791)64－3219 FAX(0791)63－3788	衛星回線 717-211-52
美作市総務部危機管理室			TEL(0868)72－0931 FAX(0868)72－6367	衛星回線 717-033-101-6422-200
国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所　道路管理第１課			TEL(0857)29－1932 FAX(0857)29－1999	
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所　防災課			TEL(079)282－8211 FAX(079)284－8879	

連絡機関	電話番号（ＦＡＸ）	備　考
神戸地方気象台 平時（防災管理官室） 状況等の確認（観測予報管理官室）	TEL(078)222－8907	衛星電話 717-982-33
近畿総合通信局陸上第一課	TEL(06)6942－8555	
近畿総合通信局防災対策推進室	TEL(06)6942－8504 FAX(06)6942－1849	夜間 090-8889-0807

■ 指定公共機関・指定地方公共機関等連絡先一覧表

（マ 2）

No	会社名		電話番号	ＦＡＸ	備　考
1	関西電力送配電株式会社姫路本部統括グループ		0800-777-3081	079-227-0615	
2	ＮＴＴ西日本株式会社 兵庫支店設備部災害対策室		078-393-9440	078-326-7363	
3	株式会社ＮＴＴドコモ （株式会社ドコモＣＳ関西姫路支店）		079-285-0182	079-283-0170	代表 079-285-0355
4	日本郵便株式会社佐用郵便局		0790-82-2330	0790-82-0474	
5	日本赤十字社兵庫県支部		078-241-9889	078-241-6990	
6	西日本旅客鉄道株式会社姫路駅姫新線線区		079-281-7015	079-224-2169	
7	智頭急行株式会社運輸部		0858-75-2595	0858-75-2596	夜間 **********
8	株式会社ウイング神姫本社		0790-65-9171	0790-65-9172	
9	西日本高速道路株式会社	関西支社福崎高速道路事務所	0790-22-4903	0790-22-4918	
		中国支社津山高速道路事務所	0868-26-2181	0868-26-6923	
		佐用料金所	0790-82-3914		
10	社団法人兵庫県トラック協会		078-882-5556		

■ 報道機関連絡先一覧表

（マ 37）

会社名	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
神戸新聞宍粟・佐用支局	0790-62-0775	0790-62-9800	
神戸新聞姫路本社	079-281-1125	079-281-9277	
朝日新聞姫路支局	079-223-0434	079-224-0032	
産経新聞神戸総局	078-351-1771	078-361-3001	
読売新聞相生通信部	0791-22-0647	0791-22-2311	
読売新聞姫路支局	079-222-2431	079-222-5010	

会社名	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
毎日新聞姫路支局	079-282-1221	079-288-2330	
日本経済新聞大阪本社	06-7639-7111	06-7639-6788	
共同通信神戸支局	078-361-7922	078-361-7814	
時事通信姫路支局	079-223-3135	079-281-9195	
播磨時報	079-281-0545	079-285-0094	
ＮＨＫ姫路支局	079-225-1901	079-285-3822	
ＮＨＫ神戸放送局	********	*********	
サンテレビ社会報道部	078-360-0343	078-360-0341	
毎日放送編集部番組センター	06-6377-4268	06-6359-3571	
毎日放送編集部ラジオ報道	06-6375-7528	06-6359-3528	
朝日放送テレビ	06-6451-1104	06-6458-1241	
朝日放送ラジオ	080-8307-4056	06-6451-1000	
関西テレビ放送	06-6314-8808	06-6314-8826	
読売テレビ放送神戸支局	078-332-3256	078-332-3169	
読売テレビ放送	06-6947-2365	06-6942-7734	
ラジオ大阪	06-6577-1321	06-6577-1320	
ラジオ関西コンテンツ局	078-362-7376	078-362-7400	
ラジオ関西	078-362-7380	078-362-7403	
兵庫エフエム放送	078-322-1003	078-322-1001	

■ ライフライン・公共交通関係等連絡先一覧表

（マ 18）

No	連絡機関	電話番号	備　考
1	有限会社環力（高圧受電設備）	0790-86－0800	090-3039－6157
2	有限会社きんでん姫路支店（自家発電設備）	079-288－1111	
3	株式会社魚崎建築設計事務所（庁舎内電気設備）	079-298－0133	
4	佐用プロパンガス株式会社	0790-82－3001	
5	千種商店	0790-82－2305	
6	三光プロパンガス株式会社	0790-78－0043	
7	上月プロパンガス共販株式会社	0790-86－0034	
8	株式会社ＪＡドリーム佐用	0790-82-2525	
9	共和商事株式会社佐用営業所ホームエネルギー部	0790-82－2615	
10	株式会社アピオン（防災行政無線システム）	0858-26-7272	
11	姫路ケーブルテレビ株式会社	079-282-2111	

要配慮者利用施設

■ 老人福祉施設連絡先一覧表

（マ 14 別表 1）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用朝霧園 ・養護老人ホーム	林崎 662-8	78-8050	78-8051	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域

■ 障害者支援施設等連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）（マ 14 別表 1）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
いちょう園 ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所	佐用 1506	82-0003	82-2877	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
すまいる（いちょう園内） ・計画相談支援	佐用 1506	82-0003	82-2877	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※事務所のみ
たんぽぽ ・共同生活援助	佐用 2832-12	82-2682		浸水想定区域 土砂災害警戒区域 昼間：いちょう園
千種川リハビリテーションセンター ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所 ・自立訓練（機能訓練）	平福 780	83-2001	83-2002	山腹崩壊危険区域
千種川ナーシングホーム ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所	平福 780	83-2003	83-2001	山腹崩壊危険区域
シャイン ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所	林崎 662-10	78-1270	78-1277	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
社会福祉法人はなさきむらつぼみ ・放課後等ディサービス	円光寺 247	88-0906	78-1221	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
ふきのとう ・計画相談支援	米田 304-24	78-1350	78-1221	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※ 夜間休日は無人 ※ 事務所のみ
はなさきむら作業所 ・就労移行支援（一般型） ・就労継続支援（B 型） ・生活介護	米田 304-24	78-1350	78-1221	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※ 夜間休日は無人
なのはな ・生活介護	久崎 90-1	88-8009	同左	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※ 夜間休日は無人
グループホームコスモス ・共同生活援助	長尾 807-3	71-0788		昼間 はなさきむら作業所等
グループホームコスモス	佐用 2899-12	71-0788		浸水想定区域

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
（ひまわり） ・共同生活援助				昼間はなさきむら作業所等
グループホームコスモス （はまゆう） ・共同生活援助	長尾 849	71-0788		昼間はなさきむら作業所等
グループホームコスモス （ひなげし） ・共同生活援助	佐用 3005	71-0788		浸水想定区域 土砂災害警戒区域 昼間はなさきむら作業所等
グループホームコスモス （りんどう） ・共同生活援助	佐用 224	71-0788		浸水想定区域 昼間はなさきむら作業所等
播磨園 ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所	多賀 2268	78-0168	78-0169	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
三原ホーム ・施設入所支援 ・生活介護、短期入所	三原 335-13	79-3835	79-3836	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
地域活動支援センター あさぎり ・地域活動支援センターⅢ型	佐用 2892-8	82-2551	82-2551	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 ※ 夜間休日は無人
佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター ・居宅介護、同行援護 ・重度訪問介護	東徳久 1946	78-1212	78-1700	
朝陽ケ丘荘 ・短期入所	平福 138-1	83-2008	83-2035	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
一般社団法人小野の駅えん花園 ・就労継続支援（B 型）	口長谷 506-1	71-0434	71-0434	
南光園 ・救護施設	西下野 880	77-0236	77-0715	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域

■ 児童福祉施設連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）（マ 14 別表 1）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用保育園	長尾 905-9	82-2946	82-0345	
利神保育園	平福 1408	83-2225	83-2225	浸水想定区域 土砂災害警戒区域
上月保育園	上月 880	86-0103	86-0103	
南光保育園	林崎 935	78-0059	78-0057	浸水想定区域

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
三日月保育園	三日月 1107	79-2221	79-3634	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山腹崩壊危険区域
佐用共立病院内託児所 「なかよし園」 ※	佐用 1111	82-2321	82-2894	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
佐用中央病院託児所 ※	佐用 3529-3	82-2154	82-2789	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
合同会社てん 親子のがっこう ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	家内 42	090-5691-9639		土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域

※ 医療機関として医療健康対策部から連絡

■ 介護保険施設連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）（マ 14 別表 1）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用中央病院 佐用リハビリステーション ・通所リハビリテーション	佐用 3529-3	82-0303	82-0302	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
浩陽園 ・短期入所療養介護 ・介護老人保健施設	佐用 3529-3	82-0321	82-2789	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
祐あいホーム上月 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・地域密着型通所介護 ・特別養護老人ホーム	福吉 721	87-0011	87-0033	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
朝陽ケ丘荘 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・特別養護老人ホーム	平福 138-1	83-2008	83-2035	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
ともいきの郷 ・通所介護	佐用 3544-1	81-3965	81-3970	浸水想定区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
佐用共立病院 ・通所リハビリテーション	佐用 1111	82-2321	82-2894	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
きねん介護医療院 ・介護医療院	佐用 1132-25	82-2323	82-2832	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
リハクラブふたば(きねん介護医療院) ・通所リハビリテーション	佐用 1132-25	82-2838	82-2832	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
やすらぎの家さよう ・小規模多機能型居宅介護	佐用 2838-2	82-3688	65-9515	浸水想定区域 土砂災害警戒区域
きずな ・小規模多機能型居宅介護	上月 571-1	86-8010	86-8020	土砂災害警戒区域
岡本医院　デイケア（なごみ） ・通所リハビリテーション	家内 42	88-1041	88-0553	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
はなみずき ・短期入所生活介護 ・特別養護老人ホーム	安川 401	78-8003	78-8005	土砂災害警戒区域
岡尾医院 ・通所リハビリテーション	米田 410-2	78-0095	78-0095	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
ほほえみ ・小規模多機能型居宅介護	米田 410-3	78-8877	78-8878	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
サテライトほほえみ ・小規模多機能型居宅介護事業所	米田 103	78-8088	78-8088	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
尾﨑病院 ・通所リハビリテーション	上三河 141-4	77-0221	77-0224	土砂災害警戒区域
古民家デイ　ひだまり ・地域密着型通所介護	西下野 777	77-0382	77-0383	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
サンホームみかづき ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・特別養護老人ホーム	志文 515	79-3145	79-3783	家屋倒壊等氾濫想定区域
サンホームみかづき愛の里・優の里 ・認知症対応型共同生活介護	志文 515	79-3145	79-3783	家屋倒壊等氾濫想定区域
佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター ・地域密着型通所介護	東徳久 1946	78-1717	78-1700	
佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター佐用 ・地域密着型通所介護	平福 138-8	83-2947	83-2920	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
ハイム・ゾンネ ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・介護老人保健施設	林崎 662-3	78-0001	78-0011	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域

■ 居宅介護支援事業者連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）

（マ 14 別表 1）事務所のみなので避難確保計画計画の策定の対象外

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用共立病院 ・居宅介護支援事業所	佐用 1111	82-0066	82-0381	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
佐用中央病院 ・居宅介護支援事業所	佐用 3529-3	82-0322	82-0324	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
朝陽ケ丘荘※ ・居宅介護支援事業所	平福 138-1	83-2008	83-2035	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
祐あいホーム上月※ ・居宅介護支援事業所	福吉 705	87-0012	87-0033	浸水想定区域
岡本医院 ・居宅介護支援事業所	家内 42	88-1041	88-0553	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
社会福祉協議会 きらめきケアセンター佐用 ・居宅介護支援事業所	平福 138-8	83-2946	83-2920	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
いこいの家 ・居宅介護事業所	上三河 105-2	77-8421	77-8420	土砂災害警戒区域
ほほえみ ・居宅介護事業所	米田 410-3	78-8880	78-8878	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
サンホームみかづき※ ・居宅介護支援事業所	志文 515	79-3315	79-3315	家屋倒壊等氾濫想定区域
はなみずき※ ・居宅介護支援事業所	安川 401	78-8003	78-8005	土砂災害警戒区域

※ 介護保険施設で連絡

■ 医療機関連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）（マ 61）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用郡医師会	佐用 2611-1 佐用町役場第３庁舎内	82-2317	82-3908	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※事務所のみ
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321	82-2894	土砂災害警戒区域・山腹崩落危険区域

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-2154	82-2789	浸水想定区域・土砂災害警戒区域 山腹崩落危険区域
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221	77-0224	土砂災害警戒区域
花房内科クリニック	長尾 768	82-2801	82-3355	
岡本医院	家内 42	88-0605	88-0553	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
長田クリニック	久崎 48	88-1111	88-0881	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
さかいクリニック	林崎 644-1	78-8833	78-8831	浸水想定区域
岡尾医院	米田 410-2	78-0034	78-0095	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
尾崎内科医院	上三河 145-1	77-0447	77-0448	土砂災害警戒区域
織田医院	三日月 280-1	79-2206	79-3666	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
あづみ歯科医院	佐用 132-1	82-0202		
小林歯科クリニック	佐用 507-1	82-4618		
池田デンタルクリニック	上月 577	86-0080		浸水想定区域 土砂災害警戒区域
小笹歯科医院	三日月 1114-2	79-3377		土砂災害警戒区域

※青色着色については、避難確保計画の作成・訓練の実施の必要あり。

※着色外箇所についても、想定外に備え避難確保計画の作成及び訓練の実施に努める。

■ 教育施設連絡先一覧表

（下線のある施設は、浸水想定区域等なし）（マ 26）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	浸水想定区域等
佐用中学校	本位田乙 104 番地 5	82-2102	82-3806	土砂災害警戒区域
佐用小学校	佐用 287 番地	82-2824	82-2825	
上月中学校	上月 901 番地	86-0027	86-1172	家屋倒壊等氾濫想定区域
上月小学校	上月 861 番地	86-0029	86-1286	
上津中学校	下徳久 1357 番地	78-0018	78-1645	土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険区域
南光小学校	西徳久 1112 番地 1	78-0038	78-1333	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山腹崩壊危険区域
三日月中学校	乃井野 1700 番地	79-2013	79-3693	土砂災害警戒区域（校舎）
三日月小学校	乃井野 1548 番地	79-2021	79-3591	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
マリア幼稚園	佐用 2847 番地	82-2147	82-2747	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
佐用高等学校	佐用 260 番地	82-2434	82-2719	

※青色着色については、避難確保計画の作成・訓練の実施の必要あり。

※着色外箇所についても、想定外に備え避難確保計画の作成及び訓練の実施に努める。

2　災害対応事事業者一覧表（建設農林対策部関係）

（マ 49）

事　業　者　名		住　所	電　話	ＦＡＸ	備　考
佐用	山口総建株式会社	佐用 328	82-2907	82-2906	
	ミノ建設	佐用 435-1	82-3512	82-3512	
	株式会社Ｋシステム	佐用 858-2	81-3838	81-3888	
	丸福建設	佐用 937-4	82-4137	82-4137	
	株式会社横山基礎工事	真盛 385-2	82-2215	82-0209	
	有限会社深口建設	真盛 130-2	82-0210	82-0215	
	株式会社飛鳥土木	長尾 38-1	82-2670	82-0267	
	坂野建設株式会社	長尾 313	82-2751	82-2752	
	株式会社光土木	長尾 898	82-0176	82-2333	
	有限会社佐用公衆衛生社	長尾 900-5	82-2517	82-2333	
	株式会社碧木商店	佐用 2848-2	82-2455	82-2465	
	アース	本位田甲 157-1	82-0585	82-0586	
	兵岡建設株式会社	本位田甲 262-1	82-3856	82-0228	
	株式会社テクノ・ハリマ	円応寺 160-6	82-2939	82-3307	
	船曳土木興業株式会社	円応寺 494-18	82-2938	82-3307	
	有限会社前川建設	口長谷 887	83-2006	83-2030	
	尾崎工務店	口金近 202	82-2922	82-0726	
	株式会社菅井組	豊福 1411	84-0018	84-0763	
	上野組	大畠 408	84-0159	84-0159	
上月	株式会社山口組	本郷 827-1	87-0034	87-0738	
	有限会社開星興業	才金 641-5	87-8880	87-8877	
	株式会社大伸工業	金屋 561-7	87-0436	87-0553	
	廣田建設興業株式会社	久崎 834-1	88-0255	88-0255	
	株式会社宮本技建	櫛田 726	88-0385	88-1185	
	有限会社飛龍建設興業	櫛田 726	88-1084	88-1084	
	株式会社上野組	櫛田 2073-1	88-0024	88-1015	
	有限会社ＹＯＵコーポレーション	力万 603-11	86-1771	86-1771	
	株式会社アドバンス	円光寺 51-1	88-1415	88-1416	
	株式会社マサル建設	小赤松 512-2	88-1080	88-1080	
	梶原建設株式会社	西新宿 556	88-0776	88-0776	
	株式会社岩本建設	大酒 558	88-0876	71-0536	
	有限会社岩徳建設興業	大酒 558	88-0518	88-1065	
	株式会社協立道路サービス	上月 289	86-1130	86-1130	
	有限会社朝日建設	久崎 709	88-0313	71-0536	

事業者名		住所	電話	FAX	備考
南光	株式会社森崎組	安川 217	78-0056	78-1053	
	株式会社ユーテック	安川 205-1	78-1080	78-1080	
	有限会社フジモト	小山 82	78-0587	78-1678	
	株式会社南光建設	下徳久 1161	78-0113	78-0258	
	有限会社佐用環境整備	下徳久 1064-2	78-1666	78-1667	
	福島組	平松 276-2	78-0797	78-0797	
	有限会社安東建設	西下野 200-2	77-0138	77-0257	
	株式会社西日本技研	東徳久 751	78-0068	78-0068	
三日月	株式会社末広建設	三日月 702-6	79-2256	79-2256	
	播西建設有限会社	三日月 944-1	79-2650	79-2696	
	株式会社新光建設	三日月 1712	79-2890	79-2185	
	株式会社西原土木	上本郷 1092	79-2260	79-3930	
	有限会社文建設	春哉 519-1	79-3608	79-3608	
	株式会社古川組	乃井野 1569-1	79-2044	79-3044	
	株式会社コウト	上本郷 1093	71-0732	79-3930	

3　災害対応事業者一覧表（上下水道対策部関係）

（マ 43）

■ 上水道関係

番号	名　　称	電話番号	携帯電話番号	FAX 番号
地元事業者（町指定給水装置工事業者）				
1	株式会社福元水道設備	82-2423		82-2408
2	浅霧水道設備	86-0604		86-1128
3	坂井設備工業	86-0156		86-0308
4	上月プロパンガス共販株式会社	86-0034		86-0895
5	小原ポンプ	82-3008		82-4346
6	佐用プロパンガス株式会社	82-3001		82-3720
7	山内工業	78-0578		78-1030
8	有限会社鎌井設備工業	78-0482		78-0542
9	有限会社オーシャン建設	79-8400		79-8400
水道施設設備事業者				
１０	日本ﾒﾝﾃﾅｽｴﾝｼﾞﾆﾔﾘﾝｸﾞ株式会社	88-1378		
１１	三栄電機株式会社株式会社	072-962-5669		072-964-0215
１２	小西技研工業株式会社	079-229-9037		
１３	株式会社日立ﾊｲﾃｸﾌｨｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	0792-84-7862		
１４	ｵﾙｶﾞﾉﾌﾟﾗﾝﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社	06-6190-6021		
１５	前澤工業株式会社	06-4807-3302		
１６	株式会社エネゲート	06-6458-7936		
薬剤納入事業者等				
１７	有限会社ニチエー	79-3818		
１８	神鋼環境メンテナンス株式会社	078-232-8224		
１９	クボタ環境サービス株式会社	06-6470-5921		
資材購入				
２０	安田株式会社	079-274-5555		
２１	株式会社北川鉄工所	0749-22-2932		
警備会社				
２２	大鵬警備	88-0507		
２３	佐用警備	78-0299		
２４	ウイング佐用	82-3820		
ＯＢ				
２５				
２６				
２７				
２８				
２９				

■ 下水道関係

番号	名　　称	担当者等	電話番号	FAX 番号	備考
1	兵庫県土木部上下水道課		078-362-3557	078-362-4282	下水道
2	地方共同法人日本下水道事業団（近畿・中国総合事務所）		06-4977-2504	06-4977-2523	下水道（電気設備）
3	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター		078-367-1230	078-367-1232	下水道（電気設備）
4	光都土地改良センター農村計画課		0791-58-2214	0791-58-2324	農集排
5	兵庫県土地改良事業団体連合会		078-341-0689	078-341-0787	農集排
6	兵庫県環境管理部環境整備課		078-362-3279	078-362-4189	コミプラ合併浄化槽
7	有限会社佐用公衆衛生社	矢内	82-2517	82-2333	下水道・農集排・コミプラ・合併浄化槽
8	佐用浄化センター	公衆衛生社	82-4427	－	下水道
9	上月浄化センター	公衆衛生社	86-1320	－	下水道
10	久崎浄化センター	公衆衛生社	88-1801	－	下水道
11	本位田マンホールポンプ場・汚水貯留槽	公衆衛生社	82-4631	－	下水道
12	水谷マンホールポンプ場・汚水貯留槽	公衆衛生社	82-0237	－	下水道
13	中ノ原クリーンセンター	公衆衛生社	85-0541	－	農集排
14	早瀬浄化センター	公衆衛生社	－	－	農集排
15	西大畠浄化センター	公衆衛生社	－	－	農集排
16	福吉浄化センター	公衆衛生社	86-1171	－	コミプラ
17	力万浄化センター	公衆衛生社	－	－	コミプラ
18	有限会社佐用環境整備	森崎	78-1666	0790-78-1667	下水道・農集排・合併浄化槽
19	南光浄化センター	環境整備	78-1159	－	下水道
20	三日月浄化センター	環境整備	79-2205	－	下水道
21	櫛田浄化センター	環境整備	－	－	農集排
22	小赤松浄化センター	環境整備	－	－	農集排
23	林崎地区・農業集落排水処理施設	環境整備	78-1680	－	農集排
24	漆野クリーンセンター	環境整備	77-0626	－	農集排
25	三河浄化センター	環境整備	77-0370	－	農集排
26	株式会社兵庫分析センター	中塚	079-236-9446	079-230-0220	水質検査（全施設）
27	一般社団法人兵庫県水質保全センター業務部検査課	梅本	078-306-6021	078-306-6038	水質検査（合併浄化槽）

4　佐用町防災情報（災害対策本部関係）

【初動期・速報用】（マ 15 様式 1）　　月　　日　　時　　分現在

■ 災害体制

災害体制	職員配備	配備時間	廃止時間
連絡員待機	連絡員配備	時　　分	時　　分
コアメンバー招集		時　　分	時　　分
警戒準備体制	全課長配備	時　　分	時　　分
警戒体制	1 号配備	時　　分	時　　分
災害警戒本部設置	2 号配備	時　　分	時　　分
災害対策本部設置	3 号配備	時　　分	時　　分

■避難指示等の発表・発令情報

情 報 名	発表・発令時刻	対象地域、集落等	対象世帯数	対象人数
【警戒レベル３】高齢者等避難	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			
【警戒レベル４】避 難 指 示	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			
【警戒レベル５】緊急安全確保	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			
	時　　分			

■ 警戒区域の設定

■ 県・気象台等の今後の気象予測等

今後の降雨予測（神戸地方気象台確認）　1 時間降雨予測（　　ミリ）

■ 避難所の開設

佐 用 地 域	
上 月 地 域	
南 光 地 域	
三日月地域	

５　気象予報・警報及び河川情報（災害対策本部関係）

【初動期・速報用】（マ 15 様式 2）

■ 河川の水位（　　月　　日　　時　　分現在）

河川名	氾　濫 注意水位	避難判断 水　位	現　在	1 時間後	2 時間後	3 時間後
千種川久崎	3.60m	4.60m				
佐用川佐用	2.80m	3.00m				
志文川三日月	1.60m	1.80m				
千種川上三河	3.10m	※3.70m				
佐用川円光寺	3.00m	※3.70m				
志文川米田	※1.80m					

※ 千種川上三河、佐用川円光寺、志文川米田については、氾濫注意水位・避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

■ 雨量状況（　　月　　日　　時　　分現在）

地　　域	1 時間雨量	累加雨量
三　　河		
佐　　用		
上 石 井		
円 光 寺		

■ 注意報（　　）発表状況

□ 発表中（　　時　　分）□ 未発表

■ 警　報（　　）発表状況

□ 発表中（　　時　　分）□ 未発表

■ 大雨警報（土砂災害）発表状況

□ 発表中（　　時　　分）□ 未発表

■ 土砂災害警戒情報発令状況

□発表中（　　時　　分）□ 未発表

■特別警報発表状況　種別（　　）

□ 発表中（　　時　　分）□ 未発表

■ 県・他市町への応援要請　　□ 要請する　□ 要請しない

派遣要請の内容	

■ 自衛隊派遣要請　　□ 要請する　□ 要請しない

派遣要請の内容	

■ そ　の　他（人的被害、施設の状況等）

6　住民等からの要請及び被害基準（全対策部共通）

情報区分（マ 13-別表 1）		情報の内容	判定基準
水防活動要請		土のう及び砕石の要請	B※
		ビニールシートの要請	B※
救助・救出要請		住民等から救助・救出の要請があった場合	A
孤立情報		住民等から孤立している情報があった場合	A
安否確認		住民等から人の安否確認があった場合	B※
避難情報		住民等から屋根の上、電柱等危険な場所への避難情報	A
		住民等から避難所、集会所等への安全な場所への避難情報	C
		住民等から安否確認者等の避難確認ができた情報	C※
人的被害	死者	災害が原因で死亡し、死体を確認した場合	A
	行方不明者	災害が原因で行方不明となり、死亡の疑いのある場合	A
	負傷者	災害が原因で負傷者がでた場合（重症）	A
		災害が原因で負傷者がでた場合（軽症）	B
住家被害	全壊	住家が倒壊、流出、埋没	A
	半壊	住家の一部を損失	A
	床上浸水	住家の床より上に浸水	A
	床下浸水	住家の床より下に浸水	B※
河川	破堤	堤防が切れること	A
	越水	破堤はしていないが、水が堤防を越え堤内に流れ込む	A
	越水の危険	あと少しで越水する可能性がある場合	A
道路交通	損壊	道路の全部又は一部の破損	A
	冠水	道路が水をかぶり支障を来たす場合	A
	道路封鎖	通行止め等	A
土砂災害	土砂災害発生	地すべり、土石流等の土砂災害の発生	A
	前兆現象	山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等	A
	〃	渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、道路等にクラック等	A
	〃	湧き水、地下水が濁り始めた、水量の変化等	B※
公共交通機関の状況		ＪＲ西日本、智頭急行、ウイング神姫、ＮＥＸＣＯ西日本等	B※
ライフラインの状況		電気、電話、ケーブルテレビ、水道、下水道等の状況	B※
公共施設の状況		学校、保育園、集会所等の状況	B※
田畑の状況		田畑の被害状況	C※
その他		上記以外の状況	C※

※ A 緊急情報、B 重要情報、C 注意情報

※（B※）及び（C※）は内容により A 緊急情報となる場合もある。

7　住民等からの災害情報受信表（全対策部共通）

（マ 13-様式 1-1）　緊急度	A	B	C

受　信　日　時	年　月　日（午前・午後）　時　分			
受　信　者	対策部　班（　）			
相手方	自治会名等			
	通　報　者		連　絡　先	

情報区分	内容・要望事項	情報区分	内容・要望事項
水防活動要請 □ビニールシートの要請 □土のうの要請 □砕石の要請 □その他の要請		要請等 □救助・救出要請 □孤立情報 □人の安否確認 □安否確認者等の避難確認	
避難情報 □危険な場所への避難 □安全な場所への避難		人的被害 □死亡情報 □行方不明者情報 □負傷者情報（重症） □負傷者情報（軽症）	
住家被害 □全壊 □半壊 □床上浸水 □床下浸水		河川情報 □破堤 □越水 □越水の危険	
道路情報 □損壊 □冠水 □道路封鎖（通行止め）		土砂災害 □土砂災害発生（土石流等） □前兆現象（山鳴り等） □前兆現象（道路等にｸﾗｯｸ） □前兆現象（湧き水等）	
公共交通機関の状況 □ＪＲ西日本 □智頭急行、 □ウイング神姫、 □ＮＥＸＣＯ西日本等		ライフライン状況 □電気 □電話、 □ケーブルテレビ □水道 □下水道	
公共施設等の状況 □学校 □保育園 □集会所等の状況 □その他		その他の状況 □田畑の状況 □その他	

対応内容		対応状況	処理済
			未処理

送　付　日　時	年　月　日　時　分		
発　信　者	対策部　班（　）	データ入力確認	済・未済
発信先対策部	対策部　班（　）		

本部会議	統括部 本部班	統括部 情報分析班	総務対策部 総務情報班	対策部 班	対策部 班
済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済

※ 各対策部は可能な限り地図等を添付する。

住民等からの災害情報受信表（全対策部共通）

（マ 13-様式 1-2）

			緊急度	A・B・C
受　信　日　時			受信対策部・受信者	
年　月　日（午前・午後）　時　分			対策部　　班（　　）	
相手方	自治会名等			
	通　報　者		連　絡　先	
■ 被害状況				
連　絡　内　容 ※ 関係するものに○	水防関係・道路情報・河川情報・被害・避難・その他			
災害発生場所				
発　生　日　時	時　　分	覚　知　日　時	時　　分	
内　　容：				
※ 覚知日時とは災害発生を発見した日時のこと				
関係機関への連絡の有無	対策部　　班・警察・消防組合・消防団 自治会長・その他（　　）		□済 □未済	
■ 処理事項				
連　絡　先	□　対策部　　班（　　）に連絡 □ その他（　　）に連絡	連絡日時	時 分	
処　理　内　容:				
■ 対応指示				
指　示　時　刻	時　　分	指　示　者		
依　頼　事　項：				
■ 対応状況				
対応対策部等	対策部　　班 その他（　　）	対 応 担 当 者		
対応開始時刻	月　日　時　分	対応終了時刻	月　日　時　分	
対　応　状　況：				

本部会議	統　括　部 本　部　班	統　括　部 情報分析班	総務対策部 総務情報班	対策部 班	対策部 班
済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済

※ 各対策部は可能な限り地図等を添付する。

８　自治会等活動状況表（各地域対策班・総務対策部関係）

【初動期～復旧期】（マ 15-様式 25）　　年　　月　　日　　時　　分現在

自治会名	活　動　内　容
	災害時（時系列に記載） 翌日以降
	災害時（時系列に記載） 翌日以降
	災害時（時系列に記載） 翌日以降
	災害時（時系列に記載） 翌日以降
	災害時（時系列に記載） 翌日以降

9　一時避難所の状況表（各地域対策班・総務対策部関係）

【初動期～復旧期】（マ 15-様式 9）

■ 一時避難所（集会所等）の状況　　月　日　時　分現在

一時避難所名	開設時間（解除時間）	避難者数（世帯数）	人的被害	施設被害	備考欄（氏名等）
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			
	時　分 （　時　分）	人 （　世帯）			

10　被害状況等一覧表（総務対策部関係）

【応急期・復旧期】（マ 15-様式 28）

＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分現在

項　　目	内　　容
人的被害状況	死亡者＿＿＿、行方不明者＿＿＿ 重傷者＿＿＿、軽傷者＿＿＿
公用車の被害状況	被害台数等　　廃車＿＿＿、修理＿＿＿ 新車購入＿＿＿、寄贈＿＿＿
派遣・応援・支援要請の動員計画	派遣・応援・志援要請数＿＿＿＿、受入数＿＿＿＿ （県　　、他市町　　） 要請内容（　　）
義援金等	支給日＿＿＿＿＿、件数＿＿＿ 金額 全壊＿＿＿、半壊＿＿＿、床上浸水＿＿＿
兵庫県義援金	支給日＿＿＿＿＿、件数＿＿＿ 金額 全壊＿＿＿、半壊＿＿＿、床上浸水＿＿＿
兵庫県援護金	支給日＿＿＿＿＿、件数＿＿＿ 金額 全壊＿＿＿、半壊＿＿＿、床上浸水＿＿＿
高速道路免除申請証明書の発行	発行日＿＿＿＿、件数＿＿＿
災害相談	災害相談日＿＿＿＿、災害件数＿＿＿＿
警察等との連携による警備	警備依頼日＿＿＿＿＿ 警備日　　年　　月　　日～　　月　　日
家屋の被害状況調査	調査件数＿＿＿ 追加調査＿＿＿ 再調査＿＿＿
罹災証明書発行	発行件数 全壊＿＿＿、大規模半壊＿＿＿、中規模半壊＿＿＿、 半壊＿＿＿、準半壊＿＿＿、床上＿＿＿、床下＿＿＿
罹災届出証明書発行	発行件数＿＿＿
住家被害状況	全　壊＿＿棟＿＿世帯＿＿人・半　壊＿＿棟＿＿世帯＿＿人 床上浸水＿＿棟＿＿世帯＿＿人・床下浸水＿＿棟＿＿世帯＿＿人 一部損壊＿＿棟＿＿世帯＿＿人
租税減免	
国・県に対する要望に関すること	国・県に対する要望に関すること

11　社会福祉施設等からの要請及び被害基準

（医療健康対策部関係）（マ 14-別表 2）

情報区分		情報の内容	判定基準
水防活動要請		土のう及び砕石の要請	B※
		ビニールシートの要請	B※
救助・救出要請		施設等から救助・救出の要請があった場合	A
孤立情報		施設等から孤立している情報があった場合	A
安否確認		施設等から人の安否確認があった場合	B※
避難情報		施設等から屋根の上、電柱等危険な場所への避難情報	A
		施設等から避難所、集会所等への安全な場所への避難情報	C
		施設等から安否確認者等の避難確認ができた情報	C※
人的被害	死者	災害が原因で死亡し、死体を確認した場合	A
	行方不明者	災害が原因で行方不明となり、死亡の疑いのある場合	A
	負傷者	災害が原因で負傷者がでた場合（重症）	A
		災害が原因で負傷者がでた場合（軽症）	B
施設被害	全壊	施設が倒壊、流出、埋没	A
	半壊	施設の一部を損失	A
	床上浸水	施設の床より上に浸水	A
	床下浸水	施設の床より下に浸水	B※
河川	破堤	堤防が切れること	A
	越水	破堤はしていないが、水が堤防を越え堤内に流れ込む	A
	越水の危険	あと少しで越水する可能性がある場合	A
道路交通	損壊	道路の全部又は一部の破損	A
	冠水	道路が水をかぶり支障を来たす場合	A
	道路封鎖	通行止め等	A
土砂災害	土砂災害発生	地すべり、土石流等の土砂災害の発生	A
	前兆現象	山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等	A
	〃	渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、道路等にクラック等	A
	〃	湧き水、地下水が濁り始めた、水量の変化等	B※
公共交通機関の状況		ＪＲ西日本、智頭急行、ウイング神姫、ＮＥＸＣＯ西日本等	B※
ライフラインの状況		電気、電話、ケーブルテレビ、水道、下水道等の状況	B※
公共施設の状況		学校、保育園、集会所等の状況	B※
田畑の状況		田畑の被害状況	C※
その他		上記以外の状況	C※

※ A 緊急情報、B 重要情報、C 注意情報

※（B※）及び（C※）は内容により、A 緊急情報となる場合もある。

12　社会福祉施設等の災害情報受信表（医療健康対策部関係）

（マ 14-別紙 1-1）

緊急度	A	B	C

受信日時	年　月　日（午前・午後）　時　分			
受信者	対策部　班（　）			
相手方	自治会名等			
	通報者		連絡先	

情報区分	内容・要望事項	情報区分	内容・要望事項
水防活動要請 □ビニールシートの要請 □土のうの要請 □砕石の要請 □その他の要請		要請等 □救助・救出要請 □孤立情報 □人の安否確認 □安否確認者等の避難確認	
避難情報 □危険な場所への避難 □安全な場所への避難		人的被害 □死亡情報 □行方不明者情報 □負傷者情報（重症） □負傷者情報（軽症）	
施設被害 □全壊 □半壊 □床上浸水 □床下浸水		河川情報 □破堤 □越水 □越水の危険	
道路情報 □損壊 □冠水 □道路封鎖（通行止め）		土砂災害 □土砂災害発生（土石流等） □前兆現象（山鳴り等） □前兆現象（道路等にｸﾗｯｸ） □前兆現象（湧き水等）	
公共交通機関の状況 □ＪＲ西日本 □智頭急行、 □ウイング神姫、 □ＮＥＸＣＯ西日本等		ライフライン状況 □電気 □電話、 □ケーブルテレビ □水道 □下水道	
社会福祉施設の状況 □老人福祉施設 □障害者支援施設 □児童福祉施設 □医療機関 □介護保険施設 □居宅介護支援事業者 □その他		その他の状況 □田畑の状況 □その他	

対応内容		対応状況	処理済
			未処理

送付日時	年　月　日　時　分		
発信者	対策部　班（　）	データ入力確認	済・未済
発信先対策部	対策部　班（　）		

本部会議	統括部 本部班	統括部 情報分析班	総務対策部 総務情報班	対策部 班	対策部 班
済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済

※ 各対策部は可能な限り地図等を添付する。

社会福祉施設等の災害情報受信表（医療健康対策部関係）
（マ 14-別紙 1-2）

緊急度	A・B・C

受　信　日　時	受信対策部・受信者
年　月　日（午前・午後）時　分	対策部　　班（　　）

相手方	自治会名等			
	通　報　者		連　絡　先	

■ 被害状況

連絡内容 ※ 関係するものに○	水防関係・道路情報・河川情報・被害・避難・その他

災害発生場所			
発　生　日　時	時　　分	覚　知　日　時	時　　分

内　　容：

※ 覚知日時とは災害発生を発見した日時のこと

関係機関への連絡の有無	対策部　　班・警察・消防組合・消防団 自治会長･その他（　　）	□済 □未済

■ 処理事項

連　絡　先	□　対策部　　班（　　）に連絡 □ その他（　　）に連絡	連絡日時	時 分

処 理 内 容:

■ 対応指示

指 示 時 刻	時　　分	指　示　者	

依 頼 事 項：

■ 対応状況

対応対策部等	対策部　　班 その他（　　）	対 応 担 当 者	
対応開始時刻	月　日　時　分	対応終了時刻	月　日　時　分

対 応 状 況：

本部会議	統　括　部 本　部　班	統　括部 情報分析班	総務対策部 総務情報班	対策部 班	対策部 班
済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済	済・未済

※ 各対策部は可能な限り地図等を添付する。

13　被害状況表（現地機関関係）

【初動期～復旧期】（マ 15 様式 16）　　年　　月　　日　　時　　分現在

施設名	人的被害	施設等被害	その他
佐用保育園			
利神保育園			
上月保育園			
南光保育園			
三日月保育園			
文化情報センター			
クリーンセンター			
佐用朝霧園			
子育て支援センター			
笹ヶ丘荘			
南光自然観察村			
町営住宅			
天文台公園			
観光施設			
商工事業者関係機関			

14　指定避難所等状況表（教育対策部関係）

【初動期～復旧期】（マ 15 様式 8-1）

■ 指定避難所等の状況　　月　　日　　時現在

避難所名	開設時間	避難者数		人的被害	施設被害	備考欄
		世帯数	人　数			
佐用小	時　　分					
利神体育館	時　　分					
江川体育館	時　　分					
幕山体育館	時　　分					
上月小	時　　分					
久崎体育館	時　　分					
中安体育館	時　　分					
南光小	時　　分					
三河体育館	時　　分					
三日月中学校	時　　分					
佐用中学校	時　　分					
上月中学校	時　　分					
上津中学校	時　　分					
三日月小学校	時　　分					

15　各小中学校等状況表（教育対策部関係）

（マ 15 様式 8-2）

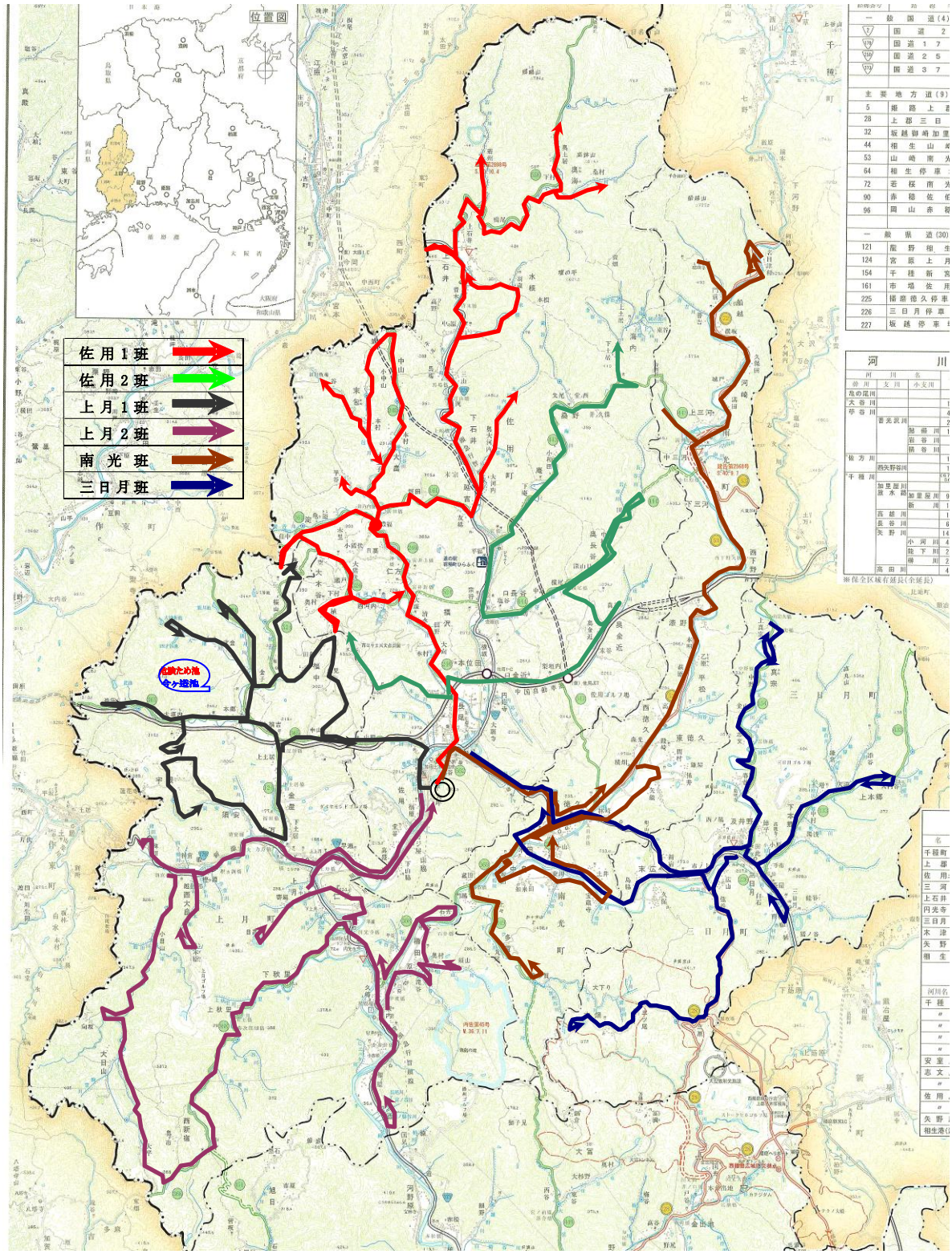
■ 各小中学校の児童、生徒等の状況　　年　　月　　日　　時　　分現在

小中学校名	人的被害	施設被害	避難状況	備考欄
佐　用　小				
上　月　小				
南　光　小				
三日月小学校				
佐用中学校				
上月中学校				
上津中学校				
三日月中学校				

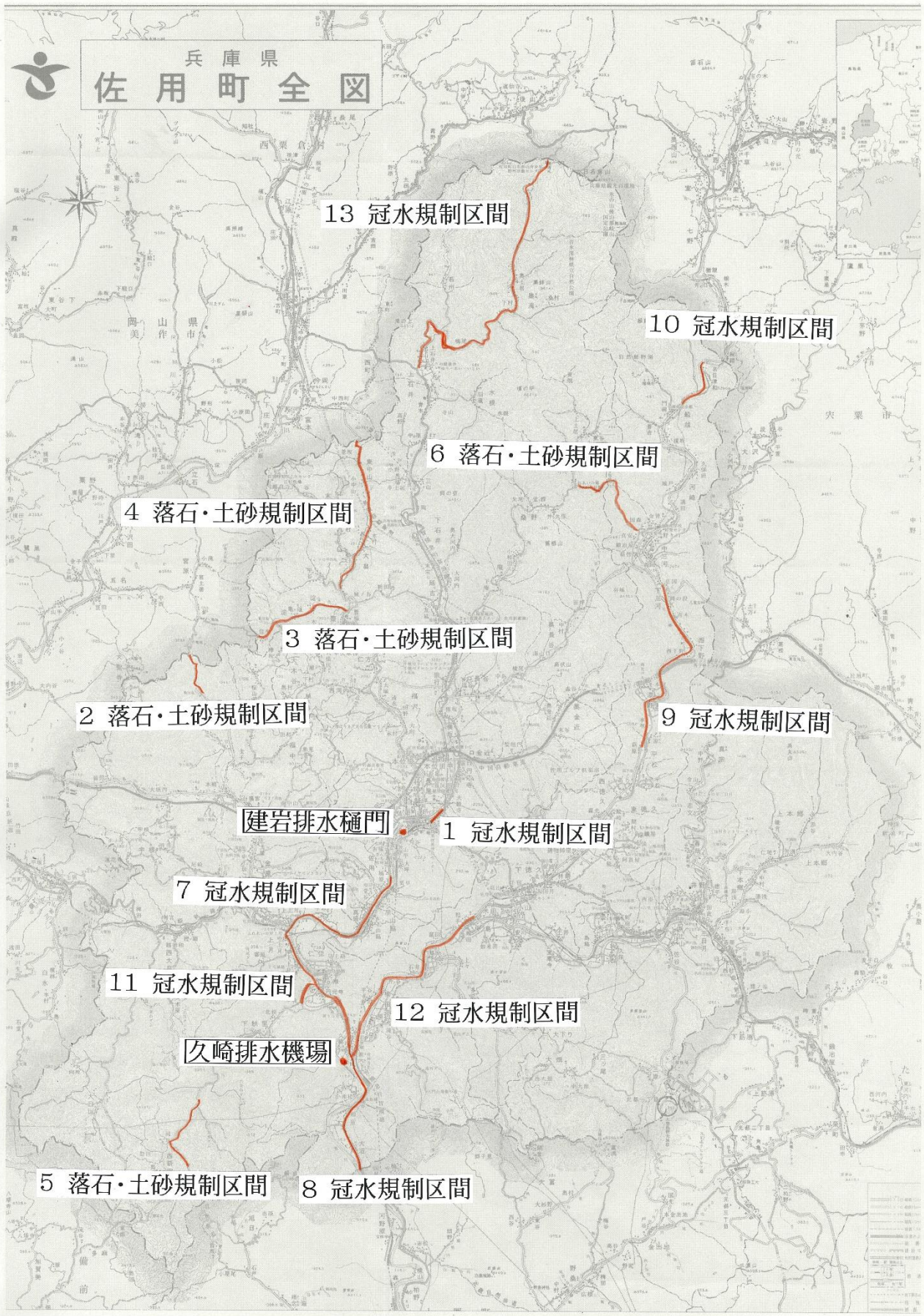
■ その他施設の状況

施　設　名	人的被害	施設被害	避難状況	備考欄
給食センター				

16　パトロール巡回経路・危険ため池図
（建設農林対策部）（マ 16 別図 1）



17　異常気象時の通行規制・排水機場・水門図
（建設農林対策部）（マ 16 別図 2）



18　道路等の状況表（建設農林対策部関係）

【初動期～復旧期】（マ 16 様式 1-1）

月　　日　　時　　分現在

<table>
<tr><th colspan="2">種　　別</th><th colspan="3">状況（場所、概要等）</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">道路・橋梁被害（箇所）</td><td colspan="3">道路被害：損壊（　　）・冠水（　　）
うち通行不能（　　）
橋梁被害：</td></tr>
<tr><td colspan="3">特記事項：</td></tr>
<tr><td rowspan="4">パトロールによる道路状況

土砂災害状況
※ がけ崩れ･砂崩れ･地滑り･土石流の箇所、状況等</td><td>佐用地域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>上月地域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>南光地域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>三日月地域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">道路情報伝達対応連絡会による道路状況</td><td>国　県　道</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>町　　道</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>中国自動車道</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>播磨自動車道</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>鳥取自動車道</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">災害応急対応</td><td rowspan="6">交通規制（通行止め等）</td><td>路線名･箇所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>理　　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">規制状況</td><td>区　分</td><td colspan="2">全線　　km　・　一部　　km</td></tr>
<tr><td>開　始</td><td colspan="2">日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>解　除</td><td colspan="2">日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>迂回路</td><td colspan="2">有・無（有の場合下記に詳細に記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>迂回路への誘導に関する消防団等への依頼</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応急工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">排水対策</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">交通の確保対策</td><td>応急復旧工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>迂回路の設定</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※ 被害情報項目についてはあくまで一例であり、項目・内容はこの様式にこだわらず随時必要な情報を追加すること

※ 交通規制が多数ある場合、次の様式で報告

道路等の状況表（建設農林対策部関係）【初動期～復旧期】

（マ 16 様式 1-2）　　月　日　時　分現在

種別	状況（場所、概要等）		
交通規制（通行止め等）	路線名・箇所名		
	理由		
	規制状況	区分	全線　km・一部　km
		開始	日　時　分
		解除	日　時　分
		迂回路	有・無（有の場合下記に詳細に記載）
	対応状況		
交通規制（通行止め等）	路線名・箇所名		
	理由		
	規制状況	区分	全線　km・一部　km
		開始	日　時　分
		解除	日　時　分
		迂回路	有・無（有の場合下記に詳細に記載）
	対応状況		
交通規制（通行止め等）	路線名・箇所名		
	理由		
	規制状況	区分	全線　km・一部　km
		開始	日　時　分
		解除	日　時　分
		迂回路	有・無（有の場合下記に詳細に記載）
	対応状況		
交通規制（通行止め等）	路線名・箇所名		
	理由		
	規制状況	区分	全線　km・一部　km
		開始	日　時　分
		解除	日　時　分
		迂回路	有・無（有の場合下記に詳細に記載）
	対応状況		
その他			

※ 被害情報項目についてはあくまで一例であり、項目・内容はこの様式にこだわらず随時必要な情報を追加すること

19　被害状況・応急対策報告書（建設農林対策部関係）【初動期】
（マ 16 様式 2）

報告時間：　　月　　日　　時　　分、報告者

現場確認時間等	現場担当職員	情報提供者（あれば記載）
／　AM・PM　：		

被害場所	自治会名	自治会	
	町道・県道	線　　付近	
	農道・山道	付近	
	河　川	川　　付近	
	民　家	宅	
	田　畑		
	その他		
被害内容	土砂崩れ	L=　m　cm、H=　m　cm	
	護岸崩壊	L=　m　cm、H=　m　cm	
	落　石	箇所　　個	
	倒　木	本、L=　m　cm	
	暗渠つまり	L=　m　cm、H＝　m　cm、W=　m　cm	
	浸水（溢水・冠水・決壊等）	浸水深　m　cm	
	その他		
詳細内容			
現場での対応	交通規制（通行止め等）	理　由	
		開始終了時間	日　時　分～　日　時　分
		区分等	全面・片側、　箇所、　km
		バリケード設置	箇所　　個
		コーン設置	箇所　　個
		看板設置	狭小・段差・その他（　　）　枚
		迂回路の有無	有・無
		迂回路の状況	
		その他	
	応急工事		
	避難誘導	～　　、　人	
	その他		
備考			

20　災害状況表（上下水道対策部関係）【初動期～復旧期】

（マ 17 様式 1）

____年____月____日____時____分現在

項　　目	日　　時	状　　況
被害状況（人的、施設）	月　日　時　分	
災害応急対応	月　日　時　分	
排水対策	月　日　時　分	
兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づく他市町への応援・支援要請	月　日　時　分	
そ　の　他	月　日　時　分	

21　消防団活動状況表【初動期～復旧期】

（　　地域、　　分団）（マ 51 様式 2）

____年____月____日____時____分現在

消防団の出動	出動要請　月　日　時　分 出動時間　月　日　時　分	消防団の解散	解散要請　月　日　時　分 解散時間　月　日　時　分

項　　目	日　　時	場所等	活動内容	状　況　等　（出動人員含む） ※ 全分団の出動人員は別様式で報告
警戒活動	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
水防活動	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
避難誘導	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
救出救助活動	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
被害状況等	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
広報活動状況	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			
	日　時　分～　日　時　分			

22　消防団本部速報伝達記録用紙（受信用）

（マ 51 様式 4）

<table>
<tr><td colspan="4">前
年　月　日　午　時　分　第　号
後</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信</td><td>発信取扱者</td><td>受　信</td><td>受信取扱者</td></tr>
<tr><td>佐　用
上　月
南　光
三　日　月</td><td>副団長
分団長
分団員
その他</td><td></td><td>本部団員

その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">内容（具体的に）記入</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td colspan="2">提出時間</td><td>提出者</td><td>提出先担当者サイン</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">前
午　時　分
後</td><td></td><td></td></tr>
</table>

23　消防団活動状況報告書（消防団本部関係）【応急期・復旧期】

（マ 51 様式 5）

____年____月____日____時____分現在

分　　団	内　　容
	（時系列に活動内容を記載）

24　現地機関等人的被害状況調査表

（マ 19・24・25）

災害発生年月日	現場確認者	本部への報告者及び報告時間

氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					
氏　　名		住　　所		性　　別	男・女
生年月日	年　月　日	電話番号		保護者名	
被災後の身体状況					

25　現地機関等物的被害状況調査表
（マ 19，24,25）

災害発生年月日	現場確認者	本部への報告者及び時間

	区　　分	水の浸入	ガラス破損	ドアの破損	土 石 流	備　　考
屋内		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	
		有　無	有　無	有　無	有　無	

	区　　域	異常の有無	備　　考
屋外		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	
		有　無	

（マ 13 様式 2-1）

1　住民等からの災害情報集計表・佐用地域（全対策部共通）

地区 項目	佐用地区	長谷地区	平福地区	石井地区	江川地区
水防活動要請	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
要　請　等	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
避難情報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
人的被害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
住家被害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
河川情報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
道路情報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
土砂災害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共施設等の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共交通機関の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
ライフライン状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
その他の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：

2　住民等からの災害情報集計表・上月地域（全対策部共通）

（マ 13 様式 2-2）

地区 項目	幕山地区	上月地区	久崎地区
水防活動要請	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
要　請　等	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
避 難 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
人 的 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
住 家 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
河 川 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
道 路 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
土 砂 災 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共施設等の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共交通機関の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
ライフライン状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
その他の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：

3　住民等からの災害情報集計表・南光地域（全対策部共通）

（マ 13 様式 2-3）

地区 項目	中安地区	徳久地区	三河地区
水防活動要請	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
要　請　等	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
避 難 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
人 的 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
住 家 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
河 川 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
道 路 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
土 砂 災 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共施設等の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共交通機関の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
ライフライン状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
その他の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：

4　住民等からの災害情報集計表・三日月地域（全対策部共通）

（マ 13 様式 2-4）

地区 項目	三日月東部地区	三日月中部地区	三日月西部地区
水防活動要請	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
要　請　等	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
避 難 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
人 的 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
住 家 被 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
河 川 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
道 路 情 報	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
土 砂 災 害	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共施設等の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
公共交通機関の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
ライフライン状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：
その他の状況	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：	Ａ・Ｂ・Ｃ　時間　：

5　災害関連情報一覧表（災害対策本部関係）【初動期～復旧期】

（マ 38 様式 7）　　年　　月　　日　　時　　分現在

種　別		被害状況（発生場所、被害概要、復旧見込み）
人的被害	死亡者	
	行方不明者	
	負傷者	
住家被害	全　壊	
	大規模半壊	
	半　壊	
	床上浸水	
	床下浸水	
ライフライン	電　気	
	電　話	
	ガ　ス	
	水　道	
	下　水	
	ＣＡＴＶ	
道路通行止（通行規制）	国県道	
	町　道	
	高速道	
公共交通	姫新線	
	智頭線	
公共土木施設	兵庫県	
	佐用町	
農地被害		
農産物被害		
山林被害		
町有施設被害		
町営住宅被害		
商工業被害		
病院被害		
その他（　　）		
その他（　　）		

※ 被害情報項目についてはあくまで一例であり、項目・内容はこの様式にこだわらず随時必要な情報を追加すること

6　災害関連情報一覧表（災害対策本部関係）【応急期・復旧期に追加】

（マ 38 様式 8）　　年　月　日　時　分現在

内　容	日　時　等
消毒液・消石灰の配布	月　日　時　分　配布 （詳細情報）
マスク配布	月　日　時　分　配布 （詳細情報）
給食支援	月　日　時　分　配布 （詳細情報）
無料入浴	月　日　時　分　開始 （詳細情報）
仮設トイレの設置	月　日　時　分　基　設置開始 （詳細情報）
災害ごみ収集	月　日　時　分　開始 （詳細情報）
住宅応急修理	月　日　時　分　受付開始 （詳細情報）
応急仮設住宅	月　日　時　分　受付開始 （詳細情報）
河川、道路の応急工事	月　日　時　分　調査開始 （詳細情報）
医療活動	月　日　時　分　開設 （詳細情報）
ボランティア支援	月　日　時　分　要請開始 （詳細情報）
物的支援	月　日　時　分　募集開始 （詳細情報）
義援金	月　日　時　分　募集開始 （詳細情報）
その他（　　）	

※ 被害情報項目についてはあくまで一例であり、項目・内容はこの様式にこだわらず随時必要な情報を追加すること

7　災害確定報告書（災害対策本部関係・主要項目１／２）【応急期・復旧期】
（マ 38 様式 10）

年　　月　　日　　時　　分現在

災　害　確　定　報　告　（主要項目）　　1／2	
災　害　名	
市　区　町	佐用町
所　属	佐用町役場
報　告　者	
報告日時	（西暦）　　年　　月　　日　　時　　分

【被害把握状況】
ほぼ判明　・　把握中　（調査済エリア割合）　割

【人的被害】			
・死　者	人	・行方不明	人
・重傷者（全体）	人	・軽傷者（全体）	人
・重傷者（鉄道）	人	・軽傷者（鉄道）	人
・重傷者（道路）	人		

【住家被害】			
・全　壊	棟	・床上浸水	棟
	世帯		世帯
	人		人
・半　壊	棟	・床下浸水	棟
	世帯		世帯
	人		人
・一部損壊	棟		
	世帯		
	人		

８　災害確定報告書（災害対策本部関係・主要項目２／２）【応急期・復旧期】
（マ 38 様式 11）

年　　月　　日　　時　　分現在

災　害　確　定　報　告　（主要項目）　　1／2			
【火災発生】			
・建　物	件	・危険物	件
・車　両	件	・その他	件
【焼損程度】			
・全　焼	棟	・その他	棟
	世帯		世帯
	人		人
・半　焼	棟		
	世帯		
	人		
【非住家被害】			
・公共建物(全半壊)	棟	・その他（全半壊）	棟
【避　難】			
・自主避難（実　数）	世帯	・避難所開設数（ピーク時）	箇所
	人		人
・【警戒レベル３】高齢者等避難（対象数）	世帯	・現在避難者（実数）	世帯
	人		人
・【警戒レベル４】避難指示（対象数）	世帯	・現在避難者（実数）（ピーク時）	世帯
	人		人
・【警戒レベル５】緊急安全確保（対象数）	世帯		
	人		

9　災害確定報告書（災害対策本部関係・その他項目１／１）【応急期・復旧期】
（マ 38 様式 12）

年　　月　　日　　時　　分現在

災　害　確　定　報　告　（その他項目）　　1／1			
災　害　名			
市　区　町	佐用町		
所　　属	佐用町役場		
報　告　者			
報告日時	（西暦）　　年　　月　　日　　時　　分		
【その他被害】			
・田（流出・埋没）	ｈａ	・砂　防	箇所
・田（冠水）	ｈａ	・清掃施設	箇所
・畑（流出・埋没）	ｈａ	・崖くずれ	箇所
・畑（冠水）	ｈａ	・鉄道不通	箇所
・文教施設	箇所	・被害船舶	隻
・病　院	箇所	・水　道	戸
・道　路	箇所	・電　話	回線
・橋りょう	箇所	・電　気	戸
・河　川	箇所	・ガ　ス	戸
・港　湾	箇所	・ブロック塀等	箇所
【罹災世帯・罹災者】			
・全半壊・床上浸水	世帯	・全半壊・床上浸水	人
【消防職団員出動状況】			
・消防職員出延人数	人	・消防団員出延人数	人
【被害金額】			
・公立文教施設	千円	・その他林業被害	千円
・農林水産施設	千円	・その他畜産被害	千円
・公共土木施設	千円	・そ の 他 水 産	千円
・その他公共施設	千円	・そ の 他 商 工	千円
・その他農業被害	千円	・その他（　　）	千円
被　害　総　額			千円

10　関係機関への情報伝達記録表（全対策部共通）【初動期～復旧期】
（マ 38 様式 9）

年　　月　　日　　時　　分現在

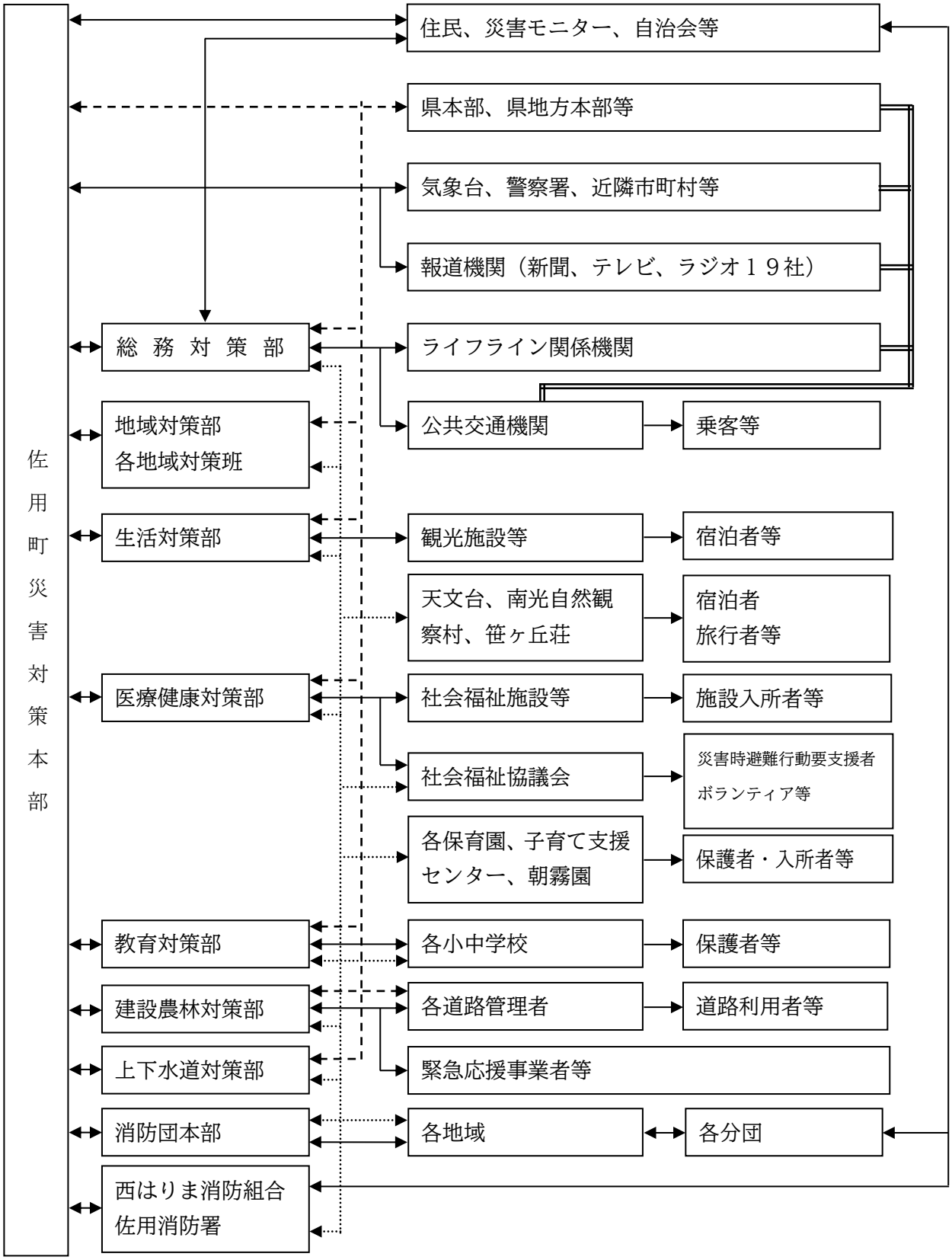
伝達日時	伝達の相手	伝達内容
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・
月　日　　時　　分		・ ・ ・

11　調査事項・担当・報告先一覧表

調査事項		調査担当	報告先
災害既報		町（各対策部） →（総務対策部）	県地方本部（事務局） 町（統括部）
ライフライン被害･復旧状況		ＮＴＴ西日本、関西電力送配電	県本部事務局（危機管理部災害対策課） 町（統括部）
人的被害・住家被害		町(各対策部) →（総務対策部）	県地方本部（事務局） 町（統括部）
避難所開設状況		町（教育対策部） →（総務対策部）	県地方本部（事務局） 町（統括部）
町有財産		町（各対策部） →（総務対策部）	町（統括部）
ボランティア活動状況		町社会福祉協議会 →（医療健康対策部）	県民局県民躍動室県民課 町（統括部）
廃棄物処理施設 （し尿処理施設含む）の被害		町（生活対策部） →（総務対策部）	県民局県民躍動室環境課 町（統括部）
社会福祉施設等の被害		町（医療健康対策部） →（総務対策部）	県龍野健康福祉事務所 町（統括部）
医療施設・感染症施設被害		各医療機関 →町（医療健康対策部）	県龍野健康福祉事務所 町（総務対策部）→（統括部）
商工業被害		商工会議所、各事業所・関係団体 →町（生活対策部）	県産産業労働部地域経済課 町（総務対策部）→（統括部）
農林畜産被害		町（建設農林対策部）	県光都農林振興事務所 町（総務対策部）→（統括部）
農地・農業用施設被害		町（建設農林対策部）	県光都土地改良センター等 町（総務対策部）→（統括部）
治山・林道施設被害		町（建設農林対策部）	県光都農林振興事務所 町（総務対策部）→（統括部）
公共土木施設等	町管理	町（建設農林対策部）	県光都土木事務所 町（総務対策部）→（統括部）
道路の不通状況	町　道	町（建設農林対策部）	県光都土木事務所 → 町（総務対策部）→（統括部）
	その他	各道路管理者	県土木部道路保全課 町（建設農林対策部）→ （総務対策部） → （統括部）
鉄道の不通状況		ＪＲ西日本、智頭急行 →町（総務対策部）	県土木部交通政策課 町（統括部）
公営住宅関係被害		町（生活対策部）	県光都土木事務所 まちづくり部公営住宅管理課 町（総務対策部）→（統括部）
その他建築・宅地関係被害		町（各対策部）	県地方本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）
水道施設の被害・復旧状況		町（上下水道対策部）	県龍野健康福祉事務所 町（総務対策部）→（統括部）
下水道施設の被害･復旧状況		町（上下水道対策部）	県土木部下水道課 県光都土地改良センター 町（総務対策部）→（統括部）
教育関係の情報		町（教育対策部） 県立佐用高等学校	県教育事務所 町（総務対策部）→（統括部）

第５　情報の伝達

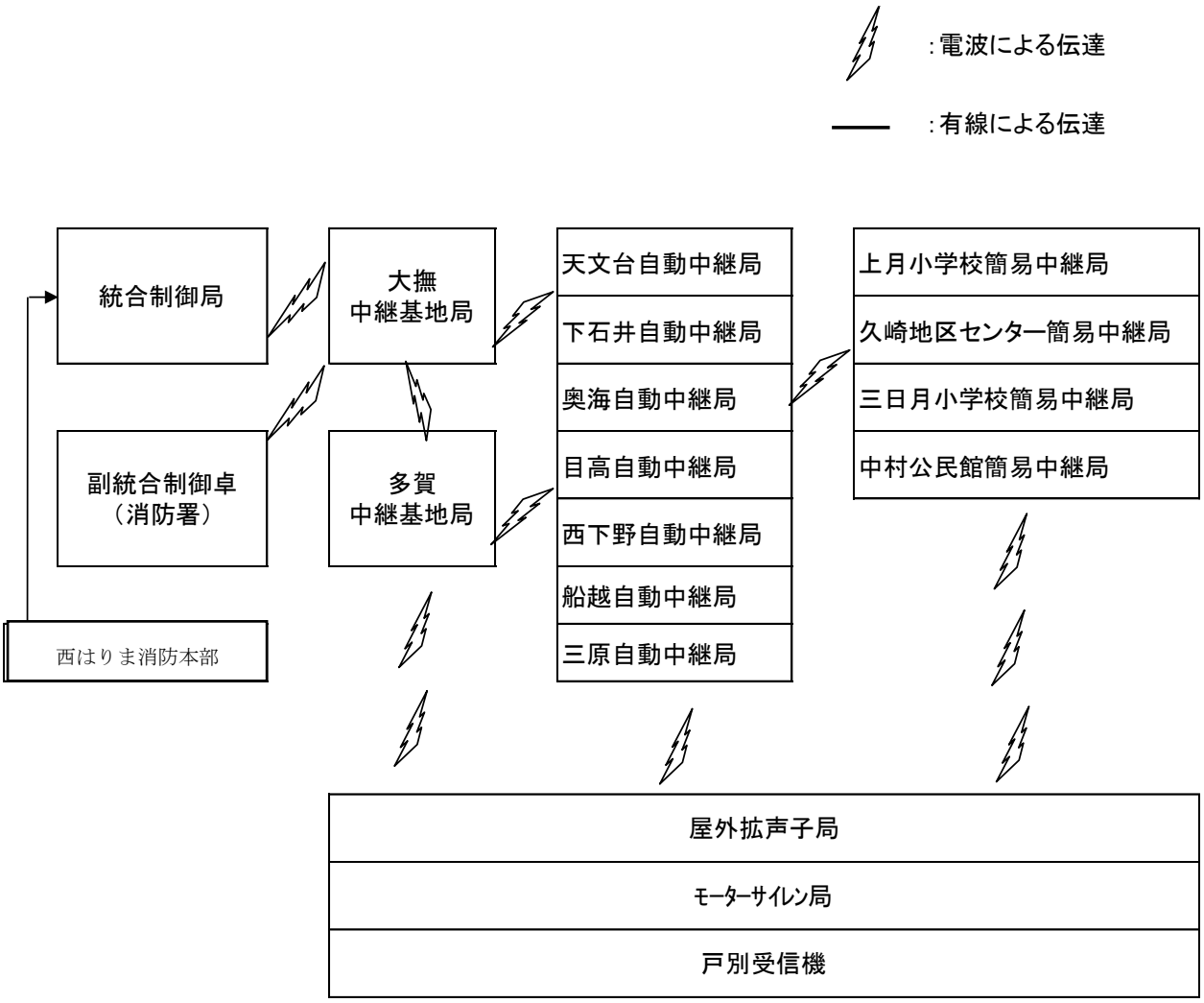
１　住民等に対する情報伝達系統図　　（マ 31 様式別図 1）



―― 各対策部と住民、各対策部と関係機関、関係機関間等の情報伝達
－ － － 各対策部と県本部及び県地方本部等との情報伝達
…… 各対策部間、各対策部と現地機関との情報伝達
═══ 県と各関係機関との情報伝達

2　防災行政無線等通信施設系統図

■ 固定系系統図



コミュニティ放送機は、役場各支所、各小中学校、各地域づくりセンター、各自治会集会所
佐用地域54カ所、上月地域43カ所、南光地域25カ所、三日月地域20カ所

屋外拡声子局は、佐用地域21局、上月地域18局、南光地域18局、三日月地域27局
（モーターサイレン併設局含む）

モーターサイレン単独局は、佐用地域11局、上月地域9局

戸別受信機は、約7,000世帯及び公共施設・事業所など約700台

3　防災行政無線通信原稿

（マ 31 様式 1）

<table>
<tr><td>総括管理者</td><td>統制・管理
責任者</td><td>広報室長</td><td>通信取扱責任者</td><td>アナウンサー</td><td>依頼課
担当者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>依頼年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>依頼所属長
（室　長）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>通信日時</td><td colspan="5">年　月　日（　曜日）　開始時刻　午前・後　時　分
年　月　日（　曜日）　開始時刻　午前・後　時　分</td></tr>
<tr><td>通信区域</td><td colspan="5">A　町内一斉　　B　個別（地区別　　）</td></tr>
<tr><td>件　名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

4　防災情報等の伝達文（例）　　（マ 31）

情報の種類	放送内容（例）
注意喚起 （大雨警報） 災害警戒本部設置	こちらは、防災佐用町です。 企画防災課から気象に関する臨時放送をします。 午前・後（　　）時（　　）分に佐用町・播磨北西部に大雨警報が発表されました。これにより役場では災害警戒本部を設置しました。 今後、（　　）にかけて１時間に（　　）ミリ程度の雨が、予測されます。工事現場やため池、水路、河川など危険な箇所に近づかないでください。 また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
佐用チャンネル 放送開始 （水防警報２号）	こちらは、防災佐用町です。 佐用町災害警戒本部から気象に関する臨時放送をします。 午前・後（　　）時（　　）分に播磨北西部に水防警報２号が発令されましたので、佐用チャンネルで通常の放送を中断し、河川カメラ映像を放送しています。 （　　）にかけて１時間に（　　）ミリ程度の雨が、予測されます。 今後の水位の変化に注意し、厳重に警戒してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
気象情報 （災害警戒本部 設置後）	こちらは、防災佐用町です。 佐用町災害警戒本部から気象に関する臨時放送をします。 午前・後（　　）時（　　）分に播磨北西部に大雨警報が発表され、役場では災害警戒本部を設置しています。 今後、（　　）にかけて１時間に（　　）ミリ程度の雨が、予測されます。このため、工事現場やため池、水路、河川など危険な箇所に近づかないでください。 また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
注意喚起 （水防警報 第３号）	こちらは、防災佐用町です。 佐用町災害警戒本部から気象および河川の水位に関する臨時放送をします。 午前・後（　　）時（　　）分に○○で氾濫注意水位を超え、水防警報第３号が発令されました。さらに水位の上昇が見込まれます。また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
佐用町災害対策 本部の設置	こちらは、防災佐用町です。 佐用町災害~~警戒~~対策本部から気象に関する臨時放送をします。 午前・後（　　）時（　　）分に佐用町に水防警報３号が発令され、役場では災害対策本部を設置しました。今後、（　　）にかけて１時間に（　　）ミリをこえる雨が、予測されます。このため、工事現場やため池、水路、河川など危険な箇所に近づかないでください。また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。

情報の種類	放送内容（例）
避難所開設	こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部です。 （　　）川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されますので、（　　）地域の（　　）小学校体育館に避難所を開設しました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 基準観測点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、１時間後の水位予測等から避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測されるときなど	こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部です。 □（　　）川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、間もなく避難判断水位（特別警戒水位）に達する恐れがあるため、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル３　高齢者等避難を発令しました。（　　）地域の（　　）地区の（　　）の方は避難準備をお願いします。高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方など避難に時間のかかる方やその支援者は、○○避難所、一時避難所、親戚・知人宅など安全な場所へ避難を始めてください。 □それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 □○○川は、今夜氾濫の恐れがある水位に達する見込みです。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、暗くならないうちに避難を始めてください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 大雨警報 （土砂災害）	こちらは、防災佐用町　災害対策本部です。 午前○○時○○分に佐用町に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されていますので（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル３　高齢者等避難を発令しました。 （　　）地域の（　　）地区の（　　）の方は避難準備をお願いします。高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方など避難に時間のかかる方やその支援者は、○○避難所、一時避難所、親戚・知人宅など安全な場所へ避難を始めてください。 □それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 大雨警報 （土砂災害） 地域別土砂災害危険度の１時間後予測及び２時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているときなど	こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部です。 □（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル３高齢者等避難を発令しました。午前○○時○○分に佐用町に大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の発生する恐れがありますので、（　　）地域の（　　）地区の（　　）の方は避難準備をお願いします。 高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方など避難に時間のかかる方やその支援者は、○○避難所、一時避難所、親戚・知人宅など安全な場所へ避難を始めてください。 □それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

情報の種類	放送内容（例）
	□避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、必要な身の回りのものを持って暗くならないうちに避難を始めてください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
【警戒レベル４】 避難指示 基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、かつ１時間後の水位予測等から氾濫危険水位に達すると予測されるときなど	こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部です。 □【サイレン吹鳴】 （　　）川の水位が避難判断水位に到達し、間もなく氾濫危険水位に達する恐れがあるため、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル４　避難指示を発令しました。 （　　）川が氾濫する危険がありますので、速やかに自宅の２階、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 □（　　）川の堤防が危険な状態です。氾濫する危険がありますので、速やかに自宅の２階、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 □○○地区で浸水が拡大しています。○○地区の方もできるだけ近所の方に声をかけ、速やかに自宅の２階、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
【警戒レベル４】 避難指示 土砂災害警戒情報発表	こちらは、防災佐用町　災害対策本部です。 □【サイレン吹鳴】 午前○○時○○分に佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。 土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されていますので（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル４　避難指示を発令しました。 すぐに、自宅の山から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
【警戒レベル４】 避難指示 地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、１時間後予測及び２時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているときなど	こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部です。 □【サイレン吹鳴】 午前○○時○○分に佐用町に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生するおそれが高くなりましたので、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル４　避難指示を発令しました。速やかに、自宅の山から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
警戒レベル５ 緊急安全確保	（河川氾濫が切迫している状況） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急安全確保の発令について緊急放送をします。

情報の種類	放送内容（例）
基準観測点の水位が氾濫危険水位に到達したときなど	□（　　）川の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したので、午前・後（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に緊急安全確保を発令しました。 □（　　）川氾濫の危険性が非常に高くなっています。 □直ちに自宅の山から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階など少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。 （河川氾濫を確認した状況） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急安全確保の発令について緊急放送をします。 □（　　）川の水位が氾濫開始相当水位に到達したので、午前・後（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に緊急安全確保を発令しました。 □○○地区で堤防から水があふれだしたため、午前・後（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に緊急安全確保を発令しました。 □直ちに自宅の山から離れた 2 階の部屋、近隣の安全と思われる建物の 2 階など少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命を守る最善の行動とってください。 □現在浸水により○○道は通行できない状況です。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。 （緊急安全確保発令中の場合） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急安全確保にかかる緊急放送をします。 □（　　）川の水位が氾濫開始相当水位に到達したので、警戒レベル５緊急安全確保発令中の（　　）地域（　　）地区の方は、 □○○地区で堤防から水があふれだしたため、警戒レベル５　緊急安全確保発令中の（　　）地域の（　　）地区の方は、 □直ちに自宅の山から離れた 2 階の部屋、近隣の安全と思われる建物の 2 階など少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命を守る最善の行動とってください。 □現在浸水により○○道は通行できない状況です。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
警戒レベル５ 緊急安全確保 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したときなど	（土砂災害が切迫している状況） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急安全確保の発令について緊急放送をします。 □　午前・後（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に緊急安全確保を発令しました。 □○○地区の（　西　）側の崖が崩れかけており非常に危険です。 □直ちに自宅の崖から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階など、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。 □　屋外への避難が危険なときは、建物の２階以上の崖と反対側の部屋へ避難してください。なお、○○道は災害の危険があるため、通行できません。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。 （土砂災害が発生した状況） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急

情報の種類	放送内容（例）
	安全確保の発令について緊急放送をします。 □○○地区で土砂災害の発生が確認されました。 現在、土砂により○道路が通行できない状況です。 大至急、自宅の山から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階に移動するなど、命を守る最善の行動をとってください。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。 （緊急安全確保発令中） 【サイレン吹鳴】 こちらは、防災佐用町　佐用町災害対策本部から警戒レベル５　緊急安全確保にかかる緊急放送をします。 □○○地区で土砂災害の発生が確認されました。 現在、土砂により○道路が通行できない状況です。 大至急、自宅の山から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階に移動するなど、命を守る最善の行動をとってください。 繰り返します。○○○こちらは、防災佐用町　災害対策本部でした。
避難指示等の解除	こちらは、防災佐用町　災害対策本部です。 （　　）地域の（　　）地区に発令していました、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は午前・後（　　）時（　　）分に解除しました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
交通情報 ＪＲ姫新線	こちらは、防災佐用町です。 大雨のためＪＲ姫新線は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転を見合わせております。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため運転を見合わせておりましたＪＲ姫新線は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転が再開されます。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
交通情報 智頭急行	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため智頭急行は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転を見合わせております。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため運転を見合わせておりました智頭急行は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転が再開されます。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
交通情報 町・県・国道 （　　）線	こちらは、防災佐用町です。 大雨による土砂崩れのため、町・県・国道（　　）線（　　）付近から（　　）付近の間は、午前・後（　　）時（　　）分から通行止めとなっております。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
	こちらは、防災佐用町です。 大雨による土砂崩れのため通行止めとなっておりました、町・県・国

情報の種類	放送内容（例）
	道（　　）線（　　）付近から（　　）付近の間は、午前・後（　　）時（　　）分から通行可能となりました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
交通情報 町・県・国道 （　　）線	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため中国自動車佐用インターチェンジから（　　）インターチェンジ間は、午前・後（　　）時（　　）分から通行止めとなっております。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため通行止めとなっておりました、中国自動車佐用インターチェンジから（　　）インターチェンジ間は、午前・後（　）時（　）分に通行止めは解除され通行可能となりました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
水道の断水	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため水道管が破裂し、（　　）地区（　　）地区は、断水となっています。現在復旧工事を行っていますので、しばらくご利用できませんが、ご理解とご協力をお願いします。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
水道の復旧	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため断水となっていました（　　）地区（　　）地区は、午前・後（　）時（　）分に水道施設が復旧しました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
停電	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため送電線が断線し、（　　）地区（　　）地区は、停電となっています。現在、電気事業者が復旧工事を行っていますので、しばらくご利用できませんが、ご理解とご協力をお願いします。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
電気の復旧	こちらは、防災佐用町です。 大雨のため停電となっていました（　　）地区（　　）地区は、午前・後（　）時（　）分からに送電施設が復旧しました。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
水の配給	こちらは、防災佐用町です。 （　　）地区（　　）に、午前・後（　　）時（　　）分から給水車が水の配給を行います。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
物資の配布	こちらは、防災佐用町です。 （　　）地区（　　）体育館避難所では、（　　）時（　　）分から（お弁当・水・タオル・　　）の配布を行います。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
行方不明者の捜索	こちらは、防災佐用町です。 佐用町及びたつの警察署から、○○災害に伴う行方不明者の大規模捜

情報の種類	放送内容（例）
	索についてお知らせします。〇〇月△△日午前〇時から午後△時の間、〇〇から△△までの□□川流域、〇〇から△△までの□□川流域、〇〇から△△までの□□川流域で捜索をしますので、各流域での町民のみなさまも捜索活動にご参加ご協力をお願いします。 繰り返します。〇〇〇　こちらは、防災佐用町でした。
救護センター設置	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より救護センターの設置についてお知らせします。 〇〇により△△に救護センターの設置をしていただいています。 開設は、本日から〇〇日まで午前〇〇から△△までです。 簡単な医療処置やケアを行っていますので、希望される方は、〇〇へお越しください。 繰り返します。〇〇〇　こちらは、防災佐用町でした。
巡回医療	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より〇〇による集会所での巡回医療についてお知らせします。 本日、午前〇〇時から〇〇集会所、午前〇〇時から△△集会所、午後〇〇時から□□集会所を回ります。 診療を希望される方は、各集会所にお越しください。 繰り返します。〇〇〇　こちらは、防災佐用町でした。
避難所の朝食	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より、避難所での朝食についてお知らせします。 本日の避難所での朝食は、役場に午前〇〇に到着し、その後順次配布いたしますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。 繰り返します。〇〇〇　こちらは、防災佐用町でした。
水害ゴミの搬出	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より、水害ゴミの搬出についてお知らせします。 この度の水害被害による家庭ごみは玄関先や道路の脇にかためて出してあれば回収します。また、直接、〇〇地域は△△、〇〇地域は△△への持ち込みも受け付けておりますのでご利用ください。 繰り返します。〇〇〇　こちらは、防災佐用町でした。
ボランティアの募集	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より、町民ボランティアの募集についてお知らせします。 現在、皆様の協力をいただき懸命に復旧作業を続けておりますが、被害が甚大なため困難をきわめております。 特に、昨日は全国各地から〇〇人のボランティアが来てくださり、被害に合われた家庭の復旧作業をお手伝いいただきましたが、ヘドロなどの搬出作業に人手と作業道具が不足している状況です。 つきましては、災害にあわれていない町民の皆様に、ボランティアの協力をお願いしたいと考えております。

情報の種類	放送内容（例）
	軽トラック、一輪車、スコップ、じょうれんなどをご持参いただき、作業にご協力いただける方は、○○に設置しているボランティアセンターへお越しくださいますようお願いいたします。 一人でも多くの皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
ボランティアの派遣	こちらは、防災佐用町です。 佐用町社会協議会では、災害支援ボランティアを派遣する「佐用町災害ボランティアセンター」を設置しています。 ボランティアが無償で、ご自宅の清掃や片付け、避難所生活での困りごとなどの支援を行いますので、お気軽にご相談ください。 ボランティアの派遣を希望される方は、「佐用町災害ボランティアセンター」電話○○、△△までお願いします。なお、受付時間は午前○○から午後△△までです。 ただし、ボランティアの派遣については、○○以降となりますのでご了承ください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
住家の応急修理	こちらは、防災佐用町です。 ○○により被害を受けられた、半壊と認定された方を対象に、住家の応急修理の相談及び申請の受付を行います。 相談窓口の開設場所は、役場○○、△△支所□□で、電話での相談もできます。 相談期間は、○○月△△日から○○月△△日で土曜日、日曜日も相談窓口を開設しています。相談時間は、午前○時から午後△時です。 詳しくは、役場○○課、電話○○へお問い合わせください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
応急仮設住宅	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部から応急仮設住宅及び○○住宅の入居者の募集についてお知らせします。 ○○により、住居が全壊の被害を受けられ、住宅を自力で確保できないかたを対象に、応急仮設住宅及び○○住宅への入居者を募集します。 応急仮設住宅の建設予定場所は、○○及び△△です。また、○○住宅の場所は、△△です。 相談期間は、○○月△△日から○○月△△日で土曜日、日曜日も相談窓口を開設しています。相談時間は、午前○時から午後△時です。 相談窓口の開設場所は、役場○○、△△支所□□で、電話での相談もできます。 詳しくは、役場○○、電話○○へお問い合わせください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
風呂の無料開放	こちらは、防災佐用町です。 お風呂の無料開放についてお知らせします。 災害の断水のためにお風呂の無料開放を行っています。

情報の種類	放送内容（例）
	入浴可能な施設と時間帯は、○○は△△から□□まで、○○は△△から□□まで、当分の間入浴可能です。　また、○○は、本日と明日の 2 日間の○○から△△までとなっています。　タオル・シャンプー・石鹸等を持参の上ご利用ください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
家屋被害調査	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より、家屋被害調査についてお知らせします。 災害による「家屋被害調査」を、本日の○○から△△日までの間、町内全域について行います。 本日から○○日は、○○地区、△△地区へ、○○から△△は、○○地区へ、調査員が 1 日につき○○班編成で調査にお伺いいたします。被害家屋の片付けなど、大変お忙しいと存じますが、調査へのご協力をよろしくお願いします。 また、罹災証明の発行開始は、○○日△△曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
罹災証明の発行	こちらは、防災佐用町です。 災害対策本部より、罹災照明の発行についてお知らせします。 ○○月△△日から進めてまいりました被災家屋の被害調査が、一通り終了しましたので、明日○○日△△時から「罹災証明書」の発行を開始いたします。 このたび発行する「罹災証明書」は、緊急一時調査によるもので、お住まいの家に床上浸水以上の被害を受けられた家屋の所有者又は居住者が対象です。 発行場所は、○○地域の方は△△で、○○地域の方は△△で、○○地域の方は△△で発行いたします。この指定の地区以外の場所では発行を行うことができませんので、ご了承ください。 また、発行窓口は、本日は○○時から△△まで、○○日は○○時から△△時まで、必ず認め印をご持参ください。 なお、○○日以降は、各地域ごとに○○、△△、□□、××において発行いたします。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
義援金 被災者生活再建支援金	こちらは、防災佐用町です。 佐用町では、○○災害で住居が被災した方々に、町義援金を交付します。 対象は、○○○・・・被害を受けられた方です。 住家で被害に遭われた方には、申請書類等を事前に郵送していますので、書類を記入の上必ず持参してください。 義援金の交付は、○月○日○曜日、△日△曜日の 2 日間に、午前○時から午後○時まで町内□カ所の会場で行います。 義援金の交付会場は、「○○地区は、△△」「○○地区は、△△」・・・で、

情報の種類	放送内容（例）
	交付します。被災地区以外の会場では交付が受けられません。 　義援金の交付には、申請書兼領収書、世帯主または代理者が「罹災証明書」、受け取りが代理人の場合には委任状、本人または代理人が確認できる運転免許証や保険証などの書面、口座振替依頼書、預金通帳のコピー及び「認め印」を必ず持参してください。 　また、半壊・床上浸水の方は、被災者生活再建支援金支給申請書を記入の上ご持参してください。 　○月○日、△日に義援金の交付を受けられない場合は、○月△日□日以降の平日の午前○時△分から午後○時△分まで、「○○地域は、△△」「○○地域は△△」で、交付を受けてください。 　義援金についてのお問い合わせは、役場会計課、電話○○へお問い合わせください。 繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
食中毒の注意	こちらは、防災佐用町です。 　災害対策本部より、食中毒の注意についてお知らせします。 暑い日が続き、食中毒の発生が心配されます。被災の片付けなどで、体力が消耗し体調をくずしやすくなっています。 　また、断水などで衛生状態も悪いため、次のことに気をつけてください。 　食中毒が発生しやすくなっていますので、食べ物はよく加熱して消化のよい物を食べ、食べ残しは必ず処分しましょう。 　手洗いと消毒をしましょう。体調の変化を感じたら早めに受信しましょう。 　繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。
リフォーム詐欺にご注意ください	こちらは、防災佐用町です。 　災害対策本部から、○○災害において被災された皆様にお知らせします。 　被災住宅の復興・復旧として、リフォーム事業者が訪問する場合があります。 　知らない事業者からの訪問を受けた場合、信用できる業者かどうかを確認していただき、リフォーム詐欺にあわないようにご注意をお願いします。リフォーム詐欺にあわないためにも、家屋の改修については、なるべく知っている事業者に依頼してください。 　また、今後、水道･下水道関係の他に畳や布団等の悪質な販売事業者が横行することも予想されますので、十分ご注意ください。 　詐欺と思われる訪問を受けた場合は、至急、たつの警察○○または災害対策本部△△に連絡してください。 　繰り返します。○○○　こちらは、防災佐用町でした。

5　さよう安全安心ネット配信例文

（マ 34）

情報の種類	タイトル 本　文	配信例文
大雨に関する気象情報	タイトル	佐用町に（大雨・洪水・暴風・波浪・雷等）警報発表
	本　文	本日朝から夜間にかけて、北西部では雷をともなって 1 時間に○○ミリの激しい雨が降るおそれ。降り始め□□△△時から本日△△時までの総雨量　佐用町○○ミリ
大雨警報（土砂災害）（【警戒レベル３】高齢者等避難も配信）	タイトル	佐用町に大雨警報（土砂災害）発表。
	本　文	○○日○○時○○分に佐用町に大雨警報（土砂災害）が発表されました
土砂災害警戒情報（避難指示も配信）	タイトル	佐用町に土砂災害警戒情報発表。
	本　文	○○日○○時○○分に佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました
水防指令第１号	タイトル	水防指令第 1 号が発令されました
	本　文	○○川△△の水位が水防指令第 1 号基準水位を上回ったため
水防警報第１号	タイトル	水防警報第 1 号が発令されました。
	本　文	○○川△△の水位は、□□mとなりました。水防団待機水位を上回り、さらに水位が上昇するおそれがありますので、消防団は、状況の変化に即応できるよう待機してください
水防指令第２号	タイトル	水防指令第 2 号が発令されました
	本　文	○○川△△の水位が水防指令第２号基準水位を上回ったため
水防指令第３号	タイトル	水防指令第 3 号が発令されました。
	本　文	○○川△△の水位が水防指令第３号基準水位を上回ったため
水防警報第２号	タイトル	水防警報第 2 号が発令されました
	本　文	○○川△△の水位は□□mとなりました。はん濫注意水位に達するおそれがありますので、消防団は、出動の準備をしてください
水防警報第３号	タイトル	水防警報第 3 号が発令されました
	本　文	○○川△△の水位は□□mとなりました。はん濫注意水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがありますので、消防団は、出動し、厳重な警戒をしてください
【警戒レベル３】高齢者等避難	タイトル	○○地域及び△△地域に警戒レベル３　高齢者等避難を発令しました
	本　文	○○川△△地点での水位が□□m、○○川△△地点での水位が□□mに到達し、1 時間後に避難判断水位に達すると予測されるため、○○地域及び○○地域に警戒レベル３　高齢者等避難を発令しました 今後、土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されています。避難準備をお願いします。高齢の方、障がいのある方、小さい子どもをお連れの方等避難に時間のかかる方は、避難を始めてください。
【警戒レベル４】避難指示	タイトル	○○地域及び△△地域に警戒レベル４　避難指示を発令しました
	本　文	○○川△△地点での水位が□□m、○○川△△地点での水位が□□mに到達し、1 時間後に氾濫危険水位に達すると予測されるため、○○地域及び○○地域に警戒レベル４　避難指示を発令しました 今後、土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されています。自宅の 2 階を含めた安全な場所に避難をしてください
【警戒レベル５】	タイトル	○○地域に警戒レベル５　緊急安全確保を発令しました

情報の種類	タイトル 本　文	配信例文
緊急安全確保	本　文	〇〇川△△地点での水位が□□m、〇〇川△△地点での水位が□□mに到達しましたので、〇〇地域に警戒レベル５　緊急安全確保を発令しました

6　さよう安全安心ネット配信記録表

（マ 34－別表 1）

項　　目	受 信 時 刻	配信完了時刻	報　　告	備　　考
大雨に関する気象情報	:			
大雨警報（土砂災害）				
土 砂 災 害 警 戒 情 報				
水 防 指 令 第 1 号	:			
水 防 警 報 第 1 号	:			
水 防 指 令 第 2 号	:			
水 防 指 令 第 3 号	:			
水 防 警 報 第 2 号	:			
水 防 警 報 第 3 号	:			
【警戒レベル３】 高 齢 者 等 避 難	:			
	:			
【警戒レベル４】 避　難　指　示	:			
	:			
【警戒レベル５】 緊 急 安 全 確 保	:			
	:			

7　消防団本部速報伝達記録用紙（発信用）
（マ 51－様式 5）

<table>
<tr><td colspan="5">前
年　月　日　午　時　分　第　号
後</td></tr>
<tr><td>発　信</td><td>発信取扱者</td><td colspan="2">受　信</td><td>受信取扱者</td></tr>
<tr><td>本部団員

その他</td><td></td><td>佐用地域
上月地域
南光地域
三日月地域</td><td>副団長
分団長
分団員
その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">内容（具体的に）記入</td></tr>
</table>

第１　水防活動

１　消防団の組織概要等

（令和７年４月１日現在）（マ 51）

団　員　数：条例定数（700 人）、実員数（664 人）

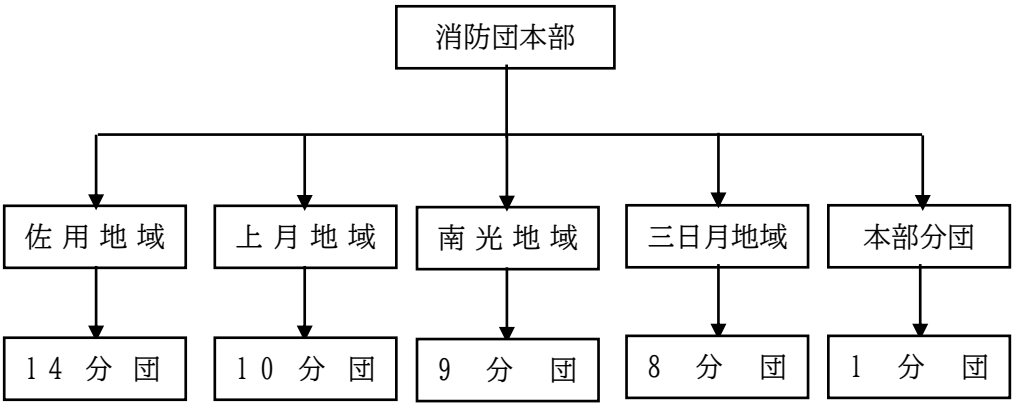
ポ　ン　プ：ポンプ自動車（7 台）、小型動力ポンプ付積載車（43 台）

無　線　機：車載無線機（50 台）、携帯無線機（39 台）

階級別人員：団長（1 人）、専任副団長（1 人）、副団長（8 人）

分団長（42 人）、副分団長（64 人）

部長（80 人）、班長（88 人）、団員（380 人）



2　各分団の管轄区域

（マ 51－別表 2）

地域名	分　団　名	管　轄　区　域
消防団本部	本部	全域
佐用地域	佐用第 1 機動分団	佐用地域全域
	佐用第 2 機動分団	佐用地域全域
	佐用第 1 分団	上町・中町・川原町・新町・栄町・山王
	佐用第 3 分団	駅前・秀谷・山平・大坪・吉福・山脇・真盛・柴谷
	佐用第 4 分団	山田・西山・上長尾・下長尾・五反田
	佐用第 5 分団	本位田甲・本位田乙・円応寺・大願寺
	佐用第 6 分団	口長谷・宗行・奥長谷
	佐用第 7 分団	横坂・口金近・奥金近
	佐用第 8 分団	北新町・平福上町・平福中町・下町・南新町・庵・延吉
	佐用第 9 分団	水根・青木・上石井・若州・奥海
	佐用第 10 分団	海内・桑野
	佐用第 11 分団	峠・中土居・大船・中ノ原
	佐用第 12 分団	豊福・平谷・淀・末包・東中山・大畠
	佐用第 13 分団	仁方・福沢・西河内・甲大木谷・乙大木谷
上月地域	上月機動分団	上月地域全域
	上月第 1 分団	田和・才金・金子・桜山
	上月第 2 分団	本郷・大垣内・皆田
	上月第 3 分団	金屋・福吉・南中山・来見
	上月第 4 分団	力万・須安・宇根
	上月第 5 分団	西大畠・小日山・大日山
	上月第 6 分団	目高・寄延・上月・仁位・早瀬１・早瀬２
	上月第 7 分団	円光寺・下秋里・上秋里・西新宿
	上月第 8 分団	家内・久崎・小赤松・大酒
	上月第 9 分団	櫛田
南光地域	南光第 1 機動分団	南光地域全域
	南光第 2 機動分団	南光地域全域
	南光第 1 分団	多賀・中島・米田
	南光第 2 分団	安川・小山・土井・宝蔵寺
	南光第 3 分団	下徳久・林崎
	南光第 4 分団	東徳久・西徳久・平松
	南光第 5 分団	漆野・西下野
	南光第 6 分団	下三河・中三河・上三河
	南光第 7 分団	河崎・船越
三日月地域	三日月第 1 機動分団	田此を含む三日月地域全域
	三日月第 2 機動分団	乃井野を含む三日月地域全域
	三日月第 1 分団	三日月
	三日月第 2 分団	茶屋
	三日月第 3 分団	湯小・東本郷（中村・仁増・鎌倉・大内谷・添谷）
	三日月第 4 分団	真宗・志文・春哉・徳平
	三日月第 5 分団	新宿・島脇・久保
	三日月第 6 分団	廣山・弦谷・南広（三原・三ツ尾・東大畑・西大畑・大下り）

３　消防車両による広報文（例）

（マ 51－別紙 2）

■全分共通：開始時「佐用町第（　　）分団です」、終了時「佐用町（　　）分団でした」

情報の種類	広報文（例）
注意喚起	■（　　）地区の皆さん、大雨洪水警報が発表され、（　　）川の水位が上昇しています。十分に注意してください。 ■（　　）地区の皆さん、大型の台風が近づいています。気象情報などを聞き、十分に注意してください。 ■ 午前・後（　　）時（　　）分に（　　）で氾濫注意水位を超え、水防警報第 3 号が発表されました。さらに水位の上昇が見込まれます。また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。
気象情報 （災害警戒本部）	■ 午前・後（　　）時（　　）分に播磨北西部に大雨警報が発表され、役場では災害警戒本部を設置しています。 　今後、（　　）にかけて 1 時間に（　　）ミリ程度の雨が、予測されます。このため、工事現場やため池、水路など危険な箇所に近づかないでください。また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。
災害対策本部 の設置	■ 午前・後（　　）時（　）分に佐用町に水防警報 3 号が発表され、役場では災害対策本部を設置しました。今後、（　　）にかけて 1 時間に（　　）ミリをこえる雨が、予測されます。このため、工事現場やため池、水路など危険な箇所に近づかないでください。また、今後の気象情報に注意し、厳重に警戒してください。
避難所の開設	■（　　）川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え避難判断水位に達すると予測されますので、（　　）地域の（　　）小学校体育館に避難所を設置しました。
交通情報	■ 大雨による土砂崩れのため、町・県・国道（　　）線（　　）付近から（　　）付近の間は、午前・後（　　）時（　　）分から通行止めとなっております。 ■ 大雨のため中国自動車佐用インターチェンジから（　　）インターチェンジ間は、午前・後（　　）時（　　）分から通行止めとなっております。 ■ 大雨のためＪＲ姫新線は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転を見合わせております。 ■ 大雨のため智頭急行は、（　　）時（　　）分発の（　　）行きから運転を見合わせております。
大雨警報 （土砂災害）	■ 午前○○時○○分に佐用町に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されていますので（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル３高齢者等避難が発令されました。（　　）地域の（　　）地区の（　　）の方は避難準備をお願いします。高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方など避難に時間のかかる方は、避難を始めてくださ

情報の種類	広報文（例）
	い。
ライフライン	■ 大雨のため送電線が断線し、（　　）地区（　　）地区は、停電となっています。現在、電気事業者が復旧工事を行っていますので、しばらくご利用できません。
土砂災害警戒情報	■ 午前○○時○○分に佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されていますので（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル４避難指示を発令しました。すぐに、自宅の山から離れた２階、近隣の安全と思われる建物の２階、避難所などの安全な場所に避難してください。
【警戒レベル３】高齢者等避難 基準観測点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え避難判断水位 に達すると予測されるとき	■ （　　）川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、１時間後に避難判断水位に達すると予測されるため、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル３　高齢者等避難を発令しました。 （　　）地域の（　　）地区の（　　）の方は避難準備をお願いします。高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方など避難に時間のかかる方は、○○避難所への避難を始めてください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ ○○川は、今夜氾濫の恐れがある水位に達する見込みです。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、暗くならないうちに避難を始めてください。
【警戒レベル４】避難指示 基準観測点の水位が避難判断水位に到達したとき	■【サイレン吹鳴】 （　　）川の水位が避難判断水位に到達し、間もなく氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測されるため、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル４　避難指示を発令しました。 （　　）川が氾濫する危険がありますので、速やかに自宅の山から離れた２階、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 ■ （　　）川の堤防が危険な状態です。氾濫する危険がありますので、速やかに自宅の２階、近隣の安全と思われる建物の２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。 ■ ○○地区で浸水が拡大しています。○○地区の方もできるだけ近所の方に声をかけ、速やかに自宅の２階、近隣の安全と思われる建物の山から離れた２階、○○避難所などの安全な場所に避難してください。
【警戒レベル５】緊急安全確保 基準観測点の水位が氾濫危険水位に到達した	■ （　　）川の水位が氾濫危険水位に到達したので、（　　）時（　　）分に（　　）地域の（　　）地区に警戒レベル５　緊急安全確保を発令しました。（　　）川氾濫の危険性が非常に高くなっています。直ちに自宅の崖から離れた２階の部屋、近隣の安全と思われる建物の２階、避難所などの安全な場所に避難すること。避難中の方は、直ちに

情報の種類	広報文（例）
とき	避難を完了すること。 ■ ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区の方は直ちに全員、自宅の崖から離れた２階の部屋、近隣の家の安全と思われる建物の２階、避難所などの安全な場所に避難すること。
警報解除	■ （　　）地域の（　　）地区に出されていました、（警戒レベル３高齢者等避難・警戒レベル４　避難指示・警戒レベル５　緊急安全確保）は午前・後（　　）時（　　）分に解除されました。

１　消防団各分団資機材等一覧表

■ 佐用地域（マ 51）

品　　目	第１機動	第２機動	第１分団	第３分団	第４分団	第５分団	第６分団	第７分団	第８分団	第９分団	第10分団	第11分団	第12分団	第13分団
救助工具セット	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消火用ホース	33	20	22	22	22	15	14	21	23	21	13	12	38	43
管　　槍	3	2	2	2	2	2	2	2	2	4	0	2	7	1
分 岐 金 具	3	2	2	2	1	2	1	2	3	3	1	2	6	3
吸　　管	2	2	2	2	2	1	2	1	5	3	1	2	2	3
背 負 器	5	3	3	2	2	2	2	2	2	4	2	2	7	8
ﾃﾞｨｽｸｽﾄﾚｰﾅｰ	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1
中 継 金 具	0	0	1	2	2	2	0	2	1	2	1	0	1	1
ｼﾞｪｯﾄｼｭｰﾀｰ	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	4
と び 口	4	2	2	1	1	1	1	2	5	2	6	1	3	10
紅 白 手 旗	3	1	2	1	0	2	0	2	3	6	2	1	2	3
消　火　器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
防　火　帽	8	3	4	4	2	2	3	4	3	1	2	2	6	5
防　火　衣	2	3	4	4	2	2	3	4	3	2	2	2	6	5
ヘルメット	16	15	30	26	22	24	22	37	32	32	18	22	35	36
長　　靴	16	15	30	26	22	24	22	37	32	32	18	22	35	36
土 の う 袋	1,100	300	215	350	500	250	350	300	300	400	250	350	250	700
ロ ー プ	1	2	2	2	0	1	1	1	3	4	2	0	1	2
ス コ ッ プ	3	4	4	4	1	2	1	3	7	6	3	4	5	21
バール・鉄梃	1	1	0	0	1	1	1	0	1	4	1	1	1	3
投　光　器	10	2	2	1	1	1	2	2	3	2	1	3	1	1
投光器スタンド	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1
発　電　機	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
懐 中 電 灯	3	0	1	3	0	0	3	1	1	0	2	2	4	5
トランシーバー	2	3	2	0	0	2	0	0	1	3	2	3	0	0
拡　声　器	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2
誘　導　等	2	5	1	2	2	2	2	4	5	2	4	4	2	2
担　　架	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
コードリール	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
GPS (Nｺｰﾄﾞ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

■ 上月地域

品　　目	機動	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団
救助工具セット	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消火用ホース	74	21	27	59	15	23	35	32	25	17
管　　槍	10	0	2	7	0	4	4	4	8	6
分岐金具	2	1	2	6	1	2	3	3	4	4
吸　　管	2	2	3	4	2	3	4	4	4	3
背　負　器	4	4	4	12	5	3	4	6	7	4
ディスクストレーナー	2	0	0	2	1	2	2	2	2	1
中継金具	10	0	0	1	0	0	0	3	2	0
ジェットシューター	3	3	3	5	3	2	4	6	3	2
と　び　口	2	11	4	10	6	4	9	8	8	9
紅白手旗	1	2	1	4	1	2	1	2	2	2
消　火　器	3	2	2	2	1	3	3	5	4	0
防　火　帽	5	0	1	5	2	2	0	2	5	2
防　火　衣	9	0	0	2	2	2	3	2	5	2
ヘルメット	13	24	33	30	17	17	33	27	33	22
長　　靴	13	24	19	30	17	17	33	27	33	22
土のう袋	600	300	750	1650	1600	700	400	1,000	400	800
ロ　ー　プ	0	6	4	6	8	2	10	6	1	5
スコップ	2	13	16	21	11	6	26	16	33	15
のこぎり	0	5	4	6	5	0	9	3	2	5
じょれん	2	0	0	0	1	0	1	0	2	0
つるはし	0	15	7	23	15	4	29	14	11	13
かけや(ハンマー)	2	5	4	4	7	2	13	4	9	5
バール・鉄梃	3	10	10	16	12	1	3	2	7	10
投　光　器	2	1	4	5	1	4	8	6	7	3
投光器スタンド	2	1	2	3	1	1	2	2	5	2
発　電　機	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
懐中電灯	3	3	3	5	3	0	1	1	9	1
トランシーバー	0	0	2	0	2	0	4	2	3	2
拡　声　器	2	3	3	5	3	3	5	4	7	2
誘　導　等	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
GPS(Nコード)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

■ 南光地域

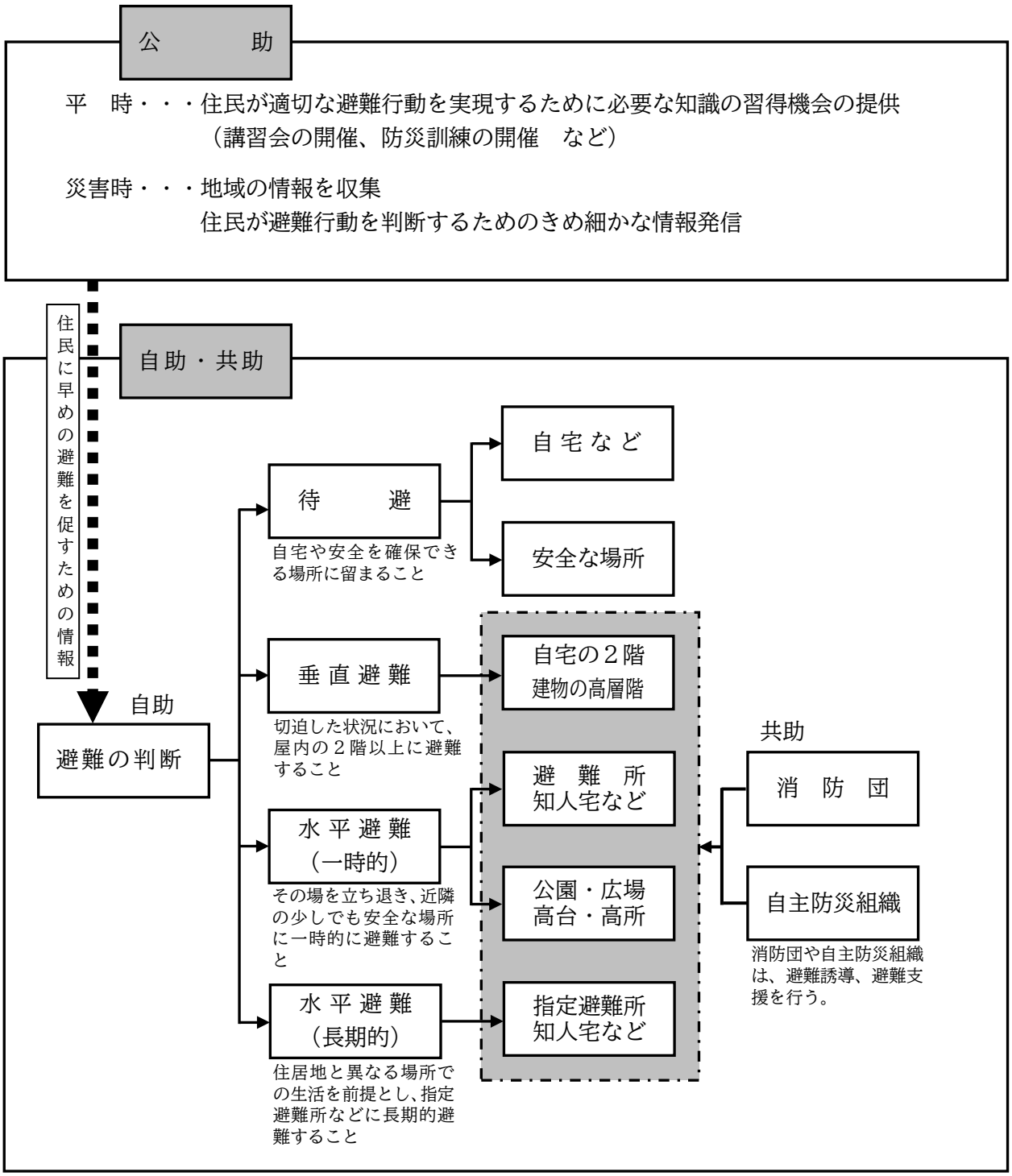
品　　目	第1機動	第2機動	第3機動	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団
救助工具セット	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
消火用ホース	35	19	20	20	16	14	35	44	21	25
管　　槍	6	0	3	3	2	5	4	4	4	4
分岐金具	1	2	1	3	3	2	4	4	2	3
吸　　管	2	0	2	3	2	3	6	4	2	5
背　負　器	3	4	0	4	2	3	7	4	2	6
ディスクストレーナー	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0
中継金具	0	1	0	2	1	1	2	4	2	3
ジェットシューター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
と　び　口	6	4	2	4	3	5	16	12	5	9
紅白手旗	0	1	0	2	1	3	3	2	1	1
消　火　器	1	1	0	2	1	1	8	2	3	2
防　火　帽	4	4	0	4	2	4	8	4	2	4
防　火　衣	4	4	0	3	2	4	8	4	2	4
ヘルメット	17	12	13	26	30	26	44	18	34	25
長　　靴	17	12	13	26	30	26	44	18	34	25
土のう袋	500	400	200	400	650	300	967	300	350	400
ロ　ー　プ	4	0	0	0	2	1	4	0	2	0
スコップ	11	10	7	4	3	3	14	5	4	6
のこぎり	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
じょれん	0	5	1	0	0	0	0	6	2	4
つるはし	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
かけや(ハンマー)	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
バ　ー　ル	1	0	2	1	1	2	4	2	1	2
投光器	1	3	1	1	2	4	9	8	4	4
投光器スタンド	1	3	1	2	1	2	2	2	1	1
発　電　機	10	1	1	1	0	0	1	1	0	2
懐中電灯	2	2	4	4	1	0	8	8	2	0
トランシーバー	1	0	1	0	4	3	0	0	0	2
拡　声　器	2	3	1	2	2	2	4	1	1	5
誘　導　等	6	6	4	2	2	2	5	8	2	11
コードリール	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
GPS(Nコード)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

■ 三日月地域

品　　目	第1機動	第2機動	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団
救助工具セット	1	1	0	0	0	0	0	0
消火用ホース	30	43	19	14	38	32	40	33
管　　槍	5	4	3	3	6	3	5	4
分岐金具	3	3	2	2	3	3	2	3
吸　　管	2	3	1	1	2	2	2	2
背負器	4	8	4	4	8	8	8	8
ディスクストレーナー	1	0	0	0	0	0	0	0
中継金具	0	0	1	1	2	1	1	2
とび口	1	1	1	1	4	4	3	3
紅白手旗	1	1	1	1	0	1	0	1
消火器	1	1	1	1	2	2	2	2
防火帽	4	2	2	2	2	3	0	2
防火衣	4	2	2	2	2	0	0	2
ヘルメット	22	25	25	20	31	36	28	33
長　　靴	22	25	25	20	31	36	28	33
土のう袋	300	200	300	220	300	270	200	340
ロープ	0	4	2	0	0	3	4	0
スコップ	0	1	1	1	2	7	3	2
じょれん	1	1	1	1	2	2	1	1
かけや(ハンマー)	0	0	0	0	0	1	0	0
バール	1	1	1	1	2	2	1	1
投光器	2	3	2	1	2	3	1	3
投光器スタンド	2	0	1	1	2	2	1	2
発電機	0	0	0	0	0	2	0	0
懐中電灯	1	1	2	0	2	5	0	2
トランシーバー	3	0	0	2	0	3	0	1
拡声器	2	2	2	1	4	4	2	3
誘導等	2	2	2	2	2	2	0	2
GPS(Nコード)	1	1	1	1	1	1	1	1

第１　住民の行動

安全な避難の考え方



屋内、屋外、乗り物に乗っている場合の行動

■ 屋　内（出典：兵庫県防災対策「あっ地震！そのときどう動く」）

場　　所	行　　動
家　の　中	テーブルの下に入って身を守り、座布団などで頭部を保護。窓や戸を開けて避難出口を確保。2 階にいたら階下に降りず、はだしで室内を歩かない。
ビ　ル　の　中	カバンや座布団などで頭部を保護し、急いで机の下などに逃げます。本棚・ＯＡ機器などの移動や転倒に要注意。備品のない廊下の方が安全です。
スーパー・デパート	バッグなどで頭を保護し倒れやすいショーケースなどから離れること。柱や壁ぎわに身を寄せます。あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従い階段で避難を。
地　下　街	壁面や太い柱に身を寄せ、係員の指示に従います。火災が起こったときは、ハンカチなどで鼻と口をおおい、はうようにして、煙の流れる方向へ壁をつたって逃げます。
劇 場 ・ ホ ー ル	バッグなどで頭を保護し、イスとイスの間にしゃがみこんで身をふせ、揺れがおさまるまで様子をみます。あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従い、冷静に行動を。

■ 屋　外（出典：兵庫県防災対策「あっ地震！そのときどう動く」）

場　　所	行　　動
住　宅　街	できるだけ塀から身をはなすようにします。また、窓ガラスの破片や屋根ガワラなどが落ちてくることもあるので、建物の周りや狭い路地には近づかない。
商 店 街 ・ ビ ル 街	頭をカバンなどで保護し、落下物に十分注意して公園や空き地などへ避難します。落下物がなくても、間口の広い木造の建物や自動販売機、ビルの塀ぎわなどは避ける。
海 岸 ・ が け 付 近	すみやかにその場を離れ、安全な場所に避難します。海岸では高台に避難し、絶対に海辺に近づかないこと。がけ付近では危険がなくなるまで避難する。

■ 乗り物に乗っていたら（出典：兵庫県防災対策「あっ地震！そのときどう動く」）

場　　所	行　　動
電車や地下鉄の車内	つり革や手すりなどにしっかりつかまります。途中でとまっても、勝手に外に出たり、窓から飛び出すと危険です。乗務員のアナウンスに従い、落ち着いた行動を。
車　を　運　転　中	地震を感じたら、徐々に速度を落とし、道路の左側に寄せてエンジンを切ります。車を離れるときは必ずキーをつけたままにし、ドアロックもしないでおきます。

第１　協定締結状況

災害時等応援協定締結一覧表（マ 45）

No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先
1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県２市１町 岡山県２市１村
2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域５市５町
3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域 13 市８町
4	H18.11.1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	災害	兵庫県及び県内市町
5	H17.9.1	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	災害	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合
6	H10.3.16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	災害	兵庫県、県内市町、県内企業団日水協県支部及び県簡水協会
7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本株式会社(現:株式会社フジ)
8	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
9	H20.4.1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
10	H23.3.25	災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	災害	佐用郡自動車整備業組合
11	H24.1.25	災害時等における応急対策活動に関する協定	災害	佐用郡土木組合
12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社関西支社福崎管理事務所(現:福崎高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所
13	H24.3.30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店(現：ＮＴＴ西日本株式会社兵庫支店)
14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社(現:ＬＩＮＥヤフー株式会社)
15	H24.10.1	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	災害	南光園、いちょう園、三原ホーム、播磨園、千種川リハはなみずき、朝陽ケ丘荘、平成福祉会、祐あいホーム上月聖医会、サンホームみかづき
16	H24.11.15	災害時等の応援に関する申し合わせ	災害	国土交通省近畿地方整備局
17	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	災害	日本郵便株式会社
18	H26.2.27	災害時における支援協力に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会西播西支部佐用地区会
19	H27.11.4	災害時における物資等の確保に関する協定	災害	生活協同組合コープこうべ
20	H28.5.12	災害等発生時相互協力に関する協定	災害	智頭急行株式会社
21	H28.10.1	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	災害	兵庫県行政書士会
22	H29.10.11	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	災害	株式会社 T&T JUAVAC ドロ

No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先
			等	ーンエキスパートアカデミー兵庫校
23	R2.1.29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	災害等	合同会社ドローンの窓口
24	R2.1.29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害	株式会社ゼンリン関西支社
25	R2.9.1	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定	災害	宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町
26	R2.8.6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害	セッツカートン株式会社、Ｊパックス株式会社
27	R2.8.28	災害時における施設等の利用に関する協定	災害	国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所
28	R3.2.15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県トラック協会
29	R3.7.19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定	災害等	神戸市
30	R3.9.15	佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	災害等	大塚製薬株式会社
31	R4.2.2	災害時における連携協力に関する協定	災害	兵庫県弁護士会
32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫支社(現:姫路本部)
33	R6.2.14	災害時における支援協力に関する協定	災害	兵庫県石油商業組合
34	R6.4.4	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	災害	兵庫県司法書士会
35	R7.4.21	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	災害等	株式会社エアーアシストジャパン

※ 消防に関する協定は、平成 25 年 4 月に西播磨 3 市 2 町の消防本部統合により、「西はりま消防組合佐用消防署」となったため、町の協定一覧から除いています。

※ 15 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定は、各施設と協定を締結しているため、施設名を省略しています。

第２　協定書

１　兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

兵庫県赤穂市、兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、兵庫県宍粟市、岡山県備前市、岡山県美作市、岡山県英田郡西粟倉村（以下「協定市町村」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する協定市町村の区域内において災害が発生し、被災市町村では、十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町村の応急対策を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定市町村は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第３条　応援の事項は、次のとおりとする。

(1) 応援対策に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
(2) 応急対策に必要な職員の派遣
(3) 被災者の受入れ
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第４条　応援を受けようとする市町村（以下「被応援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、他の協定市町村に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3) 前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　協定市町村は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第６条　応援をする市町村（以下「応援市町村」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町村と連絡がとれない場合には、第４条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第４条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第７条　応援のために派遣された職員は、被応援市町村長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被応援市町村の負担とする。

２　被応援市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町村から要請があった場合には、応援市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（地域防災計画その他必要な資料等の交換）

第９条　協定市町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料、情報等を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、協定市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（実施の細目）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項については、協定市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

（補　則）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、協定市町村が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成８年８月１日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため本書 12 通を作成し、協定市町村長記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月１日

（以下、協定締結者名等は省略）

２　西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、西播磨地域５市６町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができていない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第３条　応援に事項は、次のとおりとする。

(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
(2) 応援対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3) 被災者の受入れ
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第４条　応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品目、数量等
(3) 前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及びその場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応じるものとする。

（応援の自主出動等）

第６条　応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第４条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第４条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第７条　応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

２　被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の活動）
第９条　締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。
(1) 連絡会の開催
(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
(3) 防災訓練及び住民の啓発等
(4) 救援に必要な物資等の備蓄
(5) その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災計画の策定）
第 10 条　締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

（他の協定との関係）
第 11 条　この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第２項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施の細目）
第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

（補　足）
第 13 条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附　則
この協定は、平成８年（1996 年）４月１日から効力を生じるものとする。
附　則
１　この協定は、平成 17 年（2005 年）４月１日から効力を生じるものとする。
２　平成 8 年 4 月 1 日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成 17 年（2005 年）10 月１日から効力を生じるものとする。
２　平成 17 年 4 月 1 日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は､廃止する。
附　則
１　この協定は、平成 17 年（2005 年）11 月７日から効力を生じるものとする。
２　平成 17 年 4 月 1 日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は､廃止する。
附　則
１　この協定は、平成 18 年（2006 年）３月 27 日から効力を生じるものとする。
２　平成 17 年 11 月７日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

平成 18 年（2006 年）３月 27 日
（以下、協定締結者名等は省略）

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目

1　趣旨

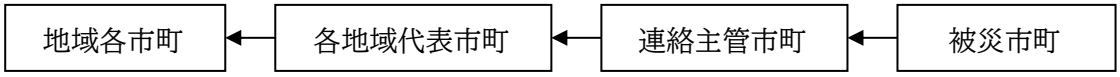
この実施細目は、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」（以下「協定」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2　連絡主管市町及び連絡体制

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管市町及び地域代表市町を定める。

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



① 災害が発生した場合は、被応援市町は速やかに連絡主管市町に被害状況等を文書（別紙様式１）により連絡し、連絡を受けた連絡主管市町は、被応援市町の被害状況等を各地域代表市町へ連絡する。

② 各地域代表市町は、連絡主管市町からの連絡を地域各市町へ連絡する。

③ 連絡主管市町は、所管の被応援市町が甚大な被害を被り、被災状況等を連絡できないときには、独自に調査の上、各地域代表市町へ連絡する。

④ 文書により連絡するいとまがない場合には、口頭又は電話等により連絡する。

(3) 連絡主管市町の業務

① 被災市町の情報収集と状況把握

② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整

④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整

⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援要請及び調整

① 被応援市町は、連絡主管市町に対し、応援要請書（別紙様式２）により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

② 要請を受けた連絡主管市町は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、被応援市町に連絡する。

③ 被応援市町以外の市町は、連絡主管市町から被応援市町への応援を要請された場合、被応援市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(5) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管市町に連絡する。

3　応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

① 被応援市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。

② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。

① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して被応援市町の長に請求する。

(4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4　応援の実施

(1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

(2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

5　資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

(1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号)、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙 連絡担当者表）

(2) 緊急物資及び資機材の保有状況

(3) その他必要と考えられる事項

6　防災担当者会議の設置

別に定める要綱により西播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

(1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定

(2) その他協定に基づく次の活動

① 連絡会の開催

② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

③ 防災訓練及び住民の啓発等

④ 救援に必要な物資等の備蓄

⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7　施行

この実施細目は平成 18 年３月 27 日から施行する。

（別紙様式１）

被害状況報告書

市 町 名	
報告日時	
担当課名	
連 絡 先	

災害対策本部の設置状況等	設　置	年　月　日 時　分
	職員配備状況	月　日　時　分 人

区分			被害状況
人的被害	死　者		人
	行方不明者		人
	負傷者	重症	人
		軽傷	人
住家被害	全　壊		棟　世帯
	大規模半壊		棟　世帯
	半　壊		棟　世帯
	一部損壊		棟　世帯
非住家被害	全　壊		棟
	半　壊		棟
	一部損壊		棟
道路被害	国　道		通行止め　箇所
	主要地方道		通行止め　箇所
	橋りょう等		通行止め　箇所

区分		被害状況
	河　川	堤防決壊　箇所
	崖(山)崩れ	箇所
ライフライン被害	水　道	断水　戸
	電　気	停電　戸
	ガ　ス	停止　戸
	電　話	不通　回線
	下水道	延長　km
	工業用水道	断水　事業所
その他	鉄道不通	箇所
	港湾施設	箇所
罹災世帯		世帯
罹災者数		人
火　災		件

被害集中地域	
主な活動内容	

（別紙様式２）

第　　号
平成　　年　　月　　日

連絡主管市町長　あて

被応援市町長名

担当課・係名
担 当 者 名
電 話 番 号
ＦＡＸ番号

応　援　要　請　書

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1　応援を要請する理由

2　応援要請内容

（1）要請物資・資機材等

必要時期	品　　目	数量	輸送場所

※ 輸送場所については、地図等を添付のこと。

輸送路に係る情報

(2) 職員派遣等

職種	活動内容	人員	期間	場所

※ 派遣場所については、地図等を添付のこと。

交通手段に係る情報

(3) その他応援要請事項及び内容

交通手段に係る情報

３　播磨広域防災連携協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、播磨地域 13 市９町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第３条　応援の事項は、次のとおりとする。

(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
(3) 被災者の受入れに関する事項
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第４条　応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3) 前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及びその場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（応援の実施）

第５条　締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第６条　応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第４条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第４条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第７条　応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）
第８条　応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。
２　被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の活動）
第９条　締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。
(1) 連絡会の開催
(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
(3) 救援に必要な物資等の情報交換
(4) その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災対策）
第１０条　締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

（他の協定との関係）
第１１条　この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（実施の細目）
第１２条　この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

（補　則）
第１３条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附　則
１　この協定は、平成 26 年（2014 年）４月 22 日から効力を生じるものとする。
２　播磨広域防災連携協定（平成 24 年（2012 年）８月 30 日締結）は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を２２通作成し、締結市町長記名押印の上、各１通を保有する。

平成 26 年（2014 年）４月 22 日

（以下、協定締結者名等は省略）

４　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第１項及び第 68 条第１項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は次のとおりとする。

(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供

(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

(3) 被災者の受入れ

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3) 前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4) 応援の場所及びその場所への経路

(5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

３　県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

４　第１項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

（市町を指定した応援要請）

第４条　被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

２　前項に規定する応援については、前２条の規定を準用する。

３　県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

４　被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

（自主応援）

第５条　県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第３条又は第４条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うこ

とができる。
２　前項の場合、第３条第１項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）
第６条　県又は市町が前３条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。
２　被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）
第７条　この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（平時の活動）
第８条　県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
(2) 県と市町との連絡会等の開催
(3) その他必要な事項

（補　則）
第９条　この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上､別に定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各１通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成 18 年 11 月 1 日

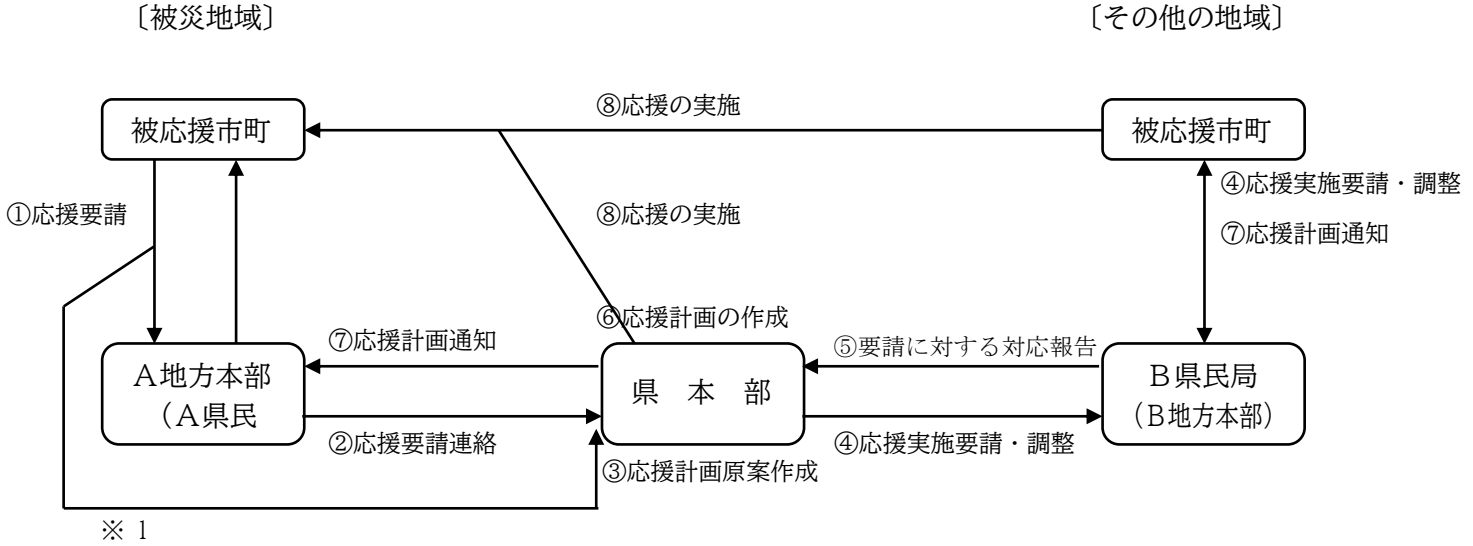
（以下、協定締結者名等は省略）

（別紙）応援要請の手続き

1　通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第３条関係）

① 被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
② 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
⑧ 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。

※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



2　応援指定市町に直接要請する場合（協定第４条関係）

① 緊急を要する場合、被応援市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。

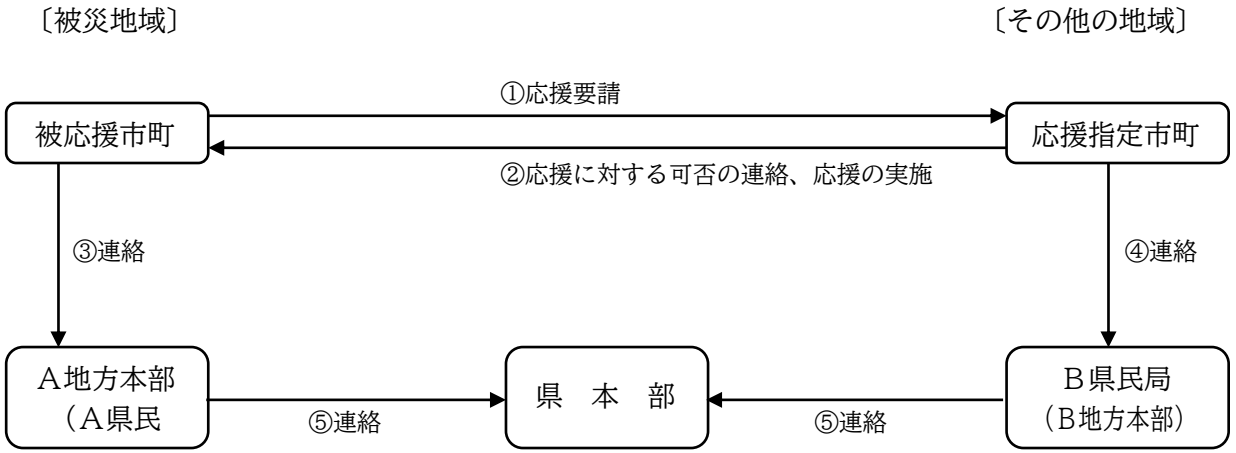
② 要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被応援市町に連絡し、応援を実施する。

③ 被応援市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。

（応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）

④ 要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。

⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3　自主的情報収集による応援（協定第５条関係）

① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。

② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
　地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。

③ 県本部に伝達された後の手続きは、１③以降と同じ。

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

（趣　旨）

第１条　この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（連絡窓口）

第２条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

２　各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県（当該市町を所轄する県民局）に報告するものとする。

（情報の収集及び伝達方法）

第３条　被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

２　情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

（応援の内容）

第４条　協定第２条第１号から第３号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物 資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等

(2) 資機材、給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等

(3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等

(4) 派遣職員 県職員、市町職員

（応援の要請手続き）

第５条　被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書（様式第１号）により応援を要請するものとする。

２　県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書（様式第２号）により関係市町に通知するものとする。

３　被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

４　被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

５　協定第３条から第５条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

６　応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書（様式第３号）により被応援市町に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　協定第６条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

(1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

(2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費

(3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2　前項第２号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3　協定第５条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4　協定第６条第２項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。

5　前各項により難い場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附　則

この実施要領は、平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

（様式１号）

第　　号
年　　月　　日

（要請市町長名）

応　援　要　請　書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

１　応援を要請する理由（被害の状況等）

２　応援項目
（１）物品等の品目・数量

（２）職員の職種及び人員

３　添付書類

４　連絡先

担当課・係		
担　当　者（主担当）	（副担当）	
電 話 番 号（ＮＴＴ）	衛星電話	
ＦＡＸ番号（ＮＴＴ）	衛星電話	

（様式２号）

第　　号
年　　月　　日

兵庫県知事

応　援　計　画　書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

１　応援市町名及び応援要請理由

２　添付書類

４　県連絡先（応援計画作成担当）

担当課・係		
担　当　者（主担当）	（副担当）	
電 話 番 号（ＮＴＴ）	衛星電話	
ＦＡＸ番号（ＮＴＴ）	衛星電話	

（様式３号）

第　　号
年　　月　　日

（被応援市町長名）

（応援市町長名等）

応　援　活　動　報　告　書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

記

1　要請受理日時または災害認知日時

2　応援活動場所

3　応援活動期間

4　応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）

5　応援活動の内容

6　使用器材及び消費物品等

7　その他参考事項

8　連絡先

担当課・係	
担　当　者（主担当）	（副担当）
電 話 番 号（ＮＴＴ）	衛星電話
ＦＡＸ番号（ＮＴＴ）	衛星電話

５　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

３　この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

(1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん

(2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣

(3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん

(4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

（相互応援体制）

第３条　災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

２　災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の 10 ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

３　各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

４　相互応援の調整は、県が行う。

（応援要請）

第４条　被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

２　県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

３　被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

４　県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

５　他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

（応援要請の手続）

第５条　応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第 1 号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容（必要とする人員、車輌、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）

(4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）
第６条　応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
２　緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
３　他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

（応援実施内容の報告）
第７条　応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第２号）により県に報告するものとする。

（災害廃棄物処理対策連絡会議）
第８条　この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
２　連絡会議は、県、県民局環境課並びに第３条第２項の各ブロック幹事市町で構成する。
３　連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

（関連情報の整備）
第９条　各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第３号）により、毎年５月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。
(1) 連絡担当部課等
(2) ごみの仮置場の確保状況
(3) 応急備蓄資材等の保有状況
(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
２　環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

（経費負担）
第 10 条　第２条第３項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

（補　足）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市　町等がその都度協議して定めるものとする。

（適　用）
第 12 条　この協定は、平成 17 年９月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書３通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各１通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年９月１日

（以下、協定締結者名等は省略）

様式第１号（第５条関係）

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づく応援要請書

年　　月　　日

兵庫県環境整備課長　様

佐 用 町 長

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく応援調整を要請します。

記

1　連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電　話		ＦＡＸ	
備　考			

2　災害の状況　＜わかる範囲で記載＞

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	全壊　　、半壊等　　、床上浸水　　、床下浸水

3　第一期応援要請内容　＜わかる範囲で記載＞

項　目		内　　容
し尿	仮設トイレ （要・不要）	・基数（　　基） ・応援期間（　　年　月　日～　　年　月　日） ・応援場所（　　）
	バキューム車 （要・不要）	・種類と台数（　　ｔ車　　台）（　　ｔ車　　台） ・応援期間（　　年　月　日～　　年　月　日） ・応援場所（　　）
ごみ	収集車 （要・不要）	種類（パッカー車､平積み車等）と台数 （　2ｔダンプ　：　　台）（　　：　　台） （　4ｔダンプ　：　　台）（　　：　　台） ・応援期間（　　年　月　日～　　年　月　日） ・応援場所（　　）
	その他の 収集運搬機材 （要・不要）	種類と台数 （0.1㎥級ﾊﾞｯｸﾎｳ（ﾌｫｰｸ付）：　台）（　　：　　） （0.25㎥級ﾊﾞｯｸﾎｳ（ﾌｫｰｸ付）：　台）（　　：　　） （ﾎｲｰﾙﾛｰﾀﾞｰ0.34㎥級　：　台）（　　：　　） ・応援期間（　　年　月　日～　　年　月　日） ・応援場所（　　）
作業員 （運転手を除く） （要・不要）		・人員数（　　名） ・応援期間（　　年　月　日～　　年　月　日） ・応援場所（　　）

4　第二期応援要請内容 ＜わかる範囲で記載＞

項　目		内　　容
し尿	処理 （要・不要）	・量（　　t） ・応援期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
ごみ	焼却等中間処理 （要・不要）	・ごみの種類及び量 （　　：　　t）（　　：　　t） （　　：　　t）（　　：　　t） ・応援期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
	最終処分 （要・不要）	・ごみの種類及び量 （　　：　　t）（　　：　　t） ・応援期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
その他		

5　災害廃棄物の発生状況と仮置場（単位：トン）＜わかる範囲で記載＞

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合　　計						

仮置場の住所

①

②

③

④

⑤

様式第２号（第７条関係）

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定　応援内容報告書

年　　月　　日

兵庫県環境整備課長　様

佐　用　町　長

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき行った応援内容について報告します。

記

１　記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電　話		ＦＡＸ	
備　考			

２　第一期応援実施内容　＜記入欄が不足する場合は別紙に記載＞

項　目		車輌、資機材等の名称	応援先市町名	応援日と台数または人員数				
				/	/	/	/	/
し尿	仮設トイレ（有・無）	－						
		－						
		－						
	バキューム車（有・無）	ｔ車						
		ｔ車						
		ｔ車						
ごみ	収集車（有・無）	2ｔダンプ						
		4ｔダンプ						
	その他の収集運搬機材（有・無）	0.1㎥級ﾊﾞｯｸﾎｳ（ﾌｫｰｸ付）						
		0.25㎥級ﾊﾞｯｸﾎｳ（ﾌｫｰｸ付）						
		ﾎｲｰﾙﾛｰﾀﾞｰ0.34㎥						

作業員（有・無）						

3　第二期応援要請内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

項　目		ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 （有・無）	－							
		－							
		－							
		－							
ごみ	焼却等中間処理 （有・無）								
	最終処分 （有・無）								

項　目		ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 （有・無）	－							
		－							
		－							
		－							
ごみ	焼却等中間処理 （有・無）								
	最終処分 （有・無）								

項　目		ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 （有・無）	－							
		－							
		－							
		－							
ごみ	焼却等中間処理 （有・無）								
	最終処分 （有・無）								

4　第二期応援要請内容＜わかる範囲で記載＞

項　目		内　　容
し尿	処理 （要・不要）	・量（　　t） ・応援期間（　年　月　日 ～　年　月　日）
ごみ	焼却等中間処理 （要・不要）	・ごみの種類及び量 （　　：　　t）（　　：　　t） （　　：　　t）（　　：　　t） ・応援期間（　年　月　日 ～　年　月　日）
	最終処分 （要・不要）	・ごみの種類及び量 （　　：　　t）（　　：　　t） ・応援期間（　年　月　日 ～　年　月　日）
その他		

5　災害廃棄物の発生状況と仮置場（単位：トン）＜わかる範囲で記載＞

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合　　計						

仮置場の住所

①
②
③
④
⑤

様式第３号（第９条関係）

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定　応援体制報告書

年　　月　　日

兵庫県環境整備課長　様

佐　用　町　長

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき災害時における応援体制等について報告します。

記

１　災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電　話	ＦＡＸ	メールアドレス

２　ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積（㎡）

３　応援備蓄資材等の保有状況

	種類	商品名等	基数	内身障者用基数
仮設トイレ	①便槽式（建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの）			
	②下水放流式（下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの）			
	③組立型便槽式（①の組立型）			
	④組立型下水放流式（②の組立型）			

	種類	能力	台数	能力	台数
収集運搬機材等	バキューム車	ｔ車	台	ｔ車	台
	パッカー車	ｔ車	台	ｔ車	台
	平積み車	ｔ車	台	ｔ車	台
			台		台
			台		台
			台		台

	種類	処理能力	平均日処理量
処理施設	し　　尿	Kl/日	Kl/日
	ごみ焼却等	t/日	t/日
	ごみ受入条件		

６　兵庫県水道災害相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条　災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

２　この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の７ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

３　前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

（水道災害対策連絡会議）

第３条　この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

３　連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

４　この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

（水道災害対策本部）

第４条　県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

２　対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

３　被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２３条の規程による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援内容）

第５条　応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整
(2) 応急給水作業
(3) 応急復旧工事
(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
(5) 工事業者の斡旋
(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

２　応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第２号に掲げる事項は兵庫県が、同項第３号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

（応援要請等）

第６条　被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

２　前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

３　対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

４　他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

５　他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

（応援要請の手続）

第７条　被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
(3) 必要とする職員等の職種別人員
(4) 応援場所及びその経路
(5) 応援の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（物資等の携行）

第８条　応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

２　応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

（資料の交換）

第９条　各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年５月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第４号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等
(2) 応援体制
(3) 応急備蓄資材保有状況
(4) 前３号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

２　兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

（訓　練）

第 10 条　各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（費用負担）

第 11 条　第６条に規程する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。

(3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

２　前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

（補　則）

第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（適　用）

第 13 条　この協定は、平成 10 年３月 16 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその１通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成 10 年３月 16 日

（以下、協定締結者名等は省略）

７　災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定書
（マックスバリュ西日本）

兵庫県佐用町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本（株）（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の確保及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、佐用町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、生活物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達が可能な物資の確保及び安定供給を要請することができるものとする。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該場所において乙の納品書等により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

２　引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の

上速やかに決定する。

（費用の請求及び支払い）

第９条　乙は、物資の供給が終了した後、速やかに前条に定める費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

（以下、協定締結者名等は省略）

別　表　災害時の生活物資等

種　　類	物　　資　　名
食器類	紙コップ・箸・フォーク・スプーン・紙皿
日用品雑貨	ちり紙・テイッシュ・石鹸・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・歯ブラシ・歯磨き粉・軍手・ガムテープ・生理用品・ウェットティッシュ・ライター（使い捨てライター等）・マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・塩・調味料・お茶

（１）応急食糧等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２）品目は、上記の他甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

８　災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定書
（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）

兵庫県佐用町（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の確保及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、佐用町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、生活物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達が可能な物資の確保及び安定供給を要請することができるものとする。

（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
(1) 別表に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第５条　第３条要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）
第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）
第７条　物資の引渡場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該場所において乙の納品書等により確認のうえ、物資を引き取るものとする。
２　引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
３　甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の

上速やかに決定する。

（費用の請求及び支払い）

第９条　乙は、物資の供給が終了した後、速やかに前条に定める費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

（以下、協定締結者名等は省略）

別　表　災害時における緊急対応可能な物資

大　分　類	主　　な　　品　　種
作業関係	作業シート・標識ロープ・誘導等・ヘルメット・防護マスク・簡易マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・雨具・ポケットコート・土のう袋・ガラ袋・スコップ・ホースリール・散水ノズル
日用品等	毛布・タオル・割箸・使い捨て食器・ポリ袋・ホイル・ラップ・ウェットティッシュ・マスク・バケツ・水モップ・デッキブラシ・雑巾・ローソク・マッチ・簡易ライター・使い捨てカイロ
水関係	飲料水・水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ・木炭・練炭・練炭コンロ
電気用品等	強力ライト・懐中電灯・ラジオ・乾電池・カセットコンロ・カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

９　佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり佐用町災害ボランティアセンターの設置に関する協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、佐用町地域防災計画に基づき乙が設置する佐用町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第２条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

(1) 甲において、災害対策本部が設置され甲が乙にセンターの設置を要請したとき。

(2) 甲が乙にセンターの設置を要請したとき。

(3) 乙がセンターの設置の必要があると判断してとき。

（センターの設置場所）

第３条　乙は、センターを佐用町役場本庁舎内および支所内に設置するものとする。ただし、佐用町役場本庁舎内および支所内に設置することが困難な場合は、甲と乙が協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第４条　センターが行う業務は、次のとおりとする。

(1) 災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。

(2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。

(3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（設置の要請内容）

第５条　甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

（関係団体との協力体制）

第６条　甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第７条　甲と乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第８条　第４条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

２　乙は、前条に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
３　第１項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

（損害賠償等）
第９条　災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。
２　前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

（報　告）
第 10 条　甲は、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ１通を保管する。

平成 20 年４月１日

（以下、協定締結者名等は省略）

10　災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と佐用郡自動車整備業組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の大規模災害時において、災害対策基本法第 65 条第 1 項に基づく甲の要請により、乙が行う道路等公共施設の障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力業務の内容）

第１条　甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

(1) 緊急車両通行のためのレッカー車等による道路等の放置車両等の除去

(2) クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助

(3) ジャッキ、バール、ハンマーなどの資機材の貸与

(4) 公用車被災の際の速やかな代替車両の確保

(5) その他、車両に関することで社会通念上、迅速に対応が求められる業務

（要　請）

第２条　甲は町内で災害が発生し、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して、災害時における道路等の障害物除去等業務協力要請書（様式１）により協力の要請をするものとする。ただし、文書をもって協力要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに様式1を交付するものとする。

（協　力）

第３条　乙は第２条の規程により甲から協力の要請があったときは、乙の保有する資機材を活用し、可能な限り、甲に協力を行うものとする。

（報　告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、災害時における道路等の障害物除去等業務協力報告書（様式２）により、速やかに甲に対して、実施結果を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

ただし、代替車両については乙が仲介して保険付正規レンタカーを準備することとし、使用料については軽自動車：￥5,250 円／日を基準として通常の商取引の例に基づいて別途協議するものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、この協定に基づいて協力業務に従事したものが、そのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、身体に何らかの障害を被った場合においては、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第７条　乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、この協定に基づく活動にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護

について適正な取り扱いを図るものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（平常時の活動）

第 10 条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

（適　用）

第 11 条　この協定は、平成 23 年４月１日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協　議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に質疑が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 23 年３月 25 日

（以下、協定締結者名等は省略）

11　災害時等における応急対策活動に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と佐用郡土木組合（以下「乙」という。）とは、佐用町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する対応応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、佐用町地域防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、豪雪、その他異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第３条　甲が災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

（要請の方法等）

第５条　第３条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請できるものとするが、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)応急対策を実施する場所

(2)被害の状況

(3)応急対策の内容

(4)前各号に定めるもののほか、必要な事項

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう日頃から点検等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲および乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（実施報告及び経費の負担）

第７条　甲の要請により、乙が応急対策を実施した時は、別に定める様式により甲に報告するものとし、実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第８条　応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により保障するものとする。

（損害賠償）

第９条　応急対策の実施に伴い損害が発生したときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協　議）

第10条　この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第 11 条　この協定の期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 24 年１月 25 日

（以下、協定締結者名等は省略）

12　災害時等における相互協力に関する協定

兵庫県佐用町（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福崎管理事務所（以下「乙」という。）及び中国支社津山高速道路事務所（以下「丙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

甲、乙及び丙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力に努めるものとする。

道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援

応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用

高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等

情報等の相互提供

佐用インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用

その他措置の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

要請は、協力要請書（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

甲、乙及び丙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第２号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

甲、乙及び丙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 25 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１ヶ月前までに甲、乙又は丙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から１年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協　議）

本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 8 日

（以下、協定締結者名等は省略）

様式第１号（第３条関係）

協　力　要　請　書

年　　月　　日

被要請者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第３条に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　災害等及び協力要請を必要とする状況

２　必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問合せ先

電話　　―　　―

FAX　　―　　―

担当

様式第２号（第４条関係）

報　告　書

年　　月　　日

要請者

様

被要請者

「災害時等における相互協力に関する協定」第４条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問合せ先

電話　　―　　―

FAX　　―　　―

担当

様式第３号（第６条関係）

連　絡　責　任　者　届

【佐用町】

1　連絡責任者

役職　氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2　時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職　氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

【西日本高速道路株式会社】

(1) 連絡責任者

事務所名	関西支社 福崎高速道路事務所	中国支社 津山高速道路事務所
役職　氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

(2) 時間外及び休日の場合の連絡先

事務所名	関西支社 福崎高速道路事務所		中国支社 津山高速道路事務所	
項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職　氏名				
TEL				
携帯 TEL				
FAX				

(3) 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

13　災害時における施設使用に関する協定書

西日本電信電話株式会社兵庫支店を甲（以下「甲」という）、株式会社ＮＴＴ西日本－兵庫を乙（以下「乙」という）、佐用町を丙（以下「丙」という）として、以下の条項のとおり協定（以下「本協定という」）を締結する。

（基本合意）

第１条　甲は丙に対し、甲の所有する次に表示する土地・建物の一部を貸し渡し、丙はこれを借り受けるものとする。

また、甲は乙に対し下記物件についての管理業務を乙に委任するものとする。

① 所在地　　兵庫県佐用郡佐用町佐用 244－1

② 土地面積　2，167.12 ㎡

③ 建物面積　1，246.17 ㎡（延床面積）

※ 実際の提供場所については、別添図面のとおりとする。

（使用目的）

第２条　地震・水害等の非常災害時における、地域住民の緊急避難場所・避難用駐車場及び、丙の災害復旧対応のための仮設事務室として使用する。

（使用期間）

第３条　本協定の期間は、平成 24 年４月 1 日から平成 25 年３月 31 日までの期間とし、前条事象の発生時のみについての使用に制限する。

但し、協定期間の満了する３ヶ月前までに、甲丙いずれからも申し出が無い場合は効力満了の翌日から 1 年間本協定を更新することとし、以降同様とする。

（使用要請等）

第４条　提供場所の使用については、原則丙から乙に対して事前要請を行うものとする。但し、緊急につき事前要請ができない場合は、速やかに事後要請を行うこととする。

（提供場所の使用にかかる費用負担）

第５条　提供場所の使用にかかる費用は無償とする。

（提供場所の使用にかかる注意事項）

第６条　丙は、提供場所以外の部分に立ち入らないとともに、提供場所を使用する者に対し充分な注意喚起を行い、指導を徹底しなければならない。

２　丙は、使用に際し入館する者のリストを乙に提出するものとする。

３　建物の鍵については、事前に乙から丙に貸与することとし、丙は善良なる管理者の注意をもってこれを保管するものとする。

（提供場所の使用にかかる責任）

第７条　丙は、提供場所の使用に伴い発生した事故及び苦情等について、全て自己責任をもって対処することとし、甲は一切責任を負わないものとする。

２　丙は、提供場所の使用を終了した際は、自己の責任と負担により残置物の廃棄等を行い、甲に返還するものとする。

（禁止事項）

第８条　丙は、次の行為をしてはならない。

① 本件建物等に工作物を設ける等現状を変更すること。

② 使用する権利の譲渡若しくは転貸。

③ 使用目的以外での使用。

④ 使用範囲内への危険物の持ち込み。

（協定の解除）

第９条　丙が本協定に違反した場合、甲は催促をしないで直ちに本協定を解除することができるものとする。

（協議事項）

第10条　本協定に関し定めない事項のあるとき、疑義が生じたときは、甲及び丙は、お互いに誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成 24 年３月 30 日

（以下、協定締結者名等は省略）

14　災害に係る情報発信等に関する協定

佐用町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、佐用町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、佐用町が佐用町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ佐用町の行政機能の低下を軽減させるため、佐用町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

１　本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

（１）ヤフーが、佐用町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、佐用町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）佐用町が、佐用町内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）佐用町が、佐用町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）佐用町が、災害発生時の佐用町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに佐用町民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）佐用町が、佐用町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供しヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）ヤフーが、Yahoo!ブログ上の佐用町の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

２　前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、佐用町およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

３　佐用町およびヤフーは、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

４　第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、佐用町およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

佐用町による災害ブログの利用ならびに第 2 条に基づく佐用町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、佐用町から提供を受ける情報について、佐用町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、佐用町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、佐用町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、佐用町とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

2012 年５月９日

（以下、協定締結者名等は省略）

15 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

佐用町（以下「甲」という。）と　省略　（以下「乙」という。）とは、佐用町内に発生した地震、風水害その他災害発生時において佐用町地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は佐用町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害避難行動要支援者への避難援護を行うため、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営としての施設利用に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の者（介護を要する者にあっては、その家族等の介護者を含む）で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

２　福祉避難所を利用できる対象者の人員は、乙の施設の状況から最大で　　名の範囲において受入れるものとする。

（受入れの要請）

第３条　甲は、災害発生時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって当該対象者の受入れを要請するものとする。

（福祉避難所の運営）

第４条　乙は、福祉避難所の設営運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

対象者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した対象者等の日常生活上の支援

対象者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（手続き）

第５条　第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

（１）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（必要物品の配備）

第６条　乙が対象者（介護者を同伴した場合はその者を含む）を受入れるに当たり、乙の所有する備品等の物品に不足を生じる場合は、甲の責任において配備する。

（費用等）

第７条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

（１）介護員等に要する人件費（夜勤、宿直に要する費用を含む）

（２）対象者等に要する食費

（３）その他オムツ等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

（対象者の受入れ等）
第８条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、当該施設への対象者の移送には原則として対象者の家族と支援者が行うものとする。

（開設期間）
第９条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要のある場合は、甲乙で協議するものとし、甲は協議結果に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第２号）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（福祉避難所解消への努力）
第 10 条　甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）
第 11 条　甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（様式第３号）を提出するものとする。

（協定の有効期限）
第 12 条　この協定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）
第 13 条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 24 年 10 月 1 日

（以下、協定締結者名等は省略）

様式第１号（第３条関係）

佐災第　　号
年　　月　　日

様

佐用町長

福祉避難所開設通知書

「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。
なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

１　開設日時　　年　　月　　日　　時から　　年　　月　　日　　時まで

２　福祉避難所施設

３　利用対象者
別紙対象者リストのとおり

４　その他
※連絡先：　健康福祉課 担当　　電話

様式第２号（第９条関係）

佐災第　　号
年　　月　　日

様

佐用町長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長をお願いします。
なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

１　使用施設名称

２　延長日時の予定
　　年　　月　　日　　時から　　年　　月　　日 時まで

３　利用対象者
　　別紙対象者リストのとおり

４　延長の理由

５　連絡先　健康福祉課 担当　　電話

様式第３号（第１１条関係）

佐災第　　号
年　　月　　日

様

佐用町長

福祉避難所使用終了届

「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書」に基づく災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

記

１　終了日時
　　年　　月　　日　　時まで

２　引渡し予定日時
　　年　　月　　日　　時まで

３　連絡先
　　健康福祉課 担当　　電話

16　災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と佐用町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目　的）

第１条　この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第２条　甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

一　佐用町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合

二　佐用町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第３条　災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

一　情報の収集・提供（リエゾン［情報連絡員］含む。）

二　近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）

三　災害に係る専門家の派遣

四　甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け

五　甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣

六　通行規制等の措置

七　その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第５条　乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第６条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第７条　乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第８条　甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第９条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条　この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月15日

（以下、協定締結者名等は省略）

17　播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定

播磨地域の１２市９町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第２条　この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。
(2) 地域見守り支援に関すること。
(3) 不法投棄の情報提供に関すること。
(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
(5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

２　前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変　更）

第４条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期　間）

第５条　この協定の有効期間は、締結日より１年間とし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協　議）

第６条　この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 22 通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年５月 31 日

（以下、協定締結者名等は省略）

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

（趣　旨）

第１条　この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第３条第２項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡責任者）

第２条　協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第２条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第３条第１項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

２　前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

（協力事項の細目）

第３条　協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況､避難者リスト(本人同意の上で作成した　　もの)及び災害時避難行動要支援者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

（ア）不法投棄の発見及び通報に関すること。

（イ）不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならな

い。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

（ア） 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

（イ） 道路上への土砂崩壊や土砂流出

（ウ） 道路上への倒木や街路灯の障害

（エ） その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第２号から第４号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

（経費の負担）

第４条 協力に要した経費は、第３条第１項第２号から第４号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（免 責）

第５条 乙は、第３条の規定による情報提供を行うことができなかった場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

（補則）

第６条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

18　災害時における支援協力に関する協定

佐用町（以下「甲」という）と一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会西播西支部佐用地区会（以下「乙」という）は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 3 の規定に基づき、佐用町内に地震、風水害等大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるＬＰガス等の支援協力について次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条
１．災害時において甲がＬＰガス及び燃焼機器等の機材（以下「ＬＰガス等」という）を必要とする時は、甲は乙に対して要請書（様式１）により避難所への供給の要請をするものとする。但し、緊急を要する場合には口頭または電話等をもって要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
２．乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、ＬＰガス等を優先的に供給すると共に運搬等について積極的に協力する。

（引き渡し）
第２条　ＬＰガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引取るものとする。

（安全点検の実施）
第３条　乙は、ＬＰガスを供給するときに、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）
第４条　乙が供給したＬＰガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前における適正価格を基準として協議の上決定するものとする。

（災害時の情報提供）
第５条　乙は、諸活動中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。（様式２）

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度協議して解決するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。
この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年２月 27 日

（以下、協定締結者名等は省略）

様式１（第１条関係）

年　　月　　日

（一社）兵庫県ＬＰガス協会　西播西支部佐用地区会　様

佐　用　町

協定書に基づく物資の供給要望書

次の内容で物資の供給を要請します。

記

１．引渡場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．要請物資

物資名	数　量	物資名	数　量
ＬＰガス（　　kg）			
ＬＰガス（　　kg）			

３．その他必要とする事項

佐用町企画防災課（防災対策室）
担　当：
電　話：0790-82-0664

様式２（第７条関係）

甲の第１　連絡責任者

所　属	佐用町役場健康福祉課	固定電話	0790-82-0661
職　名	課　長	携帯電話	
携帯メール		ＦＡＸ	0790-82-0146

甲の第２　連絡責任者

所　属	教育委員会	固定電話	0790-82-2424
職　名	課　長	携帯電話	
携帯メール		ＦＡＸ	0790-82-0120

甲の第３　連絡責任者

所　属	企画防災課	固定電話	0790-82-0664
職　名	課　長	携帯電話	
携帯メール		ＦＡＸ	0790-82-0492

乙の第１　連絡責任者

所　属		固定電話	
職　名		携帯電話	
氏　名		ＦＡＸ	
携帯メール			

乙の第２　連絡責任者

所　属		固定電話	
職　名		携帯電話	
氏　名		ＦＡＸ	
携帯メール			

19　生活協同組合コープこうべ　災害時における物資等の確保に関する協定

佐用町（以下「町」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「コープこうべ」という。）は、佐用町において地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に物資等の流通に障害が生じた場合（以下「災害時」という。）における物資等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に際し、佐用町内の物資等の確保及び住民生活の早期の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第２条　この協定の施行に当たっては、町及びコープこうべは、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（協力要請）

第３条　災害時、町は、物資等の確保を図るため、コープこうべに対し必要があると認めるときは、コープこうべの保有する物資等の供給を要請することができる。

（要請の手続き）

第４条　前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書にて処理するものとする。

（要請事項の措置）

第５条　コープこうべは、町から前条の要請を受けたときは、別表第１の拠点事業所の支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を町に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第６条　　物資等は、別表第２のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、必要に応じて協議の上、指定できるものとする。

（物資等の費用負担）

第７条　コープこうべが物資等の供給の実施に要した費用は、町が負担するものとする。

２　物資等の供給価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（費用の請求及び支払い）

第８条　コープこうべは、物資の供給が終了した後、速やかに前条に定める費用を町に請求するものとする。

２　町は、前項によるコープこうべの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。コープこうべが物資等の供給の実施に要した費用は、町が負担するものとする。

（物資等の配送）

第９条　物資等の納品場所は町が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則としてコープこうべが行うものとする。ただし、コープこうべの配送が困難な場合は、別に町が指定するものが行うものとする。

２　町は、コープこうべが物資等の運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（情報交換）

第１０条　町及びコープこうべは、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換や防災訓練の実施、参加及び災害時における対応策の調査研究に努め、緊急時に備えるものとする。

（改正及び廃止）

第１１条　町又はコープこうべが、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その３箇月前までに相手方に通知しなければならない。

（疑義）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 27 年 11 月　４日

（甲）　兵庫県佐用郡佐用町佐用２６１１番地１

佐 用 町 長　　庵　逧　典　章

（乙）　兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番１９号

生活協同組合コープこうべ
組合長理事　　本　田　英　一

別表第１（第５条関係）

緊急時における物資等確保拠点事業所

事業所名	住　　所	責任者
協同購入センター西播磨	兵庫県たつの市揖西町土師１番１	センター長

別表第２（第６条関係）

種　類	物　　資　　名	品目
食料品	飲料水(ミネラルウォーター、お茶、ジュース類)、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、インスタント食品(カップ麺、即席みそ汁等)、レトルト食品、缶詰(イージーオープン)、ハム・ソーセージ類	１１
生活用品	石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙オムツ(幼児用、大人用)、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ（冬季)、蚊取り線香(夏季)、下着類、靴下、軍手、毛布、ジャージ、簡易食器(紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等)、 ラップ、ほ乳びん、なべ、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ろうそく、卓上カセットコンロ、カセットボンベ	３３

20　災害等発生時相互協力に関する協定

兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、岡山県美作市、岡山県英田郡西粟倉村、鳥取県八頭郡智頭町（以下「甲」という。）及び智頭急行株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害等の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

２　甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を別表により定めるものとする。

（相互協力の内容）

第３条　甲が乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に揚げる事項とする。

(1) 鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
(2) 鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
(3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
(4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
(5) 災害情報等の提供
(6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
(7) その他相互協力する者が協議により定める事項

２　乙が甲に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に揚げる事項とする。。

(1) 災害発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
(2) 住民の避難所としての鉄道施設等の利用
(3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
(4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
(5) 災害情報及び災害発生時の鉄道運行情報等の提供
(6) 保有資機材等に関する情報提供
(7) その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第４条　災害等発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前条第１項又は第２項各号に揚げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文章を提出するものとする。

２　前項の要請を受けた者は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りでない。

３　甲は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いその内容を報告するものとする。

（情報の目的外利用の禁止及び秘密保持）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方から知り得た情報を第１条の目的以外の目的のた

めに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りでない。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく災害等発生時相互協力に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

（疑義の決定等）

第７条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第８条　この協定は、平成 28 年５月 12 日から適用とする。

（以下、協定締結者名等は省略）

21　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の 13 市９町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　各市町において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第２条　前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和 26 年法律第４号）第１条の２及び第１条の３に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災支援相談窓口の設置

(2) 被災市町への乙の会員の派遣

(3) その他被災市町が必要と認める業務

（要請手続等）

第３条　第１条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第４条　乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

２　乙は、第１条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第６条　被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第７条　被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

（情報交換及び協議）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 22 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年（2016 年)10 月 1 日

（以下、協定締結者名等は省略）

22　災害時等における無人航空機の運用に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と(株)T&T JUAVACドローンエキスパートアカデミー兵庫校（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

（１）災害対応等に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務

（２）災害地図の作成等の災害支援に関する業務

（３）その他甲が必要と認める業務

２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請書）

第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第５条　乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第６条　甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第７条　乙が第５条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他

の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用負担）
第９条　協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力業務の責任負担）
第１０条　協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。
２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。
３　収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

（平常時の準備）
第１１条　乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）
第１２条　乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

（実施細目）
第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成29年10月11日
（以下、協定締結者名等は省略）

23　災害時等における無人航空機の運用に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と合同会社ドローンの窓口（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。
（協力業務の範囲）
第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。
（１）災害対応等に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
（２）災害地図の作成等の災害支援に関する業務

（３）その他甲が必要と認める業務
２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。
（協力要請書）
第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。
（協力業務の実施）
第５条　乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。
（安全の確保等）
第６条　甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。
（業務報告）
第７条　乙が第５条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。
（映像等の所有権）
第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。
２　乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。
（費用負担）
第９条　協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（協力業務の責任負担）
第１０条　協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。
２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。
３　収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。
（平常時の準備）
第１１条　乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとす

る。
（訓練の参加）
第１２条　乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。
（実施細目）
第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。
（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１５条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１月２９日

（協定者乙　神奈川県川崎市宮前区鷺沼 1-11-1（関西支店　兵庫県姫路市中地 363-1）合同会社ドローンの窓口）

24　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

佐用町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）
第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。
(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）
第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
(1)　「住宅地図」とは、佐用町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
(2)　「広域図」とは、佐用町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）
第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）
第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復

旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
（1） 災害対策本部設置期間中の閲覧
（2） 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和２年１月２９日

（協定者乙　大阪市西区川口３丁目３番９号ダイケイビル４F
株式会社ゼンリン関 西 支 社 長）

25　兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書

三県境地域創生会議を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）は、大規模災害又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症並びにこれに準ずる感染症等が発生し、被害を受けた構成市町村（以下「被災市町村」という。）において、被災市町村の住民生活に多大な被害が生起した場合に、相互扶助の精神に基づき相互に支援し、被災市町村の住民生活の復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（支援の種類）
第１条　支援の種類は、次のとおりとする。
（１）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　災害応急活動等に必要な職員の派遣
（４）　医薬品など消耗資材の提供
（５）　被災者を一時収容するための施設の提供
（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）
第２条　支援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにし、第６条に定める担当窓口へ電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出するものとする。
（１）　被害状況
（２）　前条第１号、第２号及び第４号に掲げる支援に要する品名、数量等
（３）　前条第３号に掲げる職員の人員数
（４）　前条第５号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人数
（５）　支援隊の集結場所及びその経路
（６）　支援の期間
（７）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）
第３条　支援の要請を受けた市町村は、正当な理由がないかぎり、極力これに応ずるものとする。
２　被災市町村以外の構成市町村は、災害等の実態に照らし特に緊急を要し、前条の要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合は、前条の要請があったものとみなす。
（派遣職員の指揮及び資器材等の維持管理）
第４条　支援のため派遣された職員は、概ね一週間を目途に、被災市町村長等の指揮の下に活動する。
２　支援のために要請した資機材等の維持管理については、被災市町村が行うものとする。

（経費の負担）
第５条　第３条の業務実施及び前条第２項の維持管理に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。ただし、特別な事情により費用が生じた場合は、当事者間において協議のうえ負担割合を決定するものとする。

（担当窓口及び業務）
第６条　相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るため、担当窓口を置く。
２　構成市町村は、毎年度４月に担当窓口の連絡先を相互に交換することとする。
（他の協定との関係）

第７条　この協定は、構成市町村が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

（その他）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書６通を作成し、構成市町村の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　２年　９月　１日
（協定者　宍粟市、上郡町、佐用町、岡山県美作市、岡山県西粟倉村、鳥取県智頭町）

26　災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

佐用町（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）及び、Ｊパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第１号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

⑴　暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）

⑵　段ボール製シート

⑶　暖段まじきり（段ボール製間仕切り）

⑷　その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第４条　乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２　乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

３　乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第５条　乙及び丙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙及び丙に対し、第４条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

２　前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第７条　経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、３０日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第９条　甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定書の有効期間は締結の日から令和３年３月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了

の意思表示が無い場合は、更に１年間継続するものとし、以後この例による。
（疑義の解決）
第 11 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を３通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和２年　８月　６日

協定者
（乙）兵庫県伊丹市東有岡五丁目３３番地
セッツカートン株式会社

（丙）大阪府八尾市太子堂２丁目５番３８号
Ｊパックス株式会社

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

社　名
代表者　　様

佐用町長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第２条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（佐用町連絡担当者）

所　　属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

27　災害時における施設等の利用に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐用町内において災害が発生した、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所（駐車場利用を含む。以下、同じ。）として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第２条　乙が提供する施設等の範囲は次のとおりとする。

（１）　一時滞在施設（研究交流施設）

（２）　駐車場

２　乙は前項の施設等の利用部分及び利用方法について、具体的に提示するものとする。

（利用の協力要請）

第３条　甲は、佐用町内で災害が発生した、又は発生するおそれがある場合において、佐用町地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設等のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

２　前項の協力要請は、別記第１号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第４条　乙は、甲からの第３条第２項の協力要請に基づき、施設等の利用が必要と認めるときは、別記第２号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

２　乙が前項の協力要請を承諾する場合は、利用料について甲と乙で協議する。

３　乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（食堂、売店の利用）

第５条　乙が前条の承認を行った場合、乙が甲に使用を許可した施設等を利用する者（以下、「避難者」という。）は乙の業務を妨げない範囲で食堂、売店を利用することができるものとする。

（利用期間）

第６条　施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

２　甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第７条　甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

２　甲は、施設等の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第８条　避難所の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第９条　乙は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

２　甲は避難者に対し、乙の提示する施設等の運営管理に関する規則を遵守するよう、利用方法や利用範囲等を明確に伝え、構内管理上の問題発生を回避する努力義務を負う。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その

都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。
（有効期限）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新されるものとする。
甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

令和２年８月２８日

協定者乙　兵庫県佐用郡佐用町光都１丁目１番地１
国立研究開発法人理化学研究所　播磨事業所長

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

国立研究開発法人理化学研究所
播磨事業所　所長　　殿

佐用町長

法人所有財産利用許可申請書

下記のとおり、行政財産を利用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　利用する財産
（１）所在　　兵庫県佐用郡佐用町光都１丁目１番地１
（２）区分 建物及び土地　一時滞在施設（研究交流施設）
　　駐車場

２　利用する理由
　避難所

３　利用する期間
　　年　　月　　日（　　）から　　年　　月　　日（　　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記第２号様式（第４条関係）

年　月　日

佐用町長　殿

国立研究開発法人理化学研究
播磨事業所　所長

法人所有財産利用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所として、当研究所の財産を利用することについて、下記のとおり許可します。

記

１ 場所
（１）所在　兵庫県佐用郡佐用町光都１丁目１番地１
（２）区分 建物及び土地　一時滞在施設（研究交流施設）
駐車場

２ 利用内容
避難所

３ 利用期間
年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

４ その他
（１）施設等の利用については、既設物等を毀損させないよう注意すること。
（２）利用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

28　災害時における救援物資の輸送等に関する協定

佐用町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害・火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における救援物資の輸送等に関する協定を締結する。

第１条（目的）
この協定は、町域内において大規模な地震・風水害・火災等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者に対して食料及び生活必需品の救援物資（被災者のために甲が調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）の輸送等の確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（物資集積・搬送拠点の設置）
甲は、災害時において避難所等への救援物資の配送が円滑に行えないと認める場合、救援物資の荷下ろし、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）を行い、又は輸送等を行うための拠点となる施設（以下「物資集積・搬送拠点」という。）を設置する。

第３条（協力要請）
甲は、前条の規定により物資集積・搬送拠点を設置しようとする場合には、乙に対し、当該物資集積・搬送拠点における次の各号の業務を「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第 1 号）により要請することができる。 ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
(1)　避難所等への救援物資搬送に係る計画策定及び輸送
(2)　甲が設置する物資集積・搬送拠点における荷役
(3)　各業務に必要な人員及び機材の提供

第４条（協力の実施）
乙は、前条の規定による派遣の要請があった場合は、業務に支障がない範囲において、可能な限り協力することに努めるものとする。

第５条（業務の円滑実施の取組）
甲は、乙が第 3 条の規定による業務を円滑に実施できるよう、次の各号について実施するように努めるものとする。
(1)　乙が物資輸送に使用する車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行
(2)　被害状況に係る情報の提供

第６条（報告）
乙は、甲の要請を受けて業務を行った場合には、「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第 1 号）により報告することとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は、口頭によるものとし、後日速やかに文書により報告するものとする。

第７条（経費の負担及び請求等）
甲が乙に要請した業務（以下「業務等」という。）に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用の算出方法については、災害発生時における当該地域の事業所の届出運賃料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

第８条（事故等）
乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し文書により報告し、甲乙協議の

上、適切な措置を講じるものとする。

第９条（協議）
　この協定に定めのない事項又は協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

第１０条（有効期間）
　この協定の有効期間は、令和３年２月１５日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出でがないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

　この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

令和３年２月１５日
（協定者乙　兵庫県神戸市灘区大石東町２丁目４番 27 号
　　一般社団法人兵庫県トラック協会会長）

29 神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書

神戸市と佐用町は、次のとおり連携・協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、両者がそれぞれの有する資源を有効に活用しながら連携・協力した取組みを実施することによって、両者が活力を高め、持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）
第２条　両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力する。
（１）里山・農地保全活用及び森林管理等のノウハウの共有による農業・農村振興及び森林保全
（２）地域資源を活かした相互交流
（３）災害時の相互応援
（４）その他、本協定の目的の達成に向けて連携・協力が必要と認められる事項

（連携・協力の推進）
第３条　連携・協力に向け、必要に応じて両者の所管部署において協議を行い、前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するものとする。また、具体的な実施事業については、両者の合意により定める。

（改正・廃止）
第４条　本協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

（その他）
第５条　本協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。また、必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年７月19日
（以下、協定締結者名等は省略）

30　佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

佐用町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の課題解決に取組み、住民サービスの向上と地域の活性化を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」）という。）を締結する。

（目的）

第１条　　本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、住民サービスの向上とより豊かで健康的な暮らしの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(1) 健康維持・増進に関する事項

(2) 食育に関する事項

(3) 防災・減災対策等地域の安全・安心に関する事項

(4) スポーツ振興に関する事項

(5) その他、両者が協議し、必要と認める事項。

２　甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施に当たっては、甲乙合意のうえ、決定する。

（守秘義務）

第３条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

２　甲及び乙は本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月31日までとする。 ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により特段の申出を行わないときは、さらに１年間更新し、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第５条　甲又は乙のいずれかから協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１５日

（以下、協定締結者名等は省略）

31　災害時における連携協力に関する協定書

兵庫県佐用町（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、兵庫県佐用町内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、兵庫県佐用町内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

⑴　被災者に対する弁護士による相談

⑵　被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供

⑶　前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第４条　甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第５条　相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第６条　乙が、第５条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第７条　乙が、第５条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

２　乙が、第５条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第８条　乙は、第５条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第９条　甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）
第１０条　従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。
（日当等）
第１１条　第５条及び第９条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
（乙独自の相談活動への協力）
第１２条　乙が、災害等の状況に照らし、第４条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第６条及び第７条第２項に定める協力をするものとする。
２　前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。
（車両の通行）
第１３条　甲は、乙が第４条（第１２条２項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。
（協定の期間）
第１４条　この協定の期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとし、その後期間満了の日から１ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに３年間延長し、以後はこの例によるものとする。
（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有する。

令和４年２月２日
（以下、協定締結者名等は省略）

32　災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書

　佐用町（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条　本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。
（運用方法）
第３条　支障となる障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。
（費用負担）
第４条　甲及び乙は、第３条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。
（損失補償）
第５条　甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。
２　第３条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。
（意見交換）
第６条　甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。
（有効期間）
第７条　本覚書の有効期間は覚書締結日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに１年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。
（疑義等の決定）
第８条　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。
本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年３月１６日
（協定者乙　関西電力送配電株式会社　兵庫支社　姫路電力本部長）

33　災害時における支援協力に関する協定

　佐用町（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条 この協定は、佐用町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、被
災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。
（支援の内容）
第２条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。
（１）災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
（２）徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
（３）避難所における炊き出し、暖房に使用する石油類燃料を可能な限り優先的に供給すること。
２ 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、可能な限り優先的に供給するものとし石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。
（１）甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
（２）石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。
３ 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。
（１）火災又は救急事故発生時における 119 番通報の実施
（２）火災発生時における初期消火活動の実施
（３）救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
（４）救急措置その他の協力できること
（５）石油類燃料の価格の高騰の防止
（支援の実施）
第３条 乙は前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。
（経費の負担）
第４条 第２条第１項及び第２項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については通常の商取引の例によるものとする。
２ 第２条第２項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議の上、決定するものとする。
３ 前２項に定めないものについては、乙の負担とする。（防災情報の発信）
第５条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所

及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。２ 甲は、前項の情報の発信及び第２条第１項第２号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

（事業継続計画）

第６条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

（情報の交換）

第７条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年２月１４日

（協定者乙　兵庫県石油商業組合　第４協議会長）

年　　月　　日

出荷要請書

兵庫県石油商業組合

災害対策本部長　行

（FAX：078-321-5615）

○要請者（担当部署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害時における協定に基づき、災害応急対策に対する石油類燃料の供給協力について、下記のとおり要請致します。

日時	年　月　日　時	
要請場所		
内　容	品目名	数量
その他		

●返信先 FAX 番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受付No.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

兵庫県石油商業組合　災害対策本部
受付日　　年　　月　　日 （　　） 時　間 担当者 【メモ】

34　災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

　佐用町（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が佐用町内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における佐用町民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。
（要請）
第２条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
２ 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
３ 乙は、前２項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。
（要請手続）
第３条 前条第１項、第２項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。
（被災者相談業務の範囲）
第４条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。
（１）相続に関する相談
（２）不動産登記及び商業、法人登記に関する相談
（３）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
（４）成年後見制度に関する相談
（５）その他司法書士法に定める業務に関する相談
（被災者相談業務の実施）
第５条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。
（１）相談会の広報
（２）相談会場の確保
（３）関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整
２ 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
（１）相談員の派遣
（２）相談の実施
（体制整備）
第６条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
２ 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

３ 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第７条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

２ 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

（相談料）

第８条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第９条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月 31 日までとする。ただし有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年４月４日

（協定者乙　兵庫県司法書士会長）

35　災害時等における無人航空機の運用に関する協定

　佐用町（以下「甲」という。）と株式会社エアーアシストジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。
（協力業務の範囲）
第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。
（１）災害対応等に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
（２）災害地図の作成等の災害支援に関する業務
（３）その他甲が必要と認める業務
２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。
（協力要請書）
第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。
（協力業務の実施）
第５条　乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。
（安全の確保等）
第６条　甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。
（業務報告）
第７条　乙が第５条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。
（映像等の所有権）
第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。
２　乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用負担）
第９条　協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（協力業務の責任負担）

第１０条　協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。
２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。
３　収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。
（平常時の準備）
第１１条　乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。
（訓練の参加）
第１２条　乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。
（実施細目）
第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。
（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１５条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年４月２１日

（協定者乙　株式会社エアアシストジャパン代表取締役）

別記様式（第４条関係）

年　　月　　日

株式会社エアーアシストジャパン　椿　祐樹　　様

佐用町長

協　力　要　請　書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第２条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所　属	職　名
	氏　名	電　話
電話、FAX等による要請日時	年　　月　　日（　　）	午前・午後　　時　　分頃
要請内容		
場所		
期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで	
備考		

（マ 45－様式 2-1,2-2）

１　県及び他市町への応援要請、自衛隊への派遣要請一覧表

（全対策部共通）　　年　月　日　時　分

対策部		県及び他市町への応援要請内容	県及び他市町必要人員	自衛隊の派遣要請内容	自衛隊必要人員	備考（応援先、必要な資格等）
統括部						
総務対策部						
生活対策部						
医療健康対策部						
教育対策部						
建設農林対策部						
消防組合						
消防団本部						
上下水道対策部						
地域対策部	上月地域対策班					
	南光地域対策班					
	三日月地域対策班					
西はりま天文台公園						
朝霧園						
子育て支援センター						

対　策　部	県及び他市町への応援要請内容	県及び他市町 必　要　人　員	自衛隊の派遣要請内容	自　衛　隊 必　要　人　員	備考（応援先、必要な資格等）
笹　ヶ　丘　荘					
給食センター					
クリーンセンター					
佐用保育園					
利神保育園					
上月保育園					
南光保育園					
三日月保育園					
	合　　計		合　　計		

※ 県等への応援要請が必要な場合は、応援要請人員に必要な人員及び備考欄に応援先、内容等を記載してください。

2　各対策部応援活動報告書

（マ 45－様式 3）

項　　目	内　　容
応援活動場所	
応援活動期間	
応援延べ人数	
応援活動組織等 （指揮者・人員・車両等）	
応援活動の内容	
使用器材及び 消費物品等	
その他参考事項	
別添資料 （毎日の応援組織・応援人数等）	

3　各対策部応援活動記録一覧表（日別）

（マ 45－様式 4）

活動内容	年　月（人員計）																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

4　受け入れ拠点のヘリポート・宿営地

（マ 45）

施　設　名　称	所　在　地	兵庫県ヘリコプター 臨時離着陸場適地等	備　考
佐用中学校グラウンド	本位田乙 104 番地 5		4087-6024-6180
佐用小学校グラウンド	佐　用 287 番地		4087-5978-6491
旧利神小学校グラウンド	口長谷 808 番地		4087-6160-5902
旧江川小学校グラウンド	豊　福 278 番地		4087-5667-5652
み　う　ち　若　杉　館	海　内　63 番地		4087-6697-5007
旧石井小学校グラウンド	上石井 764 番地 1	北緯 35° 06′ 23″ 東経 134° 21′ 41″	西 155　4087-6019-4501
上月中学校グラウンド	上　月 901 番地		4087-5315-6898
上月小学校グラウンド	上　月 861 番地		4087-5322-6937
旧幕山小学校グラウンド	本　郷 586 番地 1		4087-5109-6401
旧久崎小学校グラウンド	久　崎　50 番地		4087-5716-7464
上　月　グ　ラ　ウ　ン　ド	上　月1073 番地	北緯 34° 59′ 07″ 東経 134° 19′ 04″	西 157　4087-5293-6966
上津中学校グラウンド	下徳久1357 番地		4087-6385-6833
旧中安小学校グラウンド	米　田 110 番地		4087-6281-6962
南光小学校グラウンド	西徳久1112 番地 1		4087-6703-6667
旧三河小学校グラウンド	上三河　72 番地		4087-7056-5276
南光スポーツ公園①	林　崎 839 番地	北緯 34° 59′ 58″ 東経 134° 24′ 17″	西 159　4087-6747-6680
南光スポーツ公園②	東徳久1943 番地		4087-6748-6680
三日月中学校グラウンド	乃井野1700 番地		4087-7136-6902
三日月小学校グラウンド	乃井野1548 番地		4087-7206-6920
三日月三方里山公園	乃井野1720 番地	北緯 34° 59′ 19″ 東経 134° 25′ 49″	西 160　4087-7167-6897
ふれあいの里三日月	下本郷 647 番地 1		4087-7503-6752

※ 網掛けは、飛行場外離着陸場の許可基準に合致し、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場適地として掲載されている箇所です。

※ 備考欄の数字はＮコードです。

5　県への要請事項・担当・要請先一覧表

（マ 45－別表 1）

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	町（統括部）指示 →（総務対策部）	県地方本部（事務局）
隣接市町での避難所の開設 陸上鉄道輸送の要請 航空輸送の要請 陸上自動車輸送のあっせん 専門家の派遣 災害救援専門ボランティアの派遣	町（各対策部） →（総務対策部）	県地方本部（事務局） 町（統括部）
物資のあっせん 物資のあっせん（福祉関係機器） 食料の調達・あっせん	町（生活対策部） →（総務対策部）	県地方本部（事務局） 町（統括部）
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送） 風呂対策支援	町（生活対策部） →（総務対策部）	県健康福祉事務所（保健所）
放送要請 緊急警報放送要請 報道要請	町（各対策部） →（総務対策部）→（統括部）	県地方本部（事務局）
ヘリコプターの出動	町（総務対策部） →（統括部） 西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合 県消防防災航空隊 県本部が設置された場合（県本部事務局）
消防・救急応援	西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合、県本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	町（生活対策部）	県民局県民躍動室 町（総務対策部）→（統括部）
保健師･栄養士等保健関係者の派遣	町（医療健康対策部）	県健康福祉事務所（保健所） 町（総務対策部）→（統括部）
医療関係者の派遣	町（医療健康対策部）	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（総務対策部）→（統括部）
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 町（医療健康対策部）	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（総務対策部）→（統括部）
医療用水の確保	各医療機関	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（医療健康対策部）→（総務対策部） →（統括部）
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（医療健康対策部）→（総務対策部） →（統括部）
ヘリコプターによる患者搬送	各医療機関 →西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合 県消防防災航空隊 県本部が設置された場合 県本部事務局

要請事項	要請元	要請先
医薬品の供給	各医療機関	県薬務課 町（医療健康対策部）→（総務対策部） →（統括部）
血液の安定供給	町（医療健康対策部）	県薬務課 町（総務対策部）→（統括部）
	各医療機関	県赤十字血液センター
感染症対策薬剤等の提供	町（医療健康対策部）	県健康福祉事務所（保健所） 町（総務対策部）→（統括部）
愛玩動物の保護・収容	町（生活対策部）	県健康福祉事務所（保健所） 動物愛護センター 町（総務対策部）→（統括部）
生活必需物資の流通確保	町（生活対策部）	県地方本部（商工労政班） 町（総務対策部）→（統括部）
非常災害用木材の調達･あっせん	町（建設農林対策部）	県光都農林振興事務所 町（総務対策部）→（統括部）
建設資機材等のあっせん	町（建設農林対策部）	県本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）
被災宅地危険度判定士の派遣 応急危険度判定士の派遣	町（建設農林対策部）	県建築指導課 町（総務対策部）→（統括部）
応急仮設住宅の建設支援	町（生活対策部）	県光都土木事務所 町（生活対策部）→（総務対策部） →（統括部）
公営住宅の一時入居	町（生活対策部）	県光都土木事務所 町（生活対策部）→（総務対策部） →（統括部）
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	町（上下水道対策部）	県土木部上下水道課 町（総務対策部）→（統括部）
下水道復旧工事に関する人材派遣	町（上下水道対策部）	県土木部上下水道課（下水） 県土地改良事業団（農集） 町（総務対策部）→（統括部）
警察官の協力要請	町(各対策部) →（総務対策部）	警察署 町（統括部）
救助用建設資機材	町（建設農林対策部）	県本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）

6　災害ＶＣの設置基準（例）

（マ 52）

災害ＶＣの立ち上げは、1 つの基準として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける大規模又は広域的な災害発生時を想定することができる。これは、下表のレベル 1・2 にあたる。

	被災状況	社協関係の救援活動の体制
レベル1	① 激甚災害。被害が大きく、県内の大部分が被災 ② 広域で多数の家屋が全・半壊や床上・床下浸水 ③ 死傷者多数、避難所が開設 ④ ライフラインが広範囲にわたり途絶 ⑤ 幹線道路や鉄道など交通網がマヒ	① 県社協、県内の近隣市町社協にも対策本部や救援本部を設置 ② 全国の社協による職員派遣など支援体制をとる
レベル2	① 中規模災害 ② 市町内で多数の家屋が全壊・半壊 ③ 市町内で多数の床上浸水、床下浸水 ④ ライフラインが一部寸断 ⑤ 一部地域で人的被害が発生し、避難所が開設 ⑥ 交通網が一部でマヒ	① 主に被災地の町社協等が中心となって災害救援活動を行うが、発生直後から数週間ニーズも多く、県社協はじめ県内の市町社協が応援体制をとる ② 被災地の町社協と調整し、県社協より近畿ブロックはじめ全国の社協へ職員派遣を要請
レベル3	① 比較的、局所的な小規模災害 ② 一部地域で家屋が半壊 ③ 一部地域で多数の床下浸水 ④ ライフラインがほぼ正常稼動 ⑤ 一部地域で住民が避難	① 被災地の町社協等が中心となって災害救援活動を展開 ② 県社協等は後方支援を行う

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用申請等に関すること（統括部関係）

（マ 15-様式 24）

年　　月　　日　　時　　分現在

（災害救助法の適用申請等に関すること）

（被災者生活再建支援金に関すること）

請求件数（全壊、大規模半壊、中規模半壊）・支給日・件数・金額等

（フェニックス共済に関すること）

請求件数・支給日・件数・金額等

（一時転居者支援に関すること）

請求件数・支給日・件数・金額等

（住宅災害復興融資利子補給に関すること）

請求件数・支給日・件数・金額等

（高齢者住宅再建支援に関すること）

請求件数・支給日・件数・金額等

（被災者生活復興資金貸付制度に関すること）

請求件数（地域別）・支給日・件数・金額等

2　災害救助法の適用基準

（マ 53）

町において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合、次の各号のいずれかに該当するときには、知事が災害救助法を適用する。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第２条第 1 項）

①佐用町の区域内での被害

住家の滅失世帯数が 50 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

② 県の区域内での被害

県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が 25 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

県の区域内で、住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合。町で多数の世帯の住家が滅失した場合。多数の世帯とは、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から、最低５世帯以上は必要と考えられる。

又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。

（例）

・被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

・水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）

③多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する被害（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、町が被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

■ 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

(1) 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1

(2) 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1/2

(3) 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1/3

3　実施項目一覧表

実施項目	実施期間	町の担当
避難所の設置	7 日以内	●教育対策部
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工	生活対策部
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	●教育対策部 ●生活対策部
飲料水の供給	7 日以内	●上下水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	●生活対策部

医療及び助産	14 日以内 分娩の日から 7 日以内	●医療健康対策部
被災者の救出	3 日(72 時間)以内	●西はりま消防組合
住宅の応急修理（被災の状況に応じて）	10 日以内 3 ヶ月以内	生活対策部
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	教育対策部
埋葬	10 日以内	●生活対策部
死体の捜索 死体の処理	10 日以内	●総務対策部 ●生活対策部
障害物の除去	10 日以内	生活対策部

その他、輸送や賃金職員等雇上・救助に要した事務の費用、実費弁償などが含まれる。

※「担当部署」に●印がある項目は、緊急を要し県の通知等を待ついとまがない場合には町が実施する。

4　実施項目の基準

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器材の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費、天幕の借上費及び仮設便所等の設置費　など	（基本額）避難所設置費 1人1日当たり360円以内 ※福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能。 （更に再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）	災害発生の日から7日以内	避難所へ収容する者は、当該市町村における居住地の有無には関係ない 豪雪地帯等であって豪雪等のために避難所に行き着くことが困難な場合には、少数世帯が避難した近くの住家等をもって法による避難所と認めて差し支えない。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	＜建設型応急住宅＞ 原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費、借地料等すべての経費 ＜賃貸型仮設住宅＞ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠な経費（ 範囲は別途協議）　など	1　規格　1戸当たり ＜建設型応急住宅＞ 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　1戸当たり ＜建設型応急住宅＞ 7,089,000円以内 （平均単価が7,089,000円以内であればよい） ＜賃貸型応急住宅＞ 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は、完成の日から最高2年以内	建設型応急住宅は、同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置でき、それらの規模及び費用は別途内閣府との協議による。(規模の基準及びその設置のために支出する費用の限度額は、知事が別に定める） 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能（ 別途、内閣府協議が必要）
炊き出しその他による食品の給与	避難所を供与された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者	主食費、副食費、燃料費　など	1人1日1,390円以内 ・ 主食、副食、燃料、雑費等の一切の経費を含む。 ・ 大人も小人も全て1人で計算する。 ・ 1食は1/3日として計算する。	災害発生の日から7日以内	食品の給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 高齢者等や長期化に対応してメニューの多様化、適温食の供給等についても配慮する。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費	1　当該地域における通常の実費 2　供給必要量を浄水又は運搬する直接・間接の実費 3　機械器具の借り上げ料、修繕費及び燃料費の通常実費。	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>支出費用</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>４　浄水用の薬品及び資材費の通常の実費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td rowspan="6">被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物支給
１　被服、寝具及び身の回り品
２　日用品
３　炊事用具及び食器
４　光熱材料</td><td rowspan="6">世帯の区分に応じ、下記の表に定める額の範囲内
夏季（4月～9月）
冬季（10月～3月）</td><td rowspan="6">災害発生の日から10日以内</td><td rowspan="6">現物給付に限る。
輸送費、賃金職員雇上費は別途計上</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼・流出</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者</td><td>診療、薬剤又は治療材料の支給及び処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所の供与、看護</td><td>１　救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所
社会保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>医療は原則として、救護班により行う。ただし、救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者等がある場合、若しくは救護班が到着しない場合に医療機関により行える。
患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td><td>分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td><td>１　救護班による場合、使用した衛生材料等の実費
２　産院その他の医療機関による場合、使用した衛生材料及び処置費の実費
３　助産士による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>出産のみならず死産及び流産を含む。
妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態に</td><td>船艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日（72時間）以内</td><td>期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。</td></tr>
</table>

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
	ある者	び燃料費			※ 通常、４日以後については死体の捜索（10 日以内）として扱う。 　輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）	当該地域における通常の実費 ※福祉避難所を設置した場合は、消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び　建設事業者、団体等の施工費	１世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、事業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。
	住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（世帯単位）又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費	１　半壊又は半焼の世帯　739,000 円以内 ２　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　358,000 円以内 ※（１世帯あたりの平均ではなく、世帯ごとの基準額）	災害発生の日から３か月以内（ただし、国の災害本部が設置された場合は災害発生の日から６箇月以内）に完了	被災した住宅の応急修理は、現物をもって行う。 ○同一住家に２ 以上の世帯が居住している場合は１世帯とみなす。 ○ アパート等で１室１世帯のものは、各室を１戸とみなす。 ○ 借家等は、通常は、その所有者が修理を行うものである。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	教科書、教材（教育委員会に届出又はその承認を受け使用しているもの 文房具 通学用品	１　教科書及び教材実費 ２　文房具及び通学用品 小学校児童　　１人 5,500 円以内 中学校生徒　　１人 5,800 円以内 高等学校等生徒　１人 6,300 円以内	災害の発生日から教科書及び教材１か月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	備蓄物資は評価額 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。 教科書の給与を優先する。

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	棺（付属品を含む）、棺材等の支給 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） 骨つぼ及び骨箱の支給	大人（12歳以上） 1体　232,200円以内 小人（12歳未満） 1体　185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、賃金職員雇上費は別途計上。 被災者の救出と死体の捜索とを区分することが極めて困難である場合は、災害発生後３日は救出とし、それ以後は捜索として扱われることが多い。
死体の処理	災害の際、死亡した者	洗浄・縫合・消毒等の処置、一時保存、検案	１　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体　3,700円以内 ２　死体の一時保存 （1）既存建物利用の場合 通常の実費 （2）既存建物を利用できない場合 1体　5,900円以内 ３　救護班以外は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	検案は、原則として救護班 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 一時保存用のドライアイスについては、通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	1世帯当たり　143,900円以内の額 （市町ごとの1世帯あたりの平均金額が限度額内であれば差し支えない）	災害発生の日から10日以内	同一住家に２世帯が居住している場合には、１世帯あたりの限度額とする。 法による障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫は対象とならない。 １世帯当たりの障害物の除去のための支出できる費用は、１世帯当たりの平均を示したものである。
救助のための輸送、賃金職員等の雇用	救助のため、次に掲げる事項について輸送を行ったとき、賃金職員等を雇用したとき	被災者の避難 医療及び助産 被災者の救出 福祉サービスの提供 飲料水の供給 死体の捜索及び処理 救済用物資の整理配分	輸送費、賃金職員等雇上費の額は、通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	広義の救援用物資であっても、次の場合には各救助の基準額の中に包含されているので、原則として賃金職員等雇上費には計上しないこと。 避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する賃金職員雇上費、応急仮設住宅建築の賃金職員雇上費、住宅の応急修理の賃金職員雇上費、埋葬の棺、骨壺の輸送のための賃金職員雇上げ費、死体の一時保存のための仮設安置所設置資材の輸送、障害物除去のための資材の輸送

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
救助に要した事務費	時間外勤務手当　賃金　旅費　消耗品費　燃料費　食糧費　印刷製本費　光熱水費　修繕費　使用料及び賃借料　委託費　通信運搬費　災害ボランティアに係る費用	法第４条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 応急救助を実施する期間の経費に限られる。	救助費合算額に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。（県及び法適用市町でその額を案分等する） 3,000 万円以下 ・・・・・・・・・・・・ １０／１００ 3,000 万円を越え 6,000 万円以下 ・・・・ ９／１００ 6,000 万円を越え １億円以下 ・・・ ・・・８／１００ １億円を越え ２億円以下 ・・・・・・・・ ７／１００ ２億円を越え ３億円以下 ・・・・・・・・ ６／１００ ３億円を越え ５億円以下 ・・・・・・・・ ５／１００ ５億円を超過 ・・・・・・・・・・・・・ ４／１００	災害発生の日から救助の期間内に支出したものに限られる。この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払いの意味ではない。	市町が一時繰替支弁した事務費の全額が県から支弁されるのではなく、上記の国庫負担の対象となる範囲内で、県が予算措置した額を上限に市町に支弁されるものであること。（県及び法適用市町でその額の案分等を実施）
実費弁償	災害救助法施行例第４条第１号から第４号までに規定するもの		災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

5　添付書類

救助の種類	書類名	様式
全ての救助	救助の種目別物資受払状況	様式第 1 号 （県様式第 22 号）
避難所の供与	避難所設置及び収容状況	様式第 2 号 （県様式第 23 号）
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅台帳	様式第 3 号 （県様式第 24 号）
炊き出しその他による食品の給与	炊き出し給与状況	様式第 4 号 （県様式第 25 号）
飲料水の供与	飲料水の供給簿	様式第 5 号 （県様式第 26 号）
被服・寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	物資の給与状況	様式第 6 号 （県様式第 27 号）
医　　療	救護班活動状況 病院診療所医療実施状況	様式第 7 号 （県様式第 28 号） 様式第 8 号 （県様式第 29 号）
助　　産	助産台帳	様式第 9 号 （県様式第 30 号）
被災者の救出	被災者救出状況記録簿	様式第 10 号 （県様式第 31 号）
被災した住宅の応急修理	住宅応急修理記録簿	様式第 11 号 （県様式第 32 号）
学用品の給与	学用品の給与状況	様式第 12 号 （県様式第 34 号）
埋　　葬	埋葬台帳	様式第 13 号 （県様式第 35 号）
死体の捜索	死体捜索状況記録簿	様式第 14 号 （県様式第 36 号）
死体の処理	死体処理台帳	様式第 15 号 （県様式第 37 号）
障害物の除去	障害物除去の状況	様式第 16 号 （県様式第 38 号）
救助のための輸送費	輸送記録簿	様式第 17 号 （県様式第 39 号）

マ 53

（様式第１号）救助の種目別物資受払状況

町名＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年月日	品　　名	単位 呼称	摘　　要	受	払	残	備　　考
(例) 避　難　所　用								
炊き出しその他 による食品給与用								
給水用機械器具 燃料浄水用薬品資材								
被 服 寝 具 等								

（様式第２号）避難所設置及び収容状況

町名＿＿＿＿＿＿

避難所 の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品　名	数　量		
計								

（様式第３号）応急仮設住宅台帳

町名＿＿＿＿＿＿

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏　名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
計	世帯										

（様式第４号）炊き出し給与状況

町名＿＿＿＿＿＿

炊き出し 場の名称	月日			月日			月日			３日間 小　計			月日			４日目 以降小計			合計	実支 出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計																					

（様式第５号）飲料水の供給簿

町名＿＿＿＿＿＿

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借り上げ			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
計											

（様式第６号）物資の給与状況

町名＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
					ふとん	毛布	作業衣		なべ			
計	全壊	世帯										
	半壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日　　給与責任者　　印

（様式第７号）救護班活動状況

町名＿＿＿＿＿＿

救護班名　　班長　医師　　印

月日	市（区）町名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
計						

（様式第８号）病院診療所医療実施状況

町名＿＿＿＿＿＿

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計機関	人								

（様式第９号）助産台帳

町名＿＿＿＿＿＿

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
計					

（様式第 10 号）被災者救出状況記録簿

町名＿＿＿＿＿＿

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
計											

（様式第 11 号）住宅応急修理記録簿

町名＿＿＿＿＿＿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計　世帯				

（様式第 12 号）学用品の給与状況

町名＿＿＿＿＿＿

学校名		学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳							実支出額	備考
						教科書				その他学用品				
						国語	算数			鉛筆	ﾉｰﾄ			
計	小学校		人											
	中学校		人											
	高等学校等		人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）　　印

（様式第 13 号）埋葬台帳

町名＿＿＿＿＿＿

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺附属品を含む	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
計		人								

（様式第 14 号）死体捜索状況記録簿

町名＿＿＿＿＿＿

年月日	捜索地区	捜索死体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者（管理者）氏名		
						円	
計							

（様式第 15 号）死体処理台帳

町名＿＿＿＿＿＿

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
計		人									

（様式第 16 号）障害物除去の状況

町名＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分		氏　名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　考
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

（様式第 17 号）輸送記録簿

町名＿＿＿＿＿＿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕				燃料費	実支出額	備考
			使　用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
計													

第２　避難対策

１　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員(人) 注1	備蓄物資	備　考
佐用	佐用小学校体育館	佐　用	82-2824	235	○	町民プール含む
	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○	
	江川体育館	豊　福	84-0002	198	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域
上月	幕山体育館	本　郷	87-0002	96	○	※旧校舎 （山腹崩壊危険区域）
	上月小学校体育館	上　月	86-0029	200	○	
	久崎体育館	久　崎	88-0016	187	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
南光	中安体育館	米　田	78-0030	228	○	浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	南光小学校	西徳久	78-0038	238	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	三河体育館	上三河	77-0004	227	○	土砂災害警戒区域
三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	○	※校舎 （土砂災害警戒区域）
計	10箇所					

※ 備考の浸水想定は最大規模24時間当たり578mmの雨を想定したものとする。

※ 上記すべての施設が指定緊急避難場所であり、避難生活が長期に渡るときの指定避難所である。

※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。

※ 災害の状況等により、上記の施設の中から緊急避難場所として指定する。

※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。

※ 地震時は、指定緊急避難場所をグラウンドとし、施設の安全が確認されたら指定避難所とし使用する。

※ 　　網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

（他に安全な施設がないため指定緊急避難場所及び指定避難所とする。ただし、避難指示や土砂災害警戒情報などにより、施設の2階以上を使用する。）

※ ○は備蓄物資等の保管有

注1　収容人員は、1人3.3㎡で算出

2　その他公共施設一覧表

地　域	公 共 施 設 名	所在地	電話番号	収容人員(人) 注1	備蓄物資	備　考
佐　用	子育て支援センター	長　尾	82-0341	61		
	コミュニティ防災センター	円応寺	82-3872	62		浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	佐用中学校体育館	本位田	82-2102	258		校舎(土砂災害警戒区域)
	長　谷　体　育　館	口長谷		200		
	佐用町地域福祉センター	平　福	83-2946	47	○	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	道の駅ひらふく	平　福	83-2373	38 注2		
	平　福　体　育　館	平　福		94		土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	ふれあいの郷海内（若杉館）	海　内	85-0012	41	○	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	石　井　体　育　館	上石井		192		土砂災害警戒区域
	ゆうあいいしい	上石井	85-0100	76	○	土砂災害警戒区域
上　月	上月中学校体育館	上　月	86-0027	278		家屋倒壊等氾濫想定区域
	上月地域交流センター（支所）	上　月	86-1153	133		浸水想定区域 土砂災害警戒区域
	上　月　体　育　館	上　月	86-0441	547		浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
	上月歴史資料館	上　月	86-1616	86 注2		土砂災害警戒区域
	笹　ヶ　丘　荘	円光寺	88-0149	181		山腹崩壊危険区域
南　光	南光文化センター	下徳久	78-0264	114	○	浸水想定区域
	上　津　中　学　校	下徳久	78-0018	308		土砂災害警戒区域
	南光地域福祉センター	東徳久	78-1212	60		
	南光自然観察村	船　越	77-0160	96	○	家屋倒壊等氾濫想定区域
三日月	三日月小学校	乃井野	79-2021	173		土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	三日月地域交流センター（支所）	三日月	79-2001	69	○	土砂災害警戒区域
	ふれあいの里三日月	下本郷	79-2994	44	○	山腹崩壊危険区域
	ほっとちゃん	南　広		48	○	
計	23 箇所					

※ 備考の浸水想定は最大規模 24 時間当たり 578mm の雨を想定したものとする。

※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。

※ 災害の状況等により、上記の施設の中から応急期などに避難所として指定する場合もある。

※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。

※ ▒▒ 網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等

（他に安全な施設がないため指定避難所とする。ただし、避難指示や土砂災害警戒情報などにより、

校舎及び体育館の 2 階以上を使用する。）

※ ○は備蓄物資等の保管有

注 1　収容人員は、1 人 3.3 ㎡で算出

注 2　道の駅ひらふく、上月歴史資料館の収容人員は、一時的な避難として 1 人 1 ㎡で算出

3　福祉避難所一覧表

（マ 14）

■ 障害者支援施設等（医療健康対策部）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
障害者支援施設　いちょう園	佐用 1506	82-0003	82-2877
障害者支援施設　千種川リハビリテーションセンター	平福 780	83-2001	83-2002
障害者支援施設　播磨園	多賀 2268	78-0168	78-0169
障害者支援施設　三原ホーム	三原 335-13	79-3835	79-3836
救　護　施　設　南光園	西下野 880	77-0236	77-0715

■ 介護保険施設（医療健康対策部）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
介護老人保健施設　浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789
特別養護老人ホーム　朝陽ケ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035
特別養護老人ホーム　祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033
特別養護老人ホーム　はなみずき	安川 401	78-8003	78-8005
特別養護老人ホーム　サンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783
老 人 保 健 施 設　ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011

■ 養護老人施設（医療健康対策部）

施　設　名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
養護老人ホーム　佐用朝霧園（町施設）	林崎 662-8	78-8050	78-8051

４　指定避難所等のソーラー型照明設備の整備状況一覧表

（マ 54）

地　域	設置場所名	設置場所	区分	モデル名	消費電力	設置年月
上　月	上 月 支 所 玄 関 前	上　月 787-2	ＬＥＤ太陽光保安灯	GTBO-SOLA-34	15W	H23.3
	旧幕山小学校体育館入口	本　郷 586-1	ＬＥＤ太陽光保安灯	GTBO-SOLA-34	15W	H23.3
	上月小学校体育館入口	上　月 861	ＬＥＤ太陽光保安灯	GTBO-SOLA-34	15W	H23.3
	旧久崎小学校玄関前	久　崎 50	ＬＥＤ太陽光保安灯	GTBO-SOLA-34	15W	H23.3
	久崎地区センター周辺	久　崎 331-1	ＬＥＤ太陽光保安灯	GTBO-SOLA-34	15W	H23.3
計	５　　箇　　所					

5　避難所被災状況チェックシート

（マ 54-様式 1）

項　　目	チェック項目等	確　認
避難所の環境	避難所へは、安全に到着（道路の状況）できるか	□可　□不可
	避難所の建物に浸水の可能性はないか	□可　□不可
	避難所の周りに崩れそうな崖、建物はないか	□可　□不可
避難所の開設状態（職員到着よりも先に避難者が避難時）	建物内にいる避難者をまとめ、建物の安全を確認する。	□可　□不可
建物の安全確認が済むまで、避難者を入れない	建物は、傾いていないか	□可　□不可
	建物に大きなひび割れはないか	□可　□不可
	窓ガラスなどの危険な落下物はないか	□可　□不可
	火災は発生していないか、ガス漏れはないか	□可　□不可
ライフラインの確認	電気が使えるか	□可　□不可
	上水道が使えるか	□可　□不可
	下水道が使えるか	□可　□不可
その他の確認	電話、ＦＡＸが使えるか	□可　□不可
	テレビが使えるか	□可　□不可
	インターネットが使えるか	□可　□不可
	毛布はあるか	□済　□未済
	非常食・飲料水はあるか	□済　□未済
	備品は揃っているか	□済　□未済
	様式は揃っているか	□済　□未済

※ チェック後、（様式 2）避難所被害状況等調査表に記入

6　避難所被害状況等調査表

（マ 54-様式 2）

地区名		調査日時	月　日（　）　：
避難所名		担当者名	
所在地		所在部課名	
施設の被害状況	1　問題なし 2　問題あり（　　） 3　その他　（　　）		
周辺の被害状況	1　特に被害なし 2　被害あり　（　　）		
施設管理者	氏名（　　） 協議・連絡内容		
住民組織	組織名（　　）代表者名（　　） 協議・連絡内容		
避難の状況	避難所開設の要否（意見）		
その他			
現地で気がついた点	（周辺の状況等）		

7　避難所等入所届出簿（教育対策部関係）

【初動期～復旧期】（マ 54-様式 3）

自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿

No	避難日時	自治会名	世帯主名	氏　名（読みにくい場合はフリガナも）	性別	年齢	健康・ケガの状態
1	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
2	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
3	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
4	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
5	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
6	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
7	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
8	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
9	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
10	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
11	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
12	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良
13	月　日 午前 午後　時　分				男・女		□　良 □　不良

※　所属自治会の用紙に記入してください。

※　個人ごとに記入してください。

合計人数 人

8　避難者世帯台帳簿
（マ 54-様式 4）

発信者氏名 ：
発信者連絡先：
送信先電話 ：８２－２４２４　送信先ＦＡＸ：８２－０１２０

避難所名　　自治会名

入所年月日	年　月　日　午前・午後　時　分頃				
住　所	佐用町			電話番号	－　－
避難者のみ記入	氏名 読みにくい場合はフリガナ	性別	年齢	健康状態等 入れ歯やめがねの不備、病気など特別な配慮が必要な場合	緊急時携帯電話 勤務先等連絡先
世帯主		男・女		良・不良	
ご家族		男・女		良・不良	
		男・女		良・不良	
		男・女		良・不良	
		男・女		良・不良	（親族など） 住所 氏名 続柄 電話番号
		男・女		良・不良	
		男・女		良・不良	

家族の状況
□ 全員避難している。
□ 避難は全員ではないが、安否確認は全員連絡がとれた。
□ 安否の確認が取れていない。
（氏名）　（年齢）
（居ると思われ場所）

他から安否の問い合わせがあった場合
答えることに　□ 同意する　□ 同意しない

避難所につれてきたペットの状況　□ 無
種類（　）　体格（　）　毛色（　）

避難所における所在場所
□ 避難所　だいたいの位置 →
□ 体育館　□ 校舎（　階　室）
□ テント
□ 車（ナンバー　）
□ その他

家屋の状況
わかる範囲で記入してください。
□ 全壊
□ 半壊
□ 床上浸水（平屋建・二階建）

退所予定日
□ 水害の水が引いたとき
□ 道路が開通したとき
□ ﾗｲﾌﾗｲﾝ（水・電気）が通ったとき
□ 親族宅等での受け入れが決まったとき
□ その他（　）

備　考

退所	月　日　午前・午後　時
	退所先 □ 自宅　□ その他 （住所） 様方（続柄　） （電話番号）

9　避難所状況報告書
（マ 54-様式 5）

発信者氏名： 発信者連絡先： 送信先電話：82－2424　送信先ＦＡＸ：82－0120

避難所名			担　当 職員名			
報告日時	月　日　時　分		受　信 受　理 職員名			
避　難 世帯数	現在数		前日数		差　引	
避難者数	現在数		前日数		差　引	
健康状態	（風邪などの発生状況）					
避難所の 生活環境						
避難所の 雰囲気等						
物資の 過不足						
その他 連絡事項						

【 物資係への連絡 】

	避　難　者	在宅被災者 （ライフライン使用不可）	避難所担当者 ボランティア	計
日分　朝食				
昼食				
夕食				
飲料水の状況				

10　避難所収容記録簿
（マ 54-様式 6）

発信者氏名：
発信者連絡先：
送信先電話：82－2424　送信先ＦＡＸ：82－0120

避難所施設名（　　）氏名　あ・か・さ・た・な・は・ま・や・ら・わ　行

避難日時	自治会名	世帯主名	氏　名	安否情報	性別	年齢	健康状態	退所日時	退所先
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他
月　日 時　分				同意 拒否	男･女		良・不良	月　日 時　分	自宅・その他

11　連絡表

（マ 54-様式 7）

<table>
<tr><th colspan="6">連　絡　票</th></tr>
<tr><td>相手方
氏　名</td><td colspan="2"></td><td>相手方
住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>相手方
電話番号</td><td colspan="2">－　　－</td><td>相手方
続　柄</td><td colspan="2">□ 親　族（　　）
□ 会　社
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>確認者
自治会名</td><td colspan="2"></td><td>確認者
氏　名</td><td colspan="2">様宛</td></tr>
<tr><td>用　件</td><td colspan="5">□ 安否確認のみ
□ 電話をかけて欲しい（電話番号　　）。
□ 避難所訪問・面接
□ その他</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

12　避難所退所者届出簿

（マ 54-様式 12）

No.＿＿＿　＿＿＿＿＿避難所　　年　月　日

退所日時	自治会名	世帯主名	氏　名	退 所 先 自宅の場合、詳細な記入は不要、その他の場合は住所、様方（続柄）、電話番号	健康・ケガの状態
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	
月　日 午前・午後　時　分				□　自宅　□その他	

13　避難者一時外出届出簿

（マ 54-様式 13）

No.　　避難所　　年　月　日

退所日時	自治会名	世帯主名	氏　名	外出先	入所日時
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分
月　日 午前・午後 時　分				自宅・会社・学校	月　日 午前・午後 時　分

14　避難者事務引き継ぎ書

（マ 54-様式 14）

避難所名		記入者名	
記入日時	月　　日　　時	引継者名	
連絡事項			
処理等対応必要事項			

15　避難所共通理解ルールのお知らせ

（マ 54-別紙 1）

避難所共通理解ルールのお知らせ

佐用町災害対策本部

この避難所の共通理解ルールは次のとおりです。ご協力をお願いします。

1．この避難所は、地域の防災拠点です。
　この避難所における開放部分は、基本的に体育館のみです。その他の部屋には立ち入らないでください。
2．避難所は、電気、水道などのライフラインの復旧する頃を目途に閉鎖します。
3．避難所の運営について、各自治会・隣保等からの代表者・世話人等にご協力をお願いします。また、協議が必要な場合には、運営委員会を開催しますのでよろしくお願いします。
4．避難者は、入所時に避難者世帯台帳を提出してください。
　退所の際には、避難所退所届出簿に記入し、退所後の連絡先が判るようにしてください。
　また、昼間等一時避難所を離れる場合には、　　にて管理を行いますのでご協力をお願いします。
5．食料、物資は、原則として全員に配給できる状況となるまで配給をしませんので、ご理解ください。
　ミルク・おむつなど特別な要望は、申し出てください。
　配給は、避難所以外の近隣の人（在宅被災者）にも公平に行います。
　数量が不足する物資（毛布等）などは、高齢者、乳幼児、障害者、子ども、大人の順に配分します。
　食料配給の時間は、　　時、　　時、　　時に体育館入口にて配給の予定です。
6．消灯は、夜の 10 時です。
　廊下は点灯したままとし、体育館は照明を落とします。
7．電話は、取り次ぎません。
　個人宛の電話については、伝言メモに記入し、体育館入口に掲示しますので各人でチェックしてください。
　なお、電話の受信は、原則、午前　時　分～午後　時　分の間のみ行います。
8．携帯電話は、マナーモードにしておいてください。また、通話は人の迷惑にならない場所でお願いします。特に近くにペースメーカーを入れている方がいらっしゃる場合には注意をお願いします。
9．各種伝達情報は、体育館入口に掲示します。
10．防災行政無線による定時放送、緊急放送の際には静かにしてください。
11．トイレの清掃は、避難者が交替で行うことにします。
　清掃の時間は、　　時、　　時、　　時とします。
12．ゴミは、分別して指定された場所に出してください。
13．喫煙については、敷地内禁煙となっておりますのでご協力ください。
　また、飲酒についても控えてください。
14．犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止し、避難者に迷惑がかからないようにしてください。

※ 避難所などの慣れない場所での生活で、筋力が低下したり、姿勢が悪かったりすると、背骨に余分な負担がかかり腰痛がでることがあります。適度な運動（ストレッチング）を行い、予防に心がけましょう。

16　ペットの飼い主の皆さんへのお願い
（マ 54-別紙 2）

ペットの飼い主の皆さんへのお願い

佐用町災害対策本部

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活をおくってください。

○ ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。室内には、絶対に入れないでください。

○ 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。

○ ペットの夜の苦情、危害防止に努めてください。

○ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。

○ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。

○ ノミの駆除に努めてください。

○ 飼育困難な場合は、　　に相談してください。

《ペットの指定場所》　避難所ごとに指定

場所を示した地図

第３　災害時避難行動要支援者支援対策

１　災害時避難行動要支援者支援状況一覧表（医療健康対策部）【初動期～復旧期】

（マ 56-様式 1）

年　　月　　日　　時　　分現在

自治会名等	日　　時	支　援　状　況
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	

１　孤立集落一覧表

（マ 58－別表 1）

地域	地区	集落名		想定被害	通信手段	Ｎコード
佐用地域	長谷地区	奥金近		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-60
		奥長谷		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-56
	石井地区	水根		倒木による道路封鎖	防災行政無線子機	4087-62-46
		青木		土砂災害	IP 無線機	4087-59-47
		若州		土砂災害	防災行政無線受信機	4087-61-42
		奥海		倒木による道路封鎖	IP 無線機	4087-64-42
		海内		土砂災害	IP 無線機	4087-67-48
		桑野		土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-51
		中ノ原		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-59-48
佐用地域	江川地区	豊福		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-55-56
		平谷		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-54
		福澤		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-58-59
		甲大木谷		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-57
		乙大木谷		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-59
		淀		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-52-57
		末包		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-50
		東中山		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-57-50
上月地域	幕山地区	大垣内		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-48-64
		皆田		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-45-63
		南中山		倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-64
		来見		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-62
		田和		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-61
		桜山		土砂災害又は倒木による道路封鎖	IP 無線機	4087-52-59
	上月地区	宇根		土砂災害	IP 無線機	4087-48-66
		久木原		倒木による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73
		小日山		土砂災害	IP 無線機	4087-47-72
		目高		土砂災害	防災行政無線子機	4087-51-72
		寄延		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-71
	久崎地区	西新宿		土砂災害又は倒木による道路封鎖	IP 無線機	4087-49-80
		大日山		土砂災害	IP 無線機	4087-45-77
南光地域	中安地区	多賀		土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-62-73
三日月地域	三日月東部地区	三日月上		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-75-71
		湯小		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-74-68
		東本郷	鎌倉	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-76-65
			大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-78-66
			添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-77-64
	三日月中部地区	真宗		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-73-61
		志文		土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-72-64
	三日月西部地区	南広	三原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-69-76
			三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-75
			東大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-76
			西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-76
計		42				

１　安否確認名簿

（マ 59-様式 2）　　地域名　　地区名　　自治会名

No	避難場所	避難期間	世帯主名	（フリガナ） 氏　名	性別	年齢	電話	その他
1		月　日～ 月　日			男・女			
2		月　日～ 月　日			男・女			
3		月　日～ 月　日			男・女			
4		月　日～ 月　日			男・女			
5		月　日～ 月　日			男・女			
6		月　日～ 月　日			男・女			
7		月　日～ 月　日			男・女			
8		月　日～ 月　日			男・女			
9		月　日～ 月　日			男・女			
10		月　日～ 月　日			男・女			
11		月　日～ 月　日			男・女			
12		月　日～ 月　日			男・女			
13		月　日～ 月　日			男・女			
14		月　日～ 月　日			男・女			

※　個人ごとに記入してください。

2　災害活動状況表（消防組合関係）【初動期～復旧期】
（マ 15-様式 19）

年　　月　　日　　時　　分現在

項　　目	日　　時	状　　況
パトロールによる地域の状況	月　日　時　分	
兵庫県広域消防相互応援協定などに基づく消防応援要請	月　日　時　分	
臨時ヘリポート開設	月　日　時　分	
人命救助・救出活動	月　日　時　分	
救急医療活動	月　日　時　分	
そ　の　他	月　日　時　分	

3　救急医療活動状況表（医療健康対策部関係）【初動期～復旧期】
（マ 15－様式 18）

年　　月　　日　　時　　分現在

場所等	日　　時	救急医療活動状況
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	
	月　日　時　分	

４　捜索依頼申請書
（マ 62-様式 1）

捜索依頼申請書

佐用町長　　様

下記の行方不明者について、捜索を依頼いたします。

年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　印

行方不明者との続柄

行方不明者	本　籍		
	現住所		
	氏　名		生年月日(年齢)　　(　　歳)
行方不明時の状況			
当時の服装、持ち物			
身体的特徴 (身長、体重、頭髪、その他)			
警察への捜索依頼		年　　月　　日　　時頃に　　警察署に届出済	
家族等の連絡先			

※ 添付するもの
　行方不明者の写真(できる限り最近のもの)その他参考になると思われるもの

5　捜索延長申請書
（マ 62－様式 2）

捜索延長申請書

佐用町長　　様

下記の行方不明者について、捜索の延長を依頼いたします。

年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　印

行方不明者との続柄

行方不明者	本　籍		
	現住所		
	氏　名		生年月日(年齢)　　(　　歳)

延長の期間	
期間の延長を必要とする地域	
期間の延長をする理由	
捜索を開始してから現在までの行方不明者の状況	
その他	
申請者等の連絡先	

※ 行方不明者の状況は、総務対策部で把握していないことを記載する。

6　医療機関被災状況報告書

（マ 41-様式 1）

調　査　日		調　査　者	
医療機関名			
診療可能状況			
死傷者の発生状況			
負傷者の来院状況			
電気、水道、ガス、通信、道路等のライフラインの状況			
医薬品等の需要未通しと供給			
医療スタッフの人員確認			
被災地内在宅患者等の確認			
その他			

7　災害時連絡表

（マ 41-別紙 1）

送信先

□ 佐用郡医師会（FAX：82-3908　　TEL：82-2317）

□ 龍野健康福祉事務所（FAX：0791-63-9234　TEL：0791-63-2317）

□　　（FAX：　　TEL：　　）　　御中

連　絡　票	
災害日時	年　　月　　日（　　）
場　　所	
被災状況	
死　　者	人
負 傷 者	人
行方不明者	人
要請内容	
そ の 他	

送信元：佐用町役場　医療健康対策部　　班

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　ＴＥＬ　：0790－82－2079

ＦＡＸ　：0790－82－0144

8　医薬品在庫管理票

（マ 41-別紙 2）

施設名（　　）

区　　分		種　　別	
コ　―　ド		品　　名	
規 則 単 位		会　社　名	
規　　制		備　　考	

年月日	受元払先	取扱者	受入数量	払出数量	在庫量	有効期限	ロット	備考

9　生活救済等状況一覧表（医療健康対策部関係）
（マ 15-様式 30-2）

年　月　日　時　分現在

項　目	内　容
マスク配布	
医療・助産活動	年 月 日、場所＿＿＿＿ （内容）
災害医療支援の受入及び調整	月 日 時 分受入、受入団体＿＿＿＿＿＿ 受入人数＿＿＿
精神医療 ・こころのケア相談等	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
健康対策 ・巡回健康相談	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
・訪問指導	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
・巡回栄養相談	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
・巡回歯科健康相談	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
・職員の健康管理	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿ （内容）
食品衛生対策	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （内容）
感染症対策	月 日 時 分、場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （内容）

（マ 42－別表 1）

1　観光・宿泊施設連絡一覧表

		名　　称	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
観光施設	1	佐用スターリゾートＧＣ※	佐用町口金近 353-1	82-3800	82-2879
	2	西はりま天文台※	佐用町西河内 407-2	82-0598	82-3876
	3	スピカホール	佐用町長尾 12-208	82-0595	82-3359
	4	道の駅 宿場町ひらふく	佐用町平福 988-1	83-2373	
	5	平福郷土館	佐用町平福 594	83-2635	
	6	G-style カントリー倶楽部※	佐用町金屋 432	86-1123	86-1077
	7	ＪＯＹＸゴルフ倶楽部※	佐用町上秋里 1061-4	86-1100	86-1180
	8	ふれあいの里上月	佐用町福吉 674-1	87-0008	87-0447
	9	南光ひまわり館	佐用町船越 232-1	77-0766	77-0767
	10	佐用町昆虫館	佐用町船越 617	77-0103	
	11	南光スポーツ公園	佐用町林崎 839	78-1146	
	12	味わいの里三日月	佐用町乃井野 1266	79-2521	79-2658
	13	三日月カントリークラブ※	佐用町下本郷 574-33	79-3388	79-3232
	14	ひょうご環境体験館	佐用町光都 1 丁目 330-3	0791-58-2065	
	15	船越山るり寺モンキーパーク	佐用町船越 877	77-0214	
	16	笹ヶ丘公園	佐用町円光寺 423-11	88-0149	
	17	壱本松	佐用町早瀬 862	86-0336	
	18	笹ヶ丘荘	佐用町円光寺 423-11	88-0149	88-1149
	19	民宿若鮎荘	佐用町下徳久 1034	78-0048	
	20	しずの屋	佐用町船越 112-1	77-0519	
	21	南光自然観察村	佐用町船越 222	77-0160	77-0160
	22	コバコ Work&Camp	佐用町佐用 2828-10	65-9637	
	23	glaminkaSAYO	佐用町若洲 568-1		
	24	NIPPONIA 平福宿場町	佐用町平福 697-1	090-3053-0700	
	25	ゲストハウス道満	佐用町金屋 432	86-1123	87-0839
	26	GH 朝霧 Echoes	佐用町奥長谷 486	090-5907-7641	
	27	みつやまの里	佐用町福吉 538	71-0538	
	28	昭和レトロな一棟貸し古民家宗野邸	佐用町下徳久 903-10	090-8068-6518	0868-38-1067
その他	29	佐用町商工会	佐用町佐用 3043-1	82-2218	82-3386

２　観光・宿泊施設等における災害の対応についてお願い
（マ 42－別紙 1）

観光・宿泊関連施設における災害（風水害）備えと対応についてお願い

関連施設管理者におかれましては、悪天候時や災害時においてお客様の安全を確保するため、気象情報や避難情報等を正確に把握し、お客様への指示・誘導等迅速かつ的確に行えるよう常に体制を整えていただくようお願いいたします。

災害時には、地域や地形、立地条件等の様々な要因により施設ごとでの状況判断が必要です。日頃から、各施設に応じたお客様の安全への備えをお願いいたします。

■平常時における対応

日頃から安全な待機・避難場所や避難経路・避難誘導方法等の確認をお願いいたします。

●防災行政無線や佐用チャンネル受信用のテレビ、ネット可能なパソコンを管理者及び従業員が確認しやすい場所に設置してください。

●災害の際、施設利用者に対し情報を速やかに伝達し、必要に応じて指示・誘導できる体制を整えておいてください。（停電等にも対応できる連絡体制が必要です。）

●災害時の飲料水、保存食等を備えてください。
（町では３日間分を推進しています。）
（断水等にも対応できる体制が必要です。）





■災害時における対応

町は、・佐用チャンネル・町防災行政無線・佐用町公式ホームページなどを通して災害関連の情報を発信します。町や報道機関の情報等に基づき、施設利用者への適切な対応をお願いいたします。

●町や報道機関が発信する情報を正確に把握してください。

●お客様へ情報を迅速かつ正確に伝達してください。

●施設自体に災害が無い場合でもアクセス途中の道路・鉄道等の状況に注意し、お客様に適切な指示をお願いします。

●お客様を帰宅させる、施設に待機させる、避難誘導するなど安全を第一に、各施設の状況に応じた対応をお願いします。

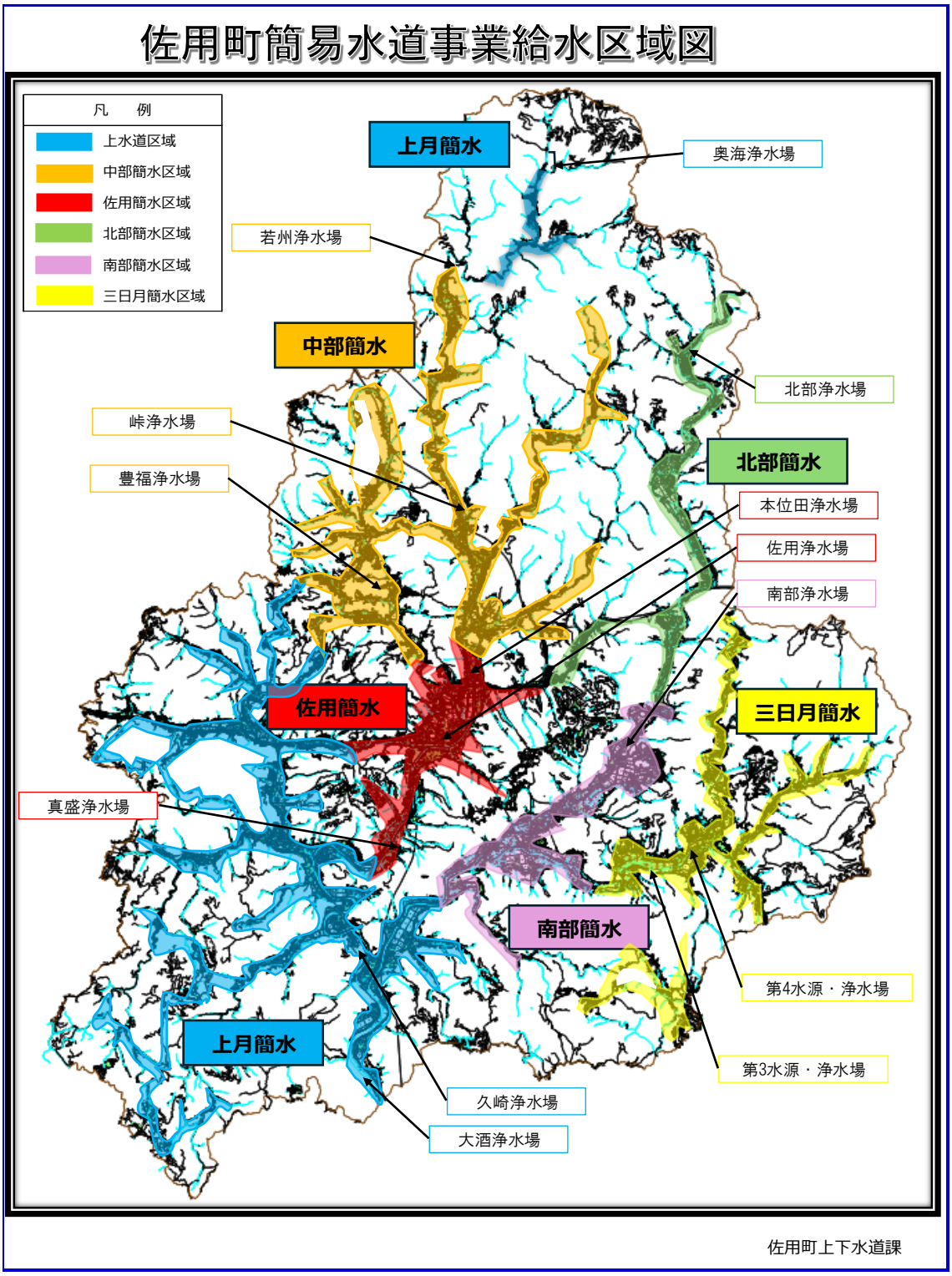


佐用チャンネルがご覧になれない施設にあっては、佐用町公式ホームページで情報がご覧になれます。［www.town.sayo.lg.jp］

佐用町

１　簡易水道施設位置図

（マ 17-資料 1）



2　災害情報受信表

（マ 63-別表 1）

年　月　日	年　　月　　日	日　　時	時　　分
通　報　者		自治会名	
連　絡　先		県等関係機関	
	Tel　　－　　－	対 策 部	対策部
受　信　者	管理運営室・事業推進室　（　　）		

災害情報の内容	連絡内容記入欄
警報関係	
水防警報関係	
道路情報関係	
河川情報関係	
水道情報関係	
下水道情報関係	
被害関係	
避難関係	
その他	
受　信　時　間	午前・午後　　時　　分
データ入力係確認	未済・済

3　上下水道災害等緊急事故（報告・対応）記録票
（マ 63-様式 1）

掲示済み	（レ）	

受信者	

受信日時	月　日　時　分		
報告者（通報）		住　所	佐用町
連絡先（電話）	（　）　－	室　等	水道・下水　（該当に○）

現場の状況	現場等の目標物		
	水道	漏　水	①非常に多い　②多い　③少ない
		断　水	①全く出ない　②少し出る　③その他（　）
		処理場異常	①浸水　②破損　③その他（　）
		管損傷	①脱落　②破損　③歪み　④露出　⑤その他（　）
		その他	
	下水	マンホール異常	①汚水等が噴出している　②マンホールが外れている　③土砂等で埋没
		MP 異常	①ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ点灯　②電気配電盤異常　③その他
		処理施設異常	①浸水　②破損　③その他（　）
		管　渠	①閉鎖　②破損　③その他（　）
		公共マス浄化槽	①閉鎖　②破損　③蓋の破損・紛失
		その他	
①対応状況	月　日　時　分	対応者	
②対応状況	月　日　時　分	対応者	
③対応状況	月　日　時　分	対応者	

4　上下水道災害等緊急事故（時系列）記録表

（マ 63-様式 2）

日	時	災害対策本部	兵庫県	その他
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			
月　日	時　分			

5　応急活動用資機材一覧表

（マ 64-別表 1）

資材名	規格・寸法	数量	保管場所	コメント	上下水道課
加圧式給水タンク	ステンレス　1.5m3	1	旧きんでん倉庫		
給水タンク	ステンレス　1.5m3	1	上月支所倉庫		
	ポリタンク　0.8m3	1	真盛浄水場		
給水袋	10ﾘｯﾄﾙ	1.200	旧きんでん倉庫（1000）		
給水袋	5・6ﾘｯﾄﾙ	1.250	旧きんでん倉庫（6-1150・5-50）		
ペットボトル	3.8ﾘｯﾄﾙ	200	旧きんでん倉庫		
消毒薬	次亜（18ﾘｯﾄﾙ）	50		各浄水場	
コードリール	50m	2			
自動車	２ｔトラック	1	本庁		
	軽トラック	1	本庁		
	軽バン	4	本庁		
	テリオス	1	本庁		
バルブキー		13	事務所・車載		
マンホールキー		5	事務所・車載		
常温合材	20 kg	30	車庫		
タンパ		1	車庫		
投光器	二灯式	2	旧きんでん倉庫		
	一灯式	1	旧きんでん倉庫		
	シガー電源式	3	旧きんでん倉庫		
発電機	三相 200V	2	佐用・三日月浄化センター　各 1		
	100V	2	旧きんでん倉庫		
		1	三日月浄化センター		
残塩計		1	事務所		
濁度計		1	事務所	1 台でどちらも計測可	
金属探知機		2	事務所		
漏水探知機	相関式・音調式	2	事務所		
鉄管探知機		1	事務所		
音調棒		3	車庫		
無線機		1	軽バン（2229）		
懐中電気		5	事務所・車載		
ブレーカー		2	旧きんでん倉庫		
ポンプ	清水用ポンプ	1	旧きんでん倉庫		
	排水ポンプ	4	旧きんでん倉庫　各 1		
	排水ポンプ φ50 mm　0.4kw	3	上月・三日月・三河浄化センター　各 1		
	排水ポンプ φ65 mm	1	三日月浄化センター		
桝蓋	ポリプロピレン φ200 mm	5	旧きんでん電倉庫	外蓋	
		5	旧きんでん倉庫	内蓋	
	鋳鉄φ200 mm	5	旧きんでん倉庫		
	鋳鉄φ250 mm	1	旧きんでん倉庫		
	鋳鉄φ300 mm	1	旧きんでん倉庫		
マンホールポンプ制御盤仮設盤		5	佐用浄化センター		
浄化槽蓋	φ450	7	旧きんでん倉庫		
	φ500	11	旧きんでん倉庫		
	φ600	15	旧きんでん倉庫(9)･福吉浄化センター(6)		
ラインファン	70m3/min	2	佐用・三日月浄化センター		
工具セット		6	車載		
ヘルメット		14	職員各自		

6　佐用町簡易水道給水エリア
（マ 64-別表 2）

	名　　称	区　　域
給水エリア	上月簡易水道	福吉、本郷、大垣内、皆田、南中山、来見、田和、才金、金子、桜山、金屋、力万、須安、宇根、樫ケ渕、越田和、判官、稗田、久木原、小日山、目高、寄延、上上月、中上月、下上月、仁位、早瀬 1、早瀬 2、家内、久崎、櫛田、円光寺、下秋里、上秋里、西新宿、大日山、小赤松、大酒、奥海
	佐用簡易水道	佐用町大字佐用、山脇、真盛、山田、長尾、本位田、円応寺、横坂、口金近
	中部簡易水道	口長谷、宗行、奥金近、奥長谷、平福、庵、延吉、水根、上石井、海内、桑野、下石井、豊福、仁方、福沢、西河内、大木谷、淀、末包、東中山、大畠
	北部簡易水道	西下野、下三河、中三河、上三河、河崎、船越
		漆野、萩原、本明、乙原
	南部簡易水道	多賀、中島、米田、安川、小山、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久（字本明、萩原を除く。）、平松（字乙原を除く。）
	三日月簡易水道	三日月、上本郷、下本郷、真宗、志文、春哉、乃井野、末廣、廣山、弦谷、三原、三ツ尾、大畑、大下り

7　応援給水対象施設一覧表

様式６（第９条第４号関係）応急給水対象施設（マ 64－別表 3）

ブロック	団体名	圏域No.	応急給水対象施設名	所在地	電話等	備考
西播磨	佐用町上下水道課		佐用共立病院	佐用町佐用1111	0790-82-2321	
西播磨	佐用町上下水道課		佐用中央病院	佐用町佐用3529-3	0790-82-2154	
西播磨	佐用町上下水道課		朝陽ケ丘荘	佐用町平福138-1	0790-83-2008	
西播磨	佐用町上下水道課		朝霧園	佐用町林崎662-8	0790-78-8050	
西播磨	佐用町上下水道課		いちょう園	佐用町佐用1506	0790-82-0003	
西播磨	佐用町上下水道課		千種川リハビリテーションセンター	佐用町平福780	0790-83-2001	
西播磨	佐用町上下水道課		佐用小学校	佐用町佐用287	0790-82-2824	
西播磨	佐用町上下水道課		利神体育館	佐用町口長谷808	0790-83-2100	
西播磨	佐用町上下水道課		江川体育館	佐用町豊福278	0790-84-0002	
西播磨	佐用町上下水道課		佐用中学校	佐用町本位田104	0790-82-2102	
西播磨	佐用町上下水道課		佐用高等学校	佐用町佐用260	0790-82-2434	
西播磨	佐用町上下水道課		佐用共立記念病院	佐用町佐用1132-25	0790-82-2323	
西播磨	佐用町上下水道課		上月小学校	佐用町上月861	0790-86-0029	収容可能人員約300人
西播磨	佐用町上下水道課		久崎体育館	佐用町久崎50	0790-88-0016	収容可能人員約200人
西播磨	佐用町上下水道課		幕山体育館	佐用町本郷586-1	0790-87-0002	収容可能人員約100人
西播磨	佐用町上下水道課		上月中学校	佐用町上月878	0790-86-0027	収容可能人員約300人
西播磨	佐用町上下水道課		祐あいホーム上月	佐用町福吉721	0790-87-0011	100人(ベッド数85)特養
西播磨	佐用町上下水道課		尾崎病院	佐用町上三河141-4	0790-77-0221	155人(ベッド数65)、病院
西播磨	佐用町上下水道課		南光園	佐用町西下野880	0790-77-0236	77人(ベッド数55)、福祉施設
西播磨	佐用町上下水道課		播磨園	佐用町多賀916	0790-78-0168	101人(ベッド数74)、福祉施設
西播磨	佐用町上下水道課		ハイム・ゾンネ	佐用町林崎662-3	0790-78-0001	126人(ベッド数84)、福祉施設
西播磨	佐用町上下水道課		シャイン	佐用町林崎662-10	0790-78-1270	95人(ベッド数52)、福祉施設
西播磨	佐用町上下水道課		さかいクリニック	佐用町林崎644-1	0790-78-8833	
西播磨	佐用町上下水道課		はなみずき	佐用町安川401	0790-78-8003	
西播磨	佐用町上下水道課		中安体育館	佐用町米田110	0790-78-0030	200人
西播磨	佐用町上下水道課		上津中学校	佐用町下徳久1375	0790-78-0018	200人、中学校
西播磨	佐用町上下水道課		南光小学校	佐用町西徳久1112-1	0790-78-0038	200人、小学校
西播磨	佐用町上下水道課		三河体育館	佐用町上三河72	0790-77-0004	200人、小学校
西播磨	佐用町上下水道課		南光文化センター	佐用町下徳久1004-1	0790-78-0101	150人、町施設(乳幼児、妊産婦優先)
西播磨	佐用町上下水道課		三河出張所	佐用町上三河158-1	0790-77-0001	50人、町施設(乳幼児、妊産婦優先)
西播磨	佐用町上下水道課		若あゆランド	佐用町林崎839	0790-78-1146	500人、町営グラウンド
西播磨	佐用町上下水道課		三原ホーム	佐用町三原335	0790-79-3835	入所50、ショート4
西播磨	佐用町上下水道課		サンホームみかづき	佐用町志文515	0790-79-3145	入所50、ショート20
西播磨	佐用町上下水道課		佐用町役場三日月支所	佐用町三日月1110-1	0790-79-2001	
西播磨	佐用町上下水道課		三日月中学校	佐用町乃井野1700	0790-79-2013	200人、中学校
西播磨	佐用町上下水道課		三日月小学校	佐用町乃井野1585	0790-79-2021	200人、小学校

※ 収容可能人員は、1 人 3.3 ㎡で算出

注 1 道の駅ひらふく及び上月歴史資料館の収容可能人員は、1 人 1 ㎡で算出

8　応援記録表

応援記録　　（　　年　　月　　日）（マ 64-様式 1）

団体名		代表者	
携　帯 電話番号	（連絡用電話）	人　数	（弁当等の配布物数量）
市町連絡先	〒　　－	TEL	－　　－

指示事項

派遣先（集落名・施設名）

位置図配布（住宅地図）

案内職員名

補給水場所　　消火栓　　位置図配布

施設名

貸与資材

装備資材等（応援車両・タンク容量）

手　順

1．給水計画リストから、応援能力により、応援場所を選定。
2．応援者に連絡先リストを配布。（住宅地図・位置図）
3．記録簿作成
4．自治会へ連絡（場所・時間）
5．広報等

９　給水指示書

団体名　　（　　月　　日 AM･PM　　時　）（マ 64-様式 2）

配水箇所

自治会

給水場所

施設名

業務運営室

対　策　本　部	0790－82－2521
業務運営室（連絡先）	0790－86－0481

※ 現場情報を本部へ連絡してください。

……

作業報告書

給水車　　台

広報車　　台

作業人員　　名

作業時間（始）　　時　～　（終）　　時

配水量　　回　　㎥

使用資材（給水袋　　タンク　　その他　　）

現場状況報告

10　給水対策等活動状況表（上下水道対策部関係）【応急期・復旧期】
（マ 15-様式 32）

年　　月　　日　　時　　分現在

項　　目	日　　時	状　　況
給　水　対　策 ・断水地域	月　日　時　分	
給　水　対　策 ・応急給水計画の作成、実施	月　日　時　分	
給　水　対　策 ・飲料水の確保及び供給	月　日　時　分	
給　水　対　策 ・水質検査及び安全に関すること	月　日　時　分	
下水道施設等を活用したし尿処理	月　日　時　分	
応急・復旧対策に関すること	月　日　時　分	

11　指定給水装置工事事業者一覧表

（マ 84-別表 1）

佐用町指定給水装置工事事業者一覧（地域別・あいうえお順）　【令和7年9月1日現在】

※住所変更等の届出がなく、所在地が不明の事業者については、掲載をしておりません。

町内事業者（市外局番は０７９０）

	名称（商号）	郵便番号	住所	連絡先	代表者
佐用	小原ポンプ	679-5301	佐用町佐用1645	82-3008	小原　明
	(有)佐用公衆衛生社	679-5305	佐用町長尾900-5	82-2517	矢内　哲治
	佐用プロパンガス(株)	679-5301	佐用町佐用78-1	82-3001	井上　満晴
	関山建材店	679-5301	佐用町佐用3111	82-2029	関山　良和
	でんきはうす　ジョイ・アップ	679-5301	佐用町佐用2832-35	82-2163	銭亀　弘行
	(株)延原商店	679-5341	佐用町横坂638	82-2613	延原　諭
	東口設備	679-5314	佐用町大木谷1274-1	84-0526	東口　英一
	(株)福元水道設備	679-5301	佐用町佐用228-1	82-2423	福元　健
上月	浅霧水道設備	679-5523	佐用町上月453-1	86-0604	浅霧　陽平
	上月プロパンガス共販(株)	679-5523	佐用町上月582-4	86-0034	藤本　啓司郎
	木南設備	679-5651	佐用町櫛田1180-2	88-0359	木南　岩夫
	坂井設備工業	679-5523	佐用町上月553-2	86-0156	坂井　亮
	(株)宮本技建	679-5651	佐用町櫛田726	88-0385	宮本　操
南光	(有)安東建設	679-5222	佐用町西下野200-2	77-0138	安東　輝明
	(有)鎌井設備工業	679-5213	佐用町東徳久1049	78-0482	鎌井　清和
	三光プロパンガス(株)	679-5211	佐用町下徳久860-2	78-0043	花山　安善
	(株)中尾電化センター	679-5211	佐用町下徳久１０１３－８	78-0789	中尾　純
	舟引ポンプ店	679-5211	佐用町下徳久658-2	78-0607	舟引　正明
	(株)森崎組	679-5205	佐用町安川217	78-0056	森崎　祐輔
	山内工業	679-5203	佐用町米田367	78-0578	山内　一仁
	(株)ユーテック	679-5205	佐用町安川205-1	78-1080	森崎　悠爾
	(有)佐用環境整備	679-5211	佐用町下徳久1064-2	78-1666	森崎　完吾
三日月	(有)オーシャン建設	679-5134	佐用町乃井野837	79-8400	古川　洋介
	(株)末広建設	679-5133	佐用町三日月702-6	79-2256	古川　晃
	久森設備工業	679-5132	佐用町下本郷1416-1	79-2858	久森　昌良
	(株)古川組	679-5134	佐用町乃井野1569-1	79-2044	古川　貢
	香嶋住設サービス	679-5134	佐用町乃井野67-2	090-3487-8668	香嶋　昭仁

町外事業者

	名称（商号）	郵便番号	住所	連絡先	代表者
神戸市	(株)明和工務店	650-0046	神戸市中央区港島中町7-4-3	0792-24-1545	富澤　幸生
	(株)クラシアン神戸支社	653-0833	神戸市長田区大道通5-101-15	0786-42-3761	今田　健治
姫路市	今村産業(株)	672-8057	姫路市飾磨区恵美酒414	079-234-1122	今村　純一
	(株)イワクニ	671-2241	姫路市刀出134-4	079-266-7901	岩國　学
	(有)かねひら水道設備	671-1107	姫路市広畑区西蒲田269-1	079-237-9392	金平　博伸
	(株)関西エンジニアリング	672-8040	姫路市飾磨区野田町169	079-224-1944	阿曽　一司
	是川設備工業(株)	671-2233	姫路市太市中670	079-269-0054	是川　竜也
	(有)セイワ	670-0064	姫路市東夢前台1-3-125	079-292-2125	大久保　一生
	(有)竹田工業所	670-0965	姫路市東延末2-156	079-223-0608	竹田　義幸
	ハリマ設備工業(株)	671-1231	姫路市網干区大江島101	079-273-0025	山中　賢作
	美樹工業(株)	670-0947	姫路市北条951-1	079-281-5151	岡田　尚一郎
	三木商事(株)	672-8017	姫路市木場十八反町27	079-245-7233	三木　篤幸
	ムツミ商事(株)	671-2222	姫路市青山4-24-8	079-266-6232	島津　秀伸
	ヤマサ設備工業(株)	671-1227	姫路市網干区和久387-5	079-273-5011	福尾　比呂志
	(株)三都住設	672-8014	姫路市東山326-3	079-280-1631	岡田健太郎
相生市	みすみ工業(株)	678-0056	相生市那波東本町5-47	0791-25-4687	三住　櫻
加古川市	(有)徳岡興産	675-0004	加古川市神野町福留1-63	079-439-6316	徳岡　雄司
赤穂市	(有)大平工業所	678-0232	赤穂市中広2122	0791-42-2391	矢野　順三
	上郡ガスセンター(株)	678-1232	赤穂郡上郡町竹万395-1	0791-52-3711	中谷　武弘
	㈱西原管工設備	678-1185	赤穂市東有年１２２２	0791-49-3324	西原　教雄
	(有)富士工業所	678-0175	赤穂市北野中136-1	0791-48-7838	高橋　勝己
	(株)山本設備	678-0164	赤穂市目坂795-5	0791-48-0689	山本　真一
宍粟市	宮藤設備	671-2564	宍粟市山崎町青木428	0790-62-4479	宮藤　尚慶
	(有)坂井設備	671-2517	宍粟市山崎町生谷78	0790-62-5660	坂井　尚昭
	(株)ＪＡドリーム　山崎支店	671-2573	宍粟市山崎町今宿101-1	0790-62-8991	松芳　啓之
	竹内水道設備	671-3225	宍粟市千種町下河野318	0790-76-3296	竹内　英祐
	千種設備	671-3202	宍粟市千種町黒土144	0790-76-2124	平田　智也
	(株)塚本陶器	671-2577	宍粟市山崎町山崎120	0790-62-1561	塚本　英人
	(株)ハミング	671-2555	宍粟市山崎町金谷481	0790-62-3774	光岡　聡
	ゆかり設備工業	671-2515	宍粟市山崎町五十波311-6	0790-62-3922	木庭　彰規
たつの市	香和設備工業(株)	679-5152	たつの市新宮町牧38-1	0791-78-0188	香山　雅和
太子町	カメモト設備	671-1524	揖保郡太子町東保423-3		亀本　寿志
美作市	(株)末元住宅設備	709-4236	美作市川北671-2	0868-75-0256	末元　正幸
	(有)春名材木店	707-0411	美作市古町1359-1	0868-78-3776	春名　健一

12　炊き出し施設一覧

（マ 65-別表 1）

施　設	所在地	電話(FAX)	釜　数	運搬車	備考
佐用町保健センター	佐用 2611-1	82-2079 (82-0144)	5 升炊き 1（ガス） 2 升炊き 1（ガス）		
佐用町地域福祉センター	平福 138-8	83-2946 (83-2920)	5 升炊き 4（ガス） 2 升炊き 1（ガス）		
佐用町生きがいづくりセンター	佐用 1035-14	82-3630 (82-3034)	5 升炊き 2（ガス）		
南光文化センター	下徳久 1005-1	78-0264	5 升炊き 5（ガス） 3 升炊き 1（ガス）		
南光地域福祉センター	東徳久 1946	78-1212 (78-1700)	1 升炊き 1（電気）		電気
中安ふれあいセンター	安川 239	78-0272 (78-0272)	5 升炊き 2（ガス） 2 升炊き 1（ガス）		
三河基幹集落センター（三河出張所）	上三河 158－1	77-0001 (77-0446)	5 升炊き２（ガス） 2 升炊き 1（ガス）		
三河ふれあいセンター	上三河 166－3	77-0002	2 升炊き 1（電気） 5 合炊き 1（電気）		電気
ふれあいの里三日月	下本郷 674-1	79-2994	5 升炊き２（ガス）		
佐用保育園	長尾 905－9	82-2946	3 升炊き３（電気） 1 升炊き 1（電気）		電気
利神保育園	平福 1408	83-2225	3 升炊き 1（ガス）		
上月保育園	上月 923－2	86-0103	5 升炊き２（ガス）		
南光保育園	下徳久 35	78-0059	3 升炊き 1（電気） 1 升炊き 1（電気）		
三日月保育園	三日月 1107	79-2221	3 升炊き２（電気）		電気

13　食糧配送伝票

（マ 65-様式 1）

給食施設（佐用町学校給食センター）	配送場所	避難所（　　） その他（　　）
	受信日時	年　月　日　時　分
	担当者	
	食数	食
	出来上がり時間	年　月　日　時　分　出来上がり
	配送出発時間	年　月　日　時　分　出　発
	配送数	食
	配送者	
	配送終了時間	年　月　日　時　分
	献立	
	備考	

14　炊き出し実施票

（マ 65-様式 2）

給食施設		佐用町学校給食センター		
必要食数		食		
配給場所		（　　）避難所・その他（　　）		
受信日時		年　月　日（　）　時　分　受信		
担当	発信者			
	受信者			
調理員人数		人		
献立	おにぎり	材料	使用量	備考
		米　産米		
		具材　梅干		
		具材　昆布		
		具材　その他		
		容器等　ケース		
		容器等　その他		
開始時間		年　月　日（　）　時　分　開始		
終了時間		年　月　日（　）　時　分　終了		
検食保存		年　月　日（　）　時　分　保存		
配送員氏名		・		
配送出発時間		年　月　日（　）　時　分　出発		
受領者氏名				
帰着時間		年　月　日（　）　時　分　帰着		
特記事項				

15　直接備蓄品目別の目標数量の設定根拠
（マ 91）

品目	根　　拠
主食	基準数値×１
缶詰かゆ	基準数値×県人口比１１．６％（１歳、７５歳以上）×１
粉ミルク	基準数値×県人口比０．８％（０歳）×　１
毛布	基準数値×県人口比２６．９％（１１歳以下、７０歳以上）×２枚 （注）避難者のうち、子ども・高齢者分を確保する。
タオル	基準数値×３６．９％（世帯数／人口総数）×１枚 （注）避難世帯当たり１枚を確保する。
哺乳瓶（消毒液・消毒ケース含む）	基準数値×県人口比０．８％（０歳）×１本
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ	基準数値×１／１００×１セット（１２ロール） （注）１００人当たり１セットを確保する。
ﾎﾟﾘ袋・ﾎﾟﾘﾊﾞｹﾂ	基準数値×３６．９％（世帯数／人口総数）×１袋（又は個）
生理用品	基準数値×県人口比２９．４％（１２歳以下５９歳以下の女性）×５個
紙おむつ	避難者数×県人口比２．５％（０～２歳以下）×８枚÷３２枚
大人用おむつ	市町別在宅寝たきり老人数（要介護５、１６９）×１０％×５枚÷２０枚
懐中電灯・乾電池	基準数値×３６．９％（世帯数／人口総数）×１５％ （注）震災アンケートで１４．４％の人が用意しておらず困ったと回答
仮設トイレ	基準数値×１／２００×１基 （注１）２００人当たり１基を確保する。 （注２）上記のうち、災害弱者用のトイレを最低５．５％分確保する。ただし、 これにより算出した数字が３に満たない場合でも最低３基は確保する。 （注３）５．５％は、身体障害者手帳所有者と７５歳以上の高齢者の人口を比較 して、より人口の多い高齢者び県人口比を採用した。

16　主要品目の目標数量

（山崎断層帯地震避難者数＝２，３７２）（マ 91）

品　　目	設 定 根 拠 （基準数値ａ=1,927）	基準数値による 備蓄目標数量	山崎断層帯地震想定による 備蓄目標数量	目 標 数 量
主　　食（食）	ａ×1　切り上げ	1,930	2,380	5,000
缶詰かゆ（缶）	ａ×11.6%　切り上げ	230	280	300
粉ミルク（缶）	ａ×0.8%　四捨五入	20	20	20
毛　　布（枚）	ａ×26.9%×2　一捨二入	1,040	1,280	1,300
タ オ ル（枚）	ａ×36.9%　切り上げ	720	880	1,300
哺 乳 瓶（本）	ａ×0.8%　四捨五入	20	20	30
哺乳瓶除菌剤（ｾｯﾄ）				15
トイレ紙（ｾｯﾄ）	ａ/100　四捨五入	20	20	20
ポ リ 袋（枚）	ａ×36.9%　切り上げ	720	880	1,000
生理用品（個）	ａ×29.4%×5　四捨五入	2,830	3,490	3,490
紙おむつ（ｾｯﾄ）	ａ×2.5%×8/32	10	10	12
大人おむつ（ｾｯﾄ）	要介護４・５×10%×5/20	10	10	12
懐中電灯（組）	ａ×36.9%×15%　切り上げ	110	140	140
仮設トイレ（基）	ａ×1/200	10	12	30

※ 懐中電灯は乾電池を含む。

※ 主食、かゆ等は、炊き出しや流通備蓄で対応できるため、１食分の備蓄とする。

※ 食料の備蓄にあたっては、アレルギー対応の品目の確保に努める。

17　備蓄物資一覧表（指定避難所）

（マ 91）

		佐用小	利神体	江川体	幕山体	上月小	久崎体	中安体	南光小	三河体	三日月中	合 計
主　　食	(食)	250	200	100	100	150	150	100	100	100	200	1450
粉ミルク	(箱)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
毛　　布	(枚)	122	104	40	47	63	61	42	50	48	102	679
タ オ ル	(枚)	326	150	150	180	200	200	170	168	150	150	1844
哺 乳 瓶	(本)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
哺乳瓶除菌剤	(ｾｯﾄ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
トイレ紙	(ｾｯﾄ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ポ リ 袋	(枚)	100	100	100	100	100	100	100	100	98	100	998
生理用品	(個)	364	258	136	160	176	160	136	154	136	282	1962
ブ ラ シ	(本)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500
歯ブラシ	(本)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500
懐中電灯・乾電池	(組)	12	9	4	4	8	7	7	6	5	11	73
仮設トイレ	(基)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ﾚｽｷｭｰｼｰﾄ	(個)	220	140	70	50	120	110	70	100	60	159	1099
エアーマット	(個)	150	100	48	38	50	50	41	50	50	96	673
飲料水(2L)	(本)	54	42	24	24	48	48	24	24	24	48	360
日赤救急セット	(ｾｯﾄ)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
非常用ローソク	(ｾｯﾄ)	5	11	5	5	5	5	5	5	5	5	56
ガスコンロ	(台)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
カセットボンベ	(ｾｯﾄ)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40
や か ん	(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
紙コップ	(個)	561	400	200	190	400	400	200	200	190	400	3141
ゴム手袋	(双)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	150
ナビロール手袋	(双)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1000
マ ス ク	(ﾊﾟｯｸ)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	3000
コードリール	(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
テ レ ビ	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ラ ジ オ	(台)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	11
防災行政無線受信機	(有)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
発 電 機	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
非 常 灯	(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
投 光 器	(基)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
避難所職員懐中電灯	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ハンドマイク	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
手提げ袋	(枚)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	70	970
救 急 箱	(ｾｯﾄ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
酒精綿G32枚入り	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
体 温 計	(個)	8	7	7	7	7	7	7	7	6	7	70
消毒剤(手洗い用)	(個)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40
ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ	(個)	32	22	12	12	20	20	12	20	17	23	190
ｺｯﾄﾝ60包入り	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ブルーシート	(枚)	20	17	17	17	17	17	17	17	17	17	173
折りたたみ式担架	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ポケットコート	(着)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
台　　車	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
机・椅子	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
テ ン ト	(張)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
クリアチェスト	(個)	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	8
事務用品一式	(一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

※ 仮設トイレは、25 年度、26 年度で購入　　※ 机、椅子、テントは学校備品

備蓄物資一覧表（防災拠点等）（マ 91）

		本庁舎	上月支所	南光支所	三日月支所	三河出張所	佐用町地域福祉センター	ゆうあいいしい	海内若杉館	南光自然観察村	けんこうの里三日月	ふれあいの里三日月	ほっとちゃん	実数計
主食	（食）	950	300				100				50			1400
おかゆ	（缶）	400	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	550
水	（本）	150	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	174
毛布	（枚）	626	80	70	80	40	60	37	25	20	16	28	10	1092
タオル	（枚）	916	70	100	70	20	20	20	20	20	20	20	20	1316
トイレ紙	（ｾｯﾄ）	5	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9
バケツ	（枚）	1000	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1045
紙おむつ	（ｾｯﾄ）	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
大人おむつ	（ｾｯﾄ）	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
懐中電灯・乾電池	（本）	554	15	10	7	3	1	1	1	1	1	1	1	596
仮設トイレ	（基）	4	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14
エアーマット	（個）	253	100	100	100	50	0	0	0	0	0	0	0	603
職員用非常食	（個）	350	40	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	450
飲料水（2L）	（本）	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132
救急セット	（ｾｯﾄ）	1	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	25
非常用ローソク	（ｾｯﾄ）	134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	144
ガスコンロ	（台）	22	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	53
カセットボンベ	（ｾｯﾄ）	47	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	3	88
やかん	（個）	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
紙コップ	（個）	360	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	364
ゴム手袋	（双）	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160
防護服	（着）	238	30	140	30	20	10	10	10	10	10	10	10	528
マスク	（ﾊﾟｯｸ）	10000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10000
コードリール	（個）	2	30	24	24	6	6	6	6	6	6	6	6	128
テレビ	（台）	0	2	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	14
ラジオ	（台）	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
防災行政無線受信機	（有）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
発電機	（台）	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
非常灯	（個）	1	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
投光器	（基）	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ハンドマイク	（本）	5	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12
救急箱	（ｾｯﾄ）	5	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	12
体温計	（個）	14	1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20
消毒剤(手洗い用)	（個）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ	（個）	145	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	151
ブラシ	（本）	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
歯ブラシ	（本）	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500

		本庁舎	上月支所	南光支所	三日月支所	三河出張所	佐用町地域福祉センター	ゆうあいいしい	海内若杉館	南光自然観察村	けんこうの里三日月	ふれあいの里三日月	ほっとちゃん	実数計
ブルーシート	（枚）	69	11	28	42	2	2	2	1	2	2	2	1	164
ウォーターゲート	（個）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動かまど	（一式）	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
ローリータンク	（個）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
救助工具	（一式）	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
折りたたみ式担架	（台）	5	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9
新蛍光ベスト	（着）	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250
救命胴衣	（着）	24	30	20	23	10	0	0	0	0	0	0	0	107
ポケットコート	（着）	24	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	77
ヘルメット	（個）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＬＥＤヘッドライト	（個）	0	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	45
台車	（台）	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
テント	（張）	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
灯油容器	（個）	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
事務用品一式予備	（一式）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※ 仮設トイレは、25 年度、26 年度も購入

※ 救急セットは、ラジオ・懐中電灯等含んでいます。

※ 新蛍光ベストは、防災訓練用です。

※ テントは、必要最小限の数で多数あります。

18　支援物資受け入れ拠点

（マ 66）

支援物資の受け入れ拠点は、広域防災拠点及び地域防災拠点などを中心とするが、大規模な災害時には、次の施設から、緊急輸送道路や指定避難所までの距離など、受け入れ条件を勘案し、適切な施設を支援物資の受け入れ拠点とする。ただし、避難所として指定された施設は、支援物資受け入れ拠点から除くものとする。

施設名称	場所	面積（㎡）	屋根の有無	備考
佐用小学校体育館	佐　用 827	632	有	指定避難所
佐用中学校体育館	本位田乙 104-5	769	有	
長谷体育館	口長谷 510	587	有	
利神体育館	口長谷 808	608	有	指定避難所
平福体育館	平　福 155-2	312	有	
江川体育館	豊　福 278	592	有	指定避難所
ゆうあいドーム	上石井 757-1	1,094	有	
石井体育館	上石井 755-2	599	有	
幕山体育館	本　郷 586-1	319	有	指定避難所
上月小学校体育館	上　月 861	552	有	指定避難所
上月中学校体育館	上　月 901	875	有	
上月体育館	上　月 1080	1,442	有	
久崎体育館	久　崎 50	514	有	指定避難所
笹ヶ丘ドーム	円光寺 803-89	1,341	有	
中安体育館	米　田 110	691	有	指定避難所
南光小学校体育館	西徳久 1112-1	749	有	指定避難所
南光生きがいドーム	東徳久 1943	1,273	有	
上津中学校体育館	下徳久 357	967	有	
三日月中学校体育館	乃井野 1700	728	有	指定避難所
三日月小学校体育館	乃井野 1548	532	有	

※ 体育館の面積は 2 階を除く。また、網掛けは 21 年度台風第 9 号災害時の受け入れ拠点である。

※ 指定避難所の三河体育館は、大型トラックによる物資の搬入が不可能なため除外する。

19　食料・物資等配給依頼書

（マ 54-様式 8）

No.　　避難所　　年　月　日

集落名	世帯主名	区　分	月　日分（必要数）			その他の物資と数量
			朝食	昼食	夕食	
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
		□　避難所生活者 □　在宅被災者				
	小　計					
	合　計					

20　食料・物資等受払簿
（マ 54-様式 9）

避難所

Ｎｏ．

年月日	食料・物資等の品名	受	払	食料の処　分	受入先（寄付やボランティアの差入れ時は出所を明確にする）

21　食料配給受領確認一覧表

（マ 54-様式 10）

No.　　避難所　　年　月　日

種類	□ 炊き出し	作成場所	
	□ 弁当 □ パン	納入事業者	

集落名	世帯主名	受　領　者	受領時刻	食料	飲料水 お　茶
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本
			時　分	個	本

22　物品配給受領確認一覧表

（マ 54-様式 11）

No.　　避難所　　年　月　日

集落名	世帯主名	受　領　者	受領時刻	物品種類	数　量
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		
			月　日 時　分		

23　物資の調達状況確認記録簿

（マ 67-様式 1）

物資の調達状況確認記録簿

月日 物資名	月　日		月　日		月　日		月　日		月　日	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	
	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）	（入）	（在庫数）
	（出）		（出）		（出）		（出）		（出）	

24　災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書
（マ 67-様式 2）

年月日	年　　月　　日	担当者	

1．物資調達状況

物資名	現在備蓄数	必要予測数	過不足数	広報媒体	備考

2．物資募集にかかる広報活動方針

25　支援物資募集の広報活動用ホームページフォーマット
（マ 67-様式 3）

佐用町では、　　月　　日に　　災害が発生しました。
全国のみなさまから復旧に向け暖かい支援をいただき、厚くお礼申し上げます。
現在、次のとおり物資の支援をお願いしております。

次の物資支援をお願いしています			
物資名	必要数量	物資名	必要数量

なお、次の物資はみなさまからのご支援のおかげをもちまして、現在不足しておりません。お送りいただいてもみなさまのお志に沿った形で、活用することが難しいと思われますので、誠に勝手ながら送付を自粛いただきますようお願いいたします。

次の物資支援の自粛をお願いしています

また、生鮮食品等につきましては、せっかく送付いただいても消費期限の問題により、活用することが難しいと思われますので、自粛のほどよろしくお願いします。

送付先は次のとおりです。

〒679－5380
兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611－1
佐用町　　災害　生活対策部物資班　宛
※「　　災害　支援物資」とご記入ください。
℡0790－82－

第８　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

１　地域活動記録表

（マ 55-様式 1）

活動チーム（　　チーム・　　名）

地域名	記録日時 年　月　日　時	記録者

<table>
<tr><td>被害状況</td><td colspan="4">死傷者数　　人
負傷者数　　人
その他（住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等）</td><td>対策本部の組織（数・場所）</td></tr>
<tr><td>住民の避難状況</td><td colspan="4">避難所数
場所：　　、　　人（状況　　）
場所：　　、　　人（状況　　）
場所：　　、　　人（状況　　）
場所：　　、　　人（状況　　）</td><td rowspan="2">避難していない人の状況

組織活動等の状況</td></tr>
<tr><td>組織的活動状況</td><td colspan="4">班・組織づくり、リーダーの有無等の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン・交通の状況</td><td></td><td>可・不可</td><td>不可の場所</td><td>見通し等</td><td rowspan="5">遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能など</td></tr>
<tr><td>電話</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電気</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水道</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健医療福祉の機能やマンパワーの稼動状況</td><td colspan="3">医療機関・救護所（数・場所・名称）</td><td colspan="2" rowspan="4">ボランティアを含むマンパワーの種類と数
名称（個人・団体）、人数、支援内容等</td></tr>
<tr><td colspan="3">福祉機関（数・場所・名称）</td></tr>
<tr><td colspan="3">在宅ケア（数・場所・名称）</td></tr>
<tr><td colspan="3">保健活動（数・場所・名称）</td></tr>
<tr><td>必要物品</td><td colspan="3">不足している医薬品・衛生用品など</td><td colspan="2">依頼・調達方法</td></tr>
<tr><td>情報伝達</td><td colspan="3">住民への情報・伝達すべき内容</td><td colspan="2">避難行動要支援者へ配慮した情報伝達手段・内容</td></tr>
<tr><td>課題と対策</td><td colspan="3">住民のニーズ・優先すべき健康課代</td><td colspan="2">必要な援護・対策</td></tr>
<tr><td>印象・その他申し送り事項等</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

2　避難所活動記録日報

（マ 55-様式 2）

		年　月　日　時	記録者

避難所の概況	避難所名	所在地 電話・ＦＡＸ	避難者数：昼　　人・夜　　人 施設の広さ
	交通状態（避難所と外との交通手段）		施設の概要図（屋内・外の施設、連絡系統などを含む）
	スペース密度（過密・適度・余裕）		
組織や活動	管理統括・代表者の情報 氏名（立場）　　その他		
	連絡体制／命令・指揮系統		
	ボランティア		
	自主組織		避難者への情報伝達手段（黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など）
	医療の提供状況 救護所：有・無 地域の医師との連携：有・無		
	現在の状態		対応
環境的側面	ガス・電気・給水・電話・冷暖房・照明・洗濯機・飲み水（使用可に○）		
	床（　　）、温湿度（適・不適）、履き替え（有・無）		
	食事：回数（　／日）、配食者（　　）、食事環境（良・不良） 主な内容（　　）、炊き出し（有・無）		
	清掃（良・普・不良）、ごみ処理の状況（適・不適）		
	残品処理（適・不適）、保管場所（部屋・廊下・テント・倉庫・他）		
	トイレ（　箇所、状態：良・不良） 手洗い（　箇所、消毒：有・無）		
	入浴（浴槽・シャワー）、寝具（　　）、 清潔さ（適・不適）		
	プライバシーの確保（適・不適）、生活騒音（適、不適）		
	避難者の人間関係（良好・不良） 援助者との関係（良好・不良）		
	ペットの状況（適・不適）、その他		
	空気の流れや喚起（良・不良）、粉塵（良・不良） 湿度（良・不良）		
	喫煙所（有・無）、分煙（有・無） 受動喫煙防止（適・不適）		
防疫的側面	風邪症状（咳・発熱など）		
	食中毒症状（下痢・嘔吐など）		
	感染症症状、その他		

	本日の状態	対応・特記事項
対象特性的側面（配慮を要する人々）	高齢者（　　）人 乳幼児（　　）人 妊産婦（　　）人 障害者（　　）人 単身者（　　）人 要介護（　　）人 感染症（　　）人 その他	

疾病問題	（難病、認知症、精神疾患、慢性疾患、結核など）				在宅酸素・透析・人工呼吸器等の使用者の有無・対応など
	氏　名	疾患名	治療継続状況	困っていること	

避難者特有の健康問題	人数の把握	１５歳以下	１６～６４歳	６５歳以上	対応・特記事項
	便　秘				
	頭　痛				
	食欲不振				
	嘔　吐				
	発　熱				
	不　眠				
	不　安				
	その他				

まとめ	
	全体の健康状態
	活動内容
	印　　象
	課題／申し送り

3　健康調査票

（マ 55-様式 3）

健康相談票　初回・（　　）回 保管先 ＿＿＿＿＿	方法 ・面接　・訪問 ・その他　・電話 （ ）	対象者 ・乳幼児　・妊産婦 ・ねたきり　・難病 ・高齢者　・その他	担当者（立場） 相談日 年　月　日 場所：

基本的な状況	氏名	男・女	生年月日	年　月　日	歳
	元の住所		連絡先		
	①現住所		連絡先		
	②新住所		連絡先		
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先		家族について		
	被災の状況				

身体的・精神的な状況	既往歴	現在治療中の病気	内服薬、医療機材、器具	医療機関
	現在の状態（自覚症状）			具体的自覚症状（参考） 頭痛・頭重/不眠/倦怠感/吐き気/めまい/動悸/息切れ/肩こり/関節痛・腰痛/目の症状/咽頭の症状/咳/痰/便の性状/食欲/体重減少/精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ／朝方ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感

		食事	移動	着脱	排泄	意思疎通	保清	その他
日常生活の状況	自　立							認知症等の有無
	一部介助							
	全介助							
	備　考 必要器具など							

個別相談活動	相談内容	指導内容
		今後の計画 解決 継続

4　要フォロー者訪問連名簿

（用途：全員把握、乳幼児、高齢者、その他）　（マ 55-様式 4）継続支援が必要な場合は〇印をつける。

訪問年月日	年　月　日	担当者（佐用町・龍野健福・　）	保健師名（　）

No	氏名	年齢	性別	対象（状態・疾患など）								以前、保健師等の関与有りに〇	相談内容・問題点 援助内容	要継続は〇	備考
				乳幼児	高齢者	妊産婦	単身者	心身障害	要介護	感染症	その他				
1			男・女												
2			男・女												
3			男・女												
4			男・女												
5			男・女												
6			男・女												
7			男・女												
8			男・女												
9			男・女												
10			男・女												

5　健康相談実施集計表

（マ 55-様式 5）

年月日	対応場所	箇所数	巡回相談状況																		従事者種別数						
			件数		種別																保健師	精神保健福祉相談	栄養士	歯科衛生士	その他		
			実	延	高齢者	乳幼児	妊産婦	単身者	心身障害	要介護者	感染症	その他															
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										
	避難所																										
	仮設住宅																										
	地域																										

6　災害時スクリーニング質問票（ＳＱＤ）

（マ 55-様式 6）

実施日：　　年　　月　　日
氏　名：　　年齢：　　歳　（　男　女　）
住　所：
備　考：

【質問】大災害後は生活の変化が大きく、色々な負担（ストレス）を感じることが長く続くものです。災害後に今からお聞きするようなことはありませんでしたか？

1　食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていますか。	はい いいえ
2　いつも疲れやすく、身体がだるいですか。	はい いいえ
3　睡眠はどうですか。寝つけなかったり、途中で目が覚めることが多いですか。	はい いいえ
4　災害に関する不快な夢を見ることがありますか。	はい いいえ
5　ゆううつで気分が沈みがちですか。	はい いいえ
6　イライラしたり、怒りっぽくなっていますか。	はい いいえ
7　些細な刺激に過敏に反応してしまうことがありますか。	はい いいえ
8　災害を思い出させるような場所や、人、話題などを避けてしまうことがありますか。	はい いいえ
9　思い出したくないのに災害のことを思い出すことはありますか。	はい いいえ
10　以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか。	はい いいえ
11　何かのきっかけで災害を思い出して気持ちが動揺することはありますか。	はい いいえ
12　災害についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力していますか。	はい いいえ

※ 兵庫県こころのケアセンター資料提供

スクリーニング質問票について

被災した住民を対象とした，訪問や検診の時に，精神的問題がないかスクリーニングするためのものです。

いきなり質問をするのではなく，挨拶を交わし，来意を告げ，世間話をするなど自然な流れの中で，使用すべきものです。

災害後に発生する精神的問題は多岐にわたりますが，この質問項目では「うつ状態」と「PTSD（外傷後ストレス障害）症状」に焦点をあてて，そのハイリスク者を見分けられるような内容にしてあります。

判定基準が示されていますが，診断を意味するのではなく，ハイリスク者を見分けるための基準です。この基準を満たす場合はかなりリスクが高く，継続した関与，あるいは専門スタッフへの紹介が必要であることを示します。しかし，質問にきちんと答えていなかったり，抵抗や否認が強い場合などは，必ずしも基準に満たない場合があります。答えるときの態度や会話の内容などから，問題を感じたときは，専門スタッフと検討するべきでしょう。

項目数は多く感じるかもしれませんが，実際に施行してみると 10 分以内で終わることができます。

なお，質問の内容は分りやすい言葉遣いにしてありますが，相手の理解しやすいように，言い回しを変えても問題ありません。

【判定基準】

（1）ＰＴＳＤ

3、4、6、7、8、9、10、11、12 のうち、5 個以上が存在し、その中に 4、9、11 のいずれか 1 つが含まれている。

（2）うつ状態

1、2、3、5、6、10 のうち、4 個以上が存在し、その中に 5、10 のいずれか一方が含まれている。

【備　考】

ＰＴＳＤの３大症状及びうつ症状に対応するのは、それぞれ次の項目である。

（1）再体験症状：4、9、11

（2）回 避 症 状：8、10、12

（3）過覚醒症状：3、6、7

（4）う つ 症 状：1、2、3、5、6、10

「施設・避難所等　歯科口腔保健　ラピッドアセスメント票（集団・迅速）総括表＜詳細版＞

No.3（1）

施設・避難所等　歯科口腔保健　ラピッドアセスメント票（集団・迅速）　　日本歯科医師会統一版

避難所等の名称		避難所等の立地する市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年　月　日（　） AM/PM　時　分ごろ	避難所等の連絡先	※ 必要時担当者氏名も記載
避難者等の人数 （夜間を含む、本部に登録されている人数）	人（　月　日現在）	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェック☑する □ 責任者等からの聞き取り （役職や氏名：　） □ 避難者等からの聞き取り （　人程度） □ 現場の観察 □ 支援活動等を通じて把握 □ その他（　）
その内訳	a うち乳幼児（就学前）（約　人or%），不明 b うち妊婦（約　人or%），不明 c うち高齢者（75歳以上）（約　人or%），不明 d うち障がい児者・要介護者（約　人or%），不明		
評価時に在所していた避難者等数	だいたい　人くらい（概数）		
記載者 氏名・所属 職種	氏名：　所属： 職種：1 歯科医師　2 歯科衛生士　3 その他（　）	記載者 連絡先 （携帯電話等）	

項目	確認項目（※確認できれば数値や具体的内容を記載）	評価	評価基準（参考）
（1） **歯科保健医療の確保**	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1あり，　2なし，　9不明 b 巡回歯科チームの訪問　1-① あり（定期的），1-② あり（不定期） 2なし　，9不明	◎ ○ △ × －	歯科医療の受療機会： ◎ほぼいつでも可能、 ○３日に1回は可能、 △週に1回以下・困難、 ×不可能、　－不明
特記事項			
（2） **口腔清掃等の環境**	a 歯磨き用の水　1充足，2不足*，9不明 *（具体的に：　） b 歯磨き等の場所　1充足，2不足*，9不明 *（具体的に：　）	◎ ○ △ × －	うがい水and/or洗面所： ◎不自由ない、○おおむねあるが制限はある、 △特定の用途にのみ、または短時間使える状況である、 ×ない・使えない
特記事項			
（3） **口腔清掃用具等の確保** ※ 主観的におおまかに	a-1 歯ブラシ（成人用）　1充足，2不足（約　人分），9不明 a-2 歯ブラシ（乳幼児用）　1充足，2不足（約　人分），3不要，9不明 b　歯磨き剤　1充足，2不足（約　人分），9不明 c　うがい用コップ　1充足，2不足（約　人分），9不明 d　義歯洗浄剤　1充足，2不足（約　人分），3不要，9不明 e　義歯ケース　1充足，2不足（約　人分），3不要，9不明	◎ ○ △ × －	歯ブラシ（成人・乳幼児）、歯みがき、コップ、義歯ケース・洗浄剤： ◎90%以上が確保、○70～90%、△40～70%、×40%以下、－不明 （避難者数に対する割合）
特記事項	※ 不足物品を補充した場合は、ここに記載		
（4） **口腔清掃や介助等の状況** **全体状況** ※ 主観的におおまかに	a 歯みがき　1していそう，2ほぼしていなそう，9不明 b 義歯清掃　1していそう，2ほぼしていなそう，9不明 c 乳幼児の介助　1していそう，2ほぼしていなそう，3不要，9不明 d 障がい児者・要介護者の介助　1していそう，2ほぼしていなそう，3不要，9不明	◎ ○ △ × －	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介護者の介護： ◎90%以上が確保、○70～90%、△40～70%、×40%以下、－不明 （避難者数に対する割合）
特記事項			
（5） **歯や口の訴え** **義歯の問題** **食事等の問題**	※　重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者　1いる（約　人），2いない，9不明 b 義歯紛失や義歯破折　1いる（約　人），2いない，9不明 c 食事等で不自由な者　1いる（約　人），2いない，9不明 （咀嚼や嚥下の機能低下等による）	◎ ○ △ × －	痛みあり、義歯問題、食事不自由： ◎90%以上が問題なし、○70～90%、△40～70%、×40%以下、－不明 （避難者数に対する割合）
特記事項	※ 要対応者の詳細情報（応急対応した場合はあわせて記載）		
その他の問題	例）歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。　　標準Ver4.1(202402)

（　県　・　県歯科医師会　・　県歯科衛生士会）

7　仮設住宅入居世帯調査票

（マ 55-様式 7）

調査年月日：　　年　　月　　日　　時　　調査者名＿＿＿＿＿＿＿＿

1　世帯の状況

仮設住宅名				仮設住宅入居日	年　月　日	
ＴＥＬ		ＦＡＸ		被災状況	全壊（焼）・半壊（焼）	
緊急連絡先	氏名：　　続柄：　　ＴＥＬ： 住所					
家族構成・被調査者に○印	氏　名	性別	続柄	生年月日	職業	健康状態（疾病、主訴）
経済状況	年金・給与・生保（　　福祉事務所・担当ＣＷ　　）経済的に困っている・いない					
災害の影響	家族状況変化：無・有（　　）、仕事状況変化：無・有（　　） その他（　　）					

2　近隣・社会との関係

交友関係	悩みを相談できる友人　有・無　　仮設住宅での親しい友人　有・無
近所づきあい	全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ
来訪者	有　親族（娘・息子・兄弟姉妹・嫁）・ボランティア・ヘルパー・その他（　　・無）
自治会等役割	前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない
活動参加意向	サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい 参加意向なし

3　避難行動要支援者（上記世帯調査において３歳未満、病弱者、６５歳以上、独居者については全て記入）

心身状況	受療状況等	社会資源活用状況

相談・要望等	総合所見 調査者の判断　Ａ要対応　Ｂ対応不要

８　食事（栄養）のチラシ
（マ 68-別紙 1）

食事(栄養)のことで、ご心配がある方へ

例えば・・・

□普通の食事が食べられない方

・おかゆなど軟らかい物しか食べられない

・固いものが食べにくい　など

□乳児用ミルク・離乳食のこと

□普段、糖尿病等で、食事制限をしている

・塩分制限、たんぱく制限　など

□アレルギー除去食などが必要な方　など

上記以外でも食事や栄養のことで気になることがあればご相談ください。避難所の担当者の方へお伝えいただいても結構です。

【相談先】

相談窓口　医療健康対策部

連 絡 先　TEL:　－

FAX:　－

9　災害時避難行動要支援者用特殊食品例

（マ 68-別紙 2）

区　　分			商品名	備　　考	メーカー
乳幼児	特殊ミルク		ニューMA1	医師の指示で使うミルク	森永乳業
			MA-mi		
			ノンラクトン		
			E 赤ちゃん	ミルクのアレルゲン性に配慮したミルク（ミルクアレルギー疾患用ではありません）	
	ベビー飲料		やさしい赤ちゃんの水	粉ミルクの調整に適した水です	
			イオン飲料	水分・電解質を吸収しやすいように調整	
	ベビーフード		ベビーフードレトルトタイプ	7～8 ヶ月、9～11 ヶ月、12 ヶ月～15 ヶ月	
			おでかけに便利なランチセット	ごはんとおかず、お皿とスプーンがセット	
			おさかなと野菜のリゾット	小麦粉・卵・乳・そば・落花生・えび・かにを使わずに作られたメニュー	キューピー
			とりと野菜の雑炊		
			おいもとさかなのクリーム煮		
			鶏レバーのトマト煮込み		
			コーンとポテトのクリームシチュー		
			鶏とかぼちゃのなめらかシチュー		
			牛肉と根菜のうま煮		
			豚肉の五目煮		
			鶏レバーのクリームシチュー		
			牛そぼろと根菜のあんかけ		
			五目あんかけ		
高齢者	濃厚流動食品	食べるタイプ	カロリーメイトゼリーアップル	たんぱく質、脂質、糖質、５種類のミネラル、10 種類のビタミン、食物繊維を含む	大塚製薬
			マイバランスムースミックス	食べやすさに配慮したなめらかな食感	明治乳業
		飲むタイプ	ファインケア	微量元素、たんぱく質に配慮	キューピー
		飲んだり、チューブを用いて摂取できるタイプ	ペプチーノ	無脂肪・低残渣	テルモ
			明治インスロー	糖質を調整し、吸収が緩やかな流動食	明治乳業
			アイソカル・プラス	少量で高カロリー	ネスレ
	水分補給ゼリー		アクアゼリー	水分の体内保持に適した優れた電解質組成	味の素
			エナチャージ 160	1 本 150ml でエネルギー160Kcal、鉄 3mg、食物繊維 3g	ヘルシーフード
			ＯＳ－１ゼリー	くっつきにくいのでむせにくいのどごし	大塚製薬

区　　分			商品名	備　　考	メーカー
高齢者	やわらか食品		全がゆ		ホリカフーズ
			ぬくもりミキサー（おかゆ）	本格的に炊きあげたおかゆをつぶつぶを少し残してミキサーにかけてます	
			やさしい献立　おじや	1品に10種類以上の素材を使用	キユーピー
			やさしい献立（容易にかめる） ・海老だんごのかきたま ・鶏だんごの野菜煮込み ・貝柱とマカロニのグラタン風	様々な素材を使用し、味つけにこだわって和風から洋風まで	
		レトルトタイプ	明治やわらか食シリーズ ・野菜の煮物 ・肉じゃが ・肉豆腐	トロミをつけて食べやすく、歯ぐきでつぶせるやわらかさで調整した食事	明治乳業
			ぬくもりミキサー ・いわし梅煮 ・照り焼きチキン ・筍かか煮	天然素材を使用しているので食材本来の味を楽しめます	ホリカフーズ
		カップタイプ	うらごし ・鶏肉うらごしささみ ・魚うらごしツナ	新鮮な素材をうらごし状に	
		デザート	アイソカル・ジェリーPCF	たんぱく質、カルシウム、鉄分、亜鉛等を配合	ネフレ
			明治カットフルーツゼリー	5㎜角程度に刻んだ果肉を果汁で包んだゼリー	明治乳業
食事治療	低エネルギー	レトルトタイプ	カロリーナビ240 ・麻婆豆腐セット ・ビーフカレー等	1箱に1食分の主菜と副菜がセットになって、エネルギー240Kcal，食塩相当量2.6g以下、食物繊維2.9g以上	ニチレイ
			カロリーナビ320 ・白身魚の煮付けセット ・肉じゃがセット　　等	1箱に1食分の主菜と副菜がセットになって、エネルギー360Kcal，食塩相当量3.3g以下、食物繊維3.0g以上	
		ゼリー	やさしくラクケア　20Kcal	低カロリー　1ｶｯﾌﾟ 20Kcal	ハウス
		飲み物	やさしく・おいしく低カロリー飲料（もも味、ぶどう味）	エネルギーは19 Kcalと低カロリー。なので、カロリー摂取を控えたい方に配慮した飲料	バランス
	たんぱく質調整		ゆめごはん1/35トレー	1パック当たりのたんぱく質0.13g	キッセイ薬品工業
			たんぱく質調整チョコレートクリーム・ピーナッツクリーム	高エネルギー、たんぱく調整のクリーム	ヘルシーフード
			たんぱく質調整せんべい	低塩を保ちながら醤油の風味を楽しめます	江崎グリコ
			グルプンでんぷんクラッカー	ジャム、シロップなどつけて手軽にエネルギー補給ができます	グルプン
	エネルギー補給		ハイカロ160	1個エネルギー160 Kcal、カルシウム100㎎補給	キユーピー
	塩分カット		レナケアーカップ麺シリーズ しょうゆラーメン	一般的なカップラーメンに比べて塩分35%カット	日清オイリオグループ
			だしわりしょうゆ	普通のしょうゆに比べ、塩分1/2、リン1/3、カリウム1/10	

10　食事の配慮が必要な人の献立例

（マ 68-別紙 3）

	一般食		エネルギーコントロール食		低たんぱく質		半流動食	
朝食	カンパン ジャム 野菜生活 麦茶缶	1 缶 1 ケ 1 本 1 缶	カンパン マービージャム 野菜生活 麦茶缶	1 缶 1 ケ 1 本 1 缶	カンパン フルーツ缶 MCT ゼリー 麦茶缶	1 缶 1 缶 2 個 1 缶	粥缶 ジャネフねり梅 ﾌﾞﾚﾝﾀﾞｰ白身魚と里芋 ソフティア	1 缶 1 袋 1 袋 1 缶
昼食	カロリーメイト 乾燥御飯 のりミニ薄塩 牛肉 大和煮缶 味噌汁	1 箱 100g 1 袋 1 缶 1 缶	乾燥御飯 のりミニ 薄塩牛肉大和煮缶 無糖白桃缶詰	100g 1 袋 1 缶 1 缶	ビスキー 乾燥御飯 のりミニ 薄塩牛肉大和煮缶 味噌汁	1 ﾊﾟｯｸ 100g 1 袋 1 缶 1 缶	粥缶 のりミニ ブレンダーＲキャベツ 野菜生活 ソフティア	1 袋 1 袋 1 袋 1 本 1 袋
夕食	乾燥御飯 ビーフシチュー りんごジュース缶	100g 1 袋 1 缶	乾燥御飯 ビーフシチュー 無糖みかん缶	100g 1 袋 1 缶	乾燥御飯 ビーフシチュー 無糖みかん缶	100g 1 袋 1 缶	粥缶 ジャネフゆずみそ ブレンダー肉と豆腐 りんごジュース ソフティア	1 缶 100g 1 袋 1 缶 1 袋
備考	エネルギー たんぱく質 脂質 糖質 食塩	1868Kcal 49.4g 33.3g 342.7g 6.6g	エネルギー たんぱく質 脂質 糖質 食塩	1679Kcal 44.4g 21.7g 326.5g 4.6g	エネルギー たんぱく質 脂質 糖質 食塩	1866Kcal 45.9g 28.9g 355.6g 6.0g	エネルギー たんぱく質 脂質 糖質 食塩	1834Kcal 49.9g 38.0g 335.9g 6.1g

※（別紙 2.3）は「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク/岡山県美作保健所勝英支所「災害時の食生活支援のための手引き」より

11　被災地状況把握シート

（マ 68-様式 1）

年　　月　　日

避難所名等		記入者名	
避難所等の状況			
ライフライン	水　　道（使用可・使用不可→給水車（有・無） ガ　　ス（使用可・使用不可） 電　　気（使用可・使用不可） 暖房器具（使用可・使用不可） トイレ使用可→施設のトイレ（　　）個、仮設トイレ（　　）個 使用不可（　　）個		
支援スタッフ	医　師 常駐（　　）名、巡回（無・有）→週（　　）回 保健師 常駐（　　）名、巡回（無・有）→週（　　）回 看護師 常駐（　　）名、巡回（無・有）→週（　　）回 栄養士 常駐（　　）名、巡回（無・有）→週（　　）回 その他 （　　）名		
支援物資	飲料水　　（無・有）→（十分・不十分） 水以外の飲料（無・有）→（十分・不十分） 弁　当　　（無・有）→（十分・不十分） 食　品　　（無・有）→（十分・不十分） これまでに届いた食品（魚の缶詰・おにぎり・パン・その他　　） 栄養機能食品・特別用途食品（無・有）→（十分・不十分） 医薬品　　（無・有）→（十分・不十分） 毛　布　　（無・有）→（十分・不十分） 提供主体（行政・自衛隊・ボランティア・その他　　）		
炊き出し	（行っていない・行っている）→（開始日：　　年　月　日） 調理者（行政・自衛隊・ボランティア・避難住民・その他　　）		
食事内容	主食・たんぱく質を多く含む食品（肉、魚、卵、乳類等）・野菜・果物・その他（　　） ※ 記入日またはここ 2～3 日の状況をご記入下さい。		
避難住民の状況			
避難所住民数	収容人数（　　）人、男女比（男　：女　） 年齢層（　　）		
特別な配慮が必要な方	乳幼児　　（いる・いない）（　　）名 妊産婦　　（いる・いない）（　　）名 高齢者等嚥下困難な方　　（いる・いない）（　　）名 慢性疾患等で食事制限が必要な方（いる・いない）（　　）名 食物アレルギーがある方　　（いる・いない）（　　）名 対応状況（おおむね対応できている・対応できていない） 理由（　　）		
自由記載欄（困っていること等）			

12　被災者栄養相談票

（マ 68-様式 2）　　年　　月　　日

避難所名等		記入者名	

種　　別	□面接　□電話　□その他（　　）
相談者氏名	
相談者住所	住　所： 連絡先：　　－
対　象　者	□本人 □本人以外 → 氏名（　　）（続柄：　　）
生 年 月 日	M・T・S・H　　年　　月　　日（　　）歳
対象者属性	□乳幼児 □妊婦 □授乳婦 □食物アレルギー □その他（　　）
現　病　歴	□糖尿病 □高血圧 □腎臓病 □その他（　　）
現病歴の治療状況	現在の服薬状況（中断・継続） 薬品名：
これまでの食事制限	食事制限（有・無） 具体的な制限内容：
現在の自覚症状	□発熱 □吐き気 □便秘 □下痢 □口腔内症状（　　） □歯に関する症状（　　） □その他（　　）
現在の食事内容	乳児の場合（□母乳 □粉ミルク □混合） 離乳食（開始・未開始）
	子ども・成人・妊婦・授乳婦・高齢者の場合 □たんぱく質を多く含む食品（肉、魚、卵、乳類等）□野菜 □果物 □その他（　　） 具体的な食事内容（　　）
	1 日の食事回数：1 回・2 回・3 回・その他（　　）
	食欲（有・無）
	水分摂取状況（　　ml）
身 体 活 動	1 日座位・寝ていることが多い・身体を動かしている
相 談 内 容	
指 導 内 容	
今後の支援計画	（解決・継続）
自由記載欄	

被災者栄養相談票（経過用紙）

救護場所		氏名	

月　日	相談方法	相談内容	指導内容	担当者

13　避難所等栄養相談集計表

（マ 68-様式 3）

巡回日時	避難所名等	対象者氏名	年齢	性別	主な疾患	栄養指導 実施有無	指導状況	担当者	特記事項

14　食中毒予防パンフレット
（マ 69-別紙 1）

ノロウイルス食中毒予防の基本は

きっちり　　しっかり

手洗いと加熱です



きっちり手洗いは、ノロウイルス食中毒予防の基本です。

★手洗いの目的はノロウイルスを「洗い流す」ことです。流水できっちり手を洗いましょう。

★石けんをよく泡立ててこすり洗いし、しっかりすすぎましょう。ノロウイルスの消毒には、アルコールや逆性石けんはあまり効果がありません。

★手洗いは2回行うと効果的です。

二枚貝はしっかり中まで火を通しましょう。

★生や半生ではリスクが高まります。加熱は85度で1分間以上が目安です。

食中毒に関するご質問やお問い合わせは、
龍野健康福祉事務所へ　兵庫県たつの市龍野町富永1311-3
電話　0791－63－5682　　ＦＡＸ　0791－63－9234

15　感染症健康相談票
（マ 70-様式 1）

年　　月　　日受付

受付担当者名：（　　）
受 付 場 所：　電　話　・　訪　問　・　その他（　　）

ふりがな 氏　　名		住　所	
		電　話	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日	職　業	

発症日	年　　月　　日　　時分頃
症状	□ あり（　　）　□ なし
	□ 腹痛（　　）　□ 下痢（水・粘・血回） □ 嘔吐（　　回）　□ 発熱(　　℃) □ 頭痛　□ 発疹 □ 血便の有無 □ その他 （　　）
相談内容	
受診済みの場合	病名： 医療機関名： 医師名：

□ 症状があり病院を受診していない人には、受診を勧める。
□ 手洗いなどの予防対策について指導する。
□ その他（　　）

16　感染症等状況報告書（継続紙あり）

（マ 70-様式 2-1）

感染症等状況報告書

1　記入者（課名・氏名）		所　属： 氏　名：
2　情報の入手した時間		年　月　日（　）　午前　時　分
3　情報の入手元	保健所	課　名：　担 当 者：
	その他	機 関 名：　部 課 名： 氏　名：　電話番号：
4　感染症名		
5　類　型		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 新感染症 ・ 指定感染症 ・ 新型ｲﾝﾌﾙ
6　患者情報		患者氏名： 住　所： 電話番号： 年　齢：　性 別：　男 ・ 女
7　患者の所在		病院等の名称： 病院等の住所： 病院等の電話番号：
8　対応状況		
9　今後の対応		
10　その他特記事項		
11－1　レベル判定 ※ ﾏﾆｭｱﾙに基づく判定		レベル　1 ・ 2 ・ 3 ・ 該当外
11－2　レベル再判定 ※ 市長が判定		レベル　1 ・ 2 ・ 3 ・ 該当外

症状があり病院を受診していない人には、受診を勧める。

手洗いなどの予防対策について指導する。

その他（　　）

■ 感染症等状況報告書継続紙

(マ 70-様式 2-2)

患者名	住所・症状等
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	
	住所：　　電話番号：
	症状
(　　歳)	

17　消毒用薬剤受取表

（マ 70-様式 3）

受渡場所（　　）

No.	受取者	集落	受取数	
			消石灰	逆性石けん
例	佐　用　太　郎	佐　用	12	6
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

18　感染症の正しい知識
（マ 70-別紙 1）

感染症や食中毒のために次の事柄に注意してください。

1　食品の調理について
（1）食品の保存、運搬、調理にあたっては、衛生的な取り扱いに十分ご注意ください。
（2）しばらくの間、ご家庭では野菜を含め食品全てに十分な加熱を行ってください。
（3）調理した食品は、速やかに食べるとともに、保存は低温で行い、細菌の増殖を防ぎましょう。
（4）食品を扱う場合には、手や調理器具を洗剤で洗ってください。
（5）生肉に触れたまな板、包丁、食品等は加湯等で十分消毒し、手も洗ってください。

2　台風による停電、床下浸水等による食品等の取り扱いについて
（1）停電した地域において、冷蔵庫に入っていた食品（特に要冷蔵食品や要冷凍食品）は食べずに廃棄するようにしてください。
（2）浸水した井戸は、安全を確認して使用してください。
（3）水に濡れた食べ物は汚染されている恐れがあるので、食べないでください。

3　床上浸水の消毒について
（1）水が引いた後、家の中の不要なものを片付けてください。
（2）泥などの汚れを水で洗い流す、ぞうきんで水拭きするなどしてください。その後、消毒液を浸した布などでよく拭いてください。
（3）天気の良い時間帯に畳をあげて天日で乾燥してください。
（4）食器類や食器棚などは、きれいに汚れを洗い流したあと、台所用漂白剤に浸したり、熱湯で消毒したりしてください。
（5）冷蔵庫や食器棚などは、汚れをきれいに拭き取ったあと、オスバンなどの消毒薬で拭いてください。
（6）必要に応じて、家の周囲や床下などに消毒薬または消石灰を散布してください。

4　床下浸水の消毒について
（1）天気の良い時間帯に畳をあげて天日で乾燥してください。
（2）床下は消石灰を粉のまま散布し、消毒を行ってください。
（3）汚れた食器は、熱湯で消毒してから使用してください。

5　健康に不安を持つ方へ
（1）発熱、下痢、腹痛などの症状が現れた場合は、出来るだけ早く医療機関を受診してください。

感染症、食中毒予防のための消毒方法、健康や環境衛生に関することは龍野健康福祉事務所か健康福祉課健康増進室へお尋ねください。

■ 龍野健康福祉事務所　　0791－63－5143
■ 健康福祉課健康増進室　0790－82－0661

19　消毒用石灰等の説明パンフレット
（マ 70-別紙 2）

消毒用石灰等を
受け取りに来られたかたへ

◆ 配布数は　一世帯につき、消石灰２袋（20kg 入り）と逆性石けん１本（500ml）です。

◆ 使用方法を記入したパンフレットと一緒にお持ち帰りください。

◆ なお、お持ち帰りの際には、来られた方のお名前とお持ち帰りの数量を「消毒用薬剤受取表」に記入していただくようお願いいたします。

20　消毒剤の適応対象及び使用方法
（マ 70-別紙 3）

1．消毒剤の適応対象

何を消毒するかによって、使用できる消毒剤は限られる。消毒剤には、金属腐食性や粘膜へ刺激性など、注意しなければならない点があるので、消毒する対象により、適正な消毒剤を選択することが重要です。

（◎：使用可 ○：注意して使用 ×：使用不可）

	手指・皮膚	粘膜	金属器	非金属	排泄物
消毒用エタノール	◎	×	◎	◎	×
次亜塩素酸ナトリウム	×	×	○	◎	◎
両性界面活性剤	◎	◎	◎	◎	○

2．使用方法

（1）各種消毒剤の濃度と使用量

① 次亜塩素酸ナトリウム（6%原液）

適 用	濃 度・希 釈	1㍑調整時の次亜塩素酸ナトリウムの使用量
手指・皮膚	0.01～0.05% （120～600 倍）	1.7～8.3 mℓ
医療器具	0.02～0.05%(120 倍～300 倍)	3.3～8.3 mℓ
排泄物	0.1～１％（6 倍～60 倍）	16.7～167 mℓ

② 両性界面活性剤（10%原液）

適 用	濃 度・希 釈	1㍑調整時の両性界面活性剤の使用量
手指・皮膚	0.05～0.2% （50～200 倍）	5.0～20 mℓ
医療器具	0.05～0.2% （50～200 倍）	5.0～20 mℓ__

腸管出血性大腸菌感染症の場合

● 消毒法ポイント

患者の糞便で汚染された可能性のある個所を消毒

（トイレ、洗面所、ドアノブなど） 浸漬してから洗濯。消毒薬による清拭が中心で、散布や噴霧はしない。

● 消毒法

第四級アンモニウム塩、両性界面活性剤などによる清拭。

寝衣やリネンは、塩素系漂白剤にその他の物品は煮沸や消毒剤による消毒を行う。

食器は洗剤と流水で洗浄する。

分泌物や排泄物を消毒する場合には、水洗トイレ槽に第四級アンモニウム塩を最終濃度0.1～0.5%になるように注ぎ、5分間以上放置後に流す。便の付着した物品は糞便を洗い流した後、煮沸した熱水もしくは塩素系漂白剤、第四級アンモニウム塩などで消毒する。

第８章　災害情報の提供と相談活動

第１　災害相談

１　相談窓口担当者一覧　（マ 74-別表 1）

対策部	担当課	業　　務	電話・内線	担当者名
統　括　部	企画防災課	災害救助法関係に関すること	82-0664・276	
		被災者生活再建支援金に関すること	・276	
		フェニックス共済に関すること	・276	
		一時転居者支援に関すること	・276	
		住宅災害復興融資利子補給に関すること	・276	
		高齢者住宅再建支援に関すること	・276	
		被災者生活復興資金貸付制度に関すること	・276	
		消防団に関すること	・277	
	情報政策課 広報室	さようチャンネルに関すること	82-0690・211	
		防災行政無線に関すること	・212	
総務対策部	総　務　課	相談窓口に関すること	82-2549・206	
		人の安否確認に関すること	・206	
		避難者、救助者、行方不明者等に関すること	・206	
		自治会関係に関すること	・208	
		ライフラインに関すること	・210	
		高速道路免除申請証明書の発行に関すること	・210	
		車両の撤去に関すること	・210	
		国・県への要望に関すること	・204	
		その他どの課にも属さないこと	・206	
	議会事務局	警備関係に関すること	82-0668・302	
		議会への要望に関すること	・302	
	会　計　課	町義援金に関すること	82-0663・131	
		兵庫県義援金に関すること	・131	
		兵庫県援護金に関すること	・131	
	税　務　課	家屋被害調査に関すること	82-0662・125	
		罹災証明書発行、被災者台帳に関すること	・126	
		税の減免に関すること	・123	
医療健康対策部	健康福祉課	災害時要援護者の支援に関すること	82-0661・154	
		災害ボランティアセンターに関すること	・155	
		さよさよサービスに関すること	・151	
		医療に関すること（精神医療含む）	・160	
		避難者の体調管理に関すること	・161	
		健康対策に関すること（巡回健康相談、訪問指導、巡回栄養相談、巡回歯科健康相談など）	・160	
		感染症対策に関すること	・158	
		食品衛生対策に関すること	・159	
		健康対策に関すること（巡回健康相談、訪問指導、巡回栄養相談、巡回歯科健康相談など）	・160	
		生活救済対策に関すること（死亡弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金など）	・154	
	高年介護課	高齢者の支援に関すること（朝霧園含む）	82-2079・164	
		介護サービスの確保に関すること	・166	
		福祉避難所の運営に関すること	・165	
		介護保険料の減免に関すること	・165	
		生活救済対策に関すること　など	・165	

※ 平時、各対策部は業務・電話・内線・担当者を総務対策部に報告する。

※ 担当者等の変更があった場合、各対策部は速やかに総務対策部に報告する。

対策部	担　当　課	業　　務	電話・内線	担当者名
生活対策部	商工観光課	事業所の被災証明発行に関すること	82-0670・223	
		町営住宅等の入居に関すること	・224	
		応急仮設住宅に関すること	・224	
		住宅の応急修理に関すること	・224	
		一時宿泊所に関すること	・224	
		風呂の無料開放に関すること	・224	
		笹ヶ丘荘、南光自然観察村に関すること	・222	
		生活救済対策に関すること（事業所見舞金、経営円滑化貸付など）	・224	
	生涯学習課	食糧の供給に関すること	82-3336・503	
		物資の供給に関すること	・502	
		各種団体に関すること	・524	
		図書館の開館等に関すること	・505	
		スポーツ振興に関すること	・524	
	住　民　課	埋火葬に関すること（遺体の安置含む）	82-0660・101	
		住民票、戸籍謄（抄）本、各種証明書などに関すること	・101	
		廃棄物処理対策に関すること	・106	
		ごみの緊急収集に関すること	・106	
		防疫対策に関すること	・106	
		し尿緊急汲み取りに関すること	・106	
		仮設トイレに関すること	・106	
		国保、年金、介護保険、後期高齢者保険等の関すること	・103	
教育対策部	教　育　課	児童、生徒の応急教育に関すること	82-2424・224	
		学用品の給与に関すること	・222	
		児童、生徒のこころのケア相談に関すること	・224	
		被災児童、生徒の生活救済対策に関すること	・222	
		避難所避難者に関すること	・213	
建設農林対策部	農林振興課	農地、農業用施設の復旧に関すること	82-0667・601	
		治山、治水に関すること	・602	
		農作物の被害に関すること	・601	
		資金融資、建物共済に関すること	・601	
		災害査定に関すること	・602	
		作物、家畜の伝染病予防・防疫に関すること	・601	
	建　設　課	道路、河川の復旧に関すること	82-2019・641	
		通行止め、迂回路などに関すること	・641	
		砂防、急傾斜地に関すること	・641	
		災害査定に関すること	・642	
上下水道対策部	上下水道課	給水対策に関すること	82-0481・	
		給水、水道施設復旧に関すること	・	
		下水道施設復旧に関すること	・	
		水道・下水道料金減免に関すること	・	

※ 平時、各対策部は業務・電話・内線・担当者を総務対策部に報告する。

※ 担当者等の変更があった場合、各対策部は速やかに総務対策部に報告する。

対策部	担当課	業　　務	電話・内線	担当者名
各地域対策班	上月支所	自治会に関すること	86-0331	
		食糧、飲料水、生活物資、医薬品などの配給に関すること		
		住民票、戸籍謄（抄）本、各種証明書などに関すること		
		税の証明、減免に関すること		
		各地域の行事等に関すること		
	南光支所	自治会に関すること	78-0123	
		食糧、飲料水、生活物資、医薬品などの配給に関すること		
		住民票、戸籍謄（抄）本、各種証明書などに関すること		
		税の証明、減免に関すること		
		各地域の行事等に関すること		
	三日月支所	自治会に関すること	79-2001	
		食糧、飲料水、生活物資、医薬品などの配給に関すること		
		住民票、戸籍謄（抄）本、各種証明書などに関すること		
		税の証明、減免に関すること		
		各地域の行事等に関すること		
現地機関	西はりま天文台公園	宿泊に関すること	82-0598	
		自然学校事業に関すること		
		天文観測に関すること		
	その他の現地機関	小中学校は教育対策部で対応		
		笹ヶ丘荘、南光自然観察村は生活対策部で対応		
		保育園、朝霧園、子育て支援センターは医療健康対策部で対応		
社会福祉協議会	社会福祉協議会	ボランティア派遣に関すること	78-1212	
		無料法律相談に関すること		
		生活福祉資金、緊急小口資金の貸付に関すること		

※ 平時、各対策部は業務・電話・内線・担当者を総務対策部に報告する。

※ 担当者等の変更があった場合、各対策部は速やかに総務対策部に報告する。

第１　ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等）

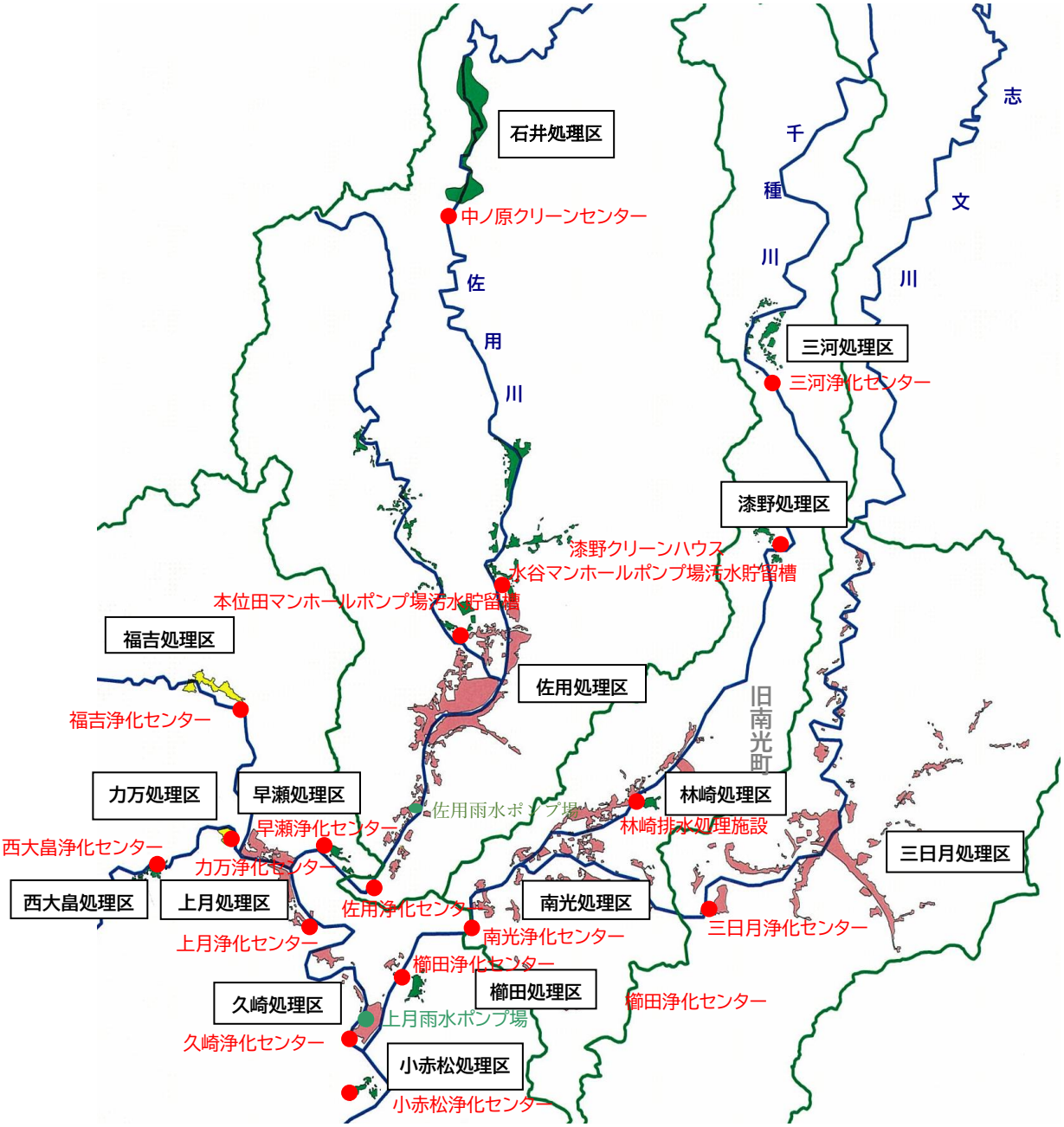
１　ライフライン等の状況表（総務対策部関係）【初動期～復旧期】

（マ 18-様式 1）

月　　日　　時　　分現在

種　　別		状況（場所、概要等）
ライフライン	電　　気	状　　況： 停 電 地 域： 停電世帯数：
	電　　話	状　　況： 不 通 地 域： 不通回線数：
	ガ　　ス	状　　況： 不 通 地 域： 不通世帯数：
	水　　道 下　　水	状　　況： 断 水 地 域： 断水世帯数：
	ＣＡＴＶ	状　　況： 不 通 地 域： 不通回線数：
公共交通機関	姫 新 線	運行状況： 運休箇所： 運休区間：
	智 頭 線	運行状況： 運休箇所： 運休区間：
	神姫バス	運行状況： 運休箇所： 運休区間：
	ウイング 神　　姫	運行状況： 運休箇所： 運休区間：
その他被害		

１　下水道施設（公共下水道・農集排・雨水ポンプ場）位置図　　（マ 17-資料 2）



○水防倉庫としての利用

統廃合事業によりポンプ場施設に改築予定の下水道施設には、資材備蓄に利活用出来るスペースが出来るため水防倉庫として使用する。

○水防倉庫として兼用できる下水道施設は別表のとおりです。

別表

名称	所在地	備考
水谷マンホールポンプ場汚水貯留槽	佐用郡佐用町横坂８００－１	
本位田マンホールポンプ場汚水貯留槽	佐用郡佐用町本位田乙２４２－２	

今後の水防倉庫予定施設

〇令和９年１０月より

・福吉マンホールポンプ場（福吉浄化センター）　佐用郡佐用町福吉２４０－１

・力万資材倉庫（力万浄化センター）　佐用郡佐用町力万５０３－６

・早瀬マンホールポンプ場（早瀬浄化センター）　佐用郡佐用町早瀬３１９－３

〇令和１０月１０月より

・西大畠資材倉庫（西大畠浄化センター）　佐用郡佐用町西大畠２０３－５

・林崎マンホールポンプ場（林崎排水処理施設）　佐用郡佐用町林崎１０１２－１　外

2　排水設備工事町指定工事店一覧表

佐用町下水道排水設備指定工事店一覧（地域別・あいうえお順）　【令和7年9月1日現在】

町内指定工事店

	名称（商号）	代表者	郵便番号	住所	連絡先
佐用	小原ポンプ	小原　明	679-5301	兵庫県佐用郡佐用町佐用１６４５	(0790)-82-3008
	㈲佐用公衆衛生社	矢内　哲治	679-5305	兵庫県佐用郡佐用町長尾９００－５	(0790)-82-2517
	佐用プロパンガス㈱	井上　満晴	679-5301	兵庫県佐用郡佐用町佐用７８－１	(0790)-82-3001
	㈱ 延原商店	延原　諭	679-5341	兵庫県佐用郡佐用町横坂６３８	(0790)-82-2613
	東口設備	東口　英一	679-5314	兵庫県佐用郡佐用町大木谷１２７４-1	(0790)-84-0526
	㈱光土木	尾﨑　琢也	679-5305	兵庫県佐用郡佐用町長尾８９８	(0790)-82-0176
	㈱福元水道設備	福元　健	679-5301	兵庫県佐用郡佐用町佐用２２８－１	(0790)-82-2423
	船曳土木興業㈱	船曳　守	679-5307	兵庫県佐用郡佐用町円応寺４９４－１８	(0790)-82-2938
上月	浅霧水道設備	浅霧　陽平	679-5523	兵庫県佐用郡佐用町上月４５３－１	(0790)-86-0604
	木南設備	木南　岩夫	679-5651	兵庫県佐用郡佐用町櫛田１１８０－２	(0790)-88-0359
	坂井設備工業	坂井　亮	679-5523	兵庫県佐用郡佐用町上月５５３－２	(0790)-86-0156
	㈱宮本技建	宮本　操	679-5651	兵庫県佐用郡佐用町櫛田７２６	(0790)-88-0385
	上月プロパンガス共販㈱	藤本　啓司郎	679-5523	兵庫県佐用郡佐用町上月５８２－４	(0790)-86-0034
南光	㈲鎌井設備工業	鎌井　清和	679-5213	兵庫県佐用郡佐用町東徳久１０４９	(0790)-78-0482
	㈲佐用環境整備	森崎　完吾	679-5211	兵庫県佐用郡佐用町下徳久１０６４－２	(0790)-78-1666
	三光プロパンガス㈱	花山　安善	679-5211	兵庫県佐用郡佐用町下徳久８６０－２	(0790)-78-0043
	舟引ポンプ店	舟引　正明	679-5211	兵庫県佐用郡佐用町下徳久６５８－２	(0790)-78-0607
	㈱森崎組 南光支店	森崎　俊文	679-5205	兵庫県佐用郡佐用町安川２１７	(0790)-78-0056
	山内工業	山内　一仁	679-5203	兵庫県佐用郡佐用町米田３６７	(0790)-78-0578
	㈱ユーテック	森崎　祐輔	679-5205	兵庫県佐用郡佐用町安川２０５－１	(0790)-78-1080
三日月	㈲オーシャン建設	古川　洋介	679-5134	兵庫県佐用郡佐用町乃井野８３７	(0790)-79-8400
	㈱末広建設	古川　晃	679-5133	兵庫県佐用郡佐用町三日月７０２－６	(0790)-79-2256
	㈱西原土木	西原　弘達	679-5131	兵庫県佐用郡佐用町上本郷１０９２	(0790)-79-2260
	㈱古川組	古川　貢	679-5134	兵庫県佐用郡佐用町乃井野１５６９－１	(0790)-79-2044

町外指定工事店

	名称（商号）	代表者	郵便番号	住所	連絡先
姫路市	㈱イワクニ	岩國　学	671-2241	兵庫県姫路市刀出１３４－４	(079)-266-7901
	㈲かねひら水道設備	金平　博伸	671-1107	兵庫県姫路市広畑区西蒲田２６９－１	(079)-237-9392
	㈱関西エンジニアリング	阿曽　一司	672-8040	兵庫県姫路市飾磨区野田町１６９	(079)-224-1944
	是川設備工業㈱	是川　竜也	671-2233	兵庫県姫路市太市中６７０	(079)-269-0054
	(有)竹田工業所	竹田　義幸	670-0965	兵庫県姫路市東延末２－１５６	(079)-223-0608
	美樹工業㈱	岡田　尚一郎	670-0947	兵庫県姫路市北条951-1	(079)-281-5151
	三木商事(株)	三木　篤幸	672-8017	兵庫県姫路市木場十八反町２７	(079)-245-7233
	ムツミ商事㈱	島津　秀伸	671-2222	兵庫県姫路市青山４－２４－８	(079)-266-6232
	ヤマサ設備工業㈱	福尾　比呂志	671-1227	兵庫県姫路市網干区和久３８７－５	(079)-273-5011
	株式会社　ウエスイ設備	上田　文雄	671-1241	兵庫県姫路市網干区興浜１３４４番地４	(079)-272-3819
相生市	みすみ工業㈱	三住　櫻	678-0056	兵庫県相生市那波東本町５－４７	(0791)-25-4687
赤穂市	㈲大平工業所	矢野　順三	678-0232	兵庫県赤穂市中広２１２２	(0791)-42-2391
	㈱西原管工設備	西原　教雄	678-1185	兵庫県赤穂市東有年１２２２	(0791)-49-3324
	㈲富士工業所	高橋　勝己	678-0175	兵庫県赤穂市北野中１３６－１	(0791)-48-7838
	㈱山本設備	山本　真一	678-0164	兵庫県赤穂市目坂７９５－５	(0791)-48-0689
宍粟市	㈲坂井設備	坂井　尚昭	671-2517	兵庫県宍粟市山崎町生谷７８	(0790)-62-5660
	竹内水道設備	竹内　英祐	671-3225	兵庫県宍粟市千種町下河野３１８	(0790)-76-3296
	千種設備	平田　智也	671-3202	兵庫県宍粟市千種町黒土１４４	(0790)-76-2124
	㈱塚本陶器	塚本　英人	671-2577	兵庫県宍粟市山崎町山崎１２０	(0790)-62-1560
	㈱ハミング	光岡　聡	671-2555	兵庫県宍粟市山崎町金谷４８１	(0790)-62-3774
	宮藤設備	宮藤　尚慶	671-2564	兵庫県宍粟市山崎町青木428	(0790)-62-4479
たつの市	香和設備工業(株)	香和　雅和	679-5152	兵庫県たつの市新宮町牧38-1	(0791)-78-0188
太子町	カメモト設備	亀本　寿志	671-1524	兵庫県揖保郡太子町東保４２３－３	(079)-277-2462
美作市	㈱末元住宅設備	末元　正幸	709-4236	岡山県美作市川北６７１－２	(0868)-75-0256

第1　交通・輸送対策

1　事前届出制度対象車両

No	申請年月日	許可年月日	車　種	登録番号	用　途 (災害対策基本法第50条第1項)	主管課	備　考
1	．．	．．	普通貨物	姫路	緊急輸送の確保	総務課	
2	．．	．．		姫路		総務課	
3	．．	．．		姫路		総務課	

2　公用車両貸付簿

（マ85-別表1）

車両No.	車種等	貸付課又は氏名	貸付日時	返却予定日時	返却日時

3　緊急輸送道路一覧表

（マ16－別表4）令和７年３月現在

路線名	起点の地名	交差点名等	終点の地名	交差点名等	距離(km)	管理者名
中国自動車道	神戸市北区上津	（神戸市三木市境）	佐用町皆田	（兵庫県岡山県境）	90.8	西日本高速道路株式会社
中国横断自動車道姫路鳥取線	佐用町口金近	（佐用ＪＣＴ）	佐用町東中山	（兵庫県岡山県境）	9.4	直轄
一般国道179号	太子町山田655-2	（姫路ＢＰ 太子竜野ＢＰ境）	佐用町西大畠	（兵庫県岡山県境）	50.0	兵庫県
一般国道373号	赤穂市有年原288-2	（有年原交差点）	佐用町上月579-2	（上月三差路交差点）	20.6	兵庫県
一般国道373号	佐用町佐用3505-5	（上町交差点）	佐用町上石井	（兵庫県岡山県境）	13.5	兵庫県
県道上郡末広線	上郡町上郡1645-13	（上郡橋東交差点）	佐用町末廣182	（市ノ上交差点）	19.0	兵庫県
県道宍粟下徳久線	宍粟市山崎町山田176-3	（中広瀬交差点）	佐用町下徳久706	（太田井西交差点）	22.9	兵庫県
県道若桜下三河線	宍粟市千種町黒土77	（室橋東詰交差点）	佐用町下三河	（宍粟下徳久線交差点）	13.1	兵庫県
県道 播磨徳久停車場線	佐用町下徳久1031-10	（徳久駅前交差点）	佐用町下徳久1032-6	－	0.1	兵庫県
県道吉永下徳久線	佐用町下徳久1031-10	（徳久駅前交差点）	佐用町下徳久	（国道179号交差点）	0.6	兵庫県
町道上月中央線	佐用町上月798-2	（上月駅前交差点）	佐用町上月791-7	（上月支所前）	0.1	佐用町
町道笹ヶ丘線	佐用町久崎836	（国道373号交差点）	佐用町円光寺423-10	－	0.8	佐用町
町道笹ヶ丘荘線	佐用町円光寺423-10	－	佐用町円光寺423-11	（笹ヶ丘荘前）	0.2	佐用町
町道谷口塩田線	佐用町横坂593-2	（横坂交差点）	佐用町本位田90-1	－	0.9	佐用町
町道中学校前線	佐用町本位田90-1	－	佐用町本位田535-2	（佐用中学校前）	0.3	佐用町
町道停車場線	佐用町三日月1117-6	（三日月駅前交差点）	佐用町三日月1115-2	（三日月支所前）	0.1	佐用町
町道徳久旧道線	佐用町下徳久1032-6	（徳久駅前交差点）	佐用町下徳久890-2	（南光支所前）	0.1	佐用町
町道停車場福原線	佐用町佐用2566-2	－	佐用町佐用2611-1	（佐用町役場前）	0.2	佐用町
町道秀谷病院線	佐用町佐用1099-2	（佐用共立病院前交差点）	佐用町佐用2566-2	－	0.2	佐用町

4　中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準

（マ 16－別表 5）

区　　間	連続雨量（mm）	組合せ雨量		備考（雨量観測所）
		連続雨量（mm）	時間雨量（mm）	
吉　川～滝野社	220	180（90）	50	東条
滝野社～福　崎	280	190（95）	40	福崎ＩＣ
福　崎～山　崎	280	190（95）	45	福崎ＩＣ、安富
山　崎～佐　用	250	160（80）	45	佐用ＩＣ、切窓峠、西下野
佐　用～作　東	230	150（75）	45	佐用ＩＣ、作東ＩＣ
播磨ＩＣ～宍粟ＪＣＴ	170	140（70）	30	牧
佐用ＪＣＴ～佐用ＴＢ	210	150（75）	45	佐用ＩＣ、作東ＩＣ、佐用ＴＢ

※（　）内の雨量は通行止めの準備（通行止め要員、車両・資機材等の用意）を開始する目安の雨量

5　事前通行規制区間一覧表

（マ 16－別表 6）

■ 異常気象時通行規制区間の道路通行規制基準

No	路線名	規制区間（上段；自、下段；至）	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容	迂回路
1	国道 373 号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	―	※1	冠　水	179 号 下庄佐用線 市場佐用線
2	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	―	12 時間連続雨量 100	落　石	市場佐用線 才金宗行線
3	県道市場佐用線	佐用町淀 佐用町豊福	2.4	―	12 時間連続雨量 100	〃	373 号 上福原佐用線
4	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	―	12 時間連続雨量 100	〃	373 号
5	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	実行雨量(T=12h) 100	実行雨量(T=12h) 150	〃	小日山大日山線 松山秋里線
6	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	―	12 時間連続雨量 100	〃	373 号 宍粟下徳久線 若宮下三河線

※　佐用川佐用水位が避難判断水位を超え、以後も水位上昇が見込まれるとき

■ 特殊通行規制区間の道路通行規制基準

No	路線名	規制区間（上段；自、下段；至）	延長 Km	規制条件（通行止）	危険内容	迂回路
7	国道 179 号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険を察知したとき	冠　水	上福原佐用線 宮原力万線
8	国道 373 号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険を察知したとき	〃	上郡末広線 179 号
9	県道宍粟下徳久線	佐用町字下三河 佐用町字萩原	1.8	現地状況により危険を察知したとき	落　石 土砂崩壊	179 号 千種新宮線

No	路線名	規制区間 （上段；自、 下段；至）	延長 Km	規制条件 （通行止）	危険内容	迂回路
10	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険を察知したとき	冠水落石 土砂崩壊	429 号 宍粟下徳久線 千種新宮線
11	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険を察知したとき	冠　水	小日山大日山線 松山秋里線
12	県道吉永下徳久線	佐用町久崎 佐用町米田	5.2	現地状況により危険を察知したとき	〃	179 号 373 号 上郡末広線
13	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地状況により危険を察知したとき	冠　水 落　石	373 号 429 号

6　さよさよサービス利用案内
（マ 80-参考資料 1）

病院や買い物などに、町民みなさまの外出を応援します。



さよさよサービス利用案内



対象者　交通にお困りの町内在住のかた

利用券　1冊（10枚セット）4,000円　※1乗車につき1枚使用

■ 次のかたは
1冊（10枚セット）3,000円
- ６５歳以上のかた
- 介護認定を受けているかた
- 中学生、高校生
- １６歳以上で、身体障害者手帳（１種若しくは１級～３級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

■小学生
1冊（10枚セット）1,500円

■小学生未満（保護者同伴）
無料

※小学生未満のかたも登録が必要です。

販売場所　社会福祉協議会本所・各センター・役場本庁・各支所・出張所

利用範囲　佐用町内・播磨科学公園都市内指定施設

利用方法　予約センター　78-8034（ハローさよ）　**予約制**

※受付時間　午前８時３０分～午後３時まで

予約センターへ、利用日の前日午後3時までに電話で予約してください。
但し、前日が土・日・祝日等の場合は、その直前の平日が期限日になります。
※乗車2週間前から予約可能。利用されるかたは、事前に窓口で登録が必要です。

■ご利用手順
①利用券購入 → ②利用する前日の3時までに電話

■お問合せ先　社会福祉協議会（ＴＥＬ.78-1212）

江川地域のみなさんへ



江川ふれあい号が利用できます！



～病院や買い物など、ご自宅から目的地までの外出をお手伝い～　目的地は、「佐用まちなか」が基本となります。

運行日は？
- 月曜日～金曜日
- １日４往復
- 土日祝日は運休

運賃は？
- １乗車チケット１枚使用
- 大人10枚綴り 3,000円
- 小学生10枚綴り 1,500円

販売場所は？
- 役場健康福祉課
- 社会福祉協議会

予約方法は？
- 出発時刻の１時間前までに電話予約
  ※８時３０分便のみ、前日１５時までにご予約ください

予約専用ダイヤル　090-1248-0034　受付時間は運行日の8時00分～15時00分

江川地域づくり協議会　地域交通部会

7　さよさよサービス登録申請書

年　　月　　日

佐用町社会福祉協議会会長　様

（申請者）　住所　佐用町

氏名

続柄

（代理申請の場合は利用者との続柄）

電話番号

過疎地有償運送事業を利用したいので、下記のとおり利用登録申請をいたします。

また、佐用町社会福祉協議会が実施する本事業を利用するに当たり、佐用町社会福祉協議会の指示書等を遵守することと当会の重大な過失に起因する場合を除き、異議の申し立てを一切行わないことを誓約いたします。

記

利用者	住　　所	佐用町 集落名（　　）	電話番号	
	フリガナ		性　　別	男　・　女
	氏　　名			
	生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日（　　歳）		

区分	利用者区分　※下記の該当する番号に○をつけてください	介護者の要
	1．公共交通機関の利用困難な６５歳以上の高齢者	
	2．介護認定を受けたもの（要支援 1・2　要介護 1・2・3・4・5）	
	3．身体障害者手帳（　　級　　種）	
	4．療育手帳	
	5．精神障害者保健福祉手帳	
	6．介助者	
	7．一　般	
	8．中学生・高校生	
	9．小学生	
	10．小学生以下	

手帳等を所持している場合	手帳番号　　第　　号

（以下は、記入しないで下さい。）

受付番号	特　記　事　項	処　　理

※この申請書により取得した個人情報は、過疎地有償運送じぎょうにのみ利用します。

8　さよさよサービス運行予定表

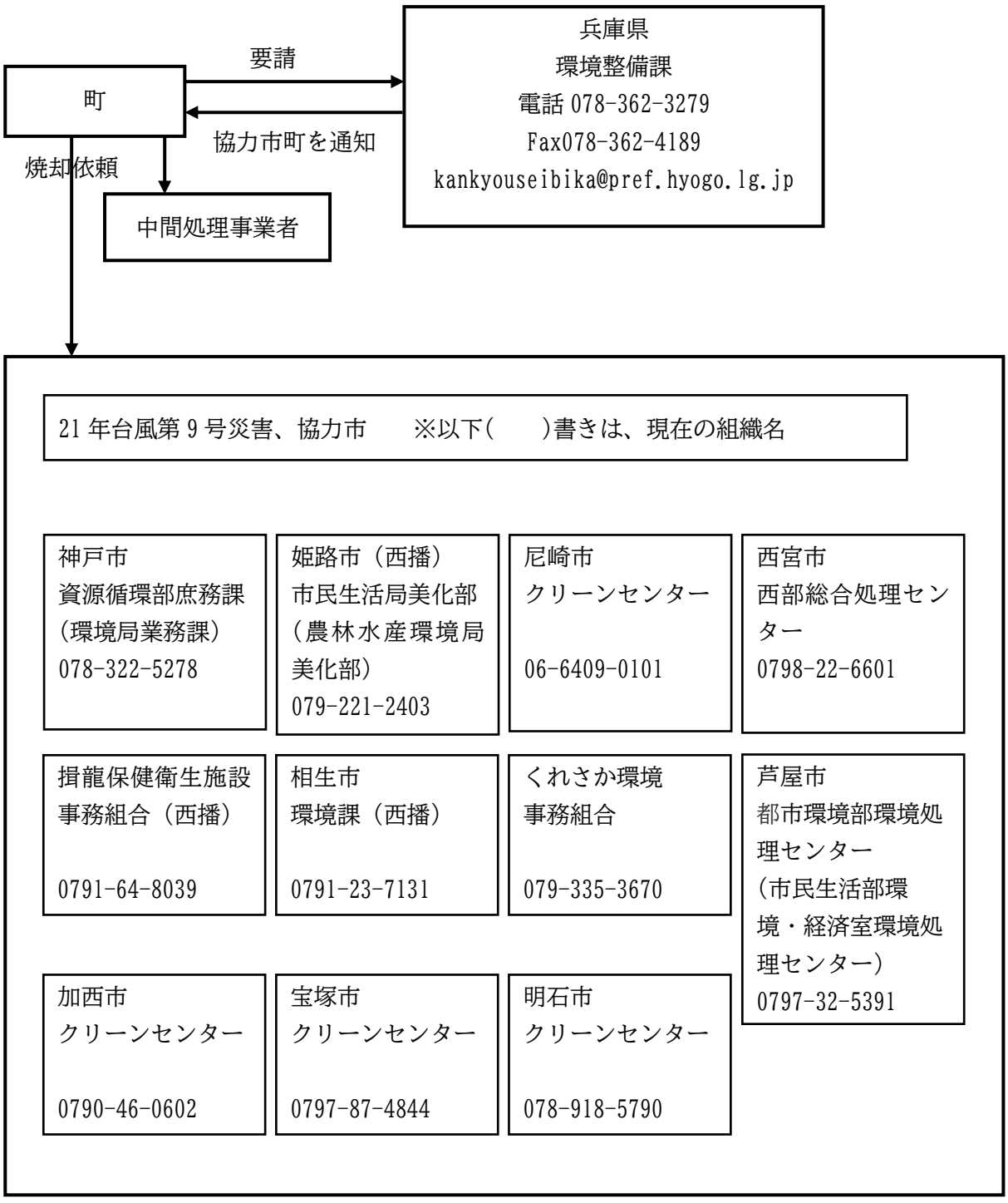
年　月　日(　)	号車	運転手名	

No	住所 (集落)	氏名	連絡先	介など	往路			復路			備考
					時間	乗車 場所	降車 場所	時間	乗車 場所	降車 場所	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

第 1　廃棄物処理対策

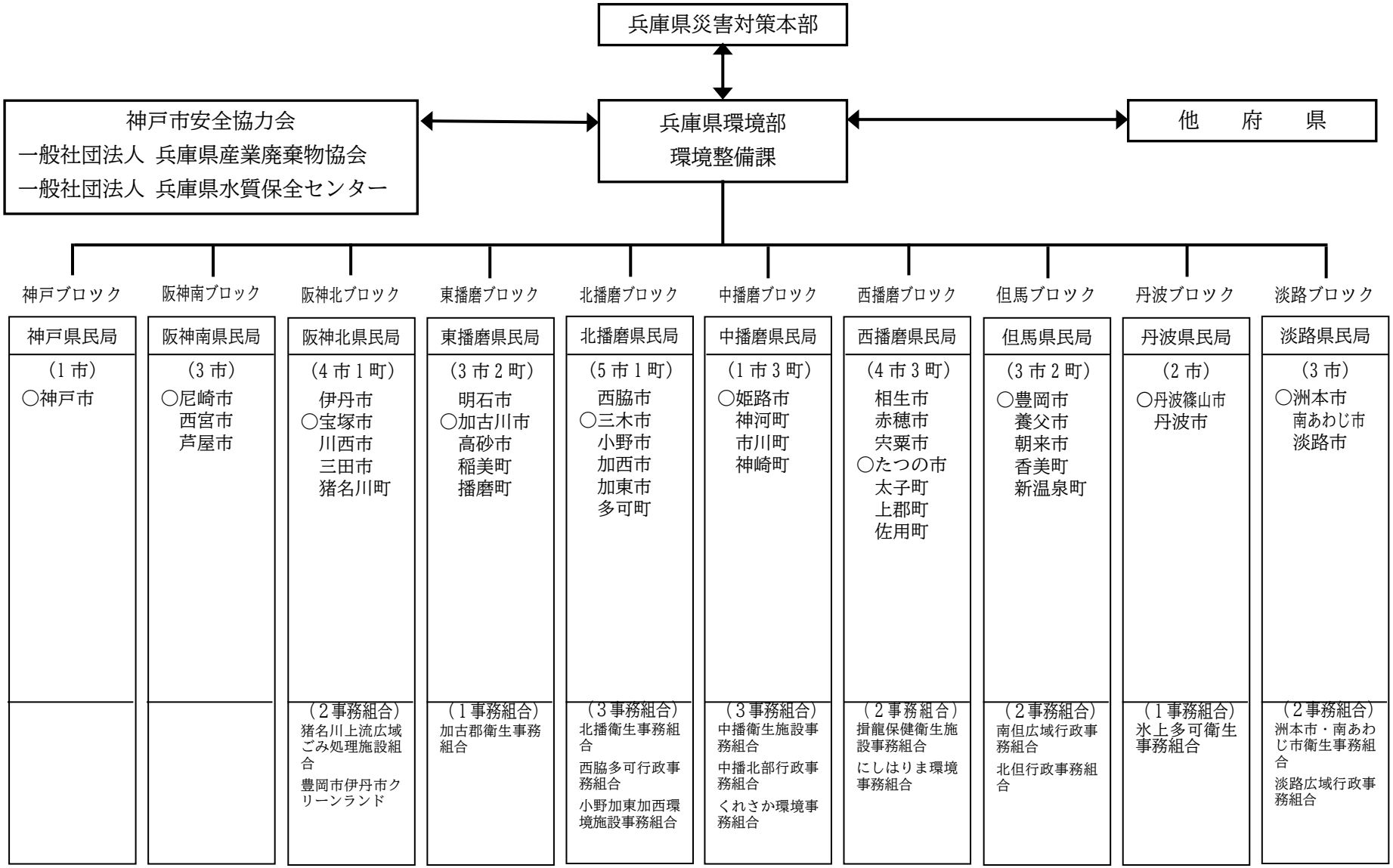
1　廃棄物処理に関する連絡網

（マ 46－別紙 2）

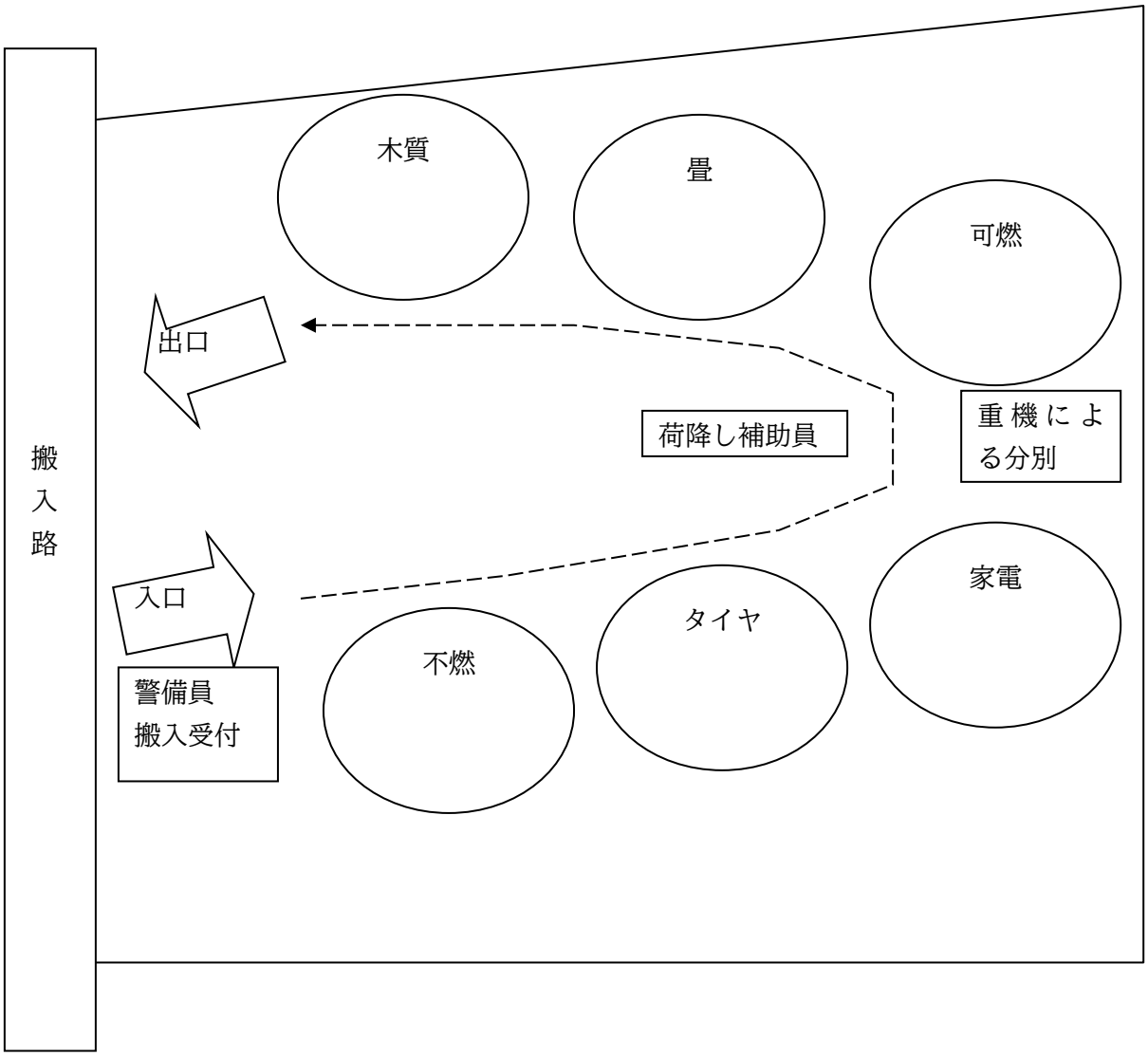


2　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（応援体制組織図）

（マ 46-別図 1）



3　仮置場配置図
（マ 46-別図 2）



４　一般廃棄物処理手数料減額（免除）申請書
（マ 46-様式 2）

一般廃棄物処理手数料減額（免除）申請書

年　　月　　日

佐用町長　　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

下記の事由により、一般廃棄物処理手数料の減額（免除）を受けたいので、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第６条の規定により申請いたします。

記

○減額（免除）を必要とする事由

○○災害により被災したため

○廃棄物の発生場所　　佐用町＿＿＿＿＿＿　番地
○搬入する品目　　たたみ　木質　可燃ごみ　　※該当するものに○
金属類　家電　タイヤ　土砂・泥　その他（　　）
○搬入日　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
○搬入方法　本人持ち込み　　業者持ち込み
搬入業者名＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿
○搬入車両　積載量＿＿t 積　　軽トラック
車両ナンバー＿＿＿＿＿

※ 搬入時には品目ごとに荷降ろしできる状態で持込下さい。

【お問い合わせ】
課
電話　　fax

年　月　日 許可　不受理	理由

5　災害廃棄物・家屋解体物受付表

（マ 46-様式 3）　　年　　月　　日（　　曜日）　　受入場所　　No.

時　　分から　　時　　分まで　　受付担当　　・

No	車番	積載量	品目								住所 廃棄物排出者または搬入者	氏名 廃棄物排出者または搬入者
	記入例） 1234	0.35t 1t (2t) 3t 4t	たたみ	木質	(燃えるごみ)	(金属類)	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	佐用太郎
1		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
2		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
3		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
4		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
5		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
6		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
7		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
8		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
9		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	
10		0.35t 1t 2t 3t 4t	たたみ	木質	燃えるごみ	金属類	家電	タイヤ	土砂・泥	その他	佐用町 集落	

0.35t＝　台、1t＝　台、2t＝　台、3t＝　台、4t＝　台、＿t＝　台

６　被災建物解体物処理手数料減額（免除）申請書
（マ 46-様式 4）

被災建物解体物処理手数料減額（免除）申請書

年　　月　　日

佐用町長　　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

下記の事由により、被災建物解体物処理手数料の減額（免除）を受けたいので、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 6 条の規定により申請いたします。

記

○減額（免除）を必要とする事由
　　○○災害により被災したため
○建物の所在地　　佐用町 ＿＿＿＿＿＿ 番地
　　全部解体　　□一部解体または補修
　　面積 1 階＿＿＿㎡ 2 階＿＿＿㎡
　　構造　□木造　□鉄骨　□その他
　　屋根　□瓦　　□スレート　□トタン
○罹災証明書または被災証明書　発行番号＿＿＿＿＿＿　　※写し必要
○搬入する品目　　柱　木くず　たたみ　　※該当するものに○
　　金属類　瓦　壁土　ガラス　土砂　泥　その他（　　）
○搬入日　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
○搬入方法　本人持ち込み　　業者持ち込み
　　搬入業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
○搬入車両　積載量＿＿t 積　　軽トラック
　　車両ナンバー＿＿＿＿＿
○搬入場所　佐用クリーンセンター
※ 搬入時には品目ごとに荷降ろしできる状態で持込下さい。

【お問い合わせ】
課
電話　　fax

年　月　日 許可　不受理	理由

7　災害廃棄物の搬入および処分の事前協議
（マ 46-様式 6）

第　　号
年　月　日

市長　　様

佐 用 町 長　　印

災害廃棄物の搬入および処分の事前協議について

この度の集中豪雨災害に対し、貴市よりの多大なるご支援に対し心より感謝申し上げます。

さて、この災害により多量の災害廃棄物が発生し、推計　　t となることが予測され、当町所管のクリーンセンターの焼却能力（ストーカー式　　t／　時間稼動　×　炉）を、はるかに超える発生量となりました。

このため、近隣の市・町・組合での処理について協議を依頼しておりますが、あまりにも莫大な量であることから、この災害廃棄物の一部について、貴市の一般廃棄物処理施設での適正な処理をしていただきたく、下記内容にての協議ならびにご依頼申し上げます。

記

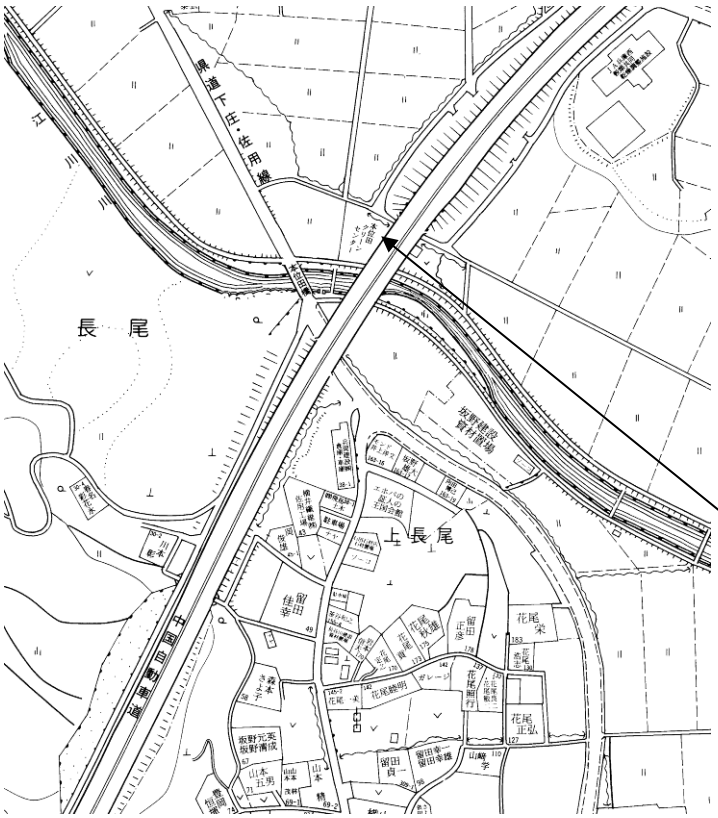
1．災害廃棄物の発生量および内容
　発　生　量　　約　　トン（可燃物系の推定量）
　内　　容　　可燃物・木くず・たたみ等
2．廃棄物の保管場所
　・クリーンセンター内　仮集積場
3．災害廃棄物の運搬および貴施設への搬入を行う者
　会社名　　代表者　　（車両には「佐用町災害廃棄物」の表示）
4．搬入先および処分場所
　　クリーンセンター
5．貴市へ搬入を行う一般廃棄物の種類・搬入量および処分方法
　「たたみ」および「木くず」破砕処理済可燃物、1 日　t までを搬入し、焼却処分をお願いします。
　クリーンセンター　　t ×　日＝　　t
6．搬入期間
　　年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで　（　日間）
7．その他
　搬入に際しては、貴市と十分に協議の上、搬入許可後に搬入させていただきます。また、依頼内容に変更等が生じる場合は、事前に協議させていただきます。

連絡先
佐用町　　課　　担当
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL：0790－82－
FAX：0790－82－
e-mail:

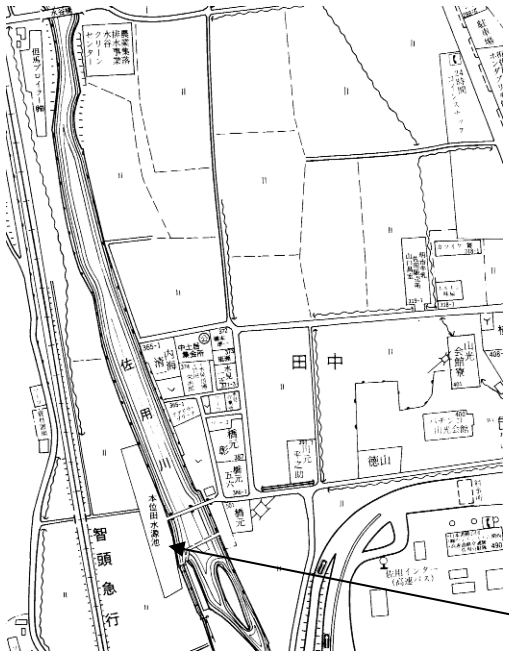
１　仮設トイレ保管場所

（平成 25 年 4 月現在）（マ 81-別図 1）

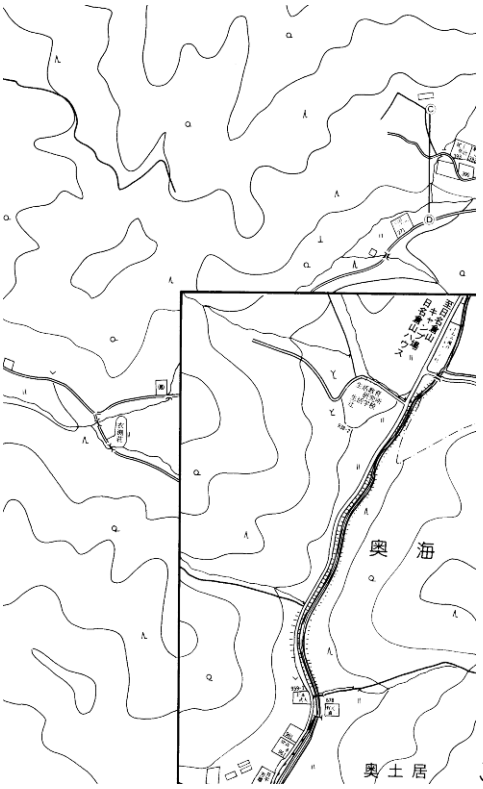
地図　①　本位田浄化センター



地図　②　本位田浄水場



地図　③　奥海浄水場



この先、奥海浄水場。 1 基使用中

※ 上記の仮設トイレ以外に、組み立て式を含めて本庁 2 基、上月防災倉庫 2 基、南光支所 5 基、上月保健センター1 基、佐用小 1 基、久崎小 1 基、中安小 1 基、三日月中 4 基の合計 17 基保有
※ 26 年度、27 年度で 5 基購入予定

２　佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則
（手数料関係抜粋）（マ 81-別紙 1）
【佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】

（町の責務）
第４条　町は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物の処理の届出）
第 10 条　土地又は建物の占有者が、火災その他緊急やむを得ない事情により、一般廃棄物の処理を必要とするときは、速やかに町長に申し出なければならない。

（一般廃棄物処理の手数料）
第 19 条　町長は、町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表に定める手数料を徴収する。
２　前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（手数料等の減免）
第 20 条　町長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

【佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】
（手数料の徴収）
第４条　条例第 19 条第２項の規定による手数料の徴収は、次に掲げるところによる。
（３）　し尿処理手数料（条例第 21 条に定める許可業者は搬入したもの）は、浄化槽等汚泥処理券により徴収する。

（手数料の減免）
第６条　条例第 20 条の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額（免除）申請書（様式第１号。以下「減免申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める者は、減免申請書の提出を省略することができる。

第 1　児童・生徒の教育対策

1　災害状況報告書（教育対策部）【初動期～復旧期】

（マ 26－様式 1）

9：00 現在、14：00 現在で早急に報告してください。
緊急の報告は随時してください。

佐用教育長　様

佐用町立　　学校長

災　害　状　況　報　告　書

の　　による被害状況の報告をします。

1　報告書作成時点

年　　月　　日　　時　　分現在

2　臨時休業等の状況（該当する所に○）

臨時休業	自宅待機	早退	平常授業	振替休日等

※ 臨時休業は終日休校の決定をしている場合
※ 自宅待機は調査時刻現在で始業時間の繰り下げを決定している（始業時刻が未決定の場合も含む）場合
※ 早退は 9 時現在の報告：午前中で授業の打ち切り等の措置をとることが決まっている場合 14 時現在の報告：一旦授業を行ったが、その後打ち切り等の措置をとった場合
※ 振替休日等は学校行事の関係で振替休日あるいは創立記念日となっている場合

3　児童・生徒の被害状況

【有る場合は、別紙「児童・生徒の被害状況」様式で報告を願います。】

4　教職員の被害状況

【有る場合は、別紙「教職員の被害状況」様式で報告を願います。】

5　避難者の受入状況

避難者数	
避難場所	

6　学校施設の被害状況の有無

【有る場合は、別紙「被害金額報告書」様式で報告を願います。】

児童・生徒の被害状況

1　死亡

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

2　重傷

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

3　軽傷

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

4　行方不明

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

児童・生徒の被害状況の総括				
死亡	重傷	軽傷	合計	行方不明

教職員の被害状況

1　死亡

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

2　重傷

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

3　軽傷

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

4　行方不明

No	学年	氏名	性別	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が足りない場合は、増やしてください。

教職員の被害状況の総括				
死亡	重傷	軽傷	合計	行方不明

被害金額報告書

年　月　日　時　分現在

（単位：千円）

被　災 年月日		災害名		都道府県名	兵庫県

設置者名	学校名	施設区分								合　計 C+D+E+F	被害の概要等
		建物					工作物 D	土　地 E	設　備 F		
		全・半壊　A		補　修 B	建物計　C						
		面積(㎡)	金　額		面積(㎡)	金　額					
佐用町											

【報告にあたっての留意点】

(1)この報告をもとに、県教委学事課から文部科学省へ、災害の速報として報告します。

(2)被害状況は、「9:00 現在」「14:00 現在」とし、それぞれ「9:30」「14:30」までに報告してください。

(3)金額は概算額又は「調査中」と記入してください。

2　施設被害状況調査表（教育対策部）【初動期～復旧期】

（マ 26－様式 2）

教育委員会名（　　）

年　　月　　日　　時現在

市町名	施設名	被害状況（被害に○印、その他については具体的な状況を記入してください。）					被害額	現在の対応状況
		建物倒壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	その他	（千円）	

【報告にあたっての留意点】

(1) 被害状況は「9 時現在」「14 時現在」とし、それぞれ「9 時 30 分」「14 時 30 分」までに報告してください。

(2) 被害を受けた施設の正式名称を記入してください。

(3) 被害金額は、概算額又は、「調査中」と記入してください。

3　学用品の給与にかかる必要数調べ（小学校用）

（マ 26-様式 3）

学用品の給与にかかる必要数調べ（小学校用）

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
文房具	ノート						
	鉛筆（1 ダース）						
	絵の具(1 セット）						
	色鉛筆(1 セット）						
	クレヨン						
	消しゴム						
	定規						
	下敷き						
	はさみ						
	のり						
通学用品	運動靴						
	合羽						
	傘						
	上靴						

4　学用品の給与にかかる必要数調べ（中学校用）

（マ 26-様式 4）

学用品の給与にかかる必要数調べ（中学校用）

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳		1　年	2　年	3　年
文房具	ノート			
	シャープペンシル			
	シャープペン芯			
	絵の具			
	絵の具筆			
	習字道具			
	裁縫セット			
	消しゴム			
	定規			
通学用品	運動靴			
	合羽			
	傘			
	上靴			
	体育館シューズ			
	体操服			
	カバン			

5　学用品の給与等状況表（教育対策部関係）

（マ 26-様式 5）

＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分現在

項　　目	内　　容
県立高校等との連絡調整	年　月　日 （内容）
学用品の給与	月　　日、学校名＿＿＿＿＿＿＿＿ 品名＿＿＿＿＿、個数＿＿＿＿＿
児童、生徒の応急教育	月　　日～　　月　　日、学校名＿＿＿＿＿＿＿＿ 人数＿＿＿＿＿ （内容）
児童、生徒のこころのケア相談	月　　日～　　月　　日、学校名＿＿＿＿＿＿＿＿ 件数＿＿＿＿、対象者数＿＿＿＿ （内容）
食料の供給 　炊きだし、輸送	月　　日、炊き出し場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 数量＿＿＿＿ （内容）

6　指定文化財一覧

（マ 44-別表 1）

指定別	指定番号	名称	員数	種別	指定年月日	所在地	所有者	備考
国指	彫 1256	木造北条時頼坐像	1 軀	旧国宝 重文・彫刻	明治 34.8.2 昭和 25.8.29	佐用町春哉 481	最明寺	管理は集落
国指		絹本著色不動明王二童子像	1 幅	重文・絵画	大正 5.5.24	佐用町船越 877	瑠璃寺	現品 京都国立博物館収蔵
国指	113	上三河の舞台	1 棟、敷地	重文・有民	昭和 50.9.3	佐用町上三河字溝ノ上 117-1,2	上三河集落	（管理者）佐用町
国指		木造不動明王坐像	1 軀	重文・彫刻	昭和 63.6.6	佐用町船越 877	瑠璃寺	護摩堂内に安置
国登	28-0543 ～0551	石堂家住宅	9 棟	木造建造物	平成 24.2.23	佐用町大垣内 823	石堂則本ほか	主屋・向座敷・米蔵及び内蔵・角屋及び西門・井戸屋・表門・中門・南塀・東北塀
県指		銅鐘	1	工芸	昭和 35.5.12	佐用町船越 877	瑠璃寺	鐘楼の老朽化が課題
県指	1	細形銅剣	1 口	考古資料	昭和 35.5.12	佐用町東徳久	間村在所	
県指		長尾廃寺塔跡	1	史跡	昭和 44.3.25	佐用町長尾字塔の石 875-1	佐用町	
県指	41	三日月の大ムク	1 本	天然記念物	昭和 46.4.1	佐用町下本郷 1475	久森　晃	（管理者）佐用町
県指		江川神社本殿	1 棟	木造建造物	昭和 47.3.24	佐用町大畠 133	江川神社	
県指		円応寺宝篋印塔	1 基	石造建造物	昭和 47.3.24	佐用町円応寺 135-1	円応寺集落	
県指		新宿墓地宝篋印塔	1 基	石造建造物	昭和 47.3.24	佐用町末廣 485-3	新宿集落	塔身老朽化
県指	59	佐用の大イチョウ	1 本	天然記念物	昭和 48.3.9	佐用町佐用 3171	佐用町	
県指	87	光福寺の大イトザクラ	1 本	天然記念物	昭和 59.3.28	佐用町漆野 282	光福寺（松阪住職）	
県指	93	八幡神社のコヤスノキの叢林	806 ㎡	天然記念物	昭和 61.3.25	佐用町桑野 934	八幡神社（安藤宮司）	管理は集落氏子
県指	94	八幡神社のケヤキの大木	1 本	天然記念物	昭和 61.3.25	佐用町下石井 1243	八幡神社（安藤宮司）	管理は集落氏子
県指	95	中山のスダシイの古木	1 本	天然記念物	昭和 61.3.25	佐用町中山 537-1	皆木正雄	
県指	96	三日月のムクノキの古木	1 本	天然記念物	昭和 61.3.25	佐用町三日月字笹尾 1861-1	三日月集落	
県指	13	飛龍の滝及びその周辺	台帳面積 2,004 ㎡	名勝	昭和 62.3.24	佐用町櫛田字滝谷 130-142，130-70 の一部	長田幸雄・真野雷作 長田正直	（管理者）櫛田集落
県指	102	大避神社コヤスノキ社叢林	台帳面積 23,384 ㎡	天然記念物	昭和 62.3.24	佐用町久崎字飯之山 831-22・26・2・31・32・37・45	大避神社	（管理者）久崎集落

指定別	指定番号	名称	員数	種別	指定年月日	所在地	所有者	備考
県指		木造釈迦如来及び両脇侍像	3 軀	彫刻	平成 1.3.31	佐用町船越 877	瑠璃寺	
県指		鰐口	1 個	工芸	平成 1.3.31	佐用町船越 877	瑠璃寺	県立歴史博物館に収蔵
県指		孔雀文磬	1 個	工芸	平成 1.3.31	佐用町船越 877	瑠璃寺	県立歴史博物館に収蔵
県指		絹本著色随求曼荼羅図	1 幅	絵画	平成 1.3.31	佐用町船越 877	瑠璃寺	県立歴史博物館に収蔵
県指	70	高畑古墳（第１号･第２号墳)出土品	120 点	考古資料	平成 9.4.8	佐用町上月 787－2	佐用町	
国指	1	利神城跡	1	史跡	平成 29.10.13	佐用町平福字利神	平福集落	現地は石垣崩壊の危険大 H21 年９号台風にて崩壊拡大
町指	2	西御丸下御上屋鋪之図	1 幅	歴史資料	昭和 58.5.20	佐用町平福　平福郷土館	平福文化と観光の会	
町指	3	金蔵の六地蔵	6 躰	石造建造物	昭和 58.5.20	佐用町宗行字浜	平福集落	
町指	4	杉坂峠関所跡	1	史跡	昭和 58.5.20	佐用町皆田中野坂 633 の 26 ほか	佐用町	
町指	7	平松武者踊り	1	無民文	昭和 58.5.20	佐用町平松	平松地区	
町指	9	新宿廃寺跡	1	史跡	昭和 58.5.20	佐用町末廣字塔垣内 669 の 1	橋本伸之	
町指	11	八幡神社の大ムクロジ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町海内 1080	安藤直彦（宮司）	管理は集落氏子
町指	12	素盞嗚神社の大アベマキ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町平福 170	安藤直彦（宮司）	管理は集落氏子
町指	13	八幡神社のツクバネガシ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町上石井 693	安藤直彦（宮司）	管理は集落氏子
町指	15	奥海神社の大スギ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町奥海 1281	安藤直彦（宮司）	管理は集落氏子
町指	19	三社八幡神社の大ムク	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町大酒 140	大酒集落	
町指	20	三社八幡神社のカゴノキ	2 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町大酒 140	大酒集落	
町指	21	瑠璃寺の大スギ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町船越 877	瑠璃寺	
町指	22	瑠璃寺の大トチノキ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町船越 877	瑠璃寺	
町指	23	瑠璃寺のヨゴグラノキ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町船越 877	瑠璃寺	
~~町指~~	~~24~~	~~瑠璃寺のサワグルミ~~	~~1 本~~	~~天然記念物~~	~~昭和 60.4.22~~	~~佐用町船越 877~~	~~瑠璃寺~~	令和 2 年 1 月倒木 同年 7/28 指定解除
町指	25	八幡神社の大ケヤキ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町多賀字上 1018	多賀集落	
町指	26	八幡神社の大イチョウ	1 本	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町多賀字上 1018	多賀集落	
~~町指~~	~~28~~	~~下本郷のムクノキとフジ~~	~~各 1 本~~	~~天然記念物~~	~~昭和 60.4.22~~	~~佐用町下本郷字湯浅 1 の 1346~~	~~湯浅集落~~	R3 指定解除
町指	29	高蔵寺のシイ林	群生	天然記念物	昭和 60.4.22	佐用町下本郷 17	高蔵寺	
町指	30	いぶし晴明塚宝篋印塔	1 基	石造建造物	昭和 63.3.23	佐用町大木谷 1304-8	甲大木谷集落	

指定別	指定番号	名称	員数	種別	指定年月日	所在地	所有者	備考
町指	31	大船寺宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町下石井大船1420	大船寺	
町指	32	大谷家墓地宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町上月376	大谷一雄	
町指	33	上上月五輪塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町上月822	八幡神社	管理は集落氏子
町指	34	清林寺宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町家内285	清林寺	
町指	35	瑠璃寺宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町船越877	瑠璃寺	
町指	36	雪花姫宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町奥多賀1886	宇多ツルヨ	
町指	37	真宗宝篋印塔	1基	石造建造物	昭和63.3.23	佐用町真宗字垣内	土井三千男	
町指	38	日岡八幡神社本殿	1棟	木造建造物	昭和63.3.23	佐用町乃井野1049	日岡八幡神社	
町指	44	降三世明王像	1幅	絵画	昭和63.3.23	佐用町船越877	瑠璃寺	
町指	45	三宝荒神伝八躰荒神像	1幅	絵画	昭和63.3.23	佐用町船越877	瑠璃寺	
町指	46	愛染明王像	1幅	絵画	昭和63.3.23	佐用町船越877	瑠璃寺	
町指	47	神座ナメ磨崖仏	1	史跡	昭和63.3.23	佐用町末包425-16	稲田正義	現地は無許可で鎖が張ってある。腐食および岩盤の亀裂を危惧される
町指	48	三日月藩乃井野陣屋跡（部分指定）	1	史跡	平成2.12.4	佐用町乃井野字清水943-1,943-2,966,966-1,966-27	佐用町	
町指	49	三日月観音庵不動明王立像	1軀	彫刻	平成4.3.12	佐用町三日月新町		（管理者） 増田　正・正宗　繁
町指	50	薬師如来坐像	1軀	彫刻	平成5.4.14	佐用町海内1081	八幡神社	管理は集落氏子
町指	51	善導大師像	1幅	絵画	平成5.4.14	佐用町平福1060	正覚寺	
町指	52	普賢菩薩像	1幅	絵画	平成5.4.14	佐用町円応寺	円応寺集落	
町指	53	福原城麓下之図	1幅	歴史資料	平成5.4.14	佐用町中山518	福円寺	
町指	54	千手観音坐像	1軀	彫刻	平成5.4.14	佐用町下本郷17	高蔵寺	
町指	55	光福寺本堂	1棟	木造建造物	平成5.6.23	佐用町漆野282	光福寺	
町指	56	瑠璃寺奥の院	1棟	木造建造物	平成5.6.23	佐用町船越	瑠璃寺	
町指	57	小野の大カヤ	1本	天然記念物	平成13.3.22	佐用町下石井2024	小野充由	
町指	58	平福陣屋門	1棟	木造建造物	平成13.3.22	佐用町平福981-4	佐用町	
町指	59	長尾廃寺礎石	3個	考古資料	平成13.3.22	佐用町佐用260	兵庫県	（佐用高等学校）
町指	60	円応寺の礎石	18個	考古資料	平成13.3.22	佐用町円応寺129	円応寺集落	
町指	61	常徳寺境内の塔心礎	1個	考古資料	平成13.3.22	佐用町佐用3068-1	常徳寺	
町指	62	早瀬廃寺塔心礎	1個	考古資料	平成13.3.22	佐用町早瀬字寺田525-2	船曳勝司	
町指	64	大畑五輪塔	2基	石造建造物	平成14.7.24	佐用町大畑80	大畑集落	

指定別	指定番号	名称	員数	種別	指定年月日	所在地	所有者	備考
町指	65	三日月藩乃井野陣屋物見櫓	1棟	木造建造物	平成14.7.24	佐用町乃井野966	佐用町	
町指	66	旧三日月藩郭内之図絵馬	1面	歴史資料	平成17.4.20	佐用町乃井野966	財団法人祖霊社保存会	（代表　保田彰則）

7　台風等災害による県指定・市町指定・国指定(登録)等文化財の被害状況調査
（マ 44-様式 1）

教育委員会

（　　月　　日　　時現在）

No	指定名	文化財名称	被害状況	被害額(千円)	現在の対応状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【報告にあたっての留意点】

（1）被害状況は「9 時現在」「14 時現在」とし、それぞれ「9 時 30 分」「14 時 30 分」までに報告してください。

（2）被害を受けた文化財の指定区分及び正式名称を記入してください。

（3）被害金額は、概算額又は、「調査中」と記入してください。

８　オオサンショウウオ発見保護の報告について
（マ 44-様式 2）

年　　月　　日

兵庫県教育委員会文化財室長　様

佐用町教育委員会　教育課長

オオサンショウウオ発見保護の報告について

この度、佐用郡佐用町内においてオオサンショウウオが発見され、下記のとおり保護措置をしましたので報告します。

記

オオサンショウウオ発見保護報告書			
発見日時	年　　月　　日(　　)	発見場所	佐用郡佐用町
発見と保護の経緯			
個体記録および所見			
個体調査者			
測定日時	年　月　日(　)　：	個体名	「　　」
身　長	ｃｍ	体　重	ｋｇ
身体特徴および外傷等		総排泄口肥厚（有・無）	
所　見			
放流時の経緯			
放流日時	年　月　日（　）　：	放流場所	佐用町
放流立会者			
経　緯			
添付 1	発見保護および放流場所位置図		
添付 2　(※1)	個体写真・発見保護および放流場所写真		
添付 3　(※2)	個体記録表		
備　考			

佐用町教育委員会　教育課　文化財係　（担当：　　）

※1　個体写真は全体、頭部、尾部左側面を基本とする

※2　佐用川のオオサンショウウオを守る会や県自然保護協会様式の個体記録表がある場合の写

１　災害時における園児の引渡し記録簿

（マ 21-様式 1）

保育園名	保育園	記録年月日	年　月　日

No	園児氏名	引渡し保護者名	住　所	連絡先	引渡し時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

２　災害状況報告書

（マ 21-様式 2）

園名	保育園	報告日	年　月　日	報告者	

人的被害

児童氏名	性別	年齢	保護者名	住所	連絡先	被害状況

施設等被害

	場　所	水の浸入	土の流入	ガラスの破損	ドアの破損	その他の状況
園内	職員室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	給食室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	未満児室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	3 歳児室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	4 歳児室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	5 歳児室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	遊戯室	有・無	有・無	有・無	有・無	
	トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	
	教材庫	有・無	有・無	有・無	有・無	
	和室	有・無	有・無	有・無	有・無	
		有・無	有・無	有・無	有・無	
		有・無	有・無	有・無	有・無	
		有・無	有・無	有・無	有・無	

	場　所	被害の有無	備　考
園内	トイレの破損	有・無	
	飼育小屋の破損	有・無	
	砂場	有・無	
	砂場の藤棚の破損	有・無	
	樹木の倒木	有・無	
	遊具の破損 （　　）	有・無	
	駐輪場の破損	有・無	
	通園路の被害	有・無	
	園庭の被害	有・無	
	その他（　　）	有・無	

3　応急保育時の名簿確認記録簿

（マ 21-様式 3）

保育園名	保育園	記録年月日	年　月　日

No	保育児氏名	性別	年齢	保護者名	住　所 連絡先	受入時間 引渡時間
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分
						時　分 時　分

第 1　農林及び公共土木対策の推進

1　農地農業用施設災害復旧工事申請書（個別用）

（マ 49-様式 1）

農地農業用施設災害復旧工事申請書（個別用）						報告書の番号	
工 種	（○印で囲む）　田・畑・水路・農道・ため池・頭首工(井堰)・その他（　　）						
延 長	m	高 さ	m	幅　員	m	受益面積	a
被災箇所の位置図						受益戸数	戸
＊地形図などで報告してください。 被災箇所の字、地番＿＿＿＿＿＿＿＿							

私は、この度の災害により上記箇所の被害を受けたので、次の条件を了解し災害復旧を申請します。

① 測量・査定に対する必要な草刈り等を指定のあった日までに行うこと。

② 本申請が採択された場合は、工事を必ず実施し復旧後は農作物の作付けを行い適正な管理をします。

③ 実施に当たり工事に関する諸問題（土地の境界確認、工事用資材運搬経路、土取場、残土処分地、ため池の水位調整など）を解決すること。

④ 本申請により発生する災害復旧事業負担金は申請者の責任において支払うこと。

年　　月　　日

集 落 名＿＿＿＿＿＿＿＿　申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿　申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

これより下は町が記入

現地確認日　　年　　月　　日

国庫　　町単独　　不採択

備考（不採択理由など）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認者・測量者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受　付　欄

番号＿＿＿＿

2　農地農業用施設被害報告書自治会集計表（農林振興課関係）

（マ 49-様式 2）

年　　月　　日　　自治会

番号	申請者			被災箇所 字・地番	工種	被害の状況			備考
	氏名	住所	電話			概要	延長m	高さm	
記入例	佐用太郎	佐用町〇〇111 番地	82-0001	横坂字〇〇222 番地	田	土砂流入、畦畔崩壊、護岸決壊	10	2	農業用施設の場合は受益戸数を記入
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

受付	年　月　日
	氏名：

工種は、田・畑・ため池・水路・農道・頭首工（井堰）・治山・林道等を記入してください。
農業用施設は受益戸数が 2 戸以上必要です。（備考欄に受益人数を記入してください。）
国庫補助事業での採択は 40 万円以上です。
事業費に対する負担金が必要です。
現地確認の際に案内をお願いすることがあります。　　佐用町役場　農林振興課　電話 82-0667　FAX　82-0017

3　公共土木施設被害報告書自治会集計用（建設課関係）

（マ 49-様式 3）

年　　月　　日　　自治会

番号	被害施設			路線名又は河川名	被災箇所 字・地番	被害の状況			摘要
	道路	河川	橋梁			概要	延長m	高さm	
記入例		○		建設谷川（通称）	横坂字○○111 番地	護岸決壊	10	2	○○宅付近
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

現地確認の際に案内をお願いすることがあります。
日程は、後日調整させていただきます
場所の記入が難しい場合は、地図を添付していただいても結構です。

受付	年　月　日 氏名：

佐用町役場　建設課：電話 82-2019　　FAX82-0147

4　災害復旧工事申請カード現場の立て札

（マ 49-様式 4）

《表》

災害復旧工事申請カード
（ 立　て　札 ）

○申請者住所

佐用町　　番地

○申請者氏名

連絡先 （　　―　　―　　）

○申請箇所の字、地番を記入してください。

佐用町　　字

　　番

○農業用施設災害復旧事業申請の場合

関係者、関係字・地番、受益面積

関係者名	関係字・地番	面積
		a
		a
		a
		a
		a

※ 裏面の記入の注意事項をご確認ください。

※ カードの色は、農林振興課＝黄色、　建設課＝赤色とする

《裏》

（記入の注意事項）

関係者　様

この申請カードは、災害復旧箇所の現地確認を行う場合、申請箇所の確認をより確実にするためのものです。

○　必要事項を記入し、現場草刈の上、このカードを透明の袋等に入れて、１ｍ以上の高さに竹等に差して良く見えるように、申請箇所に立ててください。

○　農地復旧（田、畑）の申請者は、所有者又は耕作者で負担金を払われる方です。

○　農業用施設災害復旧（ 用排水路、農道、井堰、ため池等 ）の申請者は、自治会の代表者、ため池の管理者、水利の代表者などの負担金を払われる代表の方で、関係者、関係字・地番、受益面積を必ず記入してください。

○　公共土木災害復旧（国県町道、河川など）の申請者は、自治会の代表者としてください。

佐用町役場農林振興課
佐用町役場建設課

5　災害被害、調査及び査定等状況表（建設農林対策部関係）
（マ 49-様式 5）

年　　月　　日　　時　　分現在

項　　目	内　　容
農地被害	被害状況（発生場所、被害概要、復旧見込み、被害件数、被害総額　など）
農産物被害	被害状況（発生場所、被害概要、復旧見込み、被害件数、被害総額　など）
山林被害	被害状況（発生場所、被害概要、復旧見込み、被害件数、被害総額　など）
作物、家畜の伝染病予防・防疫	年　月　日 （内容）
被害農林業者等に対する資金の融資及び農業共済金支払い	月　　日 件数＿＿＿＿、金額＿＿＿＿
災害の調査及び査定	月　　日～　　月　　日 調査件数＿＿＿＿、金額＿＿＿＿ （内容）
公共土木施設、農地農業用施設の災害調査及び査定	月　　日～　　月　　日 調査件数＿＿＿＿、金額＿＿＿＿ （内容）

第 1　生活支援

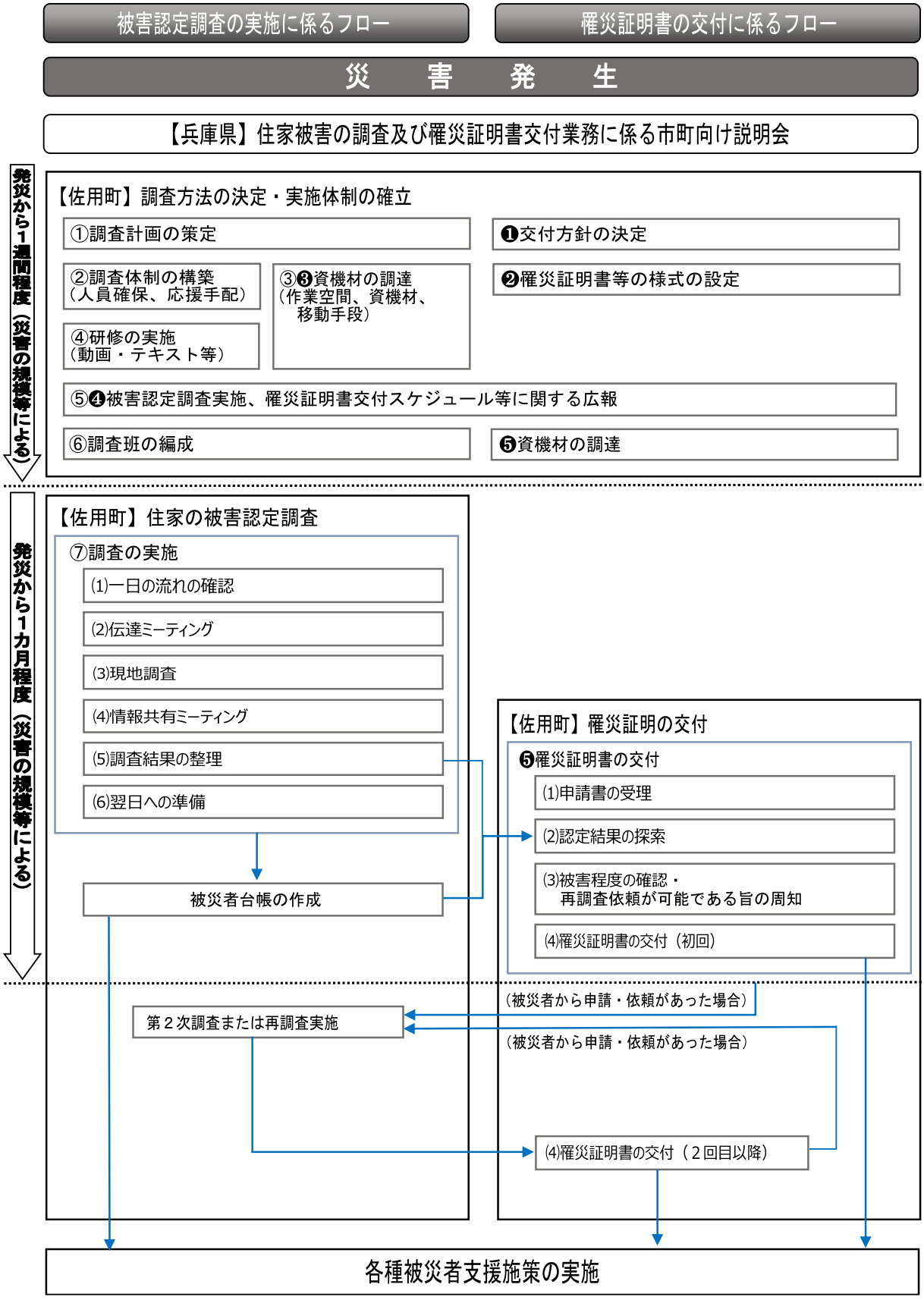
1　生活救済等状況一覧表（医療健康対策部・生活対策部関係）

（マ 15-様式 29、30-1）＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分現在

項　　目	内　　容
災害ボランティアセンターの設置	年　月　日設置、場所＿＿＿＿＿
さよさよサービスの確保対策	運行状況等
死　亡　弔　慰　金	件数＿＿＿、金額＿＿＿
災害障害見舞金	支給日＿＿＿＿＿、件数＿＿＿、金額＿＿＿
災　害　見　舞　金	支給日＿＿＿＿＿、件数＿＿＿、金額＿＿＿ 全壊＿＿＿、半壊＿＿＿、床上浸水＿＿＿
災害援護資金	相談件数＿＿＿ 支給件数＿＿＿、金額＿＿＿
生活福祉資金等の融資	相談件数＿＿＿ 支給件数＿＿＿、金額＿＿＿
災害援護資金貸付金	相談件数＿＿＿ 支給件数＿＿＿、金額＿＿＿
被災者の保険料免除等に関すること	
物資の供給に関すること 生活必需物資の確保及び配給、支援物資の募集・受入・配布 （配食支援含む）	募集物資＿＿＿＿ 受入物資＿＿＿＿、受入数＿＿＿、残数＿＿＿ 配給場所＿＿＿＿、配給数＿＿＿、配給時間＿＿＿

項　　目	内　　容
町営住宅災害対策に関すること	
応急仮設住宅に関すること	月　日、場所＿＿＿＿、件数＿＿、人数＿＿
住宅の応急修理に関すること	月　日相談開始、場所＿＿＿＿、相談件数＿＿ 申請件数＿＿、金額＿＿
風呂の無料開放に関すること	開放施設＿＿＿＿＿、期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 開放時間＿＿＿＿＿
一時宿泊所の確保に関すること	月　日、場所＿＿＿＿、件数＿＿、人数＿＿
生活救済対策に関すること ・事業所見舞金 経営円滑化貸付等	月　日相談開始、場所＿＿＿＿、相談件数＿＿ 申請件数＿＿、金額＿＿
遺体の火葬等に関すること ・遺体の安置、埋火葬など	月　日相談開始、相談件数＿＿、申請件数＿＿
仮設トイレの確保、輸送に関すること	設置期間＿＿＿＿＿＿ 設置場所＿＿＿＿＿、設置個数＿＿＿＿＿
し尿の緊急汲取りに関すること	件数
ごみの緊急収集に関すること	開始　月　日、場所＿＿＿＿、収集回数＿＿＿＿
廃棄物処理対策に関すること	期間＿＿＿＿＿＿＿＿、場所＿＿＿＿＿＿＿＿ 収集量＿＿＿＿＿ 市町別回収期間＿＿＿＿＿、回収量＿＿＿＿＿
防疫対策に関すること	石灰配付場所＿＿＿＿＿＿、配付量＿＿＿＿＿ 消毒液配付場所＿＿＿＿＿＿、配付量＿＿＿＿＿ その他配付場所＿＿＿＿＿＿、配付量＿＿＿＿＿

2　災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ
（「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き：内閣府」引用）
（マ 75-別図 1）



3　罹災証明書
（マ 75-様式 1）

交付番号　第　　号

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	兵庫県佐用郡佐用町
住家※等の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊 □半壊 □準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

兵庫県佐用郡佐用町長　　印

４　罹災届出証明書
（マ 75-様式 2）

罹災届出証明書

◎太枠部分をご記入ください

申請者	住　所			
	氏　名	印	罹災者との関係	

下記の内容について証明願います。

罹災原因	年　月　日　発生した による。
罹災場所	兵庫県佐用郡佐用町
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

佐税町第　　号

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年　月　日

兵庫県佐用郡佐用町長　　印

5　風呂の無料開放依頼施設一覧表

（マ 87）

番号	名　　称	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
1	佐用スターリゾートＧＣ･佐用の湯	佐用町口金近 459-74	82-3426	
2	佐用町地域福祉センター	佐用町平福 138-1	83-2946	
3	笹ヶ丘荘	佐用町円光寺 423-11	88-0149	88-1149
4	Ｇ・Ｓｔｙｌｅカントリー倶楽部	佐用町金屋 432 番地	86-1123	86-1077
5	ＪＯＹＸゴルフ倶楽部	佐用町上秋里 1061-4	86-1100	86-1180
6	南光自然観察村	佐用町船越 222	77-0160	77-0160
7	南光地域福祉センター	佐用町東徳久 1946	78-1212	
8	三日月カントリークラブ	佐用町下本郷 574-33	79-3388	79-3232

6　一時宿泊の依頼施設一覧表

（マ 88）

番号	名　　称	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
1	佐用スターリゾートＧＣ	佐用町口金近 353-1	82-3800	82-2879
2	笹ヶ丘荘	佐用町円光寺 423-11	88-0149	88-1149
3	Ｇ・Ｓｔｙｌｅカントリー倶楽部	佐用町金屋 432	86-1123	86-1077
4	ＪＯＹＸゴルフ倶楽部	佐用町上秋里 1061-4	86-1100	86-1180
5	南光自然観察村	佐用町船越 222	77-0160	77-0160
6	三日月カントリークラブ	佐用町下本郷 574-33	79-3388	79-3232

7　義援金申請書兼領収書
（マ 82-別紙 4）

年　　月　　日

兵庫県佐用町長　様

年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿による災害に被災し、罹災証明書の交付を受けたので、下記のとおり、佐用町＿＿＿＿災害義援金の交付を申請します。

被害の程度区分	義援金の額	罹災証明の照会
	円	有り

上記該当の佐用町＿＿＿＿災害義援金を領収しました。

年　　月　　日

被災者本人　（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理受領者）（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 上記の受取が代理受領者の場合には、下記の委任状に記入してください。

委　任　状

佐用町＿＿＿＿災害義援金については、受給対象者である私が直接受領すべきところですが、次の者を代理受領者として委任します。

年　　月　　日

代理受領者　（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（委任者との関係）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
委　任　者　（氏　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主又は代理人の確認書類	自動車運転免許証、住民記録カード、健康保険証、その他 （　　）	整理番号＿＿＿＿＿＿

８　口座振込依頼書
（マ 82-別紙 7）

年　　月　　日

口　座　振　込　依　頼　書
（佐用町＿＿＿災害義援金・佐用町＿＿＿災害見舞金）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（必ず昼間に連絡できる番号）

＿＿＿＿＿＿＿＿災害にかかる佐用町＿＿＿災害義援金及び佐用町＿＿＿災害見舞金の配分があった場合は、下記の口座に振り込んでください。

（振込先口座）

金融機関名								
支　店　名								
口座名義（カナ）								
口座名義（漢字）								
預金種別	1．普通　　2．当座							
記号（ゆうちょ銀行の場合）								
口座番号								

※ 通帳のコピーを必ず添付してください。
※ 振込先は町からの「罹災証明」を発行した方の口座名義にしてください。
※ 佐用町＿＿＿災害義援金第 2 次配分については、今回の第 1 次配分後、義援金がある場合に、佐用町配分委員会において決定しますので、必ず配分できるものではありませんのでご了承ください。

９　佐用町災害義援金同意書
（マ 82-別紙 8）

年　　月　　日

佐用町長　様

＿＿＿＿＿＿＿＿災害による佐用町＿＿＿＿災害義援金の受領については、私が代表して受領いたします。

（代表受取人）

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

佐用町＿＿＿＿災害義援金を上記の者が代表受取人になることに同意します。

（同　意　者）

相続権者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相続権者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相続権者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相続権者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

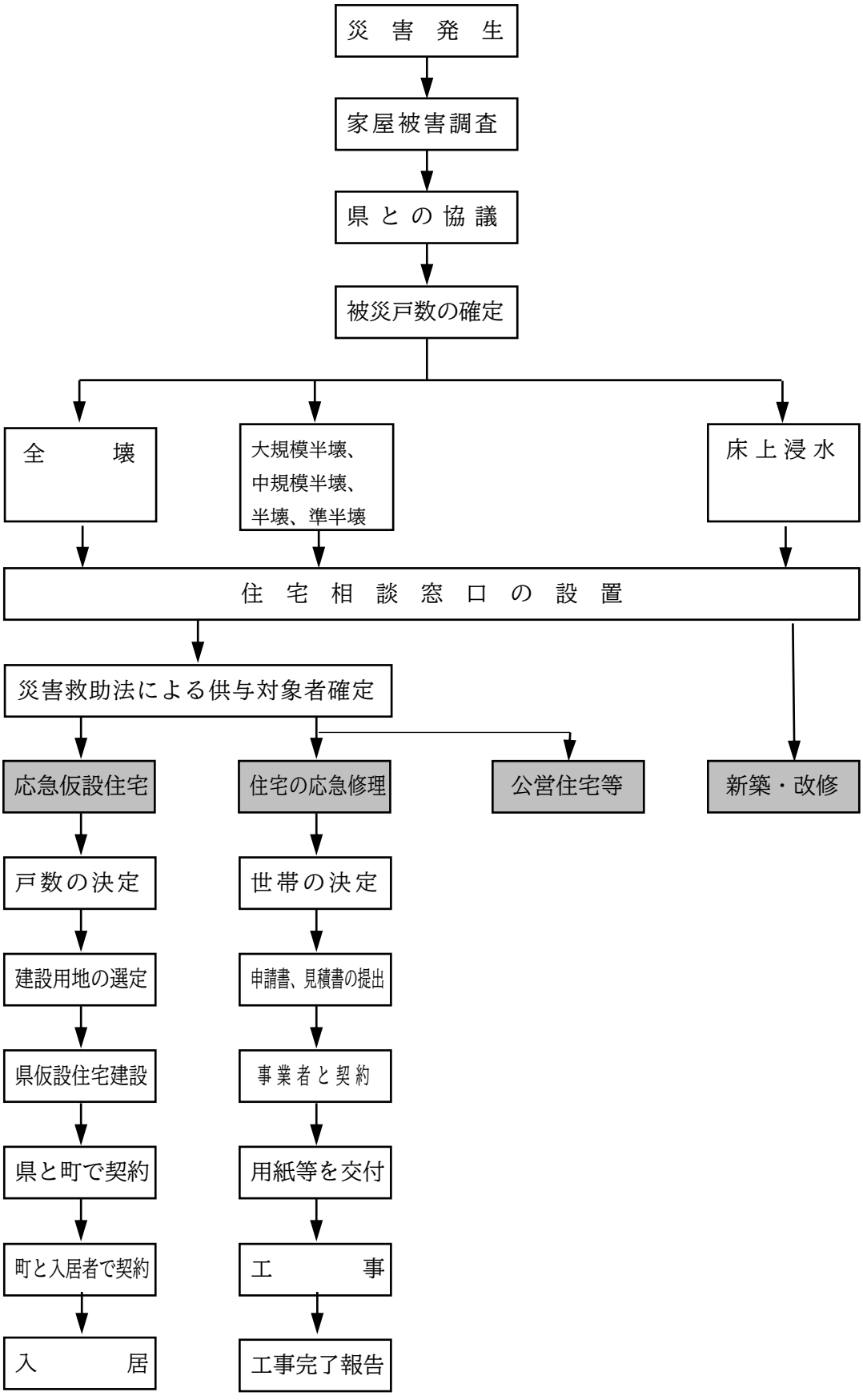
氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相続権者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 佐用町＿＿＿＿災害義援金を支給する為に必要となる受取代表者や同意者等の個人情報を佐用町に関係市町から提出することに同意いたします。

10　応急仮設住宅等対策フロー図
（マ 76-別図 1）



11　住宅等相談票

（マ 76-別紙 1）

<table>
<tr><td colspan="3">□ 来　庁
□ 電　話
□ その他（　　）</td><td>受付者</td><td></td><td>回答者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="11">相談者</td><td>相談日時</td><td colspan="5">年　月　日　時　分　～　　年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5">佐用郡佐用町
電話（　　）　－　　、携帯電話（　　）　－</td></tr>
<tr><td>氏　　名
（代理者名）</td><td colspan="5">世帯主（　　）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">世帯構成等</td><td>氏　名</td><td>続　柄</td><td>年　齢</td><td>性　別</td><td>職　業</td><td>健康状態</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世帯年収</td><td>万円</td><td>住宅の所有関係</td><td colspan="3">持ち家・借家・賃貸・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>住 宅 の
被害状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">用　　件</td><td colspan="5">住宅の入居
□ 応急仮設住宅　　□ 公営住宅（町営住宅，県営住宅等）
□ 民間賃貸住宅（被災者向け）
住宅の修繕
□ 住宅の応急修理
住宅の新築・改修
□ 被災者生活再建支援制度　　□ フェニックス共済
□ 低利融資制度（　　）
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">相談内容</td><td colspan="5">住宅の再建意向
□ 住宅を補修・建て替え　□ 住宅を購入　□ 公営住宅等に入居　□ 民間賃貸住宅に入居　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">回答内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他
特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

12　民間賃貸住宅調査票

（マ 77-別紙 2）

<table>
<tr><td colspan="3">□ 電　話
□ ＦＡＸ
□ その他（　　）</td><td>受付者</td><td></td><td>回答者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="11">調査対象</td><td colspan="2">調査日時</td><td colspan="4">年　月　日　時　分　～　　年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査物件名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査物件所在地</td><td colspan="4">佐用郡佐用町
電話（　　）　－　　、携帯電話（　　）　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所有者名</td><td colspan="2"></td><td>管理者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">空家数</td><td colspan="2">件（内訳）</td><td>住居の広さ及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢者・障害者等への配慮</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用条件</td><td>使用期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>費用負担</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>その他条件</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

13　応急仮設住宅の建設可能用地調査票

（マ 77－別紙 3）

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　有　者
管　理　者</td><td></td><td>当該用地の被災の有無</td><td colspan="2">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td></td><td>建設の有無及び建設面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅等建設可能面積</td><td></td><td rowspan="2">ライフライン施設の状況</td><td colspan="2" rowspan="2">水道：
下水：
電気：
通信：</td></tr>
<tr><td>地盤状況</td><td></td></tr>
<tr><td>道路・交通の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">生活環境の状況</td><td>災害危険箇所の回避</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保健衛生</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>医療、福祉の確保</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>通学への配慮</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>就業・生業への配慮</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>土地利用状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>周辺の被害状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用条件</td><td>使用期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>費用負担</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他条件</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

14　応急仮設住宅の建設可能用地チェックリスト

（マ 77-別紙 4）

名称	所在地	所有者管理者	当該用地の被災の有無	敷地面積	建物の有無 建物面積	建設可能面積	ライフライン施設の状況				道路・交通の状況	生活環境					土　地利用状況	周辺の被害状況	使用条件		
							給水	排水	電気	通信		危険箇所の回避	保健衛生	医療、福祉の確保	通学への配慮	就業・生業への配慮			使用期間	費用負担	その他条件

15　応急仮設住宅建設予定地

（マ 77-別紙 4-1）

名　　称	佐用中学校 グラウンド	いこいの広場 （旧佐用保育園跡地）	上月小学校 グラウンド	南光スポーツ公園 第２グラウンド	三日月中学校 グラウンド
所 在 地	本位田乙 104-5	佐用 320-1	上月 861	東徳久 23-1	乃井野 1700
有効面積	17,800	4,000	5000	12,622	14,000
設置可能 個　　数	100	30	30	90	100
道　　路	東側 5m 西側 5m	東側 3m	北側 5m 西側 5m	北側 4m 西側 7m	北側 4m 西側 6m
地盤状況	高低差無し 土	高低差無し 土	高低差無し 土	高低差無し 土	高低差無し 土
排水処理	河川放流 （佐用川）	河川放流 （佐用川）	河川放流 （幕山川）	河川放流 （千種川）	河川放流 （志文川）
汚水処理	公共下水	公共下水	公共下水	公共下水	公共下水
ガ　　ス	プロパンガス	プロパンガス	プロパンガス	プロパンガス	プロパンガス
給　　水	上水道	上水道	上水道	上水道	上水道
電　　気	有　り	有　り	有　り	有　り	有　り
危険区域	な　し	な　し	な　し	な　し	な　し

※ 応急仮設住宅の建設予定地である小中学校のグラウンドは、学校教育機能等の早期回復が必要なため、町が壊滅的な状況以外は使用しない。

※ 平成 21 年台風第 9 号災害と同様に被害状況等により、建設予定地以外の公有地に応急仮設住宅を建設する場合がある。

16　仮設住宅の入居希望調査表

（マ 77-別紙 6）

入居ご希望の方の住所・氏名等をご記入ください。あわせて第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望もご記入ください。

Ｎｏ[　　]

番号	住　　所	氏　名	人数	希望される仮設住宅			備考
				第１希望	第２希望	第３希望	
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						
	佐用町						

17　応急仮設住宅の供与対象者の状況

（マ 77-別紙 7）

番号	氏　　名	年齢	世帯構成		従前住居の状況	年間総収入額	居住する住家のない理由	仮住まいの必要な期間
			人数	内訳				

18　応急仮設住宅入居選定基準等

（マ 77-別紙 9）

１．入居資格について

（１）次のいずれかの状態で居住できないかた

① 全壊または流失

② 半壊または大規模な倒壊で若干の補修では居住できないかた

③ がけ崩れや流失等のおそれのある住宅で避難指示または緊急安全確保が出されているかた

④ 水害で道路が通行止め等により住宅に入れない場合など

⑤ その他特別な事情によって自宅に住むことができないと町が認めた場合

（２）（１）の住宅の他に住むところがないもの

（３）自らの資金では、住宅、借家を含む家屋が確保できないかた

※ 居住する住家がない者の適用判断

町長の避難指示または緊急安全確保等により実質的に自らの居住に戻れない者、及び半壊、床上浸水等により居住に要する最低限の機能を確保できない者。

※ 自らの資力では住家を得ることができない者の適用判断

世帯主または主たる生計維持者の前年総所得が 400 万円以下である世帯を対象とする。なお、これに該当しない世帯であっても、事故、病気等特段の事情変化により自らの資力では住家を得ることができないと認められる場合は、町長の判断により対象として差し支えない。

２．入居決定優先順位について

（１）高齢者（60 歳以上）だけの世帯、障害者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A ランク）のいる世帯、母子世帯（子どもが 18 歳未満）

（２）高齢者（65 歳以上）のいる世帯、乳幼児（3 歳以下のいる世帯）、妊婦のいる世帯、多子（18 歳未満の子ども 3 人以上）世帯

（３）病弱な者、被災により負傷した者、一時避難により身体の衰弱した者のいる世帯

（４）その他の世帯（上記（１）～（３）の区分に当てはまらない世帯）

（５）単身者

※ 高齢者や障害者のみの仮設住宅とならないように配慮

※ できる限り入居者の意向に配慮

３．入居者確認方法

現状の報告書等、町が状況確認できるかた

４．入居期間

期間は半年とする。ただし、期間満了日に止むを得ない理由で退去できない場合は、その程度を総合的に勘案し、再延長することも可能とする。（再延長は最大 2 年以内とする）

５．申請書類

（１）応急仮設住宅入居申込書

（２）状況報告書

（３）仮設住宅の入居希望調査表

19　仮設住宅入居者調査票

（マ 77-別紙 12）

仮設住宅入居者調査票

調査日時　　年　月　日（　）　午前・午後　　時　分

調　査　員

世帯主名　　回答者

現　住　所　　世帯の人数　　人

１．被災前の居住地等について

１－１　被災前のお住まいは　集落名：

□持ち家　□借　家　□町営住宅　□民間賃貸等　□その他

（　　）

１－２　持ち家の場合の現在の状況　□取り壊し　□未補修の常態

１－３　宅地の広さはどれくらいですか　　㎡・坪

１－４　借家・公営住宅等の場合の家賃　　円／月

２．健康等の状態について

２－１　入居者のかたの健康状態は

□全員が健康

□健康に不安がある　誰が、どのように

□治療中である　誰が、病名は

□入院中である　誰が、病名は

２－２　入居者のかたの精神状態は

□不安定・悪い　誰が

２－３　保健・福祉等への希望

３．今後の予定等について

３－１　今後の住宅等の予定について

□建築　□補修　□購入　□町営住宅　□定住促進　□民間賃貸等

□再建目途なし　　□その他（　　）

３－２　再建の目途が立たない方の主な理由

□金銭面　□健康面　□候補地　□その他（　　）

３－３　住宅の希望地

□従前の集落　□同一校区内　□病院の近く　□その他（　　）

３－４　公営住宅に入居する場合どの程度の家賃なら入居されますか

※町営住宅は所得に応じて家賃が決定されます。

　　円／月

３－５　60 歳以上のかたで、自分の土地・建物を担保に融資を受け住宅を再建する制度があれば利用されますか？　□Yes　□No

※この制度を利用すると、死亡時に土地・建物を売却し一括返済するため、相続する土地、建物は無くなります。

４．世帯の収入・支出の状況等

４－１　世帯の収入について

□安定している　□不安定　□その他

４－２　世帯の収入総額（月額）

□5～10 万円　□10～15 万円　□15～20 万円　□20～25 万円

□25 万円～　□その他（　　）

４－３　毎月の生活費でかさんで困っているもの

□主食費　□副食費　□酒類　□医療費　□教育費　□教養・娯楽費

□交際費　□ローンなど借金の返済　□その他（　　）

４－４　節約している費用

□主食費　□副食費　□酒類　□医療費　□教育費　□教養・娯楽費

□交際費　□ローンなど借金の返済　□その他（　　）

５．現在の状況等について

５－１　現在困っていること

20　状況報告書
（マ 77-様式 2）

年　　月　　日

佐用町長　様

所在地　　佐用町

代表者氏名

により、下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

被害の内容	状　　況
全壊　　流失　　半壊	
その他の理由	

その他参考になる資料
（写真等）

21　応急仮設住宅台帳

（マ77-様式4）応　急　仮　設　住　宅　台　帳（　　仮設住宅）

市町村名　佐　用　町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工年月日	入居年月日	実支出額	備考
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
計	世帯									円	

（注）1「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

22　救助実施記録日計票
（マ 77-様式 6）

救　助　実　施　記　録　日　計　票

救助の種類				
	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	(住宅)		

市町名（佐用町）

責 任 者 氏 名

地区責任者氏名

No＿＿＿　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品　目（数量・金額）	
受 入 先	
支 出 先	
場　所	
方　法	
記　事	

記入要領

1　各救助の種類ごとに一葉作成する。

2　記録表欄外のナンバー欄には、記録表ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、「No.11（No.5 訂正)」のように記載のうえ、No.5 の記録票には朱で×印を付し、「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。

　なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。

3　記入票欄外の救助の種類別欄の該当部分の救助名は○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。

4　機械・器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。

5　被服寝具その他生活必需品の給付等で、県調達分と町調達分がある時は、それぞれ別に記録票を作成する。

23　仮設住宅入居者カルテ
（マ 77-様式 7）

住宅名		部屋番号	

世帯主名		性別		生年月日		年齢	
従前居住地		□持家	□借家	□町営住宅	連絡先		
入 居 日							
罹災証明	□全　壊	□大規模半壊	□中規模半壊 □半　壊	□準半壊	□床上浸水 □床上浸水		

家族構成

続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業	収入	障害の有無

訪問記録等	
特記事項	

今後の予定

第 1 回調　査	建築	補修	購入	町営住宅	民間賃貸住宅	再建目途なし	その他	備　考
第 2 回調　査	建築	補修	購入	町営住宅	民間賃貸住宅	再建目途なし	その他	備　考
第 3 回調　査	建築	補修	購入	町営住宅	民間賃貸住宅	再建目途なし	その他	備　考

24　応急仮設住宅入居者名簿

（マ 77-様式 8）（　　仮設住宅）

No	部屋番号	部　屋タイプ	罹災区分	氏　名	性別	続柄	生年月日	年齢	住　所	入居人数	入居日	退去日	備　考

25　期間延長申請書
（マ 77-様式 9）

佐　　第　　号
年　　月　　日

兵庫県知事　○　○　○　○　様

佐用町長　○　○　○　○

佐用町内の応急仮設住宅の賃貸借契約の期限延長について

年　　月　　日　　第　　号で照会のありましたみだしの件につきましては、期限延長の必要がありますのでリース会社との賃貸借契約の延長手続きをお願いいたします。

なお、期限延長にかかわらず、応急仮設住宅入居者ができる限り早く住まいを再建し退去できるよう、町といたしましても鋭意努めてまいります。

記

■ 期限延長が必要な応急仮設住宅およびその期限

1　○○仮設住宅　第　期　　年　　月　　日
2　○○仮設住宅　第　期　　年　　月　　日
3　□□仮設住宅　　年　　月　　日

■ 期限延長が必要な理由

住宅の再建築に時間がかかるなどの理由により、現在も仮設住宅に入居中の被災者があるため（入居者個々の理由は別紙のとおりです）。

（マ 78－別図 1）

応急修理事務手続

被災者（大規模半壊、半壊の世帯）

1. 生活対策部商工対策班への相談
　○○地域は△△相談所（本庁　　TEL.　－　　）
　□□地域は○○相談所（　　TEL.　－　　）

◆応急修理済みの場合

2. 施工事業者に手続きを依頼

3. 施工事業者は次の書類を作成し、生活対策部商工対策班（○○または□□）に提出
   - ①応急修理実施申請書
   - ②見積書
   - ③施工写真

4. 町は、提出された書類を審査し、応急修理依頼書を渡すとともに請書でもって契約を行う。

5. 施工事業者は、次の書類を作成し、生活対策部商工対策班（○○または□□）に提出
   - ④応急修理完了報告書
   - ⑤応急修理箇所・費用明細書
   - ⑥請求書（佐用町長宛）

6. 町は、提出された書類を審査し、限度額の範囲内で事業者に応急修理費用を支払う。

◆応急修理未実施の場合

2. 施工予定事業者に手続きを依頼

3. 施工予定事業者は次の書類を作成し、生活対策部商工対策班（○○または□□）に提出
   - ①応急修理実施申請書
   - ②見積書

4. 町は、提出された書類を審査し、応急修理依頼書を渡すとともに請書でもって契約を行う。

5. 施工事業者は、次の書類を作成し、生活対策部商工対策班（○○または□□）に提出
   - ③応急修理完了報告書
   - ④応急修理箇所・費用明細書
   - ⑤施行写真
   - ⑥請求書（佐用町長宛）

6. 町は、提出された書類を審査し、限度額の範囲内で事業者に応急修理費用を支払う。

◆お問い合わせ・ご相談窓口

○○・□□地域　→　生活対策部商工対策班（本庁　TEL　－　）
○○・□□地域　→　生活対策部商工対策班（本庁　TEL　－　）

27　収入額の算定方法
（マ 78－別紙 1）

収入額の算定は、世帯が居住する住宅が被災日の属する年の前年度の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」が次表の左欄に掲げる額である場合の各区分に応じ、右欄の算定式により計算した額とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

総所得金額（A）	収　入　額
97.5 万円以下	（A）＋65 万円
97.5 万円を超え、108 万円以下	（A）÷0.6
108 万円を超え、234 万円以下	（A＋18 万円）÷0.7
234 万円を超え、474 万円以下	（A＋54 万円）÷0.8
474 万円を超え、780 万円以下	（A＋120 万円）÷0.9
780 万円を超える	（A＋170 万円）÷0.95

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の４月１日に属する年度分の地方税法第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同法第５条第２項に掲げる税を含む）にかかる同法 313 条第１項に定める「総所得金額」をいう。

例１：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例２：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に１円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

28　応急修理にかかる工事（例）
（マ 78-別紙 2）

1　典型的な応急修理の工事例

（1）壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
（2）傾いた柱の家起こし
（3）破損した柱梁等の構造部材の取替
（4）壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし一戸当たり６畳を限度とする。）
（5）壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む）
（6）壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
（7）壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
（8）壊れた給排気設備の取替
（9）上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
（10）電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓ジャックを含む）
（11）壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2　応急修理の基本的考え方

（1）地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
（例）〇壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
〇壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
〇割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
（2）内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱とする。
① 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、１戸当たり６畳相当を限度として対象とする。
② 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
（例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
（3）修理の方法は代替措置でも可とする。
（例）〇柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
（4）家電製品は対象外である。

29　応急修理チラシ（以下サンプル：平成 21 年災害時のもの。災害時の基準で作成要）
（マ 78-別紙 3）

住 家 の 応 急 修 理 に つ い て

災害救助法にもとづき、住家の応急修理について、次のとおり町が修理の一部を行います。
なお、すでに応急修理を終えている住家が相当数あるようですが、その場合も、り災認定、工事内容などが要件に合致する際は対象となります。
※応急修理とは、台所、風呂、トイレなどの生活に必要な最小限度の改修をいいます。

１．対象者

以下の(1)、(2)の要件をすべて満たす世帯主
(1) 住家が大規模半壊又は半壊の被害を受けているかた
(2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれるかたで、次の事項に該当するかた
① 世帯主（世帯）が、現に、避難所、車等での避難生活を送り、応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれるかた
② 住家が、浸水等によって、炊事、排泄及び入浴するためのいずれかの箇所が損なわれていることで、当面の日常生活が困難なかたで、応急修理を行うことで、被害を受けた住家で生活が可能となることが見込まれるかた
③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げ及び公営住宅の一時入居を含む）を利用しないかた

２．住家の応急修理の方法

法にもとづく応急修理の対象となるのは、緊急性の高い次の箇所で、箇所ごとの修理の要件は、次のとおりです。
(1) 台所
◆破損した流し台の修理及び取替（横倒しになり破損、冷蔵庫等が倒れて破損した場合など）
◆給排水部分の不良（詰まり等）箇所の修理
◆電気、ガス及び吸排気の配管の修理
◆浸水による床の破損（抜けている状態）箇所の修理
※家電製品は対象外です。
(2) 風呂
◆浸水によって故障したボイラー（温水器）の修理及び取替
◆給排水部分の不良（詰まり等）箇所の修理
(3) トイレ
◆破損した便器の修理及び取替（洗浄機能が付加された部分は含みません）
◆給排水部分の不良（詰まり等）箇所の修理
◆浸水による床の破損（抜けている状態）箇所の修理
(4) 寝室
◆平屋建てで、応急修理をしないと就寝する部屋がない場合の床などの修理
◆高齢者、要介護者、障害者などで、1 階でしか就寝できない場合の床等の修理
◆なお、壊れた床の修理とあわせて畳の補修をする場合は、1 戸あたり 6 畳が対象限度です。

３．基準額など

(1) 応急修理のための基準額は、原材料費、労務費及び修理事務費など一切の経費を含むものとし 1 世帯あたり 520,000 円を限度額とします。同一住家に 2 世帯以上が居住している場合は、1 世帯とみなします。
(2) 応急修理の費用は、修理箇所ごとに算出し、その合計額が限度額の範囲内とします。
(3) 応急修理費用の支払いは、町が事業者に支払います。

４．借家の取り扱い

借家は、本来、所有者が修理を行うものですが、このたびの法にもとづく応急修理は、生活の場を確保するという趣旨ですので、所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

30　応急修理申込書
（マ 78-様式 1）
受 付 日　　年　　月　　日
受付番号　第　　号

応　急　修　理　申　込　書

年　　月　　日

佐用町長　　○　○　○　○　　様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。
なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を町の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】
兵庫県佐用郡佐用町　　番地
【現在の住所】

【現在の連絡先　ＴＥＬ】

【生年月日】
年　　月　　日生（　　歳）

【氏　名】

１　被災日時　　年　　月　　日

２　災害名

３　住宅の被害の程度　全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊
※ 佐用町が発行した罹災証明書に基づき、被害の程度に○をつけてください。

４　被害を受けた住宅の部位（※ 該当箇所に○をつけてください。）

ア 屋根	ケ サッシ
イ 柱	コ 上下水道の配管
ウ 床	サ ガスの配管
エ 外壁	シ 給排水設備の配管
オ 基礎	ス 電気・電話線・テレビ線の配線
カ 梁	セ トイレ
キ ドア	ソ 浴室
ク 窓	

５　世帯の状況

（世帯に属する者：　　人）

氏　　名	世帯主との続柄	避難行動要支援者欄	前年総所得金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前年の収入額の合計			円

（注１）この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。

（注２）避難行動要支援者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「避難行動要支援者欄」に記入してください。

① 心神喪失・重度知的障害者
② １級の精神障害者
③ １級又は２級の身体障害者
④ １級の障害基礎年金受給者
⑤ １級の特別児童扶養手当受給者
⑥ 特別項症から第３項症の戦傷病者手帳保持者
⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
⑧ 特級，１級又は２級の公害健康被害者
⑨ 常に就床を必要とし，複雑な介護を要する者
⑩ ①又は③に準ずる 65 歳以上の者
⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
⑫ 配偶者と死別，又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子どもを扶養している者
⑬ 父母のいない児童
⑭ 生活保護の要保護者

（注３）「世帯の前年の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

添付書類

1　住宅が半壊の被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書（申し込み時に確認し返還します。）
2　住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる町が発行する証明書類
3　世帯の前前年の総所得金額が確認できる町が発行する証明書類（課税証明書等）
4　避難行動要支援世帯で申請する場合、避難行動要支援世帯であることが確認できる証明書類

※　大規模半壊以上の場合は，３及び４の書類は不要です。
※　これらの書類は事後提出も可能です。
※　借家の場合には，家主の同意書が必要となります。（任意様式）

佐用町使用欄

1 罹災証明	2 住民票	3 課税証明		4 避難行動要支援		受付担当者名
第　　号			提出済		提出済	
			不　要		非該当	

31　修理見積書

（マ 78-様式 2）

修　理　見　積　書

見積金額(応急修理分)＿＿＿＿＿＿円　（他に被災者負担分＿＿＿＿＿＿円）

工事名称	対象 (※1)	数量	単　価 (税込)	金　額 (税込)	備　　考
合　　計					
（うち消費税）					
応急修理分					円　　(※2)
被災者負担分					円　　(※3)

※1　住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2　1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

※3　被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる

上記のとおり見積もり致します。(業者記入)

年　　月　　日　　郵便番号

住　　所

会 社 名

代表者名

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年　　月　　日　　住　　所

氏　　名

（町記入欄）

受付番号	受付担当者名

32　修理依頼書
（マ 78-様式 3）

応　急　修　理　依　頼　書

年　　月　　日

指定業者　　様

佐用町長　　○　○　○　○

　　年○○○○○災害により次の住家が被害（大規模半壊・半壊）を受けましたので、佐用町・　　年○○○○○災害による住家の応急修理実施要領第　　条第　項の規定に基づき、応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。
　なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

１　被災者住所　　佐用町　　番地

２　被災者氏名

３　連　絡　先　　－　　－

４　受付番号

５　依頼工事の見積額　　金　　円（応急修理分）

（添付書類）
　修理見積書（写）

33　工事完了報告書
（マ 78-様式 4）

応　急　修　理　完　了　報　告　書

年　　月　　日

佐用町長　　○　○　○　○　　様

住　　所

指定業者名
（連絡先　　－　　―　　）

年○○○○○災害により被害（大規模半壊・半壊）を受けた次の住家の応急修理が完了しましたので、佐用町・　　年○○○○○災害による住家の応急修理実施要領第　　条第　　項の規定に基づき、応急修理完了報告書に関係書類を添え報告します。

1　被災者住所

2　被災者氏名

3　受 付 番 号

4　完了年月日　　年　　月　　日

【添付書類】
1　応急修理箇所・費用明細書
2　応急修理箇所別工事写真各２部（施行前、施行中、施行後）
3　請求書（佐用町長宛とし、振込先明記のこと。）

34　救助実施記録日計表

（マ 78-様式 5）

救　助　実　施　記　録　日　計　票

救助の種類				
	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	住宅		

市町名（佐用町）

責 任 者 氏 名

地区責任者氏名

No＿＿＿＿　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品　目 （数量・金額）	
受 入 先	
支 出 先	
場　所	
方　法	
記　事	

記入要領

1　各救助の種類ごとに一葉作成する。

2　記録表欄外のナンバー欄には、記録表ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、「No.11（No.５訂正)」のように記載のうえ、No.5 の記録票には朱で×印を付し、「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。

　なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。

3　記入票欄外の救助の種類別欄の該当部分の救助名は○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。

4　機械・器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。

5　被服寝具その他生活必需品の給付等で、県調達分と町調達分がある時は、それぞれ別に記録票を作成する。

35　物資受払状況

（マ 78-様式 6）町　名　　佐　用　町

救助の種目別	年　月　日	品　目	単位 呼称	摘　要	受	払	残	備　考
応急修理								

（注）1「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3　各救助の種目別最終行欄に、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物品等において県からの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。

4　救護班による場合には救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

5　救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

36　住宅応急修理記録簿

（マ 78-様式 7）

町　名　　佐　用　町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備　考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計　　世帯			円	

37　災害弔慰金の支給等に関する条例

佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年10月1日
条例第86号
改正
平成23年10月3日
条例第24号

（目　的）

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。

(2) 町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは前２項の規定にかかわらず第１校の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）
第５条　災害により、死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000 円とし、その他の場合にあっては、2,500,000 円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）
第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）
第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。
(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(2) 令第２条に規定する場合
(3) 災害に際し、町長等の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）
第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）
第９条　町は、町民が災害により、負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）
第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 2,500,000 円とし、その他の場合にあっては 1,250,000 円とする。

（準用規定）
第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　町は、令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）
第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000 円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000 円
ウ　住居が半壊した場合　2,700,000 円
エ　住居が全壊した場合　3,500,000 円
(2) 世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000 円
イ　住居が半壊した場合　1,700,000 円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000 円
エ　住居の全体が損壊し、又は流失した場合　3,500,000 円
(3) 第１号のウ、又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。
２　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書で定める場合は５年）とする。

（利　率）
第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）
第 15 条　災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 11 条第１項、令第８条から第 12 条までの規定によるものとする。

（委　任）
第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 17 年 10 月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年佐用町条例第 13 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年上月町条例第 17 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年南光町条例第９号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年三日月町条例第 11 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成 23 年 10 月３日条例第 24 号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成 23 年３月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

第３編　災害復旧計画

第１　国・県への要望

１　国・県要望調書

（マ 39-様式 1）

（市町名）佐用町　（担当課）　　（担当者）　　Tel　　－　－

（□国　□県　）　要　望	新　規　要　望
＜要望事項名＞ □緊急対策業務 □被害認定等業務 □支援制度関係業務 □災害復旧業務 □町施設関係 □復興業務	
＜要　望　文＞	
＜具体的要望内容＞	

※　　月　　日（　）までに総務対策部総務情報班に提出のこと

2　西播磨市町長会要望調書

（マ 39-様式 2）

年　　○○○○　　災害　　国・県要望調書

（市町名）佐用町　　（担当課）　　（担当者）　　℡

①　（ □ 国　□ 県 ）要 望		② □ 新 規
③ 図 面 番 号		□ 継 続
④ 要望事項名		
⑤ 要　望　先 （課名まで確認の上、記入のこと）		
⑥ 要 望 内 容 （※具体的に記入のこと）		
⑦ 根　拠　等		補助制度・地方債・地域指定等の名称　　補助率又は充当率 ［　　］　／ ［　　］　／
⑧ 事 業 目 的 （上位計画があれば関連計画を明示）		・ ・
⑨事業概要	イ　主体・手法 ロ　場　　所 ハ　面　　積 ニ　期　　間 ホ　事 業 費	佐用町、 地区 年度 千円
⑩事業進捗状況	実施事業	事業費　　千円
	今後の事業	事業費　　千円
⑪実施上の問題点等		

第４編　平成 21 年台風第 9 号災害関係

第1　国・県への要望

1　平成21年台風第9号による災害に関する緊急要望について

○　平成21年台風第9号による災害に関する緊急要望について

（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省）

平成21年8月9日、中国・四国地方から関西地方にかけて大きな被害を及ぼした台風第9号災害に伴う復旧・復興対策に万全を期すため、以下の措置を講じること。

1　災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進
（1）応急対策に対する支援
（2）復旧対策に対する支援
（3）復興対策に対する支援
（4）自然災害対応に対する財政支援
（5）高速道路の活用と管理に対する支援

2　被災者の生活再建に対する支援
（1）災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用
（2）介護保険料及び一部負担金等の減免に係る財政支援
（3）災害救助法に基づく住宅の応急修理の弾力的運用
（4）住宅融資制度の拡充

【提案理由】

平成21年8月9日、中国・四国地方から関西地方にかけて大きな被害を及ぼした台風第9号に伴う大雨は、本県に、人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ市街地の浸水、河川、道路、鉄道、農地・農業用施設等の損壊や農産物被害などをもたらした。

この災害に対し、本県は、災害対策本部を設置し、飲料水、食料等救援物資の手配や職員派遣による現地支援を行うとともに、佐用郡佐用町、宍粟市及び朝来市に対し災害救助法を適用し、多くのボランティア等の支援をいただきながら、被災地とともに、応急・復旧対策に全力をあげてきたところある。

今後も引き続き復旧・復興対策に万全を期すにあたり、以下の取り組みが必要である。

【具体的な提案・要望内容】

1　災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進

災害復旧事業・災害対策関連事業が早急に推進できるよう、財源措置も含めて特段の配慮を行うこと。

（1）応急対策に対する支援

①　泥土等の排除処理に対する支援（国土交通省）

被災市街地等においては多量の泥土や樹木等が堆積し、その排除処理については、各自治体に大きな財政負担を強いることから、これらの処理に係る支援を行うこと。

(2) 復旧対策に対する支援

① 河川の復旧等に対する支援（国土交通省）

ア 復旧事業に対する支援

二級河川千種川などにおいて、護岸の損壊、溢水等による多数の被害が発生していることから、復旧事業への支援を行うこと。

イ 再度災害防止のための抜本対策に対する支援

佐用川では、5年前の平成16年台風第21号の際よりも約1.7m水位が上回り甚大な被害が生じるなど、再三、同一箇所が被災している。このため、再度災害に備える観点から、佐用川においては千種川と一体的に改良復旧事業や復旧関連緊急事業により抜本的改修を行うこと。

また、他の河川においても、単に原型復旧を行う復旧事業のみならず改良復旧事業等を採択することにより防災機能を強化すること。

② 土砂災害の復旧等に対する支援（国土交通省）

朝来市神谷川などにおいて、土砂の崩壊等が発生しており、今後の降雨により甚大な被害が生じるおそれがあることから、災害関連緊急砂防事業等により支援を行うこと。

③ 道路災害の復旧に対する支援（国土交通省）

一般国道373号及び429号など、県管理国道・県道、市町道の約400箇所において、甚大な被害が発生している。

特に、宍粟市一宮町福知地区では、県道一宮生野線の約3kmの決壊と市道橋の流出により、集落の孤立が生じた。また、市町道においては29橋が流出するなどの被害が生じた。このため、これらの被害に対し、復旧事業への支援を行うこと。

④ 公園施設及び下水道施設の災害復旧に対する支援（国土交通省）

今回の豪雨に伴い、市町公園において２市で運動場の表土流出等の被害を受けていることから、復旧事業への支援を行うこと。

また、佐用町等の下水道施設についても被害を受けていることから、復旧事業への支援を行うこと。

⑤ 災害査定の簡素化（国土交通省）

災害査定については、簡素化措置により、総合単価を使用できる1箇所工事の国庫負担申請額が1千万円未満から2千万円未満に、机上査定の適用が3百万円未満から6百万円未満に引き上げられたが、復旧事業の速やかな実施を図るため、今後とも更なる簡素化を行うこと。

⑥ 公営住宅等の災害復旧に対する支援（国土交通省）

今回の豪雨に伴い、公営住宅等（改良住宅を含む）については、20棟（85戸）に床上浸水の被害が発生していることから、復旧事業への支援を行うこと。

⑦ 農地・農業用施設災害復旧事業に対する支援（農林水産省）

農地・農業用施設及び生活環境施設等に甚大な被害が発生していることから、復旧事業への特段の支援を行うこと。

⑧ 災害関連緊急治山事業に対する支援（農林水産省）

人家裏に流入した崩壊土砂及び倒木処理について、災害関連緊急治山事業の対象とするとともに、山地災害復旧が早期に着手できるよう特段の支援を行うこと。

⑨ 復旧治山事業に対する支援（農林水産省）

今後の降雨によって二次被害の恐れのある人家、道路の安全性の確保を図るため、人家裏に流入した崩壊土砂及び倒木の一体的処理を復旧治山事業の対象とするとともに、事業箇所の増加を見据えた支援を行うこと。

⑩　流出危険木の搬出・処理に対する支援（農林水産省）

山腹崩壊や渓岸浸食等に伴う倒伏木や林地残材などが、河川沿いや公道隣接地等に留まっている箇所がある。

これらは、今後の降雨により流出し災害を引き起こす危険性があるため、早期に搬出・処理を行うことができるよう特段の支援を行うこと。

⑪　作業道復旧に対する支援（農林水産省）

作業道は高性能林業機械を活用した低コストでの木材生産や適切な森林管理を行うために必要な施設であり、作業道の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑫　医療施設の復旧に対する支援（厚生労働省）

被災医療施設の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑬　社会福祉施設の復旧に対する支援（厚生労働省）

被災社会福祉施設の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑭　上水道施設及び簡易水道施設の復旧に対する支援（厚生労働省）

被災上水道施設・簡易水道施設の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑮　ごみ処理対策（環境省）

被害家屋等より発生したごみの処理対策への特段の支援を行うこと。

⑯　廃棄物処理施設等の復旧に対する支援（環境省）

コミュニティプラント及び浄化槽に大きな被害が発生している。生活排水対策を円滑に進めるためにも、これら施設の復旧に速やかに取り組む必要があることから、復旧事業に対する特段の支援を行うこと。

⑰　学校・社会教育施設等の復旧に対する支援（文部科学省）

被災学校・社会教育施設等の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑱　指定文化財の復旧に対する支援（文部科学省）

国指定建造物神子畑鋳鉄橋をはじめ、被災国・県・市町指定文化財の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

(3) 復興対策に対する支援

①　商店街に対する支援（経済産業省）

大きな被害を受けた西播磨の商店街が一日も早く復興できるよう、中小商業活力向上事業の優先採択など商業施設・設備の復旧や賑わい回復のための特段の支援を行うこと。

②　被災農業者等に対する経営支援（農林水産省）

ア　速やかな営農再開に向けた支援

被災農地にあっては、土砂流入や表土流出等により、農作物の安定生産を阻害し、被災前からの収益の減少のみならず、営農意欲の低下や産地崩壊が懸念されることから、速やかな安定生産環境を確保するため、土壌分析の実施や土壌改良資材・堆肥の施用、暗渠等の排水対策の実施、種子・種苗、肥料の購入、温室等施設の強度回復、被災農業機械・施設の再整備に対して支援措置を講じること。

イ　被災農業者等に対する農業近代化資金等の既貸付金の償還猶予

農業近代化資金等の既貸付金の償還条件の緩和を図ること。

特に、償還期間及び据置期間の延長については、農業近代化資金助成法等の法令で定める償還期間及び据置期間の範囲内でしか認められていないため、災害時において、そ

の延長が可能となるよう配慮すること。

ウ　被害農業施設の復旧等にかかる資金の融資対象者の拡充等

被災農業施設の復旧等のための資金について、認定農業者及び集落営農組織に対しては農業近代化資金が融通できるものの、その他の農業者については活用できないことから、主業農業者等及び一般農業者の施設復旧等のための資金として融通できるようにすること。

また、上記の貸付利率については、被害の状況に鑑み、無利子とするとともに、借入申請手続きの簡素化を行うこと。

エ　農業者組織等による地域農業再生に向けた支援

農地、農業機械・施設や農作物等が大きな被害を受け、再投資して営農を続けることへの不安が増大し、被災農地の遊休農地化や、防災上の危険性が懸念される状況である。

このため、地域（集落等）が策定する地域農業再生プランに基づき、農業者組織等が復旧農地を活用して共同で取り組む直売・加工活動等に必要な施設・機械や、集落営農組織等が復旧農地を集積し規模拡大するために必要な営農機械・施設等に対して、特段の支援を行うこと。

(4) 自然災害対応に対する財政支援（総務省）

① 被災者生活支援や災害応急対策をしたことに伴う財政支援

被災者に対し、県税や使用料・手数料を減免したことに伴う減収、及び災害救助法に基づく事業、災害応援事業等の応急対策に係る財政需要に対して特別交付税の配分等に十分な財政的配慮を行うこと。

② 今後の災害復旧、復興対策等に対する支援

今後の各種災害復旧事業、災害復興事業等に伴う地方負担額や地方単独施策に係る財政需要について、地方債の弾力的な運用や地方交付税措置等、十分な配慮を行うこと。

(5) 高速道路の活用と管理に対する支援（国土交通省）

今回、高速道路の通行規制や道路ネットワークの寸断により交通混乱が生じたことを踏まえ、災害対策を優先する観点から高速道路の管理基準の弾力的な運用を図るとともに、災害に強い高速道路の機能向上に努めること。

2　被災者の生活再建に対する支援

(1) 災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用（厚生労働省）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付制度について、据置期間の延長など弾力的な運用を行うこと。

(2) 介護保険料及び一部負担金等の減免に係る財政支援（厚生労働省）

被保険者に対する保険料（税）、一部負担金等の減免措置に対する支援を行うこと。

(3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理の弾力的運用（厚生労働省）

現行の災害救助法では、住宅の応急修理は、半壊または半焼のみを対象とし、床上浸水により、居室、炊事場、便所等の日常生活に不可欠な部分に損傷が生じた場合は対象となっていないことなどから、被災地域の実情を考慮して対象範囲の拡大など弾力的な運用を行うこと。

(4) 住宅融資制度の拡充（国土交通省）

住宅金融支援機構災害復興住宅融資制度について、今回の被災地における融資限度額の引き上げを行うこと。

平成21年台風第９号による
災害に関する要望

平成２１年１０月１９日

佐 用 町

平成21年台風第9号による災害に関する要望

平成21年8月8日、日本の南で発生した熱帯低気圧は、北上しながら9日21時に台風第9号となり、この熱帯低気圧及び台風の周辺の湿った空気の影響で、佐用町では1時間雨量が89.0ミリ、24時間雨量は327.0ミリと観測史上1位を更新、総雨量では349.5ミリを記録したこの豪雨は、人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ浸水、河川、道路、農地・農業用施設等の損壊や農産物被害など甚大な被害をもたらしました。

この災害に対し佐用町では、災害対策本部を設置し、各市町からの支援を受けて、飲料水、食料等救援物資の手配を行うとともに、災害救助法の適用を受け被災者支援や復旧事業に尽力してきたところです。

今後、災害応急対策及び復旧・復興対策に万全を期すため、県においては、当面、次の事項を早期に実現していただきますよう要望します。

平成21年10月19日

佐用町長　　庵　逧　典　章

1　佐用町全域への公共土木施設災害に係る局地激甚災害の指定（災害対策課）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の公共土木施設災害に係る局激指定を佐用町全域とするとともに、同法の規定による特別措置を速やかに実施するよう特段の配慮をお願いします。

2　災害復旧事業・災害対策関連事業等の推進

災害復旧事業・災害対策関連事業が早急に推進できるよう、財源措置も含め特段の配慮をお願いします。

(1) 応急対策

① 泥土等の排除処理（技術企画課）

被災市街地等に堆積した多量の泥土や樹木等の排除処理に特段の財政支援をお願いします。

② ごみ処理対策（環境整備課）

被害家屋等より発生したごみの処理対策に、特段の支援をお願いします。

(2) 復旧対策

① 河川の復旧等（河川整備課）

ア 早期災害査定と復旧事業の推進

護岸の損壊、溢水等による多数の被害が発生している二級河川千種川・佐用川など、早期に災害査定を実施するとともに復旧事業を推進するようお願いします。

イ 再度災害防止のための抜本的対策

佐用川では、再三にわたって同一箇所が被災していることから、千種川と一体的に改良復旧事業や復旧関連緊急事業により抜本的改修を行うようお願いします。

② 土砂災害の復旧等（砂防課）

桑村川などにおいて土砂の崩壊等が発生しており、今後の降雨により甚大な被害が生じるおそれがあることから、災害関連緊急砂防事業等の推進をお願いします。

③ 道路災害の復旧（道路保全課）

一般国道 373 号や県道上三河平福線など、国道･県道、市町道の 155 箇所の復旧が速やかに行われるよう早期に災害査定を実施するとともに、復旧事業を推進するようお願いします。

④ 下水道施設等の災害復旧（下水道課、農地整備課、環境整備課）0

特環公共下水道施設において甚大な被害を受けており、速やかに復旧に取り組む必要があることから、復旧事業への特段の支援をお願いします。

また、農業集落排水施設及びコミュニティプラント、合併浄化槽に大きな被害が発生しており、生活排水対策を円滑に進めるためにも、これら施設の復旧に速やかに取り組む必要がありますので、復旧事業に対する特段の支援をお願いします。

⑤ 町営住宅等の災害復旧（住宅管理課）

町営住宅等（改良住宅を含む）については、豪雨のため 150 戸のうち 110 戸に半壊、床上浸水、床下浸水の被害が発生し、81 戸について復旧が必要となっています。これらの被害の速やかな復旧に特別な支援をお願いします。

⑥ 農地・農業用施設の災害復旧（農地整備課）

農地・農業用施設に甚大な被害が発生していることから、早期復旧への支援のほか、農地・農業用施設災害のうち、地元施工による復旧事業に対して助成を行なう町補助金制度についても、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用するようお願いします。

⑦　山地災害の復旧等（治山課）

今回の災害では山地災害及び山林被害が数多く発生しており、人家裏等に倒木と共に崩壊土砂が流入していることから、住民の暮らしと安全の確保のため山地災害復旧の早期着手への特段の配慮とともに、今後の降雨により二次災害の恐れのある人家等の安全確保を図るため、人家裏等に流入した崩壊土砂及び倒木の処理を復旧治山事業により実施するようお願いします。

⑧　流出危険木の搬出・処理（林務課）

今回の災害による山腹崩壊や渓岸浸食等に伴い、倒伏木や林地残材が流出し、河川、公道隣接地、人家近接地に溜まっている箇所が相当数あります。これらは今後の降雨により二次災害の可能性が高いため、早期の搬出・処理について特段の支援をお願いします。

⑨　作業道の復旧（林務課）

作業道は木材生産や多面的機能の役割を果たす森林の適切な管理に必要な施設であり、作業道の復旧に特段の支援をお願いします。

⑩　集落集会所等の復旧（市町振興課）

被災した集落集会所等の復旧に特段の支援をお願いします。

⑪　医療施設の復旧（医務課）

本町の地域医療を担う２病院の復旧にむけて、県の福祉医療機構災害復旧貸付への利子補給対象限度額の拡充を行うようお願いします。

⑫　社会福祉施設の復旧（児童課、高齢社会課）

被災した社会福祉施設及び久崎保育園、久崎老人福祉センターの復旧に特段の支援をお願いします。

⑬　上水道施設及び簡易水道施設の復旧（生活衛生課）

被災上水道施設・簡易水道施設の災害復旧に激甚災害等適用措置と同等の取扱いを行うようお願いします。

⑭　情報通信施設の復旧（情報政策課）

光ケーブル幹線の復旧、被災家屋の通信網復旧工事、発動発電機復旧工事への特段の支援をお願いします。

⑮　学校・社会教育施設等の復旧（財務課、義務教育課、社会教育課）

被災した学校・社会教育施設等の復旧に特段の支援をお願いします。

⑯　指定文化財の復旧（文化財室）

飛龍の滝、利神城など被災した県･町指定文化財のほか、平福景観形成地区など、被災した未指定の文化財の復旧に係る特段の支援をお願いします。

⑰　埋蔵文化財の緊急発掘調査（文化財室）

災害復旧に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査について、調査員派遣や制度の整備に特段の支援をお願いします。

⑱　被災児童・生徒の心のケア（義務教育課、高校教育課）

多数の人的被害が発生する中、心のケアが必要な児童生徒への支援、教師への助言を行えるようスクールカウンセラー配置に対する特段の支援をお願いします。

(3) 復興対策

①　商店街の復興（経営商業課、復興支援課、社会援護課）

大きな被害を受けた商店街が一日も早く復興できるよう、中小商業活力向上事業の優先採択など商業施設・設備の復旧や巡回相談、経営状況に応じた指導など賑わい回復のための特段の支援をお願いします。

また、被災者生活再建支援制度や災害援護金の商店・事業所への適用が可能となるよう特段の支援をお願いします。

② 中小企業に対する金融支援（経営商業課、復興支援課）

中小企業が一日も早く復興できるよう、貸付等の弾力的な運用や復興に向けて行う各種事業に特段の支援をお願いします。

また、今回の災害について中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保障制度〔4 号：突発的災害（自然災害等)〕の対象とするようお願いします。

③ 被災農業者等の経営支援（農業経営課）

ア 速やかな営農再開に向けた支援

被災農地では、土砂流入や表土流出等により、農作物の安定生産を阻害し、被災前からの収益の減少のみならず、営農意欲の低下や産地崩壊が懸念されています。

速やかな安定生産環境を確保するため、土壌分析の実施や土壌改良資材・堆肥の施用、暗渠等の排水対策の実施、種子・種苗、肥料の購入、温室等施設の強度回復、被災農業機械・施設の再整備に対して特段の支援をお願いします。

また、地域農業の再生、農業後継者育成の観点からも、集落営農組織や認定農業者以外の生産者についても特段の支援をお願いします。

イ 被災農業者等に対する農業近代化資金等の既貸付金の償還猶予

農業近代化資金等の既貸付金償還期間および措置期間の延長などについて、償還条件の緩和を図るとともに利子補給にかかる市町負担割合についても、負担軽減となるよう特段の支援をお願いします。

ウ 被災農業施設の復旧等にかかる資金の融資対象者の拡充等

被災農業施設の復旧等のための資金について、認定農業者及び集落営農組織に対しては農業近代化資金が融通できるものの、その他の農業者については活用できないことから、主業農業者等及び一般農業者の施設復旧等のための資金として融通できるよう制度の拡充を図るとともに、被害の状況に鑑み、貸付利率を無利子とするほか、借入申請手続きの簡素化をお願いします。

エ 農業者組織等による地域農業再生への支援

農地、農業機械・施設や農作物等が大きな被害を受け、今後、再投資して営農を続けることへの不安が増大し、被災農地の遊休農地化や、防災上の危険性が懸念される状況となっています。

このため、地域（集落等）が策定する地域農業再生プランに基づき、農業者組織等が復旧農地を活用して共同で取り組む直売・加工活動等に必要な施設・機械や、集落営農組織をはじめとした担い手農業者が復旧農地を集積し、規模拡大するために必要な営農機械・施設等に対して、特段の支援をお願いします。

④ 災害復興計画の策定への支援（防災計画室、西播磨県民局）

未曾有の大災害からの一日も早い復興を目指す佐用町災害復興計画の策定に係る財政支援と委員会等への参画について特段の配慮をお願いします。

(4) 各種災害対応に対する支援

① 応急対策への財政支援（市町振興課）

被災者に対し、町税や使用料・手数料を減免したことに伴う減収及び災害救助法に基づく事業、災害応援事業等の応急対策に係る　財政需要に対して特別交付税の配分等に十分な財政的配慮をお願いします。

② 今後の災害復旧、復興対策等に対する支援（市町振興課）

今後の各種災害復旧事業、災害復興事業等に伴う町負担額や町単独施策に係る財政需要について、地方債の弾力的な運用や地方交付税措置等、十分な配慮をお願いします。

③ 高速道路の活用と管理（高速道路室）

今回、高速道路の通行規制や道路ネットワークの寸断により緊急車両の通行等に大きな支障を生じたことに鑑み、災害発生時に一律に通行規制をすることなく、災害対策を優先する観点から高速道路の管理基準を見直すなど柔軟な対応を図るとともに、災害に強い高速道路の機能向上に努めるようお願いします。

④ 公共施設修繕に対する支援（市町振興課）

佐用町本庁舎をはじめ公共施設の１階部分が浸水し、多大な被害を受けたため、公共施設の修繕に対して財政上の措置をお願いします。

３ 被災者の生活再建

(1) 災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用（社会援護課）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付制度について、据置期間の延長など弾力的な運用をお願いします。

(2) 介護保険料及び一部負担金等の減免に係る財政支援（医療保険課、高齢社会課）

被保険者に対する介護保険料、国民健康保険税及び居宅介護サービス費等の減免措置に対する支援を行うなど、減免措置に係る歳入額の減額分に対する財政支援をお願いします。

(3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理の弾力的運用（災害対策課）

現行の災害救助法では、住宅の応急修理は床上浸水による居室、炊事場、便所等の日常生活に不可欠な部分の損傷を対象としていないことなどから、被災地域の実情を考慮して対象範囲の拡大など弾力的な運用をお願いします。

(4) 住宅融資制度の拡充（住宅政策課）

住宅金融支援機構災害復興住宅融資制度について、今回の被災地における融資限度額の引き上げを行うようお願いします。

第２　災害義援金

１　義援金配分委員会設置の要綱

佐用町要綱第 28 号

佐用町平成 21 年台風第 9 号災害に係る義援金配分委員会設置要綱

（設　置）

第１条　平成 21 年台風第９号災害による被災者（以下「被災者」という。）の支援のための義援金（以下「義援金」という。）を配分するため、佐用町平成 21 年台風第９号災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、義援金の配分に関する事務を所掌する。

（組　織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　委員会に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　監事は、義援金の状況を監査する。

（会　議）

第４条　委員会は、会長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第５条　委員会の事務局は、災害復興対策室に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（会議の招集に関する特例）

２　この条例の施行の日以降最初に開かれる協議会は、第４条の規定にかかわらず、副町長が招集する。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、義援金の配分が終了した時点でその効力を失う。

別表(第３条関係)

選出団体名	役　職　名
佐用町役場	副町長
佐用町役場	理事
佐用町役場	会計管理者
佐用町議会	議長
佐用町議会	総務常任委員会委員長
龍野保健福祉事務所	調整参事
佐用町連合自治会	会長
佐用町民生委員会	会長
佐用町社会福祉協議会	会長

委　　嘱

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

あなたを　佐用町台風災害義援金配分委員会の委員に委嘱します。

年　　月　　日

佐用町長　○　○　○　○

１　佐用町平成 21 年台風第９号災害応急仮設住宅等の供与に関する規則

佐用町規則第 24 号

佐用町・平成 21 年台風第９号災害応急仮設住宅等の供与に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の適用を受けた平成 21 年台風第９号災害（以下「災害」という。）において、住宅を失った者又は被害を受けた住宅についての修理を行う者（以下「被災者」という。）に対し、居住のための応急仮設住宅等の供与を行い、もって居住の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（応急仮設住宅等の供与）

第２条　町長は、災害により住宅が全壊し、又は流失、床上浸水等により居住する住家がない者に対し、居住のための応急仮設住宅等を供与することができる。

（入居申込等）

第３条　前項に規定する被災者で、応急仮設住宅等への入居を希望する者（以下「申請者」という。）は、災害発生の日から、原則、２週間以内に、応急仮設住宅入居申込書（様式第１号。）を町長に提出するものとする。

２　入居期間を延長する場合は、前項の規定を準用する。この場合において、その申請は、期間満了日の１カ月前までに行わなければならない。

（審査及び決定等）

第４条　町長は、前条の応急仮設住宅入居申込書の提出があったときは、被災住宅の状況その他必要な事項を審査し、適正であると認める場合は、応急仮設住宅への入居を決定し、その申請者に応急仮設住宅等入居許可書（様式第２号）を交付するものとする。

２　入居期間を延長する場合は、前項の規定を準用する。

（応急仮設住宅等の供与期間等）

第５条　応急仮設住宅等の供与期間、規模及び費用の限度額、並びに管理及び処分は、法に基づく厚生省告示（平成 12 年厚生省告示第 144 号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」）に準ずるものとする。

（契約書）

第６条　第４条の入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、町と応急仮設住宅等使用貸借契約書（様式第３号）により、使用貸借契約を締結するものとする。

（民間住宅等の借上げ）

第７条　町長は、応急仮設住宅の設置によるもののほか、民間住宅等を借り上げて入居者に供与することができる。

（入居者の遵守事項）

第８条　入居者は、住宅を他の者に貸し、又はその権利を他の者に譲渡してはならない。

２　入居者は、町長の承認を得なければ住宅を模様替えし、又は増改築をしてはならない。

（使用料）
第９条　応急仮設住宅等の家賃及び敷金は、無料とする。

（入居の取消し等）
第 10 条　町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し退去を命ずることができる。
(1) この規則の規定に違反したとき。
(2) 応急仮設住宅等を、その目的以外の用途に使用したとき。
(3) 偽りその他不正な手段により入居許可を受けたとき。
２　前項の規定により退去を命ずる場合は、応急仮設住宅等退去命令書（様式第 4 号）により、入居者へ通知するものとする。
３　前項の退去命令を受けた入居者は、通知後、１週間以内に退去しなければならない。

（入居者の退去）
第 11 条　応急仮設住宅等を退去する者は、退去する５日前までに応急仮設住宅等退去届（様式第５号）を町長に提出するものとする。

（その他）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則
この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年台風第９号災害による被災者に適用する。

様式第１号（第３条関係）

応急仮設住宅入居申込書

私は、　　による被害により、居住できなくなったため、応急仮設住宅に入居したいので、下記のとおり申請します。なお、入居を受けた場合は、下記の条件を遵守します。

年　　月　　日

佐用町長　　様

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		男･女	生年月日	年　月　日（　　才）
現住所 （被災時の住所）	〒 佐用郡佐用町			
入居希望日	年　　月　　日			

	同居者氏名	続柄	生年月日
1			M・T S・H　　年　　月 日
2			M・T S・H　　年　　月 日
3			M・T S・H　　年　　月 日
4			M・T S・H　　年　　月 日
5			M・T S・H　　年　　月 日
6			M・T S・H　　年　　月 日

※ 条件

① 期間は、原則として２年間までとします。
② 家賃、敷金は無料とします。
③ 電気、ガス、水道等光熱水費、共益費は徴収します。
④ 退去に伴う補修費は免除します。
⑤ 申請書に虚偽の記入があったときは、退去していただく場合があります。

※　民間住宅等への入居にあっては、別に定める申込書に記入いただきます。
※　添付書類
　○　被災状況に係る報告書のほか、その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

応急仮設住宅等入居許可書

年　　月　　日

様

佐用町長　　印

年　　月　　日付をもって申込みのあった応急仮設住宅の入居については、次のとおり条件を附し、入居を許可します。

1. 住　宅　名		住宅番号	
2. 所　在　地			
3. 入居可能日	年　　月　　日		
4. 家　賃　額	無　料		
5. 敷　金　額	無　料		
6. 許可入居者数			

※　次の事項を入居許可の条件とします。

①　公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。

②　近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。

③　入居期間は、原則として１年間（　　年　　月　　日まで）とする。

④　電気、ガス、水道等光熱水費、その他生活に係る一切の費用は、入居者の負担とする。

⑤　退去に伴う補修費は、原則として免除する。

⑥　申請書に虚偽の記入があったときは、退去していただく場合がある。

⑦　住宅団地内において、犬、猫等のペットの飼育を行わないこと。

⑧　駐車場は、原則として１戸につき１台とする。

様式第３号（第６条関係）

応急仮設住宅等使用貸借契約書

佐用町（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり応急仮設住宅等使用貸借契約を締結する。

（使用物件）

第１条　甲は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき設置した次の応急仮設住宅等（以下「住宅」という。）を、乙に無償で使用させるものとし乙はこれを承諾する。

住　宅　名	所　在　地

（使用期間）

第２条　住宅の使用期間は、入居の日の　　年　月　日から　　年　月　日までとする。

（使用料等）

第３条　家賃、敷金、駐車場１台分の使用料は無料とする。ただし、電気、ガス、水道等光熱水費、その他生活に係る一切の費用は入居者の負担とする。

２　別表に掲げる修繕等に要する費用は、乙が負担する。

３　退去時の住宅の修繕に係る費用は、乙に故意又は過失がある場合には乙の負担とする。ただし、甲が認める場合は、この限りでない。

（ペット等）

第４条　住宅団地内において、犬、猫等のペットの飼育を行わないこと。

（入居者の保管義務）

第５条　乙は、住宅を善良な管理者の注意をもって管理し、正常な状態において維持しなければならない。

２　乙は、住宅を転貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡することはできない。

３　乙は、住宅の原状を変更し、又は住宅以外の目的に使用してはならない。

（入居者の情報）

第６条　乙が入居するにあたり、甲が生活支援するため所得及び健康状態等の必要な情報を公的機関より取得することに同意するものとする。

（損害賠償）

第７条　乙が故意又は過失によって住宅又は建具を滅失し若しくは損傷したときは、乙は、甲に損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、乙の負担において原状回復した場合は、この限りでない。

（住宅の明渡し）
第８条　乙は、住宅の使用を止めようとするときは、直ちに甲にその旨を届け出なければならない。

（返還命令）
第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に住宅の返還を命ずることができる。
(1) この契約の規定に違反したとき。
(2) 虚偽の申請があったとき。
(3) 正当な理由によらず、15 日以上住宅を使用しないとき。
(4) 住宅の保管に関する甲の指示又は命令に従わないとき。

（返還命令の損害）
第 10 条　前条の返還命令による乙が損害については、甲はその損害を補償しない。

（有益費等の請求権の放棄）
第 11 条　乙は、貸借物件に投じた改良のための有益費等その他の費用を請求できない。

（実地調査及び報告）
第 12 条　甲は、必要と認めるときは、その職員をして随時実地調査をし、その維持管理及び使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合において乙は、当該職員の立入検査を拒むことができない。

（疑義の決定）
第 13 条　この契約に関し、疑義のあるとき、その他住宅の使用について疑義を生じたときは、すべて甲の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、甲乙各自 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲　兵庫県
上記代理人　兵庫県佐用町
住　所　兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
氏　名　佐用町長

乙　被災者
住　所
氏　名

別表（第３条関係）

区　分	費　　用
修繕等に要する費 用	1　障子及びふすまの張替えに要する費用 2　ガラスのはめ替えに要する費用 3　畳の表替えに要する費用 4　建具の修繕及び建具に付属するかぎ等金物類の修繕及び取替えに要する費用 5　ぬれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6　壁の汚損箇所の塗替え要する費用 7　煙突及び便所の臭気抜きの修繕及び取替えに要する費用 8　下水道の取り口の修繕及びふたの取替えに要する費用 9　流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び付属金属類の取替えに要する費用 10　電球、反射傘、グローブ、スイッチ、コンセント、ソケット、ローゼット、コードペンダント、テレビ共聴システム室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び取替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 11　ガス栓の修繕及び取替に要する費用 12　給水栓の修繕及び取替えに要する費用 13　便器、手洗器及び洗面器に附属する金物類等の修繕及び取替えに要する費用 14　町が設置した風呂釜及び浴槽の修繕に要する費用 15　生け垣、さく、塀等の修繕及び物干しの取替えに要する費用 16　その他前各号に類する修繕等に要する費用
電気等の使用料	1　電気の使用料 2　ガスの使用料 3　上下水道の使用料 4　その他前３号に類するものの使用料
汚物等の処理に要する費用	1　配水管、汚水管、ためます、沈砂槽及び排水溝の消毒及び清掃に要する費用 2　し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用 3　その他前２号に類するものの処理に要する費用
共用附帯設備の使用に要する費用	1　共同附帯設備の使用に要する費用
共用施設の使用に要する費用	1　集会所の清掃に要する費用 2　その他共同施設の使用に要する費用
その他前各号に類する費用	1　その他町が別に定める費用

様式第４号（第 10 条関係）

応急仮設住宅等退去命令書

年　　月　　日

様

佐用町長

次の理由により、応急仮設住宅等から退去を命じますので、1 週間以内に退去ください。

【退去を命ずる理由】

佐用町・　　年　　災害応急仮設住宅等の供与に関する規則（　　年佐用町規則第　　号）第　　条第　　号の規定及び　　による。

事項

様式第５号（第 11 条関係）

応急仮設住宅等退去届

住宅名	
住 宅 番 号	
退去日	年　　月　　日
退去理由	１　住宅への移転 （ア 持ち家　イ 親族と同居　ウ その他） ２　賃貸住宅へ移転 （ア 県営　イ 市町村営　ウ その他の公的住宅 エ 民間） ３　その他（理由　　）
移転先	〒　　－ 住所 電話番号　（　　）　　－

私は、上記のとおり応急仮設住宅を退去します。

佐用町長　　様

年　　月　　日

入　居　者

住　所

氏　名

１　住家の応急修理実施要領

佐用町要領第２号

佐用町・平成 21 年台風第９号災害による住家の応急修理実施要領

（趣　旨）

第 1 条　この要領は、平成 21 年台風第９号災害（以下「平成 21 年災害」という。）に際して、災害救助法（昭和 28 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 23 条第 6 項に規定する災害に係る住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この要領による応急修理は、平成 21 年災害により住家に被害がある者（以下「被災者」という。）で、次に掲げる要件すべてを満たす世帯主を対象とする。

(1)　住家が大規模半壊又は半壊の被害を受けている者（全壊の場合は、　　修理を行えない程度の被害を受けた住家であり、この要領の対象外とする。）

(2)　応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者であって、次の事項に該当する者

①　世帯主（世帯）が、現に、避難所、車等での避難生活を送り、応急修理を行うことにより、被害を受けた住家での生活が可能となることが見込まれる者

②　住家が、浸水等により、炊事、排泄、入浴及び就寝するためのいずれかの箇所が損なわれており、当面の日常生活が困難な者で、応急修理を行うことより、被害を受けた住家で生活が可能となることが見込まれる者

③　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げ及び公営住宅の一時入居を含む。）を利用しない者

（応急修理の要件等）

第３条　応急修理は、法に基づくより緊急性の高い箇所であって、かつ佐用町における被害の実態及び生活環境を鑑み、台所、風呂、トイレ及び寝室の応急修理とし、該当箇所及びその要件は、別表のとおりとする。

（基準額等）

第４条　応急修理のための費用の基準額は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、１世帯あたり 520,000 円以内とする。ただし、同一住家に２世帯以上が居住している場合は、１世帯とみなすものとする。

２　住家の応急修理の費用は、修理箇所ごとに算出し、その合計額をもって基準額とする。

３　借家の応急修理は、法の生活の場を確保するという趣旨から、所有者の同意を得て、行うことができるものとする。この場合にあって、基準額等については、前２項の規定を適用する。

（応急修理実施業者等）

第５条　応急修理は、町が指定する業者（以下「指定業者」という。）が実施するものとする。

２　町は、応急修理に係る修理の手続、提出書類等を、指定業者に周知するものとするとともに、被災者へは、町の各相談所において応急修理の実施の概要を説明するものとする。

（応急修理の申請等）

第６条　応急修理を希望する被災者（以下「申請者」という。）は、町の相談所に応急修理実施申請書（様式第１号）に応急修理に係る指定業者の見積書を添え提出し、第２条、第３条及び第４条に規定する要件に係る審査を受けるものとする。

２　町は、前項の申請を審査し、適正であると認めるときは、その申請者に指定業者を紹介するとともに、応急修理の対象箇所を示した応急修理依頼書（様式第２号）を交付するものとする。

３　申請者は、指定業者に応急修理依頼書を渡し、修理を依頼するものとする。

（指定業者の応急修理等）

第７条　前条第３項の依頼を受けた指定業者は、町へ請書を提出し、応急修理依頼書に基づき応急修理を実施するものとする。

２　指定業者は、前項の応急修理が完了したときは、応急修理完了報告書（様式第３号）に応急修理完了写真等、必要な書類を添付の上、請求書とともに町へ提出するものとする。

（応急修理費用の支払い）

第８条　町は、前条第２項の応急修理完了報告書、請求書等の提出書類を審査し、適正であると認めるときは、指定業者に応急修理費用を支払うものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行し、平成21年台風第９号災害による被害に適用する。

別表（第３条関係）

該当箇所	応急修理の要件
台　所	○　破損した流し台の修理及び取替（横倒しになり破損、冷蔵庫が倒れて破損等した場合をいう。） ○　給排水部分の不良（詰まり等をいう。）箇所の修理 ○　電気、ガス及び吸排気の配管の修理 ○　浸水による床の破損（抜けている状態をいう。）箇所の修理
風　呂	○　浸水により故障したボイラー（温水器）の修理及び取替 ○　給排水部分の不良（詰まり等をいう。）箇所の修理
トイレ	○　破損した便器の修理及び取替（洗浄機能は除く。） ○　給排水部分の不良（詰まり等をいう。）箇所の修理 ○　浸水による床の破損（抜けている状態をいう。）箇所の修理
寝　室	○　平屋建てで、応急修理をしないと就寝できない場合の床等の修理（高齢者、要介護者、障害者等で、１階でしか就寝できない場合を含む。）

様式第１号（第６条関係）

応急修理実施申請書

年　　月　　日

佐用町長　　様

住　所　　佐用町　　番地

氏　名
（世帯主）
連絡先電話番号　　－

平成 21 年台風第９号災害により住家に被害（大規模半壊・半壊）を受けましたので、佐用町・平成 21 年台風第９号災害による住家の応急修理実施要領第６条の規定に基づき、次のとおり応急修理の実施を申請します。

１　応急修理を要する箇所
（応急修理を要する箇所すべてを○で囲んでください。）

台所　・　風呂　・　トイレ　・　寝室

２　希望する指定業者

住　所

指定業者名
（連絡先電話番号　　－　　―　　）

３　添付書類
(1)　指定業者の見積書
(2)　被害写真
(3)　その他町が指定する書類

	非該当箇所（修理）	応急修理該当費用
町審査欄		＊　その他見積書に明示 合計　　円

様式第２号（第６条関係）

応急修理依頼書

年　　月　　日

指定業者　　様

佐用町長

平成 21 年台風第９号災害により次の住家が被害（大規模半壊・半壊）を受けましたので、佐用町・平成 21 年台風第９号災害による住家の応急修理実施要領第６条第３項の規定に基づき、応急修理を依頼します。

なお、速やかに当該応急修理に係る請書を提出し、施工してください。

【応急修理を必要とする住家】

住　所　　佐用町　　番地

氏　名
（世帯主）
連絡先電話番号　　－

【応急修理箇所】

別紙のとおり（申請書・見積書の写しのとおり）

様式第３号（第７条関係）

応急修理完了報告書

年　　月　　日

佐用町長　　様

住　所

指定業者名
（連絡先電話番号　　－　　―　　）

平成 21 年台風第９号災害により被害（大規模半壊・半壊）を受けた次の住家の応急修理が完了しましたので、佐用町・平成 21 年台風第９号災害による住家の応急修理実施要領第７条第２項の規定に基づき、応急修理完了報告書に関係書類を添え提出します。

【添付書類】

１　応急修理箇所・費用明細書

２　応急修理箇所別完了写真

３　請求書（佐用町長宛とし、振込先明記のこと。）

１　佐用町台風第９号災害検証委員会条例

平成 21 年 12 月 11 日条例第 35 号

佐用町台風第９号災害検証委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、佐用町における平成 21 年台風第９号の豪雨による災害対策に関し、今後の災害対策の充実に向け、その検証を行うための委員会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、佐用町台風第９号災害検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、佐用町における平成 21 年台風第９号の豪雨による災害対策に関し、今後の災害対策の充実に向けて検証する。

（組織、委員等）

第４条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者から、町長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、平成 22 年７月 31 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（ワーキング部会）

第６条　委員長が必要と認めたときは、委員会のもとに、検証分野ごとのワーキング部会を置くことができる。

２　ワーキング部会の構成員は、委員長が選任する。

（会議）

第７条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、第４条及び第５条の規定にかかわらず、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）
第８条　委員会の事務局は、企画防災課とする。

（その他）
第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則
（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例は、平成 22 年７月 31 日限り、その効力を失う。
（会議の招集に関する特例）
３　この条例の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第７条第１項の規定にかかわらず、町長が召集する。
（佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
４　佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成 22 年３月 12 日条例第６号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 30 日条例第 19 号）
この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年６月 30 日条例第 33 号）
この条例は、公布の日から施行する。

平成 22 年８月１日廃止

１　佐用町災害復興計画検討委員会条例

平成 21 年 10 月６日条例第 32 号

佐用町災害復興計画検討委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、平成 21 年台風第９号の豪雨により、人的被害をはじめ、各所に甚大な被害を受け、想像を絶する未曾有の大惨事となったことに際し、この災害からの復興と災害に強く町民が安心して暮らせるまちを創造するため、災害復興計画の策定のための委員会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、佐用町災害復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、災害からの復興と災害に強く町民が安心して暮らせるまちの創造に関する計画策定について、必要な事項を検討する。

（組織、委員等）

第４条　委員会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者から、町長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　町議会議員

（３）　町の行政委員会の委員

（４）　公共的団体の役員

（５）　県の行政機関の職員

（６）　その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、佐用町災害復興計画策定の期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、第４条及び第５条の規定にかかわらず、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）
第７条　委員会の事務局は、佐用町災害対策復興室とする。

（その他）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（会議の招集に関する特例）
２　この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。
（佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 12 月 13 日廃止

平成19年　5月22日　作成
平成23年　5月24日　第1回修正
平成25年　6月　4日　第2回修正
平成27年11月26日　第3回修正
平成29年12月15日　第4回修正
令和　5年　2月27日　第5回修正
令和　7年　3月31日　第6回修正
令和　8年　3月31日　第7回修正

令和　8年　4月発行

作　成　佐用町防災会議
事務局　佐用町役場企画防災課防災対策室

〒679-5380　兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1
TEL　0790-82-0664
FAX　0790-82-0492